

ISSN 0285—8339

金 光 教 學

金光教教学研究所紀要

24

1984

金 光 教 教 学 研 究 所

金光教 学

—金光教教学研究紀要—

1984

No.24

布教史試論 (3)

—布教・繩張り考—

……藤尾 節昭……1

金光大神における食の教義

……岩本 徳雄……30

研究ノート

『お知らせ事覚帳』の執筆開始時点に関する考察

……藤井 潔……62

研究ノート

「昭和九・十年事件」と佐藤範雄

—佐藤範雄「日記」を中心として—

……上坂 隆雄……95

資料 金光大神事蹟集(→)…………… 145

昭和58年度研究論文概要…………… 167

紀要掲載論文検討会記録要旨…………… 174

教学研究会記録要旨…………… 178

彙報 — 昭和58.1.1~58.12.31 — …… 197

布教史試論 (三)

— 布教・繩張り考 —

藤 尾 節 昭

はじめに

備中国大谷村の金光大神の信心が、各地のご信心家達によって、その地に根をおろした。そのご信心家達は、信心の砦としての広前を設け、布教者へと転身し、世代を通して現代に信心を送り届けている。しかし、同一の根源、教祖から渡された天地金乃神の御徳は、布教者達の個性や土地柄によって、多様な現わされ方をした。また、時の政治状況や時代の精神によっても変化をみせている。

今日では、各教会の教会史や初代伝、教語が次々と刊行されている。これら刊行物の多くは、現在の教会の視座から描かれ、時として初代の威徳や教会展開の頌徳碑として働いているようにも思える。勿論、初代・二代の信心、道を伝える苦心等々をいたさないおし、今後の信心や教会・布教の展開に資するという刊行の基本的な願いは、頌徳碑であろうとも、決して失われるものではない。個々の願いにもとづいて刊行されている教会史や伝記を重ね合わせてみると、現在の信仰形式や常識を形づくっている諸要素の形成過程が浮び上がるのではなからうか。例えば、手続が形成される原初的な形態はどのようなものなのか、あるいは、教祖や四神の御理解はどのように語り伝えられたのか、布教公認の為

の神道金光教会の諸規定は布教上、教会設置にどのように影響しているのか等の問題が浮んでくる。

現在の信仰者が、受け継ぎつゝ保有している信仰の諸要素にメスを入れ、われわれ自身の信心を問い直していくことが、布教史研究の役割ではなからうか。直信や先覚諸師を理想的な信仰者、道の殉教者として描いたとしても、彼等の信仰の熱烈さも布教力も明らかにされたわけではない。彼等の信心や布教は、神徳を現わし、教えを語り、人間的な強さや弱さをあらわにし、そして向上しようとする欲望に満ちているように思える。

この論考では、布教と信仰上の門流の形成をみるため、大阪を中心とした近畿地方の布教の特徴を究明しようとするものである。ここに使用した資料の大半は、教会刊行の伝記や教会史及び近畿布教史編集室資料並びに同室との共同収集の資料である。また『金光教学』に掲載された布教史関係の諸論文を参考文献とした。

一、直信、先覚達

明治三年(七〇)の暮、岡山藩の米商人、五十三歳の白神新一郎は、十年來の眼病に、行灯の火をみわけ、晴眼のおかげをいただいた。翌年春に最初の『御道案内』を記し、請う人に頼った。白神は金乃神様の有難さを天下に知らしめるために、明治八年(七五)、商都大阪にのぼり教えを説いた。時節はまだ到来していなかった。ついに同十二年(八〇)春、コレラ流行の大阪へ再びのぼり、世界一統第一大氏神・天地大御神の神徳を難儀に苦しむ人々の身の上に現した。人々は広前に蝟集した。官憲は師に迫害を加えた。弟子達が輩出し、信心の道はいよいよ広がった。しかし、その中には道を誤った者もあったが……。白神は明治十五年(八三)四月、大阪に神として没した^①。その後には、教祖のご理解と『御道案内』そして何よりも人助け、布教への意欲と布教者達、多くの信徒が残された。白神の広前からは、弟子や篤信者が大阪をはじめ京都、兵庫で教祖のみ教えや靈験をのべ伝えていた。広前を設けた弟子達は非法法のままにか、あるいは、つて

を求めて神道の配下で布教に従っていたのである。この弟子達の中に近藤与三郎もいた。

近藤は明治十三年(一八八〇)二月、知人のすすめにより脳癆と妻の癩のゆえに、白神の広前に参詣し、全快のおかげをいただき、信心のありがたさを知らしめられた。その後、日々参詣してはみ教えを受け、それを唯一の楽しみとし、白神につきそうて教えを乞い、夜は遅くまでそばをはなれなかった。近藤は白神を師匠とした。師の命により、御夜拜日には、教祖の許へ参詣した折にいただいたみ教えや道中のおかげを、広前にあふれる参詣者に語っていた。そして、白神のすずめに従って、明治十五年(一八八二)一月(旧暦十四年十二月)難波の自宅で取次に専念する身となった。^②

京都では、田中庄吉が明治十五年(一八八二)二月(一説には十一月とも記されている)より、中野米次郎・セイが同年頃より自宅にて取次を始め、^③京都郊外の寺田村では、田畑五郎右衛門が、大阪への参詣のかたわら、求められるままに教祖のみ教えを取次いでいたのである。^④兵庫の地では、一寒村から神戸開港にともない港湾都市へとかわりつつあったなかに、生魚仲買商魚住半次郎が、明治十五年(一八八二)頃より、家業のかたわら、お道の信心を伝えていたのである。また和歌山の行商人井口市兵衛も、明治十四年(一八八二)腫物を患い、白神の広前に参詣、おかげいただき、教祖のもとへ参詣し、郷里をはじめ兵庫の行商の先で、み教えを取次いで信心をすすめていたのである。^⑤

大阪の地には、白神の布教以前に、笠岡金光大神(斎藤重右衛門)の広前に参詣した人々があり、白神と同じ頃、笠岡の弟子達が布教に従った形跡が認められる。^⑦大阪には国々の人達が商いで訪れたり、その地で職を得て商売に従ったであろう。このような人達の一人に、金物商を営む備中国笠岡出の酒井佐吉がいた。福嶋儀兵衛はこの酒井によって備中国大谷村の生神様の日柄方位や相性相剋についての教え、金神様のありがたいこと、そして七墓つく艱難物語を知らされた。明治二年(一八六七)七月、福嶋は酒井と同道して教祖広前に参詣した。その折、神より、「卯年の氏子、信心して神になれい」とのご神命をいただいた。その後は、年毎に教祖の広前に参詣し、ご理解をいただき、感激に胸打たれていた。福嶋が金神様を拜み、おかげをいただいていることを聞きつけた近所の人々が、拜んでくれと申し出るようになってき

た。明治七年頃より、商いのかたわら取次に従う身となった。金儀（福嶋の屋号）の金神様広前は、祭り日には参詣者であふれるようになった。官憲の取締りを免れるため、福嶋は大阪神道事務局教会講社所属の「正栄組」を作り、翌十五年（一八八四）五月「神道講社正栄組集会所」として公認を得たのである。^⑤

西三十三カ国には、笠岡の斎藤の広前と弟子達、そして、その流れをくむ者達が靈験を主軸として人助けを展開していた。一つの拠点は尾道地方であり、もう一つの拠点は岩国の近くの由宇であった。対岸の四国地方へも伝えられていた。尾道では商人の入信が相つき、経済力をもった布教が展開され、遠隔の地へも信心が飛火する可能性を秘めていた。尾道土堂町の米穀商藤井吉兵衛（北国屋大明神）は、周防国に布教の足場をつくり、唐樋常蔵等とともに、修験者と争い靈験を現わしつつ、難儀な人々を次々と信心の道へと導いていった。藤井は官憲の目を逃れつつ、明治五年（一八七四）周防国に三十日間の布教を展開したのを始め、同十五年（一八八四）頃までに数度の布教行脚を行った。周防国の布教者、「市乃弟子神宮出家宮」達の活躍により、信徒二万と称せられる程の勢いを呈し、彼等は神宮教の配下に金神組を設け、布教公認を得、各村々に講社を作り、盛んに巡回（講社）布教を展開していた。^⑥

大阪の地では、近藤と福嶋は別々に信心の道をたどり、明治十五年（一八八四）一月まで顔を合わせることはなかった。福嶋は、自宅の二階四畳半の部屋で取次を始めた近藤の噂を聞き、信心の真偽をたしかめるために、広前を訪ねた。時に福嶋五十二歳、近藤二十八歳であった。二人は意気投合し、今後のお道開きに互いに尽力せんことを誓い合ったのである。^⑦この二人の出合いから二月程のち、白神の身体は弱り、床に伏せた。師匠の病氣快復を願い看護に手を尽している近藤に、白神は死を目前にして、教祖広前がまだ公認されていないことについての懸念と東京布教の悲願を語った。近藤は師匠の懸念と悲願を受けとった。^⑧白神は、死んでも神という教祖の言葉どおりに逝った。立売堀の広前は、子息信吉（二代白神新一郎）に引き継がれた。しかし、信吉は明治十三年（一八八二）上阪、厚子屋を開き商人としての道を歩いてきたのであり、父の教績を継ぐに逡巡した。教祖は信吉に、親のあとは子が継ぐが当然、と決意を促した。信吉は手みくじや

理解のしかたに一抹の不安を残したまま後を受けた。立売堀の広前は一挙に淋しくなった。世話役達は、それぞれ独立し広前を設ける者もでき、信徒の中には、難波の広前に参る者もできてきた。しかし、日が経つにつれ、初代に劣らぬほどに、再び広前が賑ってきたのである。^⑬

難波の広前で布教に従っていた近藤は、明治十五年(一八八二)五月、突如、警察署に召喚され、違警罪の廉で十日間の拘留を受けた。この拘留を近藤は、神への今日までの罪科のお取払いとして受けとり、教祖のもとへ拘留のお礼参りをした。その時、教祖は藤守という名を授けた。^⑭近藤は新たに生まれかわった藤守として、一層布教への情熱をかきたてられたであろう。師匠の白神も、機に応じて病人の枕辺で教えを説いたように、近藤も人助けの情熱の余り、難渋している人々の家をめぐり、神を拜んでは教えを説き、時に遠隔の地へも信徒の要望に応じて拝みに歩いたのである。この間、広前のご用を、福嶋に頼むこともあったようである。^⑮

道広めの情念に駆られる近藤と「正直をこえて愚直」^⑯ともみえる二代白神との間柄がうまくいかなかったであろう。近藤の妻梅子は、この二人の間柄のことや出歩いての布教のことなど、思いあまって福嶋に相談をかけ、共に教祖の取次を乞うたこともあった。この時の教祖の理解が「この方の道は、唐傘一本で開くことができる」という教えであり、人をたのむな、信心して辛抱せよという言葉であった。^⑰これらの言葉で彼等の心は支えられたのである。

近藤の広前は、拘留を契機として、大阪神道事務局の吉本清逸の尽力により、明治十五年(一八八二)十月、事務局教会講社として認められ、十二月「大阪神道事務局教会付属正道講社」として認可され、近藤はその講社の世話係として布教に従ったのである。この頃のこととして、神道事務局への百円献金の話が伝えられている。^⑱この献金は財政的に苦しい事務局のなかでは、なかなか効きめのある鼻葉であったであろう。ために、近藤の手もとはいよいよ逼迫していった。まだ近藤は十分な財力は持っていなかった。

明治十六年(一八八三)十月、金光大神はなま身の取次を終えた。同年十一月、五十日祭が仕えられた。金光菟雄(山神)は、

教会創設の中心と立ち、金光宅吉(四神)は、取次の座に坐った。佐藤範雄は明治十五年(一八七四)八月より一派独立を心願し、教祖の膝下で「神誠・神訓」を拝記していた。この佐藤と父の教績を継いだ二代白神と東京布教の悲願を託された近藤は、金光萩雄をまじえて、それぞれ今後の道立ての任務を分担し合った。白神、近藤は教内において布教の拡張に、佐藤は教会創立にと。この協議の結果を受けて、大阪の地では、福嶋、近藤、白神の三者が協議し、立売堀の広前を中心にして、南は難波・近藤が、北は福嶋がそれぞれ志となって布教に力を注ぐことが取り交わされた。難波にさほど遠からぬ、高津十番地で広前を設けていた福嶋は、その年の暮、大阪の北、曾根崎絹笠町へと広前を移さざるをえなかった。こうして、大阪にたしかに三つの布教拠点が確立され、その布教の範囲が分轄された。

二、師匠・弟子と道立て

大阪神道事務局の正道講社に所属しつつ、近藤は師匠なきあと一層に道広めに専念していった。明治十八年(一八八五)六月、近藤は杉田政次郎に京都布教を命じた²⁰⁾。杉田が最初に金神様の信心の話を聞いたのは、金物商に奉公していた明治九年(一八七六)、十九才の時であった。白神の最初の大坂布教によって残された教えに、杉田は接したのである。この教えは、天と地の親神としての天地の神、方角日柄の吉凶を言わぬ神、一心に願えば出世繁昌させ、病難を免れさしてもらえるありがたい神様であるというものであった。この時から金神様を祀り、朝な夕な拝礼するようになったと杉田は語っている。杉田は、生来、信心深い人であったのであろう。明治十一年(一八七八)妻を娶り、独立して金物類の店を開いていた。明治十六年(一八八三)五月、妻の産後の肥立ちが悪く、初めて難波の広前に参り、取次を乞うた。近藤は、祈念中に手みくじをいただき、神へ無礼になっていることを教え、その無礼を詫びる十四日間(その次に二十日間)の日参を命じた。妻の病気全快のおかげをいただいた杉田は、「朝は朝参りし、夜は先生より教祖様のご理解を聞かしていただくのが何よりの

楽しみ」と一心の信心を続けた。時々金光四神のもとに参拝し、数々のご理解をいただき、楽しく、嬉しく信心の徳をつんだ。²³したがって、一家のくらしは、赤貧洗うがごとくになり、親族からは、金神狂いとして遠ざけられた。難波の広前や自宅では、親族や商いの関係からはなれ、教祖や四神のご理解を参拝者に取次ぎ、新たな信仰の関係を彼等ととりむすんでいった。杉田は血縁、利害の関係を主軸とする人間関係から、神信心を媒介とする関係へと入っていったのである。

杉田も近藤を師匠と仰いだ。これは近藤が初代白神を師匠と仰いだことと同じ性質の関係であろう。杉田にとっては、教祖の教えを語る近藤は、信心の師匠であり、神の意を取次ぐ者でもあった。ある時、杉田は、近藤とささいな事柄で口論になった。近藤も杉田も立腹した。この口論の顛末を妻に語った。妻は、

これはあなたがまちがっておりはしませんか。常日ごろ、あなたが私にも人にも話していられるのは、先生が信者をきつく叱られる時は、信者は決して怒ってはなりません。皆、神様が叱って下さるのだからと、つねづねいっておられるあなたが、怒るのは、大まちがいでありませんか。²⁴

と夫を諭すところがあった。この妻の言葉によって、杉田は、先生と信者、神と氏子との関係のあり方に気づかされるのである。師匠の言葉は、それが憤りの言葉であれ、その背後に神意がこめられているのである。師匠の一挙手一投足にみ教えを聞きとり、その言葉に信従しようとする弟子達は、師―弟という人間関係をこえて、神―氏子の関係を想定していたのである。信心が伝えられる道は師―弟、先生―信者の道の確立にあった。

真砂広前では、藤島新蔵が、次のように語っている。藤島が、明治二十六年（弘化）岸和田に布教に出る以前、まだ信徒総代時分の頃のこととして、広前の側壁に役員名札を掲げる許しを、師匠の福嶋に乞うた。師匠はその掲示を拒絶した。その理由は、名札を掲げれば、信者の間に自然と差別あつかいがでてくる、人間は等しく神の氏子である、この神の思

召しにそわぬことになるというものであった。しかし、藤島は、せっかく作った名札であるからと、師匠の留守中に掲げようとし、転落し、したたかに腰を打った。藤島は「師匠の言葉は、単なる人の言葉ではなく、神意神言である」と思い知らされたと言っている。この述懐にも、神の意を取次ぎ語る者としての師匠であり、その意に従うことが弟子として、氏子としての道であるということが示されているのではなからうか。師弟という関係が神と氏子という関係のなかでとらえられているのである。

杉田が回顧する高阪松之助の天津布教の事柄を考えてみよう。杉田は、天津に高阪を出社させ、道を立てる時の様子を次のように記している。天津の広前には、布教当初から、多くの人達が参拝した。そのなかで、

……なかなか金持の理屈屋が多いので……京都から妻や子を送り届けましたが、なかなか奥様やのとうさんやのぼっちゃんと言ってくれる者は一人もなく、奥様や子供達の不足ばかりいますので、私がいろいろ工夫いたしました。教会では高阪先生、奥様、ぼっちゃん、おじょうさんと、この敬いをさせるだけが一年かかっております。……ようやく天津に先生と信者との間柄を全うする道をつけたのです。

すると結構なもので、おいおい神様がにぎやかになり、先生にはそれだけの敬いがつき、神様を大切にすることがわかってきました。……これが即ち、道を立てるはじめてでありました。^②

右の一文は、先生と信者の間柄のありよう、いわば、肥かたぎの金神様と思えば、肥かたぎだけのおかげ、生神様と思えば、生神のおかげがいただけと同様、取次を敬い、神の言葉として受ける氏子の心のありようによって、おかげをいただく道が立っていくことを意味しているのである。また、逆に、取次である先生は、いわゆる先生風を吹かすことなく、弟子や氏子の身の上を、いかなる時にも祈りとおすことによって、敬いもつき、神と氏子の取次の道が貫かれると、杉田は考えているのである。^③

岩崎平治良の静岡布教の当初の事件を考えてみよう。八日市支所で信心を得、病氣全快のおかげをいただき、四神より布教の命を受け、近藤や杉田を師匠と仰いだ岩崎は、明治二十五年(乙巳)六月、静岡の地に単身布教した。この広前も参詣する人々は大いにおかげをいただいた。そのお札として神様に魚や菓子供えられるのみで、日々の生活の糧としての米もお金も供えられなかった。灯明の油やお神酒を買うにも事欠く程に手もとが不如意となり、岩崎は塩味のおからで命をつないでいた。折も折、郷里では一家が病にたおれ、末の子供ははしかで死んだ。岩崎は杉田に郷里への旅費を無心した。杉田からは旅費は送られてこず、一片のはがきに教え歌が記されたものが届けられた。岩崎は思わず腹を立て、師匠の非人情をなじった。神前にあぐらをかき、齒軋りしつゝ、ありったけの不足をならべた。その時、広前の天井はきしり、煙が一面に立ちこめた。この事態に岩崎は怖れ、前々よりの神への無礼を詫びた。

僅かの事より、師を恨むのみか、信仰と共に固めた心の誓を破りました。斯様の事では、将来命掛けの任務は果されません、何卒これまでのところ、お許し下さるよう^②に。

岩崎は神の臨在を感じ、怖れるとともに、神様のありがたき、尊さが限りなくわきいで、いよいよ命がけの布教に身をゆだねる心をかためた。この時、一人の信徒が参り合わせ、塩味のおからと泣きはらした顔を見つけれ、岩崎は事の一部始終を物語った。その信徒は、「毎日結構なおかげをいただきながら、さる事とも察しませず誠に御無礼をして居りました」と詫び、神様と取次への態度をかえていった。^③

岩崎のこの話は、基本的には、教師が人情に流され、進退極まったところに転換された心のありようが示されたものであろう。この心のありようとともに、先生・取次と信者との関係が、信心友達から、神と氏子との関係にかわり、道が立っていったことを意味しているのであろう。それは、杉田のいう「先生と信者の全うする道」が貫かれたことをも意味しているのであろう。

三、み教えとおかけ

金神さまと呼ばれた人達の布教は、周防国で活躍した市乃弟子達にみられるように、祈念力や不思議と見えるおかけをあらわし、人心を驚かしめ、神の救いにあずからしめるところに特徴の一端を伺い得る。布教者達は金神祈祷者の一面を持っていた。白神や近藤も、手みくじをいたただき、神の意を願主に取次ぐ金神様でもあった。しかし、彼等は、祈念のみを布教の基軸とはしなかった。広前ではお道案内やみ教えが語られていた。先覚諸師の布教もおかけをあらわすという一面を持ちつゝ、神恩の尊さ、教祖の道開きの艱難の物語、信心の筋合いが語られていたのである。

初代白神の教子であったが、師の没後、難波の広前に参詣していた田畑五郎右衛門は、大阪への道中、信心の話を乞われるまゝに語っていたのである。田畑が語るお道の信心について、畑徳三郎は、後年、入信当時を回顧して次のように語っている。明治十六年(一八八五)正月以来、畑は生来の病弱に加え、慢性脊髄炎を患い、病床の人となっていた。

その話(田畑のお道案内)を聞いて、私の気に入ったことが三つありました。その一は、この道は方位方角、日の吉凶をいはぬといふ事、その二は、加持祈祷禁厭といふやうなことをせぬ事で、その三は、精進や物忌み物断などするに及ばぬといふことでありました。^⑧

田畑は、本教の信心の教義の一端をお道案内として、才知にたけた十七才の青年に語ったのである。田畑は、明治十六年(一八八五)の晩秋より、自村の京都郊外の寺田村で取次に従うべく近藤に命じられたとも伝えられている。その布教はおかけ信心の側面をみせ、大いに教勢をあげたとも伝えられている。^⑨白神没後、田畑と同様な信仰の経路をたどった人も若干いたように思われる。

杉田が京都布教に出立するもとは、難波広前の信者、嵐吉三郎(伊丹屋、本名佐野橋三郎)が、

……京都は金神さん拜む人がありますが、この結構なる天地のお話なり、金光様のありがたいことを話す人はありません。……参拜すると、金神様に御膳を供え、講を持ってほしいとか、一向にありがたいことはありません。⁵³

と近藤や杉田に訴えたことであつた。京都鳥原を布教地と定めた杉田は「金神さんを拜む」既存の布教者達と布教地や布教の方法をめぐる軋轢をおこした。初代白神の教子であり、御金神社の蹟を受けて布教に従つていた芦田道之助は、鳥原広前の京都神道事務局所属にかかわつて、布教圏である祇園新地での布教を差し止め、自分の命令に従うことを強要した。更に、京都で布教するならば、京都の風に従つて道を広めよとも要請した。⁵⁴

……それにあなたに聞けば、神様の御神体をむやみにほり出しなさるが、私等の教会では、そうやすやすとお剣先を渡しません。……又、毎月説教日には、私等の方は神様の御膳料を受取つて、それで神様の御膳を供え、黒い札にごふんで供えた人の名前を書いて御膳にそえ、またその御膳料で教会の維持を立てる……私等の仲間になつてお聞きなさい。

と芦田他主だった先生と大阪の広田平六は忠告した。この忠告に答えて、杉田は次のように語つた。

……大変なまぢがいじゃありませんか。私は大阪から金光大神の御理解なり天地金乃神の結構なことを人に聞かせにきたのです。……お剣先を家にまつて、どんだん人を助ける人ができませんでした。それは好むところです。……人に説教して聞かしたり、教会長という顔してござるのがまぢごうてはおりはしませんか。ちと、これから鳥原へ金光大神の御理解をお聞きにおいでなさい。⁵⁵

ここには、芦田の京都風の布教方途と杉田のみ教えを伝える布教とが争っている様子が示されている。前述の御金神社は、初代白神の教子であり、後に「天心講」に転じた田中庄吉によって、明治十六年(1883)十月、京都府知事より認可さ

れた社である。芦田は、そのあとを受けて、御金教会を結成し布教に従事したのであろう。この神社は一時期なかなかの教勢をあげたと伝えられている。^⑤ 芦田の道の伝え方は、既存の宗派の配下で布教公認を得る以外ない状況下でみだされた方法であった。御膳料を信徒より徴収し、広前を維持する布教方法は、やはり金光大神の道の伝え方とは異質なものになっていったと云わざるをえない。今日では、その神社が当時の布教の名残りを伝えるのみである。

高阪は、近所の手八丁口八丁の我俣気俣な「老婆が改心の結果、かく迄善人になりしは全く教えによるものなれば、いかよなるみ教えか、まったく結構なるみ教と悟り」島原の広前に詣でたのである。高阪は信心の進むに従い、難波の広前にも参詣し、近藤の話聞くうち、

……その中にも生神教祖様のご辛苦、かつ信者及び氏子一統のために我身をもいとわず御身の修行お心のご苦勞の次第順々に承り、何とも得知れぬ感にうたれ、有難涙にくれ、いよいよ信心に進みたく……^⑥

と記している。高阪の入信は、己が身の上のおかげではなく、近所の老婆を改心させていくみ教えに注目したことに始まる。結構なるみ教えや教祖の物語に涙し、自分も人を助ける身にならん事を願ったのである。その後、杉田の門下で、日夜、神理研究に没頭し、街角で難儀している人々を救い、おかげをあらわし、神の臨在を実感していったのである。^⑦

明治十九年(一八八六)九月、杉田は高阪に布教を命じた。高阪は「自分このたびのおかげは、私事にあらず、神様の命令と喜びお受けいたす決心」をして、家内中で水さかずきをくみ、朝まだき鐘の音とともに東国への道を踏み出したのである。大津にて知人に会い、お道布教の意図と「わが道のみ教え、かつ大神様の有難く結構なるご神徳の尊き」ことを語り、大津の地に留められ、その地に布教の腰をおろしたのである。^⑧

高阪はまた明治二十四年(一八九一)十二月、近藤の意向を受け、中国九州方面の布教開拓の旅に出立した。この旅は、同年

の夏の頃、

九州には桂氏お道ご熱心の方なれど、一人にては手もまわらず、お前の出社が山口県山口市に山川治三郎氏が布教いたしておられるゆえ、山口へ行き、中国九州方面にて神様のお開き下さる御地を布教いたし、お道開きができたなら教師を送るべし……^④

との近藤の要請を受けてのものであった。高阪は四神のもとに参詣し、「すぐ行け」との命に、呉、久賀、山口、博多、広島へと歩を進めた。呉では、大津広前の信者で、商用で前々より当地に寄留していた平野を訪ね、再会を楽しみ、同氏が平素よりお道のみ教えを語っていた七・八名の人に「教祖の有難きみ教え、大神様のお恵み下されお助け下さるご神徳の順々、尊き神理のみ教えの数々」を語り、彼等の教会所設立の要望を聞き受けたのである。次いで、山口県大幡郡久賀村へとめぐった。この地には、唐樋常蔵ら周防国の金神達によって、明治の十年代には相当地に布教が展開されていた。高阪は、久賀の郷里で転職し、醬油商を営みつつ、み教えを伝えていた福田亀吉を訪ねた。以前、福田が土木請負を業とし、各地の工事現場をめぐっていた頃、三井寺下疏水隧道の工事を請負い、福田組二百人と共に大津を訪れたことがあった。その工事中に隧道が崩れ、人夫六十五人が閉じこめられた。福田は郷里の久賀でお道の信心を得ていたところから、大津広前に参詣し、ご祈念を願ひ、無事全員救出のおかげをいただいた。この縁故によって、福田は高阪の来訪を喜んだ。高阪は、今後とも道伝えのご用に従うならば、広前設置等の手続をとりはからうことを約した。

次いで山口の山川治三郎担当の広前を訪ねた。ここにはすでに百四、五十名程の信徒が参詣していた。この地は、方位方角や鬼門金神の祟りを恐れるところであった。高阪は、金神は鬼門方角にいる神ではなく、天地を司る金の神であり、天と地の恵みにより万物を造り下さる神様であると語り、教祖の艱難の物語を説いたのである。この広前を、元大津広前の世話係の森川万助に託し、山川、二宮光蔵、益田勇吉と共に筑前博多を訪れた。川向の町、福岡城下では、明治二十三年(一八九〇)三月より桂松平門下の吉木栄蔵が布教を始め、翌二十四年(一八九一)八月には神道金光教会第九番教区福岡組

講社事務所の認可を得ていた^①。博多の町では、高阪一行は、山口広前の信者、市川に出会い、同氏を手がかりに布教を展開した。高阪は市川の知人三、四人にお道案内より説き、教祖のみ教えを取次いだのである。彼等は次々に知人を導き、二、三日のうちに二十名程が参集するようになった。高阪は所轄警察署に布教の旨を届け、この地を山川に託した。広島では、同行の益田の知人を訪ね、お道のみ教えの筋竹を簡単に語り、布教の手はじめとした。家を借り受けた高阪は、同行の二人に命じて、本教信徒を証する講札をかけている家をめぐり、七、八名を集めさせた。その場で布教の意を告げ、み教えや金の神様のおかげの結構なる次第を物語った。彼等は喜んで布教に尽力することを誓った。二宮が広島に残った^②。

以上みてきたように、高阪の入信の動機なり、知人を訪ねての布教の行脚には、不思議を思わせるおかげはあらわされなかった。ここでは、教祖のみ教えや艱難の物語、金の神の恩恵と信心の筋合いが説かれたのである。これらの説教に人々は肺腑をえぐられたのであろう。教えは聴く者をして、神の恵みの有難さに気づかしめ、おかげ話は神やみ教えの真実なることの証となったのであろう。布教者達の多くは、入信から布教者へと転身する過程で、一時期、世間の眼からすれば、金神狂いのありさまを示している。この時期は、師匠が語る教祖物語やそのご理解、そして師匠のみ教えを聴くことを唯一の楽しみとして広前に詰めるのである。彼等は、この狂いを通じて教祖物語や教えを腹に納めていった。教えは人々を狂わす程の力をもっているのである。

明治二十一年(乙未)六月以降、大場吉太郎、桂松平と難波広前で共に修行していた頃のこととして、沢井は次のように語っている。沢井は近藤が留守中の結果のご用にあたっていた。沢井は結果の机のひきだしに教祖のみ教えを記した帳面を発見した。沢井は「これはぜひとも写しておかねばならぬ、と全部写し取って、その日の年月日まで記し」たのである。筆写したみ教えを、杉原功に送った。杉原は、明治十七年(丁卯)八月、近藤の命により、港町へとかわっていく神戸にて布教に従っていた。杉原は早速、み教えの筆写送付のお礼を言うために難波に参詣した。教祖のみ教えは、それ

ほどに貴重なものであった。沢井の筆写を近藤はきつくとがめたが、心に書きつけられたみ教えはいかんともし難かった。しかし、近藤は覚えたみ教えを参詣者に語ることを禁じた。⁴⁴ 教祖のみ教えは、布教者にとっては、金科玉条であった。教祖や四神のご理解集は、布教者達の手によって自然と形成されていった。集められた教語類は、次々と筆写され、信心の糧となって流布されていった。筆写本については、藤井論文⁴⁵に詳しい研究成果が報告されているので、この小稿では略すこととする。

筆写や教話中のみ教えの記帳の風潮は、一面で信心の宣布には有効な働きをしたであろうが、他面では、み教えの偏重のあまり、知的関心の対象、説教のたねとして、ひねったり、堅ぐるしく解説したりする信心実践上の問題をかもし出してもいたのである。四神は、金光大神のみ教えを守れ、言われたとおりを伝えればよいと理解している。神誠十二カ条については、一カ条一カ条を守り、書いたものを反古にせよ、とも語っている。四神にとっては、職業としての布教者、み教えをもてあそぶものは、教祖の胸に刃を打ち込む者、教祖殺しとみえたのであろう。⁴⁶

四、展開と覇権

信心を伝える者と伝えられる者との間に、師匠―弟子という関係が生まれた。人倫の道としての師弟は、師の布教力を凌駕したとしても、師に対しては常に弟子としての礼をとることが要請される。⁴⁷ 信心の上では二節でみたように、師匠は神の言葉を語り、弟子は言葉を受ける関係が生まれた。師匠―弟子(師匠)―弟子という連鎖の図式のなかで、門流は育ったのである。この門流の形成は、近畿の地のみならず、関東、九州の地にも形成され、布教の縄張り、覇を争ったのである。⁴⁸ この門流の形成は、神道金光教会の創設、出社結収の手続と無縁ではない。明治十八年(一八八五)六月、神道金光教会規約が神道管長及び岡山県令によって認可された。布教拡張の意欲は布教管理の手続上にも表現されている。

門流形成を助長する一つの要因は左のように規定された。

第十六条 一府県或ハ一国ヲ分掌スル所ヲ称シテ神道金光教会（地名）分教会所トシ、一郡区或ハ一町村ヲ分掌スル所ヲ称シテ神道金光教会（地名）支教会所トス

第十八条 本部教会ニ教会長ヲ置キ、地方分支教会所ニ分支教会長ヲ置キテ、教務ヲ統理ス

この規定を受けて、神道金光教会講社結収手續大意には、

第八条 分教会所ヲ分テ二等トス第一等ハ府県下ニ一カ所 第二等ハ一国ニ一カ所 但 第一等分教会所ヲ開設セントスル輩ハ八

百戸講社ヲ結合スヘシ 第二等ハ五百戸講社ヲ結合スヘシ

第十二条 分教会所ハ甲乙氏本部直轄 支教会ハ分教会ヲ經由スヘシ 又第二等支教会ハ第一等支教会ヲ經由スヘシ

と規定している。明治二十一年（八〇）改定の条規に、分支教会所長の職権を左のとおり規定した。

第四十五条 分支教会長ハ、教会長ノ命ヲ受ケ、其所轄部内ノ布教上一切ノ事務ヲ統理シ、部内信徒ヲ奨励シ、職員進退黜陟ヲ教会長ニ具状スルノ權ヲ有ス

右の諸規定は神道本局の教規に抵触しない範囲で規定されねばならなかったのは当然である。各地の本教の分支教会所は、神道の所轄事務分局の配下に設立されねばならぬこととなり、分教会所は金光教会としての各地の教務の中枢をなすことになった。分教会所が設置された府県下では、その所轄内に布教するには、その分教会所の手続を経なければならなかった。

分教会所設置の要件は、一府県一国に一カ所、一等分教会所は講社八百戸、二等は五百戸という地域割と信徒保有数

である。分支教会長の権限は、所轄内の教務統理である。一等分教会所長は、八百戸の信徒と府県下の教務統理の権限——布教地選定、教師進退黜陟の具申——を有した。信徒数の多い教会所が布教管理にあつたのである。教勢の力と教務統理権が一人の分所長に握られる仕組ができたのである。

神道金光教会本部が創設され、講社結収手続大意に則つて、岡山県下をはじめ各地の広前が金光教会の分支教会所として設置されていった。近畿一円にも出社結収の運動が展開されるはずであった。白神、近藤の兩名が大阪府下実施担当にあたり、出社を結収しようとした。しかし、立売堀の広前と難波の広前を同じように分所として認めることは規則の上ではできなかった。大阪神道事務分局と白神、近藤は協議した。その結果、白神が大阪府下の実施担当に指命された。明治十九年(一八八八)一月、大阪分教会所が認可された。同年末までに支教会所として認可されたのは、京都に三カ所、大阪に一カ所、兵庫に一カ所にすぎなかった。近畿一円の出社結収は遅々として進まなかった。ようやく明治二十年(一八八九)六月より七月にかけて、佐藤範雄は教長金光萩雄の代理として、白神、近藤と協力しつつ、兵庫、大阪、京都、滋賀の各府県下の出社を結収していった。なかには結収に応じなかった布教者達もいたのである。^⑤

明治二十年(一八八九)九月、難波第二等分教会所が認可された。大阪府下において二つの分教会所が設置された。各地の支教会所の設置手続は、難波分教会所にもとり運ぶことができるようになった。その最初は、真砂支教会所の認可手続であった。^⑥大阪、難波の両分教会所は、それぞれの門下の出社を自由に設置手続し得るようになった。規約第十六条は分支教会所の布教管理区域を示すものである。この規約の解釈によるのか、後任の布教者は既存の所轄分支教会所の布教了承をとりつける必要が生じてきたようである。

布教者達は、布教の勢力範囲としての縄張り、管理区域をもっていた。前述のように、杉田が京都神道事務分局への所屬手続を芦田に依頼した時、芦田は、(一)祇園新地に教会所を設けぬこと、(二)いかなる事も自分の教会の命令に従うこと、という二つの条件のもとに手続を了承したのである。第(一)の条件は、信徒をとられまいとする芦田の懸念より、第

(二)の条件は、自分の教会の勢力拡張をねらったものである。このことは布教者の縄張り意識と権勢の意欲とが、教会設置の手續の上にあらわれてきたことを意味している。この二つの意欲は、布教者にとって、ごく自然なことのようと思われる。この縄張りと権勢の意欲が分支教会所長に与えられた布教管理と結び合ったとき、他の門流の布教者達への布教妨害をひきおこしてきたのである。布教妨害も縄張りと権勢という布教意欲からすれば、自然な事柄でもある。この布教妨害について、四神は布教の行きすぎを戒めはしたが、権勢を求める欲望をおしとどめようはなかった。

難波の広前からは、神戸に杉原、京都に杉田、名古屋に虎谷、東京に畑、和歌山に沢井、高知に道願、出社の島原からは、大津に高阪、亀岡に大橋、函館に矢代、静岡に岩崎が布教に従った。藤守組は、明治二十五年(一八九二)頃までには、全国の枢要の地に布教拠点確保していったのである。藤守組は難波広前を中核とした強力な布教軍団を形成していった。

大阪においては、難波分所は、共に道開きに尽力せんことを誓い合った福嶋の門流の布教について、分所長の権限を發揮し、横車を押した。勿論、真砂支所は難波分所の手続を経るものであり、同分所の管轄下にあり、その意向に従う立場にあるものであったが……。事件の一端を記してみよう。

野村正治郎(真砂広前の信徒)は……明治廿一年末、天満橋北詰に民家を借りうけ、神の広前を設け、正栄講社天満集会所を開いた。翌廿二年の秋、正治郎は儀兵衛に乞うて儀助(二十九才・儀兵衛子息)を迎え、教会設置の手続をとった。ところが難波分所の反発に遭い、その折衝はかばかしく進まず、心を苦しめていた。しかるに翌廿三年初夏、同分所の手続を以て森田菊松により天満支所が、集会所にほど近い天満宮の北に設置され、同八月一日公認を得た。野村正治郎、加藤与兵衛ら、心穏やかならず、分所に対して、当方をさしおいての処置をただし、当方の手続を速やかに取り運ぶようお願いした。しかし、分所からは、却って許しなくして集会所を開いたとしてその責を問い、厳しく集会所閉鎖を命じた。野村たちはいよいよ憤慨し、儀兵衛の慰留するのを押しきって、教会本部へ事の仔細を具して善処方を要請するに至った。そのことを聞知した分所は、直ちに「手続を無視して本部へ直願した」との理由

をもって、藤守組より破門する通告状をよこした。⁵⁵⁾

その後、難波分所は、破門状をとりさげ陳謝した。しかし、正栄組天満集会所は分所の命により閉鎖された。この集会所の開設手続は布教取締りにあたる分所の手続を経なければならぬのは当然である。しかし、布教管理と分所の出社としての天満支所の設置とは性質の異なるものではなからうか。真砂広前は、その成立過程から言って、決して布教集団としての藤守組に所属するものではないであろう。布教集団としての藤守組と分所の布教管理とが混用されている当時の分所の姿が浮んでくるように思える。布教拡張と分所長の統理権とが一枚岩になっているところに、当時の規約の基本精神があったのである。

真砂広前の平尾恒次郎は、在所の玉造村で、明治二十一年(乙未)一月より取次に従っていた。平尾は教師へのとりたてを願った。

……教師補任の手続容易にかなえられず、恒次郎は真砂広前参拜後、難波広前にも日参して、その願いの聞き届けられる日を持った。明治廿二年三月十九日付をもって、正栄組の講社係りになるだけならば、ということでも漸く教師補任手続がとられ、……同月廿八日 神道管長より教導職試験の許を得……教会設置の手続に及ばず、内々にて布教に従う外なかった。……明治廿四年、難波分所の意に従うという条件をもって、八月十五日「神道金光教会第九十三番教区玉造組講社事務所」として、その設置手続がとられ……大今里、東成方面の難波広前に参る信徒達の布教妨害を受けた。⁵⁶⁾

この一文は、分所が真砂の門流の者の布教資格について裁定し、講社設置には分所の意向に従うことを条件として認可したことを示している。分所の教務統理は徹底されねばならない。しかし、右の条件が藤守組への編入を意図するものであるならば、それは他の流れの勢力をそぎとり、藤守組の勢力を拡大しようとする意図を示すものである。さらに門流意識は信徒層をもまきこんでいたのである。

同様な例がある。真砂の大林文蔵が、但馬の美方郡福岡村で、明治二十四年(癸卯)春、真砂支所出張所の名目で取次に従った。大林は里人の中傷の中にも道を立て、続いて説教所開設の手續をとった。難波分所は、藤守組説教所として進達した。明治二十六年(乙未)九月に説教所は認可された。この出来事も藤守組の拡張策の一端を物語っている。

大阪府下の岸和田説教所は、真砂支所の教師、藤島新蔵によって開かれた。藤島は明治二十五年(乙未)三月に教職を得、金光四神より金沢、長崎への布教の神命をいただきつゝも、なお家族の同意が得られぬまゝに打ち過ぎていた。

明治廿六年になって、家内も心定まり、御用に立つ気になった。野村、大久保の斡旋もあって、大阪府岸和田町に布教地を求めた。……幸いに同町並松の浄円寺筋西原某の持家を借り受けることができた。五月その開所手續を難波分所に提出したが、同地は既に同分所の八木栄太郎の布教予定地である故をもって、認め難いとのことであった。

難波分所は藤守組の新たな布教地の確保と他派の力をたたくため、教務統理の権限を存分に發揮した。明治二十四、五年頃には、難波分所と真砂支所との間には険悪な空気が流れていた。しかし、この頃、前述のように、藤守組は全国の主要な地に出社を出しつゝあったのである。この勢いをかって、近藤は大阪の高阪を中国・九州へと派遣し、布教拠点の確保を試みていった。近藤は各地の出社をめぐっては、出社達の信心姿勢をただし、藤守組を一層ひきしめていった。

難波分所の勢力拡張の副作用は、藤守組の内部から生じた。手續の支所や説教所にとっては、分所は教務の中核であり、信仰的には一門の家元であった。分所は教務と信仰の両面の力をもっていた。しかし、「分所を素通りして、その管下の支所・講社の者らが、御本社に参拝することは、手續を無視する行為であるとさえ批難される」状況をかもしだしていた。分所は出社達の自由な行動を規制していた。所轄の支所・講社、教師の数が年々に増加し、手續をとる事務も増え、教務統理も問題をもってきたのであろう。近藤は特に藤守組のたがをひきしめ、出社達の信心のありように厳しく眼をそゞぎ、多くの参詣者の面前で参詣した出社達を叱責しつつ教導を行っていた。この教導のあり方に出社達

は、明治二十二・三年頃から問題を感じていたのである。ついに、その問題は明治二十六年(五七)に至って、藤守組の幹部六名(畑、大場、杉田、西村、沢井、高阪)の免職覚悟の嘆願——難波分所手続各支所及事務所の本部直轄扱い——となつて現われた。^⑧分所長近藤もこの嘆願の旨を了解し、大阪府下以外の手続支所、事務所の事務は各自直接に本部と折衝せよという通牒^⑨が、明治二十六年五月、分所長名で発せられた。

本部においては直接扱いにするについて、次のような方針を訓示したのである。

○乳児ノ離ラ虫子ニセナイ様ニ養育致積デアル、其養育ノ方法ニ至テハ或ハセンブリヲ吞セ或ハ鍼灸ヲナシツツ育ツル方針デアル就テハ近藤教正ニ是迄諸君ガシカラレタ其恩ヲ始テ知ル処ニナルデアロウト思ウ

○…啓…

○決シテ是迄近藤教正ガ熱心ニ仕掛タ運動ヲ水泡ニハセヌ積デアル^⑩

難波分所が事務を取扱つて来た以上に厳しく扱うことを藤守組の一同に申し渡したのである。藤守組はこの事件以降一層に展開をみせる。分所長近藤は、この事件か、次に述べる魚住事件の責をとつてか、この年分所長を免職になったのである。

藤守組と他の門流との勢力争いの最たる出来事は、明治二十七年(五八)八月、姫路支所長であった魚住半次郎とその一門によって「天地教会」の創設を結果する一連の過程である。この事件の詳細は、まだ十分に明らかにされていないが、そのあらましを追ってみよう。

魚住は、嘉永五年(一五)五月播磨国上川原村に父円尾佐次右衛門の次男として出生、のち、兵庫の雜穀商に奉公、年若くして番頭となった。

明治十一年大患を患い、店の出入商人の大阪の平井寛蔵の妻エンの手引で入信、明治十二年、初代白神師来阪後、足しげく参拜し、

人々に道を説いた。十五年、兵庫港町の生魚仲買商魚住家の養子となり商いのかたわら布教に従い、多数の信者を擁した。十九年、松尾源次郎師が兵庫で布教を始め、二十一年川崎支所を設立したとき、世話係りとして名を連ねている。この夏、再び大患にかかり、おかげを頂いてからは、教導職となり、港町で布教に専念した。二代白神の命で、二十二年姫路に布教し、同年姫路支所を設立、翌年、的形に講社、翌々年曾根支所を設立した。

近畿布教史編集室の調査は次のようなことを明らかにした。

明治二十六年三月、二代白神の命により、妻に姫路支所の布教をまかせ、上京、浅草区馬道町四丁目、加山梅太郎方にて布教、教勢をあげ、説教所設置願を提出、始めて教師免職されたことを知る。この教師免職は難波分所長より神道本局に直送、神道本局より神道金光教会本部に通達され、二代白神はもとより、佐藤範雄も通知を受けて始めて知る。

明治二十七年(一八九六)十月、魚住は姫路支所の解散届を提出、御金教会長芦田道之助の手続にて大成教に属し、天地教会を創設した^⑤。その教勢は、明治二十二年、一六三講社、二十三年、二六講社、年月不明も加えらると、二十四年頃までに一九二講社を数える程であった。魚住の弟子、中村マスについては「兵庫県印南郡曾根村に布教し、明治二十五年五月に(曾根支所は)認可された。教勢があまり加古川及び高砂方面まで教線がのび、特に講社を設置」と報告されている。明治二十三年・四年までに、一二七戸の講社を数えた。

姫路の地は、明治二十一年(一八八八)沢井が、近藤に無断で布教しかかったが、分所から呼びもどされ、そのままに放置されていた要衝の地であった。近藤は、明治二十四年(一九〇三)頃、沢井を姫路に送り、魚住組の動静を内偵させた。その頃、魚住と中村との間柄を中傷するうわさが流されたと伝えられている。藤守組は西国への突破口をさがしたのである。

明治二十五年(一九〇四)五月、藤守組の神戸支所所属教師竹部真が、姫路市野里大野町、藤本磯吉方の裏座敷を借り受けて、神戸支所講社事務所の名目で布教を開始した。信徒が増えるに従い、移転し、明治二十六年(一九一〇)一月に説教所設立願を

提出、翌年一月に認可された。竹部は、明治二十一年(八八)一月、神戸の広前で入信、同年八月に教導職試補を取得していた。^⑧この竹部の姫路布教は、藤守組の拡張策の一環であった。

白神の門流も、明治十七年(八四)七月より、明石の自宅で専ら取次に従い、遠近より多くの参詣者を集め、その故に、他宗と官憲に圧迫を受けていた松尾源次郎を、同十九年(八六)六月、井口市兵衛も布教していた兵庫の地へと移し、^⑨教勢の拡大と定着をはかった。次いで、白神は明治二十一年(八八)暮より専ら取次に従っていた魚住を姫路へとさしむけたのである。この縄張りに藤守組が竹部を送ったのであるから、両分所のあいだに争いが生じたのも無理からぬことであろう。明治二十六年(九三)三月、再び白神は、着々と教勢をあげていた魚住を、藤守組の関東の布教拠点、東京へとさしむけたのである。

……白神師曰く「実は東京に於て近藤師の一派が盛んに布教して居る。それで私の部下からも東都に布教させようと思ひ、既に上京させた者もあるが、何分広い原野に一丁の鎌をたよりに挑む様なものであるから、その苦勞に耐えず、一面競争に打ち負けて帰ってくる有様である。そこで貴下ならば必ずやり遂げてくれるであろうと思ふ。御苦勞だが東都に吾道を拡げて欲しい。」^⑩

この願ひを受けて、魚住は軌道に乗りかけた姫路布教を妻や弟子達に任せ、単身東京へ出立した。明治二十七年(九四)二月、魚住は大分分所を経由して、本部に東京派出願を提出した。しかし、

本願ハ目下東京地方へハ新ニ講師派出ノ必要ヲ不見、且本人ハ諭示免職ノ者ニ候得者暫時ハ謹心有ルベキノ処却テ免職ヲ榮転ノ如ク心得東地へ自ラ出張ヲ出願スルハ其意ヲ不得……^⑪

と魚住の東京派出願は却下された。魚住は、この時点ですでに諭旨免職の処分を受けていたのであった。白神もこの却下を納得し得なかつた。白神は佐藤範雄に次のような、二月十八日付の書簡を送った。

……魚住半次郎東地方へ派出之件、御喜悅被下やと存候処、小生が為大道の為に、御心中涙泣云々、小生に於て予想外なり、御承知の通り姫路又曾根地方にて、兼て悪説を受し魚住氏感ずる所ありて、将来他の地方にて布教拡張致し度旨申し：父命の遺志もある東地へ派出の義申聞せ候次第、同氏承諾し候故 ……然るに差支にも無き事に彼是御説明、東地への派出は止る様とは案外なり……^{②③}

白神は、本部の意向に反したとして、謹慎を申しつけられたと伝えられている。諭旨免職された魚住は、白神門下の重鎮として、近藤一派に頭を下げて、東京布教に従うことをいさぎよしとはしなかった。^{②④} 明治二十七年(即ち)五月、魚住半次郎、中村マス、大林喜助他魚住一門の教師十名が辞職した。^{②⑤} 魚住の門流が、本教より脱退せしめられた。

以上が、十分な資料検証は経ていないが、魚住一派の本教離脱過程である。魚住は、派閥抗争と布教管理規制により本教からはじき出されたのである。この事件は、布教地をめぐる縄張り争いをこえ、門流の覇権を求める動きといわざるをえない感が残る。直信、先覚の布教は一門の縄張り争いと、それをこえて覇権を志向するような布教を自然に生み出したのである。それは覇を競う戦国の武将を思わせる。

我々の現在の信仰の諸要素は、それが、師弟関係であれ、手続であれ、教会の権威であれ、直信や先覚諸師の個性によって顕現された信心の道伝えの一つの手段なのである。新たな地に布教者をさし向け、あるいは他の門流の布教圏に己の信心を体した者をさしむけ、きな臭い争いをするのも、直信や先覚達の信仰のエネルギーの産物なのである。この争いの故に、同門意識と布教の意欲をかきたてられたのである。この産物としての教会が、その後の布教の中核にすわっていくのである。金光大神の道の布教は、共に手をとり合って展開せしめていくものではなかった。布教そのものは、各人の個性によって現わされた信仰のエネルギーがほとばしるところに成り立ち、互いにせめぎ合う関係を形成しつつ展開していったのである。

注

- ① 佐藤金造『初代白神新一郎師』参照。
- ② 『近藤藤守先生伝記(第一部)稿本』参照。
- ③ 橋本真雄「京都市内布教初期の研究」『金光教学』第八集。
- ④ 橋本真雄「寺田村における本教の布教について—京都布教史研究第一回中間報告—」『金光教学』第四集。
- ⑤ 神戸市教会連合会「神戸布教のあゆみ」一四頁「魚住半次郎氏畧伝」。
- ⑥ 同右書一七頁。
- ⑦ 沢田重信「初期本教の教勢について—斎藤重右衛門の祈念帳の分析—」『金光教学』第二四号六頁。また近畿布教史編集室の調査は「…(斎藤重右衛門の)祈念帳を見る限りにおいて、笠岡の教線が、大阪にまで及んでいたことは事実のようである。慶応元年二名、明治元年一名、明治二年九名、明治三年十名。…資料的には、明確な事はわからぬが、萩君子、高橋喜平といった笠岡の教子が、明治八・九年頃上阪し、布教を始めている。…明治十年、大阪市西区三休橋筋に、高橋喜平は広前を設置、更に明治十九年大阪市松屋町筋南新町に広前を移し、御嶽教金子教会所を設立、本教から離れ…」と報告している。
- ⑧ 真砂教会『真砂御広前とその初代』一〇～二七頁。
- ⑨ 山田実雄「神道三柱教会の成立と崩壊—布教史研究ノート—」『金光教学』第一八号参照。
- ⑩ 真砂教会刊、前掲書四二頁。
- ⑪ 難波教会布教百年祭委員会『史伝近藤藤守』八三～八八頁。
- ⑫ 佐藤金造(蘆洞)『初代白神新一郎師』(直傳・先覚・初代白神新一郎師 一三八～一三九頁)。
- ⑬ 大阪教会『大阪布教百年』三四～三六頁。
- ⑭ 難波教会刊、前掲書八八～九三頁。
- ⑮ 真砂教会刊、前掲書四四～四五頁、『金光教教典』五五一頁(理解I近藤藤守56)。
- ⑯ 注⑬に同じ。
- ⑰ 真砂教会刊、前掲書四四～四五頁。
- ⑱ 難波教会刊、前掲書九四～一〇〇頁。
- ⑲ 佐藤範雄「信仰回顧六十五年」上巻五六～五七、七九頁。
- ⑳ 真砂教会刊、前掲書五一～五二頁。
- ㉑ 八坂教会『杉田政次郎師回顧録』八一頁。五～一三頁。二二～三五頁。五五～五八頁。
- ㉒ 真砂教会刊、前掲書一一六～一一七頁。
- ㉓ 八坂教会刊、前掲書一一〇～一一二頁。一九九～二〇〇頁。折れどもしるしなきこそまことなれ祈る心にまことなれば(岩崎平治良『難はみかげ』)。
- ㉔ 同右書一九～二二頁。
- ㉕ 畑徳三郎「信心の泉」『東風』第九号。
- ㉖ 注④に同じ。
- ㉗ 八坂教会刊、前掲書八〇～八一頁。九一～九五頁。九七～一〇〇頁。

③⑥ 橋本論文「京都市内布教初期の研究」参照。

③⑦ ③⑧ ④⑩ 高阪松之助『修行物語控』一七〜一八頁。一九〜三六頁。三八〜四四頁。七一頁。

④① 福岡教会『筑紫の光り』。

④② 高阪松之助前掲書七三〜九二頁。

④③ ④④ 沢井光雄「和歌山布教の跡を顧みて」(『金光教青年』第七八号(昭和九年二月))。

④⑤ 藤井喜代秀「教語の筆写活動について——筆写本研究——」

『金光教』第一九号、及び「金光大神教語記録編纂の歴史過程——大正二年の『御理解』公刊に至るまでを中心に——」

『金光教』第二二号。

④⑥。説教する人は高い所から読むだけぢやなあ。聞く人は下から聞くだけぢや。読む人も聞く人も守ればおかげがございます。読むだけと聞くだけでは、おかげはございません。(杉田政次郎

「金光四神様の御教」)

。あなたはなあ、何も知らぬがよろしいなあ。むつかしい事を言わぬよう。あまりかたい事を申しますと、人が相手にさせぬ。あの人は楠な人じゃ楠な人じゃと申します。楠はしまいに石になります。何年たっても、金光大神の理解どおり伝えていけば結構でござります。(同右書)

。……人は十二ヶ條を有難いと頂いて、只床の間にかけておくだけじゃから役にはたため。あれは一ヶ條守れば、一ヶ條に点をかけ、又一ヶ條守ればそれを消して、早く反古にしてしまわ

ねば役にたため。(畑徳三郎『新光二一号』)

。先生は信者がいう事を聞かぬといいますが、先生が神様の御せを守ってはおりませう。(八木栄太郎『四神様の御教』)

。釈迦にはあの僧侶が敵で、神にはあの神官が敵である。今に金光教の教師も、教祖の胸元へ出刃庖丁を打つことであろう。

(同右書)

④⑦ 近藤藤守『師弟の道』(大正一四年刊) 参照。

④⑧ 門司市に於ける教会所設置方に関する件(教監通牒)

三七監第二二号

去月十七日付を以て小倉教会所々属訓導丸田芳助担当に係る門司小教会所設置願書進達相成候処 同地方は曾て下関教会所より十数年来布教を為しつつある地なれば 従つて同教会所附属信徒も多数可有之事と認められ候 就ては曩に小倉教会長兼務にて権訓導野村浅次郎を常在教師とし 又一方下関教会所は同所属教師候補小島定雄を担当者として双方より教会所の設置を願出たりしが 本部は何れも門司市の布教者としては適任者にあらずと認め御詮議に相成らざりしが 今回訓導丸田芳助担当として更に出願致候に付ては 同人は適任者にて不都合無之と認められ候へども 曩に双方より所謂競争的に出願致候事なれば今一方之が認可を得る事なれば双方の信徒間に於て感情上或は軋轢を生ずる等の事なしとせず 然らば曾に其教会所の成立に阻害を来すのみならず 延ひて本教の面目をも毀くるに至るや必せり 要するに教会所の設

置たる必ずや信徒の一致を俟たざれば到底布教の好果^(ハズ)を収むる事能はざるなり 仍て此際小倉教会会長及下関教会会長へ交渉を遂げ 双方信徒の円満を図り 将来の紛擾を未だに防止するは此際最も必要の事と認められ候へば 宜く双方より円満の申立を為さしむべき様御取計相成度 然らざれば到底御認可に相成らざる義と被察候条此段及通牒候也

明治三十七年九月五日

金光教教監 近藤藤守

金光教第十二教区支部々長 桂松平殿

④9 真砂教会刊、前掲書六四〜六五頁。

⑥0 京都 麓 支教会所 明一九・四

〃 寺 田 〃 〃 一九・六

〃 島 原 〃 〃 一九・一一

大阪 中之町 〃 〃 一九・七

兵庫 魚之棚 〃 〃 一九・八

⑥1 佐藤範雄前掲書一八九〜一九六頁。

⑥2 『支所説教所開設届』(一)。

⑥3 教会になって日も浅い。道を思う余り、いろいろ行すぎが起りがちである。いまはお互いに心を広うもって扶け合うてゆかねばならぬ時である。ことを荒立てることはよろしゅうない。時節を待つがよい……(『真砂広前とその初代』七三頁)。

⑥4 『史伝近藤藤守』(三八五頁)には次のように記されている。

「明治十六年に、田畑五郎右衛門が京都、寺田村に出社した

のをてはじめに、明治十七年には、杉原功が神戸へ、翌十八年には、杉田政治郎が京都へ、畑徳三郎は伏見へ、明治十九年には杉田の手続きで高阪松之助が大津へ、明治二十年には虎谷吉兵衛が名古屋へ、西村菊三郎が西宮へ、浜田安太郎が池田へ、明治二十一年には、伏見で布教中の畑徳三郎が東京布教の途に上り、同年暮には大場吉太郎が上京して畑を助け、明治二十二年には、前々年西村菊三郎より先に西宮に布教した沢井光雄が、改めて和歌山へ、虎谷吉兵衛は、畑に招かれて東京浅草へ、明治二十三年には虎谷の後を受け継いで谷村卯三郎が名古屋へ、明治二十四年には道願ぬいが高知へ、増田誠元は畑に招かれて八王子へ、和泉嘉右衛門は、大場吉太郎の手続きによって東京市内芝区白金志田町へ、杉田政治郎に導かれた松井つるは、上京して日本橋区本白銀町へ、矢代幸次郎は北海道函館へ、明治二十五年には岩崎平治良が静岡へ出社するというふうで、藤守師の直系支系の人達が続々各地に出社して、布教に従事することになった」

△右の記述中には少々史実と異なる記述もみえる▽。

⑥⑤⑥⑥⑥⑦⑥⑧ 真砂教会刊、前掲書七一〜七二頁。七六頁。一二九

〜一三〇頁。一一六〜一一七頁。八三頁。

⑥⑨ 高阪松之助、前掲書、一〇四〜一〇六頁。及び『史伝近藤藤

守』一九八〜二〇三頁。

⑥1 従来各支所及事務所之事務上及会計之義ハ当分所之監督經由致シ居候処右ハ御本部教会内規ニモ有之ノミナラズ却テ各自

独行発達妨害トモ可相成候ニ付自今御本部ノ成規に基キ大阪府下ヲ除ク外ハ各自直接ニ執務相成度此段申入候也
追テ当分執務上不明瞭ノ廉モ有之候者最寄ノ各支所或ハ当分所に尋ネ出精々不都合ナク注意致シ御本部ニ対シ御手教ヲ煩ハサブル様相心得ラレ度候也

明治二十六年五月

神道金光教会難波分所長 近藤藤守 印

⑥2 難波分所手続各所直接扱に付本部分針訓示の件（橋本カド一〇八一―一二）。

⑥3 神戸市教会連合会編 前掲書一四頁。

⑥4 「明治初期に教会にならずして終った布教者と布教所」『近畿布教史編集室研究活動報告』第一三号（昭和五八年、第四回布教史研究連絡協議会、研究発表要旨）。

同編集室は魚住関係の資料を収集している。その資料の中には、各教会や天地教本部に伝承されている口承資料もある。伝承者及伝承内容の公開ははばかれる性質のものがあり、それら資料の公開は行われていない。編集室では、文献資料と伝承をつき合わせ、引用した一節のように推定されたのであろうと思われる。

本文中に記している沢井の内偵、魚住中傷のうわさ等も伝承資料の一部である。

⑥5 天地教会開式大祭祝詞（曾根分教会会開式）。

⑥6 『神道金光教会講社第六十二番教区魚住組講社名簿』。

⑥7 注⑥4に同じ。

⑥8 『神道金光教会講社第七十九番教区敬神組署名簿』。

⑥9 『竹部真覚帳』（姫路教会資料）。

⑦0 神戸市教会連合会編前掲書二三―二四頁。

⑦1 「……白神師より神戸の地は従来^ノの布教によつて相当行き渡つて居るから、貴下の卓拔せる徳を以て一大発奮新天地を開拓せられたいと^ノのたつての囑望である。依つて外ならぬ恩師の寄託であるから快く諾はれた」（『教祖神御一代記』天地教長魚住金晃著）。

⑦2 同右書。

また「天地教会開式大祭祝詞」には、「吾父白神弥広真道別命遺言給爾留^聞東京仁參登^言此乃真乃大道乎説論志教導^{加半}事乎語々母津此乃現世乃限止神界仁雲隱礼給比志^叙故已新一郎波一時母忘礼自思津々今年乃今月乃今日尔至^留志力^加拙支正信^半（半次郎改名）仁事依頼給与利^比尔已正信波本年乃二月乃頃^仁鳥我鳴久東国千代田乃大宮天下知食天皇乃大許近支所仁參居^言比乃大道乎天下尔弘米奉^良止須故白神部下近遠乃教会長等悦異給比志尔依里已波弥嬉美弥勇仁勇天下乃諸人乎教諭導^文志^加高支貴支御恩頼乎蒙布留人等日尔異尔天乃增人止布延広呉利志尔善事仁惡敷乃附添布波世乃理尔也有留故全真乃道尔居仁道乃広古留乎妨害或波惡状尔言祭須過者乃有^氣礼^全方^奈波^奈花乃里尔參^母婦里^言白神乃大人止相議大人波本部仁參居^言教仁願申志々白神大人我真心以テ白志々事波聞得給受故大人波力乎落志心乎奈^母叶^止自^波歎給与利^比故已波弥益々壮士乃心振起志表波金光教会講師乎辞職仕^言害^奈須^者乃^平妨害^除教祖命及白神弥広真道別命乃御心乃任々押広免

半夏平議里曰……」とある。

⑦③ 明治二十七年二月二日付「東京派出願（魚住半次郎）却下の件」

（『神道金光教会議案』）。

⑦④ 近畿布教史編集室大阪教会資料一六一。

⑦⑤ 「……当時、白神、近藤両師を頂点とした両派の感情としては、同じ教内でありながら、新設は容易に承諾はすまいし、又意地からも承諾を願うことをお互に潔としない風潮であった」
 「……近藤派以外、殊に当の相手である白神派直参の立場にある半次郎としては、真に出る芽をつまれる……」

「……従来が行きかき水を水に流し……近藤派に頭を下げ、妥協して新設を承認し得ても、一時的に解決する性質のものではない。白神派の実力者と目されて居る以上、将来何彼につけて水に油の混った様な立場におかれる……」（『教祖神御一代記』）。

⑦⑥ 『大阪分所教師名簿』。

金光大神における食の教義

岩 本 徳 雄

はじめに

食は、生物にとって不可欠な営みであり、人類にとっても無論のことそうであり続けることとさえ言えよう。現代の世界は、あるいは飢餓あるいは飽食というように様々な食の相を合わせ持っている。また、食餌療法、自然食運動など、食にかかわる価値観・主義主張が多様に混在し、食とは一体何なのか、どうあるべきかといった問題は、益々複雑にして重要な課題となってきた。今日、食をテーマにした研究や文献が数多く見受けられるのも、そうした情況の反映と考えることができよう。

金光教祖は、今を溯ること一世紀に余る幕末期に生まれ、明治初期に至る七十年間を生きた。言うまでもなくその時代は、政治・文化をはじめ、あらゆる面の情況が今日とは大きく異なるものであった。それは、食についても例外ではなく、制度・医療・習俗・信仰等と深い関わりを持つところの、現代人には想像もし難い程の情況にあった。そのことは、金光教祖が語り示した金光大神理解のいくつかを通して推測されることではあるが、幸いなことに、われわれは民俗学・歴史学そして、食に関する研究によって、当時の食情況を窺い知ることができる。

本稿は、そうして読み取ることのできる当時の食情況と、金光大神における食に関する教えとを相互に突き合わせな

がら、金光大神における食の教義の意味と、その教義生成の営みを明らかにしようとするものである。

一、幕末から明治初期の食生活と食習俗

(1) 庶民の食生活

周知のように、幕藩制国家は、農民が米を始めとする穀物を生産し、その大半が年貢として領主に召しあげられ、これによって武家層の生活が賄われる仕組みになっていた。その上、幕府や各藩は、農民からより効率的な収奪をするべく、その日常生活に厳しい制限を加えた。慶安二年（二六四九）に幕府が出した触れ書では、労働・衣服についてのものと共に、食生活についての、こと細かな規制が示されている。各藩も、それぞれの藩政において、領民への様々な規制を加えた。特に、享保の改革を境に、「百姓と胡麻の油は絞れば絞るほど出るもの」といった、当時の勘定奉行の放言に象徴されるような、徹底した収奪が行われるようになった。③ そうした中で、享保・天明・天保の三大飢饉を始め、百三十回を数える江戸期の飢饉の大半は、その後半期に起こり、農村は荒廃し、同時に急性伝染病が続発した。④ また、実際生活に、勤勉・儉約を強要する幕府の政策が農民に及んでいく中で、次第に勤勉・儉約は、農民自らが生き残るための倫理・徳目と化し、農民は、規制に束縛されるのみならず、自らの職分を弁えた「疎食」が「寿命長久」をもたらす信念する程の自縛に陥っていた。⑤

一方、武士階級においては、將軍・大名など一部の者だけが贅沢な食生活をしたが、その他はやはり質素な食生活を送っていた。⑥ また、工・商の階層でも、米の飯に味噌汁と漬物というのが普通の食事で、非常に質素な副食に甘んじていた。⑦

江戸後半期から明治初年にかけて、各地方で「風土記」と呼ばれる地誌が作成されているが、その中の一つ『斐太後風土記』のデータによって、当時の食事と栄養を分析し、それらと過去帳に見られる当時の疾病・死亡の記録とを比較した小山修三の研究によれば、一般的に栄養素の価が低く、それが特に乳幼児と妊婦の高い死亡率、周期的に襲う伝染病への抵抗力の弱さとなって表われているとされる。この傾向は、決して地方的なものではなく、江戸時代の庶民は、慢性栄養失調であったと解される。こうした栄養状態は、赤痢・腸チフス・痲瘡などの病原菌に対する免疫グロブリンの生成低下に伴う抵抗力の減退に直結し、妊婦・乳幼児の死亡率、眼病の発生率、盲人の出現率、皮膚病・クル病・労咳・脚気などの病気の発生率を高めた要因と考えられている。^⑧

食事については、その時代の当事者にとっては、あまりに知れきったことでもあり、記録されることが稀であるため史料も乏しく、年代・階層・地域ごとに、食生活の実態を詳細に知ることは困難であるが、概して、幕末期から明治初期の庶民は、先述のように政治的・経済的に規制され、限られた範囲内の質素な食生活を強いられ、それが、様々な疾病に苦しまねばならない要因となっていたことが窺われる。

(2) 疾病と食物禁忌

麻疹（はしか）は、明瞭に史料に見られるだけでも、長徳四年（九九八）以降、特に飢饉時と重なって度々流行し、多くの死者を出した。江戸時代には、慶長から文久までに、二十五回にわたる流行が各地であった。^⑩ 因に文久二年の大流行は大谷村にも及んで多数の村民が罹病し、相当数の犠牲者が出た。^⑪ 「痘瘡は面定め、麻疹は命定め」と言われた程、麻疹は恐れられ、これに対する療法として、いわゆる毒断（どくきり）・毒養生（どくようじょう）が広範に行われた。その対象として指示される食品の種類は、諸説によって多少の差違はあるが、一般に、魚・鳥などの肉類、油揚げなどの油物、青野菜、水菓子など、数々の食物の摂取を戒めた救疹法が流布されていた。^⑫

痲瘡(痘瘡)は、天平七年(七三五)の流行以来、度々流行し、江戸時代では、元和から天保まで十五回の流行が記録されている^⑬。一説によると、死亡率三、四十パーセントと言われ、幸い死をまぬがれても失明等の重い後遺症で苦しむ者が多かった^⑭。そして、痲疹同様、病中病後の食物の禁好を細密に指示する食養法が行われた。それは、好ましいものとして、湯漬飯・餅・味噌・大根などがあり、禁物として、クワイ・スイカ・栗・ナス・マス・サケ・イワシなどが挙げられている^⑮。痲瘡に対しては、我が国でも種痘による予防法が延享三年(一七四六)以来、次第に実施されるようになり、嘉永三年(一八五〇)備中足守藩での緒方洪庵による実施とその成功が、全国に種痘を広める契機となった^⑯。この緒方洪庵による種痘に際しては、「種痘養生心得書」なる注意書が配布されている。それには、他の諸注意事項に併せて、種痘後三十日間は、カマス・ハマチ・イワシなどの魚類と肉類、茸・ナスなどの野菜類、油濃い物、塩辛い物など、多くの食品類が「嚴重に慎むべし」と、絶対禁食の対象として列挙されている^⑰。痲瘡による犠牲は、種痘の普及によって軽減されたが、従来の食養療法は、このように種痘に際しても依然として重用された。

その外、服薬時に特定の食品を避ける食物禁忌や、「食い合わせ」と呼ばれる禁忌があつてそれが一般に広く行われ、人々の食生活に少なからず影響を与えた^⑱。

このような、疾病・服薬にかかわる食物禁忌等の始まりは、いづれも奈良期まで溯ることができるもので、中国において隋・唐時代に作られた多くの「食経」の影響によるものと考えられる^⑲。そうした禁忌が、我が国の医学においても継承されるなど、時代経過の中にも命脈を保った。そして、上述のように、江戸末期の種痘などの画期的な近代医学の普及にも拘らず、食物禁忌を伴う食養療法は否定されず、明治初期に至っても依然行われていたのである。

(8) 信仰と食物禁忌

かつては、好物や生活に欠かせない物を断つて、神仏に病氣平癒など立願する物断ちが広く行われた。本居宣長の

『玉勝間』に見られる薬師の縁日に行われる塩断ち、平野祭りの日の塩断ちには、物忌みという信仰的な意味が含まれていたと考えられる。本稿第二章(2)節において取り上げる金光大神理解の伝承も、当時の物断ちの実態を窺わせるので参照されたいが、地方によっては、近年に至るまでそうした物断ちの習俗が伝えられている。また、修験者・巫女の参籠行などにおいては、断食・塩断ち・茶断ちが行われている。宗教儀礼においては、日常食は不浄であるとして禁じられ、餅・赤飯などの非日常的な食物が聖なるものとして用いられる。祭儀に伴う精進潔斎は、今日も各地の神社などで行われるが、それは、神事に先立って神官が潔斎室に籠り、別火を用いて調製した食物を以て、極めて質素な食事をするといったものである。その他、神社に限らず村々の小祠の祭や伝統行事には、必ずといってよい程、特定の食物を供物としたり食べたりすることが伴う一方、精進料理を共にして「お日待」をするなどの習俗もある。また、正月に餅を禁じる「餅なし正月」と呼ばれる習俗が全国的に見られる。これは、特定の同族や部落において行われる食物禁忌で、神子の氏子関係において祭神に由縁ある食物を厳禁する食物禁忌と、集団的に行われる点において共通性を持っている。このような集団的な禁忌は、それを破られることがあれば、集団の秩序が破壊されるという観念を背景に持つもので、集団特定の神話に基づく秩序確立の原理の一つと考えられ、多くの集団的禁忌が継承された主な理由は、そうした背景にあると考えられる。

その外、特に仏教と関わりの深い食物禁忌として、肉食禁忌と「五葷」(五辛)の禁忌がある。肉食禁忌については、本章(5)節において述べるのでここでは省略するが、次に、五葷の禁忌について述べておこう。「葷」の字義が、「味の辛い菜、または臭気のある菜」であるように、いずれも刺激性の強いもので、中国では疫病を退散させるものとして正月の料理には必ず用いられた。しかし道家や僧侶の中に、こうした刺激性の強い食物は、醒めた精神を維持するに好ましくないという説を唱える者が出て、五葷の禁制が仏門にある者の戒律に加えられ、それが、そのまま我が国に輸入された。大宝二年(702)施行された大宝律令に二十七条からなる僧尼令が加えられているが、その中に「凡そ僧尼、酒

を飲み、穴を食し、五辛を服せば、三十日苦使せよ」という条文がある。^⑧この僧尼令は、本来仏教聖職者を禁忌的なもので縛って清浄性を保たせるのが主眼であったが、後々、仏教が政治的・文化的に重要な位置を占めていく中で、一般の人々の食生活にも多大な影響を与えることになった。例えば、我が国の食生活史において、伝統的食風とされる和食については、その発達段階として室町期の禅風食普及期が指示される程である。^⑩

以上のように、我が国の仏教・神道といった主要な宗教に付随した食物禁忌は、深く民族の食生活・食習慣に溶け込んでいたのであり、その他俗信に付随した物断ちなども広く行われていたのである。

(4) 産と食物禁忌

明治期頃までの日常の食事は粗食であつた上に、産婦には、あれが悪い、これがあたるといった禁忌が数限りなくあるため、産婦は、粥に味噌・漬物・梅干し・鯉節・スルメの煮出汁などが無難なところで、至って単調な食事を繰り返した。また、産婦の食物についての禁忌は、大体全国共通で、それらは、信仰と関連するもの、舶来野菜への不信から来るもの、生理的に有害と考えられたものなどであつた。^⑪禁忌の対象とされたのは、背の青い魚(サバ・イワシ・サンマ)、鱗のない魚、タコ・イカ・カニ・エビ・クジラ・コチ・ハマグリ・川魚・茸類・タケノコ・自然薯・南瓜・カブ・ネギ・サトイモ・ソバ・コンニャク・スイカ・青菜・ハコベ・チシャ・ハウレンソウ・梨・柿などと、砂糖・酢などの調味料、そして、油・油気のものには特に厳禁された。そして、それぞれ「イカは震い病になる」・「ハマグリを食うと死ぬる」・「タケノコ・キュウリ・自然薯は七十五日食うな」など、指示や意味付けが伴っている。その中には、「鳥を食べると鳥肌の子が生まれる」など、一見して根拠の疑われるものも多いが、「悪いということに無理に逆らう必要もない」と言つて、特に老人の居る家などでは、今も生きた俗信として根強く残っている地方もある。^⑫明治期頃までの産にまつわる食物禁忌は、大体全国共通であつたが、地方間での相違点も見受けられる。それは、人から人へ、口から口へと伝承

されていく性格のものであることからしても、地方的・年代的相違があるのも当然のことである。

そして、産婦だけでなく、産児にも「乳つけ」と呼ばれる一種の食物禁忌があった。これは、初乳を捨てて、代わりに五香（葉草を煎じたもの）や他人の乳を与えるもので、この風習についても全国的に様々な伝承がみられる。^⑧

金光教祖が生活した村と時代に関しては、明治以前から行われていた大谷村の産習俗についての、次のような一人の産婆による伝承がある。^⑨

産人の食事は油濃いもの悪汁アツの強いもの（ナス・ゴボウ）はいけない。よく噛んでもいけない。生まれて三日以内に青い物（ホウレンソウの様なもの）を食べて居れば、子供にさわらん。青い物を食べると子供は青いうんこをするという。梨を食べると乳にさわる、乳に虫がつく。生まれた子に、二、三日五香を飲ます。味噌汁の団子汁を食べさす、じいきずいきを入れたものである。味噌汁を吸わしとくと辛いから、のどが乾くから水気を飲むと乳がよく出る。この団子のために、前から米の粉を碾つぶいとく。アラヂチ（新しい乳）身体にさわると言うて捨てる。五香 夜になって子供が泣くと腹が痛いから泣くのだからと言って医の五香を飲ます。不浄 お産で下りものする時分を言う。この時は毒断ちとて大変。味噌だけ食べさして油強いもの、アク強いものを食べささない。

この伝承が、明治以前からの大谷村地方の産にまつわる食習俗の実態を物語るものと思われるが、おそらくは、さらに多くの事柄が当時の産婦に対する禁忌としてあったであろう。

(5) 肉食禁忌

幕末から明治初年期は、食生活についても変革期であった。明治五年（一八七二）一月、「わが朝にして中古以来、肉食を禁ぜられしに、畏れ多くも、天皇いわれなき儀に思召し、自今肉食を遊ばさる旨、宮にてお定めありたり」という政府の示達が出され、肉食の禁制は解かれた。^⑩我が国の肉食禁制は、天武四年（六七六）四月の禁令以来、室町後期か

ら江戸初期にかけての八十余年を除いて、明治五年に至る千年余の長年月続けられた。それ以前の日本人は、肉食をしなかったわけではない。縄文期の貝塚からは、熊・鹿・猪・猿・兎・狸・雉・鶴・鴨・雀などの骨が出土している。時代は降って稲作が盛んになり、穀物が主食となった万葉の時代にも、動物の肉や内臓を食用にしていた。^⑧ところが、天武天皇は、仏教を重んじて狩漁と牛・馬・犬・猿・鶏の肉食を禁ずる詔令を出し、さらに四十五年後、天正女帝は、仏教のみならず儒教や道教にも結びつけて、猪・鹿の食用をも禁じた。^⑨さらに奈良期、聖武天皇も深く仏教に帰依して全面的な肉食禁止令を出した。こうした禁制は、容易に遵守されたわけではないが、仏教思想の普及と度重なる禁令によって次第に浸透していった。^⑩その背景には、日本の風土が畜産には不利である一方、魚介類の採集で蛋白源が得られる地理的環境があった。そして律法としての肉食禁制は、こうした仏教との深い関わりもあって、次第に宗教的タブーの性格を強めていった。

ただし、肉食の禁制は、総ての人々に徹底したわけではなく、当初から禁令に従わない者も多く、貴族達は「菓猫」（菓草取り）と称して、鹿・猪などの狩を楽しむ、そして肉を食べた。^⑪室町後期には、キリスト教伝来の影響を受けて、一部で牛肉食が行われた。しかし、これは寛永十六年（一六三九）の鎖国、キリスト教の禁止と共に逆もどりが、蘭学者の中には、將軍家に肉食を勧める者もあって、將軍家は、ひそかに肉食をしていたと伝えられる。又、体の悪い者・病気の者が「菓食い」と称して牛肉を食べるといふこともあったし、兎は広く庶民に食用された。山村の人々は、猪・鹿等の肉食は依然続けざるを得なかったし、医師の中には肉食論を唱える者が出るなど、多くの平野部・漁村の人々等が遵守した肉食禁制も、万遍なく徹底されたわけではない。^⑫そうした言わば潜在的な肉食は、幕末期から明治初期にかけての諸外国との接触、指導層の欧化志向が導因となって急速に市民権を獲得していった。

日本啓蒙主義の代表的論客の一人である福沢諭吉は、『西洋事情』をはじめ一連の開化啓蒙書を出して、大衆に多大な影響を与えた。その内、『肉食の説』（明治三）は、我が国では従来肉食を汚れとして避けてきたため、「人身の栄養

一方に偏り、自から病弱者が多」くなるとし、西洋の栄養学に基づく合理的論理に立って肉食を奨励している。^④彼は、肉食は個人の健康に良いという主張に併せて、肉食による身体の強健が、国家強勢の基礎であると主張した。明治政府も、下総に広大な牧場を開設するなど、肉食解禁・促進の施策を行った。^⑤そして、それまで「およそ最下等のゴロツキ以外は牛肉など食わぬもの」という通念であったのが、「牛鍋食はねば開化不進奴」と言われる程、風潮は一変した。明治四年には天皇の肉食の自由が定められ、翌年明治天皇は牛肉料理を食べ、自ら肉食の宣伝をした。^⑥また、地方によっては、「牛肉は元気を増し血力を強壮にする養生物であり、旧習を守って『牛肉はげがれであり、神前をばか』」などというのは、開化の妨害であり政府の方針にもとる」という県令を出すなどした。^⑦

このようにして、千年余続いた我が国の肉食禁制と禁忌は、維新时期文明開化の展開と共に、解禁・解放さらに肉食促進へと変転していった。

二、食の教義の生成と展開

金光教祖は、一章で概略述べたような当時の食生活・食習俗の中に生きつつも、自身の信仰体験に基づいて独自に食の教義を生成していった。本章では、そうした金光大神における食の教義を、主に「お知らせ事覚帳」・「金光大神御覚書」・「金光大神御理解集」^⑧（以下、各々「覚帳」・「覚書」・「理解」と略記し、章・節・番号を付す）の中に求め、一章で述べたところの、当時の様々な性格の食物禁忌との関わりにおいて、その意味と生成過程を考察していきたい。

(1) 「毒断て」不要

嘉永三年（一八五〇）五月、金光教祖の子供三人が痘瘡に罹り、その内二人は助かったが一人は死亡した（「覚書」二一

16〜18)。皮肉にも、大谷村からさほど遠くない足守藩で、緒方洪庵が種痘を実施して大成功を収めた年のことであった。それから約九年後の安政六年五月、娘が痘瘡に罹り、一時家族の者が「死んだ」と思った程の重体に陥ったが、「神様お知らせどおりにいたし」という神意に従ったの対応を以て、その一命を取りとめることができ、その直後、金光大神は「此方には、笹振りの不浄、汚れ、毒断てということなし」（「覚書」七―五〜八）という神のお知らせを受けている。因に、嘉永三年、三人の子供が痘瘡に罹った時には、神職を依頼して「注連主」になってもらい、「注連下ろし」・「注連上げ」を行っている。この神事には、「笹振りの不浄」と言われる不浄被い、悪魔被いの神事が行われたと考えられる。さらに三年後の文久二年（一八六二）、全国的な麻疹の流行は大谷村にも及び、一章(2)節で述べたように、大谷村でも多数の者が罹病し、相当の死者が出た。この年六月、金光教祖の五人の子供も次々と麻疹に罹っているが、全員無事に全快している。

七月朔日までにみなしあげ。五人の子に守りいらす、なり物、青物、毒断てなし、此方よりはしかの手本を出し。（「覚書」二―一五）

この「覚書」の記述にある「なり物、青物」とは、一章(2)節で述べた麻疹の養生法において食物禁忌の対象とされるタケノコ・ソラマメなどの野菜類と果物類、マグロ・イワシなどの魚類に当たるもので、いずれも「大に悪しく、あやまって食する時ハ命にもかかる」とされていた。^⑧ そうした食品を避ける救疹療法「毒断て」にとらわれずに、子供の麻疹を無事克服し得たことは、当時としては、大胆な冒険でもあり、又、「麻疹の手本」と自負できる程の事件でもあったろう。また、それだけに、その後の金光大神の布教に重大な意味を持つことになった。同年七月、妊娠麻疹の婦人六名が金光大神によって救われたことが、次のように「覚書」に記されている。

所々氏子まいり待ちあり。まえ（鈴木家）久蔵、帰り待ちかねてまいり。妻妊娠にはしか、九死一生。医師、薬一服置いて手を放し帰

られ、お願い。お神酒下げてやり、早ういただかせと申し、帰らせ。総氏子の祈念願いあげ。久蔵妻早々おかげ受け、お礼届けいたし候。子の年女全快。畳屋、国太郎妻、妊娠はしか、中山、医師が手を放したと申して、人まいり(中略)早々おかげで全快。小田、本谷、妊娠の女六人助かり。世間には多く死に。(「覺書」二一七)

この、「世間には多く死に」という記述は、決して誇張したものではなく、大谷村では、「浅太郎妻」などが死亡^⑧、全国的には、「七月より別して盛にして、命を失ふもの幾千人なりや、量るべからず」と伝えられたほどの死者が出ている。そうした中で、医師に見放された重症者が金光大神に縋り、次々と救われたことは、さらに金光大神の教義と布教の展開につながっていた。

先、五人子別状なし。守りいらす、毒断てなし。此方よりはしかの手本出し。

一、妊娠身もちのこと。食べ物さしきらい、食事味がいなし。つわり病みなし、腹帯いらす安産やすし。よかれ物一夜もへたるとなし。

これは、金光大神の筆による、文久二年のお知らせの記録と考えられるものである。冒頭の部分が先にとり上げた「覺書」の、「五人の子に守りいらす」云々という記述とはほぼ同一であるが、「先、五人子別状なし」と記されている点の違いが注目される。この点から、「一、妊娠身もちのこと」云々というお知らせのあった時点ないしはその後に、「先」つまり、かつての出来事^⑨を振り返っての再確認と併せて「一、妊娠身もちのこと」というお知らせは記されたと考えられる。同時に、この「一、妊娠身もちのこと」云々というお知らせは、「五人子別状なし、……此方よりはしかの手本出し」という「先」つまり以前の実績と深い関連性を持つものであると推察される。

女の身上こと。月役、妊娠、つわり、腹帯、腹痛まず、産前身の軽し。産後のよかり物、団子汁、子に五香いらす、母の乳へお神酒

つけ、親子ともいただき、頭痛、血の道、虫、病氣なし。不浄、汚れ、毒断てなし。平日のとおりに相成ること。（「覚書」二二一）

これは、「覚書」に記された文久三年三月のお知らせであるが、その内容と表現から、先に示した文久二年のお知らせが、その後さらに整序されたものと思われる。そして、このお知らせは、文久二年六月の「五人の子に守りいらす、なり物、青物、毒断てなし、此方よりはしかの手本を出し」という経験、さらには、安政六年五月の「此方には、笹振りの不浄、汚れ、毒断てということなし」というお知らせの内容と教義的に密接に関連するものと解される。

一章(1)節で述べたように、当時の庶民は、制度的・経済的に食物については質量共に制限され、全般的に栄養価が低く、それが伝染病に対する抵抗力の弱さに直結していた。そして、妊婦・乳幼児の死亡率の高さはそうした食生活の貧しさに比例したものであったことからすれば、金光大神の信仰において生成された「毒断て」不要の教義は、生理学・病理学の見地からしても、当時の人々の疾病の苦しみを解消に導いていくものであった。

渋谷仙は、安政三年（一八五六）から血の道・腸満を患い、黒住教を信仰したが、「四年間寸分のおかげが無」という状態で金光大神に縋って全快した人である。仙が次男の淋疾について金光大神に願ったところ、金光大神は、

親がよいこともなく、子が悪いこともない。ああだこうだと言って、七年このかた捨てているが、三人の子の中で、これが子一（一番いい子）であろう。これまでは、これが毒、それが毒であると言って、塩をさけてばかりいるが、これから帰って、毒断てをせず、根限り栄養をとらせてやれ。強い物ばかり食べさせてやれ。

と教えている。渋谷がそのとおりにすると次男は全快し、風邪も引かない程健康になったと伝えている。（「理解」II 渋谷仙の伝え3）

(2) 「物断ち」不要

一章(8)節で述べたように、「物断ち」と言われた食物禁忌は、信仰的な意味を含むものと考えられる。そして、神社の祭儀、各種の習俗、伝統行事に付随した食物禁忌や、氏子関係・地域等に関わる食物禁忌は、不浄を忌避する禁忌であった。また、仏教思想と関わりの深い肉食禁忌も、この不浄の論理に融合していったし、一章(4)節で取り上げた伝承に見られるように、かつては、お産で下りものをする時を不浄と言ひ、この時は、毒断ては特に嚴重であった。金光大神は、不浄や信仰に関わる食物禁忌「物断ち」について、次のような理解を示している。

塩物断ち、火物断ちなどは、しなくてもよい。また、夜中寝ずに拝むようなことはせず、夜は寝てもよい。心の内さえ神様に届いたら、同じことである。(「理解」Ⅱ大西秀の伝え18)

世間には、水の行、火の行などがあり、いろいろの物断ちをする人もあるが、此方にはそのような行はしなくてもよい。(「理解」Ⅱ福鶴儀兵衛の伝え8)

「塩物断ち」とは、塩気の物を摂らないことであり、「火物断ち」とは、火を用いて調理したものを食べないことで、それらを含めて好物や生活に欠かせない物を断って神仏に立願すること等が、「いろいろな物断ち」と表現されたものと考えられる。金光大神は、そうした物断ちの不要を説いたわけである。

また、金光大神は、仏教に基づく肉・五葷などの禁忌に基づいた精進料理の食習慣に対して、次のように批判的な理解を示している。

精進とは、弘法大師が魚は生臭いと言うて、あがらず。みな、そのまねをしておるぞ。(中略)氏子、好き不好きがある。好いた物を食べざるがよし。嫌いな物は食わぬがよし。みな、食べて死んでおる。(「理解」Ⅰ市村光五郎の伝え31-34)

我が国で、家畜をはじめ生物の殺生戒が一般化したのは、空海（弘法大師）が留学から持ち帰った密教の根本聖典『蘇悉地経』に記された家畜に対する惻隱の情が発端と考えられていることからすれば、このような精進についての謂が、全く史実とかけ離れた伝承ではないと言えよう。いずれにせよ、金光大神は、仏教と関わりの深い精進の食習俗が、生活に制限を加えるものであることを指摘し、それを守る多くの人々の様を批判し、同時に、宗教的食物禁忌に囚われることのない食の在り方を教示したわけである。

(3) 産にまつわる禁忌からの解放

一章(4)節で述べたように、産にまつわる食物禁忌は、妊産婦の食物摂取に多大な制限を加えるものであった。そうした禁忌の中には、今日からすると一見してその根拠が疑われるもの、単なる語呂合わせとしか思われないものも多くある。人々は、そのことに疑義をはさむよりも、伝統的習俗に離反することを恐れ、永々とタブーを守り続けてきた。そのため、当時、産婦は極限られた食物だけをういた食事を繰り返した。食物禁忌による食物の極端な制限は、産婦と乳幼児の死亡率の高さと深い因果関係にあったことは既に記したところである。そうした情況において、金光大神は妊娠麻疹の婦人を助け、「妊娠身もちのこと」「女の身上こと」についての教義が生成されていった。

此方の道は喜びから開けた道じゃから、喜びではしくじらせぬ。（「理解」■尋求教語録7）

ここに言う「喜び」とは、お産のことである。先に、本章(1)節で述べたように、安政六年五月のお知らせに始まる「毒断て」不要という教義の展開は、「女の身上こと」に関する教義にもつながっていったのであるが、それはさらに、「此方の道」の発展をもたらす基礎となるものであったということが、この理解には示されている。当時の、病氣・信仰・習俗にまつわる総ての食物禁忌を併せたかのような、産に伴う禁忌に囚われていた人々は、金光大神理解に導かれて禁

忌から解放され、産の「しくじり」をまぬがれることができた。そして、その実績は、「此方の道は喜びから開けた」と言う程、救済教義の展開、布教の進展にとって重要な意味を持つものであったと思われる。

妻あいは生来体が弱く、お産には難儀をした。はじめて参拝したその時、妊娠していた妻の身の上について、心にかかるまを申しあげると、

「子供は神様からの授かりものである。胎内の子は神様のおかげで生まれてくるのであるから、此方の道では喜び(出産)にしくじりはさせない」

と仰せられ、さらに、

「腹帯をするにはおよばない。物忌み毒断ちもいらぬ。好きな物をいただいて体を作れ。産の汚れは言わなくてもよい。どの方角へ向いて産をしても障りはない。神様が後ろ神と立って、隣知らずの安産をさせてくださる。金乃神様、と一心に取りすがって、おかげを受けよ」

とお諭しくださった。その年の十二月二十三日、み教えどおり、あいは隣知らずの安産のおかげを受けた。(「理解」『福嶋儀兵衛の伝え』)

これは、大阪の商人であった福嶋儀兵衛の伝承であるが、当時の妊産婦が、金光大神の教導によって「安産のおかげを受けた」様子が克明に伝えられている。この他にも同様の理解を受けたことを伝える者が多く、そうした人々の中から、「道」を担う者が輩出している。

ところで、産については、当時の「乳つけ」・「団子汁」といった習俗に関する金光大神の教えにも触れておくことがある。先述のように、文久三年の「女の身上こと」についてのお知らせにおいては、「団子汁、子に五香いらす」とされ、当時行われていた「乳つけ」や産婦に「団子汁」を与えることの必要が示されている。一章(4)節で述べたように、出産直後に母体から出る初乳には毒があるとして、産児に与えずに捨てて、代わりに「五香」や他人の乳を与える「乳つけ」の風習があった。団子汁は、米の粉の団子とズイキを入れた味噌汁のことで、産後の肥立ちによいと言われた。こ

れに対して、金光大神は、次のように教示している。

水、五香の代わりに、お神酒を飲ませよ。乳へお神酒いただいて、乳をもみ柔らげて、すぐに初乳を飲ませよ。〔「理解」工齋藤宗次郎の伝え24〕

産子には水や五香はいらぬ。すぐにお神酒をいただかせて、初乳を捨てず、すぐに飲ませてよいぞよう。〔「理解」工萩原須喜の伝え9〕

今日では、初乳は産児の病気への抵抗力にかかわる成分を特に豊富に含むことが知られるようになったが、当時としては、こうした教えは、広く一般に行われた産にまつわる習俗とは異なる在り方を提示したものであり、産婦・産児の健康にとって、より好ましい食を教示するものであった。

(4) 肉食解禁への視角

我が国における、天武から明治に至る千年余の肉食禁忌の歴史については、一章(5)節でその概要を述べた。金光教祖は、そうした肉食禁忌の文化的伝統の中に生き、晩年には、その肉食禁忌が一挙に解除され、さらに肉食促進へと急転換していく世の様を見た。そうした中に在って金光大神は、これまで述べてきたように、当時の食習俗を根底から批判する新たな食のあり方を提示し、多くの人々の病苦を解き除いた。では、肉食禁忌の伝統、そしてその伝統からの解放の動きについては、どのように視ていたであろうか。

肉食に関する理解伝承も多数あるが、それらの理解はほとんどが明治五年の肉食解禁以後に語られたものである。しかし、その内容は、大旨、肉食肯定論と否定論とに二分される。この理由については、そうした伝承内容について様々な角度から検討を加えた結果、一応次のように考えることができる。

維新による制度変革と文明開化の潮流に乗った大衆は、

牛肉豚肉を食することは、この節はよほど開けて、辻々でも煮焼きして売るようにまでなったが、さてそれを食う人は、大方はただ流行につれて、食わねば外聞のわるいように思つて、いやながらも我慢で食うたり、開化めかして食つたりする人ばかりで、真に食うべきものとして食うのではない故、牛食うた帰路には、物參は遠慮するような気がはなれぬ。

と描かれた程の在り様を見せていた。そうした風潮の中で、農民の中には、家族の一員のように親しんだ飼牛を、「根がつく」（「理解」Ⅱ石田友助の伝え）といつてむやみに殺して食べる者も出た。一時期、

お上が食わるるようになったからは、これをとめるにおよばぬ。（「理解」Ⅰ佐藤龜雄の伝え）

という教導をした金光大神も、このように時勢に押し流される人々と世に向けて、

百姓は牛馬の恩があるぞ。みだりに食われぬぞ。（「理解」Ⅰ市村光五郎の伝え1-21）

と、警告している。この言葉は、この理解を伝えた市村光五郎が「表（公）に恐れあるお言葉」と記した程、當時としては、公をはばかりのものであった。一方、同じ年代のことであるが、金光大神は次のような理解をも示している。

牛を食べると神罰を受けるというが、それは、めいめいの慎みからのことである。神様のご地面を汚して、牛や馬は歩いているではないか。口から尻まで往来であるから、通しておいてもよいではないか。（「理解」Ⅱ近藤藤守の伝え45）

一章(5)節で述べた通り、肉食禁忌は本来、我が国の制度として定められたものであったが、仏教思想や神道における不浄・汚れ思想との関わりを経て、次第に肉食は不浄・汚れとされる宗教的禁忌の性格を強めていった。右の理解は、人

の消化器を「地面」に例えて、肉食による不浄・汚れを恐れる必要のないことを説いたものである。本章(2)節で述べた「物断ち」不要の教義も、不浄・汚れを忌避する俗信を批判するものであったが、そのこととの関連において見ると、金光大神は、人々の不浄・汚れの意識を解き放つ方向において、肉食肯定論を位置づけていたと考えられる。

(5) 「好きな物を食べよ」

明治十二年二月、金光大神は、次のようなお知らせを受けたことを「覚帳」に記している。

天地金乃神、諸事のこと氏子身上こと、安心のこと。生まれより、体毒、病氣、病の取りさばきのこと。あたると思わず、めいめいの好きな物食べて体の丈夫をつけ。おいて持病のさしおこりと申した時に、毒の取りさばきいたしてやる、とお知らせ。(「覚帳」二三—一八)

本稿のこれまでの引用資料にも見られるように、この傍線箇所のような「好きな物を食べて体の丈夫をつけ」よ、という内容の教えは、毒断て・物断ち・産にまつわる禁忌等の不要を説くことと並行して示されている。「覚書」・「覚帳」に見る限りでは、このように明確に表現するお知らせは、この箇所ともう一箇所しか見られない。しかし、この「好きな物を食べよ」という教義は、当時の様々な食物禁忌との関係で、金光大神において次第に形成されたもので、ある意味では、金光大神の食に関する教義の集約的・象徴的表現とも言える。例えば、先に、本章(3)節で取り上げた福嶋儀兵衛に対する理解にも、「物忌み毒断ちもいらぬ。好きな物をいただいて体を作れ。産の汚れは言わなくてもよい」という表現が用いられている。

これまでの人はみな、痛い時には毒養生をし、またはその身の嫌いな物を食べ、とかく根を劣らすばかりなり。それより、ご信心申

して合菓を用いよ。合菓とは、その身の平生好きな物を食べよ。体に丈夫がつかねば、治らぬ。(「理解」―斎藤宗次郎の伝えら)

このように、先の「好きな物を食べて」云々というお知らせに類似する理解が多く伝承されている。尾道の商人であった大本藤雄の妻は相当の儉約者で、そのためにやせていた。ある時、大本が妻を同伴して参ったところ、金光大神は、

信心をせよ。正月に年徳神に鯛を奉るであろう。鯛がお好きなから供えるのではない。何事も体がもとであるから体を作れということである。食わないことが始末ではない。貧乏なら、金を借りても食べよ。もうけて払えばよい。払ってからもうけただけは、自分の得になるであろう。それが始末である。そのおかげを受けよ。(「理解」―大本藤雄の伝えら)

と説いている。一章(1)節で述べたような時代情況、すなわち、階級的・経済的に食の自由を大幅に制限された社会に生きる人々に、金光大神は、そうした規制に囚われない、健康第一主義、食中心主義とも言うべき独自の価値観を示している。金光教祖自らも、そうした生活を貫こうとしていたことが窺える記述が「覚書」にある。そうした金光教祖の生活と教導は、永い封建時代に、勤勉と儉約を生活徳目としてきた庶民に、大きく意識改革をせまるもので、また、社会の仕組みを根底から揺るがすことにもなりかねないラディカルな食生活論であった。

以上、本章で述べてきたように、「好きな物を食べよ」という教義は、制度・習俗・信仰と、非常に広範な問題に直接的に関わる意味を持つものであった。たしかに、影響力の大きさでは、維新时期に肉食解禁を唱導した福沢諭吉らの、先進的食改革者の方が勝るものとも言える。ただしそれらは、西欧との国際関係を少しでも優位にいくための富国強兵につながる文明開化論の一環として位置づけられるべきもので、その点、金光大神とは全く別の次元に立つ論理であった。

貝原益軒は、金光教祖より約二世紀前の時代に活躍した儒者であるが、彼も、自らの体験に基づいた食思想家の一人

と言える。その最晩年に著わした『養生訓』は、江戸期のベストセラーの一つと言われる程、広く人々に読まれ、大きな影響力を持つものであった。その中に、「脾胃の、このむときらふ物をしりて、好む物を食し、きらふ物を食すべからず」という一節がある。^④この部分を見ると、金光大神の「好きな物を食べよ」という教えに似ているが、『養生訓』全体に流れている基調は全く別物である。この「脾胃の好む物」とは、「あたたかなる物、味淡くかるき物：」という条件付きのものであり、さらに、「脾胃のきらふ物」としては、「生しき物・冷なる物・こはき物・ねばる物・けがらはしく清からざる物・あぶら多くて味おもきもの」が列挙されている。また、「人の病症によりて、禁忌の食物各かはれり。よく其物の性を考へ、其病に随ひて、精しく禁忌を定むべし。又婦人懐胎の間、禁物多し。かたく守らしむべし」と述べ、病に対する毒養生、産婦についての食物禁忌の必要を説いている。このように、『養生訓』全体としては、食物禁忌を指示する記述が圧倒的に多く、「脾胃の好む物」は限られた食品にせよめられざるを得ない。従って、この書に対しては、「ひたすら飲食にたいする欲望をひかえて、節制することが長生きの術であると述べたもの」という評価がなされている。^⑤『養生訓』に代表される貝原益軒の食思想は、金光大神が批判せざるを得なかったところの、当時の食習俗や近世日本の根幹をなす健康思想に組み込まれるべきものであった。

三、食の教義とその基盤

一、二章において、毒断て、物断ちなど、当時の食物禁忌についてその実態を見ながら、金光大神において「毒断てなし」「好きな物を食べて体の丈夫をつけ」といったお知らせの言葉に象徴・集約される食の教義が生成・展開された過程と意味の解明を試みてきたが、本章では、そうした教義生成を可能ならしめた信仰基盤に目を向けつつ、金光大神

の信仰における食の教義の位置などについて考えたい。

一つ、お道には何病気にも、毒忌み毒養生ということなく、己が好物、何なりとも飲食し、体を丈夫にいたすべし。御地に生ずる物に毒はなしとのたまひしなり。(「理解」Ⅲ御道案内21)

神信心をしておれば、氏子の進む物を食べさすがよい。あれは毒じゃ、これは薬じゃと、選るにはおよばぬ。すべて、天地金乃神の土地には毒は授けてないと心得よ。(「理解」Ⅲ尋求教語録165)

これらの理解は、いずれも前半部分は、二章で取り上げたいくつかの理解と同様に、「毒断て」不要、「好きな物を食べよ」という内容を示している。前者は、厳密には、白神新一郎自身の言葉と言わねばなるまいが、意味的には、全て金光大神理解の内容と見て差し支えあるまい。ところで、そうした「毒断て」不要、「好きな物を食べよ」といった教義を示すについての理由・根拠について述べたのが、後半の傍線部分であると考えられる。こうした理解にも窺えるように、毒断てなどの背景に、特定の食品を「毒」とする考え方が当時一般にあった。そうした中で、金光大神は逆に、「御地に生ずる物に毒はなし」とか、「天地金乃神の土地に毒は授けてない」と確信し断言したわけである。同時に、この確信は、金光大神における「毒断て」不要の教義と深い関連性を有するものであることが、こうした理解によって示されている。

人間はみな天地金乃神様から人体を受け、御霊みたまを分けていただき、日々天地の調べてくださる五穀をいただいて命をつないでいる。(「理解」Ⅱ福嶋儀兵衛の伝え)

金光大神の信仰において「地は神様」[®]であり、神は「天地の神」とも表現される程、その神観にとって大地は重要な意味を持つものである。その大地に生育する「五穀」を「天地の調べくださる」と金光大神が実感したのは、決して

不自然なことではない。否、むしろ、人の命を支える五穀を生育せしめる大地にこそ、そこに神を実感し得たというべきかもしれない。こうした金光大神の神観・食物観は、

食物はみな、人の命のために天地乃神の造り与え給うものぞ。(「理解」Ⅲ神訓1 道教えの大綱13)

という理解に結実されている。そして、この理解の中に、食物は人の生命を支えるものであり、その、生命を直接的に支える食物に、神を見る金光大神の信仰の目が察知される。しかし、このように食物は人の生命を支えるべく「天地乃神」が調えるものであるにせよ、人が全く無制限に自由に摂取してよいものではないということも、次のように教示されている。

まめな時、食べ物のために体が丈夫であるのに、病気にかかると、何を食えば悪い、何を食えば毒になると言つて恐れる人がだんだんあるが、常に信心しており神徳を受けて、何々を食えばよろしいということを神靈より知らしてもらい、日々、時々いたたくようにおかげをこうむると、少しの物でも体の丈夫がつく。口に入れば舌がよく善悪を分けてくださる。(「理解」Ⅰ山本定次郎の伝え40)

食べますものは、嫌いな物は食べぬがよろしい。好きな物は身の薬じゃからのう、好きな物はせいだいたくがよろしい。けれどもなあ、好きな物も十分食べますと、こぼれます。それで腹八分目という例えもあります。茶わん八分目、水を入れて持ってみなされ。少し走つてもこぼれはしますまい。まあ、そういう物の道理じゃ。好きな物を食べて体が丈夫になれば、そこでもうよいと言うから、また好きな物ができたからと一杯飲めば一杯だけ、一膳食えば一膳だけ無礼になるぞよ。(「理解」Ⅰ近藤藤守の伝え43)

食物は「天地の調え」物であり、「天地乃神」が人の命のために造り与える物であるにせよ、それを享受する人が、「神靈の知らせ」、「舌」の「善悪」判断、「腹」の欲求などを無視したり、それに反したりすることは、このように戒められている。同様の理解においては、右の理解にもあるように、しばしば「腹八分目」という表現が用いられてお

り、こうした理解は、「大酒大食悪し」（「覚帳」二二―30）というお知らせに通じるものである。このような理解・お知らせの内容と、「好きな物を食べ」よ、という教示とは矛盾したかのようにみなされるかもしれないが、神霊・舌・腹の判断に従うということは、むしろ、「好きな物を食べて体の丈夫をつけ」という教義にとって不可欠のことと考えられる。そして、「好きな物を食べ」とは、本来、「神霊の知らせ」、「舌」の善悪判断、「腹」の欲求による食物の摂取を意味するもので、こうした食の考え方の基盤には、神・天地による食物の調製・授与作用と、人が食物を享受する生理作用そして心との連動性・一体性を感じ取る信仰が息づいていると考えられる。十八・十九世紀に活躍したフランスの著名な食通、ブリア・サヴァランは、「味覚とは、我々の快味に訴えて、われわれが生身の活動のためにこうむる損失を補うものであり、自然がわれわれの前にさし出すいろいろな滋養の中から、我々の食物に適したものを選ぶ助けをするもの」と、味覚の定義を示している。^⑥この説に従えば、味覚の働きの中に、我々の生の活動と直結する重要な働きがあるということになる。金光大神におけるお知らせ・理解が示す「好きな物」とは、所謂好き嫌いの次元のことではなく、この「味覚」の働きに順じた食物の選択を意味するものと解すべきであろう。また、嗜好性は、風土と食物生産の仕組みとの深い関わりにおいて形成されるもので、民族の食生活の体系は、その風土によって規定されると言われる。^⑦例えば、エスキモーは、厳寒の地に住み、動物の生肉しか食べないが、それは、その外に食物がないからである。彼等は、肉だけでなく内臓も生で食べるし、その中に残っている内容物も食べることで、辛うじて人体に必要な成分を摂取している。それを、原始的だとか不潔だとか言ってみると、彼らは死をまぬがれ得ないことになる。彼ら自身、そのことを長い歴史と味覚を通じて確かめてきたのである。嗜好や味覚は、本来、自然風土が、「われわれの前にさし出す」食物を抜きにして成り立つものではなく、それを無視した贅沢品としてのうまさの追究は、退廃につながることになる。食についての問題に真剣に取り組む人々は、このように、自然と生理作用を重視した食論を示しているが、信仰者達は、自然の背後にさらに神を感じ取った食物観を示している。例えば、コーランにおいて食物は「神兆」とされ、^⑧

我が国の「食べる」という言葉は、「タブ」という動詞の受身形で、本来、神が下さるといふ意味であると言われるように、信仰において食物は神そのものあるいは神の現われとして思念され、説かれてきたのである。金光大神は、農民であつた山本定次郎に、

食い飲みを、尊みいただくという言葉に改め、天地の神様を敬うようにしなさい。(「理解」I山本定次郎の伝え5)

と教えている。「食う」と「いただく」とは、動作的には同じことであつても、その心・食物観は全く異なるもので、金光大神の食物観からすれば、「食う」という言葉と共に、それを成り立たせる食物観を問題にせざるを得なかつたであらう。そして、このように、「いただく」という言葉・心を求めた理解は、「尊みいただく」心や言葉さらには行為が、食物を造り与える神と享受する人との関係を確認せしめるものと考えられる。その確認は、食が人の生命に直結する不可欠のものであるだけに、単に食物摂取の在り方にとどまらずに、神と人との関係性の確認につながるべく「天地の神様を敬うように」という教示に接続されていくわけである。そしてさらに、

先祖代々からのご無礼があつても、氏子の食べる物の初穂を供えてお断りを言えは許してやる。(「理解」II藤井きよの伝え3)

という理解に示されるように、食物を神に供えるという行為が、神の靈験に直結するとされる程、食物に関わる行為は、信仰の営みにおいて重要な位置におかれている。

地のありがたき事を教え、十二の干支は十二の氏子の自由になるよう、又、うまい好きな物を食うて病が治る事を教えてやろうとて(金光大神が)ご苦労ありしことは、当近所に居る者はよく知っておらねばならぬはずじゃのに、知らぬから、もつて、遠国の人がかえつておかけを頂く道理。

これは、金光四神による理解^⑦であるが、金光大神の教導ぶりを間近に見ていた金光四神は、金光大神の「教え」の要諦を、「地のありがたき事」・「十二の干支の自由」・「うまい好きな物を食うて病が治る事」の三点で把握していたことを示すものと考えられる。金光大神は、明治十一年五月、神から、

一つ、日柄方角、不浄汚れ、毒断て毒養生、この三つこと、理解。お上、上々、親、この三つこと守り、そむかぬように説諭をいたし。(「覚帳」三二一頁)

というお知らせを受けたことを「覚帳」に記している。金光大神が人々への教導を行う「理解」の主内容は、この頃「日柄方角・不浄汚れ・毒断て毒養生」の三点に關してのものに集約されていたと考えられる。金光四神の伝えと、このお知らせにおいて、共通して食の教義が一角に位置していることは言うまでもない。このことからしても、金光大神が食の在り方に関する独自の教義と教導を以て当時の多くの人々を様々な苦難から救い、それが金光大神の信仰に大きく反映され、「日柄方角」に關する教義等と共に主要な教義の一つとなったことは、疑いようのないことと言えよう。

お わ り に

本稿で述べてきたように、幕末から明治期に至る金光教祖の時代の食は、制度・医療・習俗・信仰等と深い関わりを持つ様々な問題性を孕んでいた。

金光大神における食の教義の生成は、在るべき食のあり方を見だし、そして当時の様々な問題性を暴きながら進められていった。既にその具体相に触れたように、金光教祖の時代における社会・文化情況は現代からは遠くかけ離れた

ものであった。従って、そうした中で生成された食の教義は、一面時代性を帯びたものと言わざるを得ない。しかし、その中に込められた意味内容を、当時の情況との関係において読み取ることを目指す中で、時代を超えてわれわれに迫り、心に響いて伝わってくるものもある。金光大神における「好きな物を食べて体の丈夫をつけ」という教義は、一見、飽食の勧めとも誤解されかねないものであるが、その実は、信仰に根ざし、しかも食の本来的な基本を逸脱することのない普遍性に富むものであった。

最初に述べたように、現代においては、食についての研究・論議が盛んに行われている。それは、生活・文化の一般的な発展に比例して、生活の主要素の各面が充実化しているためでもあるが、それにしても食をめぐる文献・論議が目立って多い。おそらくは、今日に至る食生活の在り方が、改めて問い直されようとしていることの表われであろう。そして、今後も食は、われわれにとっての重要な課題であり続けるだろう。食に限らず、われわれにとっての様々な生の課題を担っていく上で、金光大神における食の教義とその教義生成の生命的な営みは、貴重な道標たり得るものと思われる。

(教学研究所員)

注

① 稲垣史生編『江戸編年事典』一一七～一一八頁。

「一、酒・茶を買ひのみ申すまじく候。妻子同前の事。一、百姓は分別もなく末の考もなきものに候故、秋に成候得ば、米雑穀をむざと(むやみに)、妻子にもくはせ候。いつも正月・二月・三月時分の心をもち、食物を大切に可仕候に付、雑穀専一に候間、麦・粟・稗・菜・大根、その外何にても雑穀を作り、米を多く喰つぶし候はぬ様に可仕候。飢饉の時を存出し候得ば、大豆の葉・あづきの葉・ささげ(大角豆)の葉・いもの葉などむ

ざむざとすて候儀はもったいなき事に候」など。

② 小野武夫編『近世地方経済史料』第五卷一八一頁。尾張国において、役人が郷村に向けて発した訓令の中に、次のような一節がある。

「一、飲食の事。此段は呑み喰ひものをほしのままにし、村々の遊びに無益の費を致候義不覚なる事に候。誰も美き食はこのみ候へども、それをこらへず候ては家々の衰へ候基ひに候……」。

③ 『国史大辞典』第四卷三六五頁参照。

④ 大塚力『食物食事史』七一頁参照。

⑤ 小野武夫編『近世地方経済史料』第七卷三二二～三二三頁。
越中国の一農民による「私家農業談」の中に、次のような一節がある。

「農食の心得一、凡農人の職と云ふは、早春水を砕きあら田の水に耕し初てより、三伏の夏に炎天を凌ぎ、秋の露霜に袖を浸して辛勞に堪て五穀を作出す事、是皆天の命する所なり、常に身を顧て怠るべからず、已に秋實を収め冬蔵に至ては其上穀を以て貢税に奉り、秕屑米の類或は田の狭間に植し大唐稗震粉、適々山畠より取あげし麥粟黍蕎麥の類を以て妻子を育み、奴僕を扶持せしむるが則農人の業なり、誤て己が職分を忘れて妄に美食をすべからず、是一つには天より授け給へるの命を背かず、二つには平日疎食する者は寿命延長なりといへり、……」。

⑥ 原田信男「『石城日記』にみる幕末下級武士の食生活」『歴史公論』第八九号八四～九一頁。下級武士の「普段の食事内容は、いたって質素で、汁、漬物類や茶漬けなどで済ます場合が多し」と述べている。

⑦ 日本風俗史学会編『近代日本風俗史』第五卷「食事と食品」五九～六〇頁、宮本又次「関西と関東」八〇～八三頁参照。

⑧ 小山修三「『斐太後風土記』にみる江戸時代の食生活」『歴史公論』第八九号三五～四二頁。

⑨ 中島陽一郎『病氣日本史』五八頁、児玉定子『日本の食事様式』九二頁参照。

⑩ 富士川游著・松田道雄解説『日本疾病史』一六九頁。

⑪ 金光教教学研究所編『資料小野家文書(一)』一三四～一四九頁。「小野四右衛門日記」文久二年七月から十二月の記録の中に、「七月廿九日。夜。浅太郎妻麻疹にて死去」「八月十三日。…お幸義先日中麻疹且孫女死去」など、麻疹罹病者・死亡者についての記述が散見する。

この年の麻疹流行については「武江年表」には、「七月より別して盛にして命を失ふもの幾千人なりや、量るべからず」と記されている。前掲『日本疾病史』一八八頁。

⑫ そうした救疹法については、以下のようなものがある。富士川游著・松田道雄解説『日本疾病史』二〇五～二〇六頁。吉田隆見の『麻疹良方』（寛政八年、一七九六）には、次のように麻疹の際の食禁について記されている。

「疹出雖_レ輕_ニ於_レ痘_ニ然_ニ飲食禁忌_ニ、比_ニ痘家_ニ、則_ニ尤_ニ甚_ニ、若_ニ誤食_ニ鵝魚_ニ、則_ニ終身肌膚粟起_ニ、遇_ニ主_ニ大行_ニ又_ニ当_ニ重出_ニ、誤食_ニ猪肉_ニ、則後遇_ニ出_ニ疹_ニ、必患_ニ下痢_ニ過食_ニ塩醋_ニ咳嗽_ニ、則後遇_ニ出_ニ疹_ニ必復咳嗽_ニ、食_ニ三_ニ五_ニ辛_ニ、則不時驚熱_ニ、葷_ニ、腥_ニ、酒_ニ、麩_ニ、生冷_ニ、水菓_ニ、咸須_ニ禁_ニ、飲食_ニ一_ニ必待_ニ五十_ニ日_ニ或_ニ百日_ニ、後方無_ニ禁忌_ニ」。

中島陽一郎『病氣日本史』六〇～六一頁。一般に次のような救疹法が流布されていた。

「麻疹養生之心得。喰物よろしき品 ゆりのね、かんびやう、かたくり、ながいも、ほし大根、久□くず、にんじん、そら豆、右みそ漬、赤小豆、□へなり、白うり、はす、水あめ、いんげん、此分よろし。又、ごぼう梅ぼし、かつおぶし此三品ハ出そる

うまでハよろし。其外白砂糖、干菓子、梨、うど、きす、あいなめ、さより、みつば此分少々ハよろし。阿しき喰物 鳥類、貝類、魚類、麵類、油あげ、竹の子、そら豆、茸の類、すべて甲あるもの、果もの、こんにやく、酒、酢、餅、水かし、きゅうり、なた豆、右いつれも大にあしく、あやまって喰する時ハ命にもかかるほどの禁忌の品もあればふかく慎むべし。又、其両親たる者房事を慎むべし」。

- ⑬ 富士川游著・松田道雄解説『日本疾病史』九三―一頁参照。

- ⑭ 永山卯三郎編『岡山県通史』下巻九二七頁。

- ⑮ 富士川游著・松田道雄解説『日本疾病史』一四八頁。

「食養生は嚴格にして、痘中・痘後の食物の禁好を論ずること甚だ細密なり。その痘中痘後食して可なるの食品は、ユツケ飯、シンコモチ、餅、味噌、醤油、豆腐、麩、甘酒、葛粉、片栗、長芋、大根、午粿、隠元豆、白瓜、百合、蒨、独活、茗荷、梅干、干瓢、生姜、飴、砂糖、鯉節、鱒、キス、サヨリ、ホウボウ、カナガシラ、鯛、海參等の類にして、これに反して慈姑、白柿、豆粉、芥、西瓜、柚、甜瓜(まくわうり)、栗、梨、茄子、大蒜、胡瓜、鱒、香魚、鮭、ボラ、イナ、鯛、カマス、鱈、ニシン、章魚、烏賊、ブリ、コチ、ハゼ、タチウオ、鴈、雉子等は禁物とせられたり」。

- ⑯ 永山卯三郎編『岡山県通史』下巻九二五―九二八頁参照。

- ⑰ 同右書九二六―九二七頁。

「はうさう種て後三十日の間は飲食養生天行痘のごとし嚴重に慎むべし。師魚、はまち、鰯、鯖、海老、蟹、章魚、さわら、鯨、獣肉、鳥肉、こんにやく、茸、芋、南瓜、筍、茄、とうからし、酒、焼酎の類、総じて油こきもの、塩辛きもの、慥悍ものを禁。過食せず感冒せぬやう用慎すべし」。

- ⑱ 『養生訓』(日本教育文庫)二二二―二三三頁。

貝原益軒の『養生訓』には、「凡そ薬を服する時は、朝夕の食、常よりも殊につつしみ多らぶべし、あぶら多き魚鳥獸、なます、さしみ、すし、肉びしほ、なし物、なまぐさき物、ねばき物、かたき物、一切の生冷の物、生菜の熱せざる物、ふるくげがらはしき物、色あしく臭あしく、味変じたる物、生なる物、つくりたる菓子、あめ、砂糖、もち、だんご、気をふさぐ物、消化しがたき物くらふべからず」など、その他、具体的な薬名を挙げて、その薬を服用する際の食禁を示している。

「食い合わせ」についても『養生訓』は詳細に記述している。同右書一六二―一六三頁。

「同食の禁忌多し、其要なるをここに記す。○猪肉に生薑・蕎麥・胡荽・炒豆・梅・牛肉・鹿肉・鰯・鵜を忌む。○牛肉に、黍、韭、生薑、栗子をいむ。…○蟹に柿・橘・棗。○李子に蜜を忌む」など、三十六種の食品との同食を禁ずる八十七種の食品名が列挙されている。

鶴藤鹿忠外『中国の衣と食』六九―七〇頁参照。岡山県地方では、スイカとテンプラ、カニと柿、ウナギと梅、牛肉とホウレ

ン草、兎と人參、ナンキンとドジョウなどの食い合わせが伝承されている。

- ①9 関根真隆『奈良朝食生活の研究』四四二頁参照。
- ②0 亀井千歩子『塩の民俗学』二二〇～二二二頁参照。
- ②1 同右書同頁参照。青森県弘前地方の午前十時までの塩断ち、岩手県遠野地方の一日一食一週間の塩断ち、富山県泊地方の朝食の塩断ち、能登地方の願かけの時の限った時間の塩断ちなど。ただし、これらは、明治以降少なくなっていた風習である、としている。
- ②2 岡田重精『山と修験をめぐる禁忌』『伝統と現代』第一八号 四一頁参照。
- ②3 上田賢治『古代神話から神道信仰にいたる禁忌』『伝統と現代』第一八号三三頁、岡山民俗学会編『岡山の祭りと行事』下巻二七二頁参照。
- ②4 岡山県編・刊『岡山県の食習俗』三〇五頁、岡山県史編纂委員会『岡山県史』『民俗Ⅰ』参照。
- ②5 竹中信常『日本人のタブー』一〇四～一〇五頁参照。岩手県紫波郡飯岡村字上飯岡、島根県那智郡川波村などの事例をあげている。
- ②6 同右書一〇五頁参照。福岡県粕屋郡西郷村の大森神社の氏子である上西郷・下西郷・手光・津丸・久米の五か村はえびを禁食。鹿児島県大隅郡飯屋の村民は、うなぎとふなを産土神に由縁あるものとして厳禁。その他、各地で色々な食物禁忌が伝え
- られている。
- ②7 坪井洋文『稻を選んだ日本人―民俗的思考の世界―』八七～八九頁、岡田重精『古代の齋忌(イミ)―日本人の基層信仰―』八五頁参照。
- ②8 加藤秀俊『食の社会学』四二～四三頁参照。
- ②9 中井真孝『僧尼令について』『歴史公論』第一〇四号所載参照。
- ③0 下出積興・大隅和雄・速水侑座談『奈良仏教の史的意義をめぐって』同右書所載参照。
- ③1 渡辺実『日本食生活史』第九章参照。
- ③2 瀬川清子『食生活の歴史』二一〇～二二二頁参照。
- ③3 同右書二一一～二二二頁参照。
- 鶴藤鹿忠外『中国の衣と食』六七～七〇頁参照。本書には、岡山県地方で近年まで伝えられてきた次のような産にまつわる食習俗が報告されている。
- 〔1〕妊婦が食べてはいけない食物
 ナマコとかタコを食べると骨なし子が生まれる。カニを食べると毛深い子が生まれる。卵を食べると髪の毛の生えない子が生まれる。鳥を食べると鳥肌の子が生まれる。兎の肉を食べると三つ口の子が生まれる。ナスの二股を食べると双生児が生まれる。秋ナスを食べると流産する。トウガラシとかカラシのような辛いものを食べると流産する。
- (2)安産の食物

初産の卵を食べると安産する。産前に餅を食べると力が出て安産する。産気づいてうどんを食べると滑りがよい。二股の松茸とか蓮根を食べると安産する。

(3)産後の食物

団子やズイキ(芋茎)を入れた味噌汁を食べると、古血をおろし、腹(子宮)が早く収縮し乳がよく出る。コイの味噌汁を食べると乳がよく出る。

(4)産後、食べてはいけない食物

脂の濃い魚や背の青い魚は食べてはいけない。サバ・イワシ・コチ・アジ・ブリなどである。カニ・エビのように炊くと赤くなる甲殻類はいけない。油類はいけない。松茸・筍はいけない。チヌを食べると血を動かすからいけない。七年間の病気をひきおこす。ソバ・ゴボウ・ナスは、アクがあり冷えるからいけない。トウガラシ・ショウガ・カラシなど刺激物はいけない。青菜を食べると赤児が緑便をする」。

③④ 岡山県編・刊『岡山民俗Ⅱ』二二八頁参照。

③⑤ 『岡山県史』「民俗Ⅱ」二五七頁参照。

「赤子の乳付けは生後三日ぐらにする。それまでは毒をはかすといつて、フキの根・カンゾウ・五香などを煎じて砂糖を入れ、清潔な白い布でつくった乳豆にしませてふくませた。三つ葉を薬屋で買い求め、これとカンゾウを煎じた汁に砂糖を混ぜふくませ、苦い汁がよいといつて、ミコシ草とセンブリを煎じてふくませる人もいた。初乳は荒いので飲まずものではないと

いい、一、二回は茶碗などにしぼり出して必ず南天の根元に預けた。中央町越尾、新見市豊永佐伏などでは、このとき乳を預けないで捨てると、次の子から乳が出なくなるという」。

武田明『中国・四国の民間療法―香川県』二四六頁参照。

「乳つけにもまた、その子が丈夫に育つための呪いがあった。丸亀市では、それをゴコウに向かうというのだが、どんな意味かわからない。それは男の子は女が生まれた家の子の乳をもらい、女の子は男が生まれた家の乳をもらうのである。これをアイチチと呼んでいた」。

瀬川清子『食生活の歴史』二二二～二二三頁参照。

「母乳に対する処置も呪術的なものが多いが栄養を考えたものもある。子供を一日くらい他人にやっておくと乳が出る。初乳は毒があるから捨てる、という地方がある。(中略)香川県の小豆島では、出生すると最近に子を産んだ人を頼んで乳をつけて貰う。男の子の時は女の子の母のを、女の子の時には男の子の母のを貰ってのませる。長崎県の壱岐ではこれを乳親又は乳付親といつて一生親しい交際をした。東北の秋田県山形県地方では、チンロともチチケアバともいった」。

③⑥ 奉修所資料二七五「お産について」参照。

③⑦ 兄玉定子『日本の食事様式』一一二頁参照。

③⑧ 関根真隆『奈良朝食生活の研究』一四〇～一四二頁、大塚滋『食の文化史』五～六頁参照。

③⑨ 大塚滋同右書七頁。

- ④⑩ 多田鉄之助『料理人物誌天武天皇』『歴史読本日本たべもの百科』一〇八頁。
- ④⑪ 関根真隆『奈良朝食生活の研究』一四〇～一四一頁、石毛直道『食事の文明論』七四頁、児玉定子『日本の食事様式』一一一～一二二頁参照。
- ④⑫ 大塚滋『食の文化史』七～八頁参照。
- ④⑬ 同右書九頁、加太こうじ『文明開化と民衆』『シムボ幕末維新と山陽道(下)』(山陽新聞社)一三四～一七一頁参照。
- ④⑭ 石毛直道『食事の文明論』一四八～一四九頁参照。
- ④⑮ 上垣外憲一『西欧化とそのディレンマ』『日本列島の文化史』二二四頁、ひろたまさき『啓蒙思想と文明開化』『岩波講座 日本歴史』第一四卷三一四頁参照。
- ④⑯ 上垣外憲一同右書二二五～二二六頁参照。
- ④⑰ 仮名垣魯文『安愚楽鍋』。
- ④⑱ 坂井洋子『風俗史年表』参照。
- ひろたまさきは、天皇が肉食の宣伝をした理由について、肉食は「昔より天子様はじめ召上られしこと」だったとして、天皇權威に結びつけるためであったと述べている。前掲論文三四二頁参照。
- ④⑲ 農文協文化部『日本民族の自立と食生活』三〇～三一頁参照。
- ⑤⑩ 金光教本部教庁『金光教教典』所収。
- ⑤⑪ 同右書『覚書』二一八参照。「注連上げ」・「注連下ろし」の様子については奉修所資料三六「大橋利三郎・茂三郎両氏よりの聞き書」参照。「笹振りの不浄」については奉修所資料五四「川手卯平次氏探訪記」参照。「笹振りの不浄とは、穢から帰った時、笹の葉に塩水をつけて、汚れをはらう、悪魔はらいである。これは悪い日のことは切りかえて新しいことにするという意味である」。
- ⑤⑫ 注⑩参照。尚、「なり物、青物」の意味については、金光教本部教庁『金光大神覚』注釈九五頁参照。「なり物」果物、青物、緑色の野菜やサバ・ブリなどの青魚をいう。
- ⑤⑬ 注⑩参照。
- ⑤⑭ 同右。
- ⑤⑮ 金光教教学研究所『資料金光大神事蹟集』二一八四参照、藤井正延氏所藏断片資料。
- ⑤⑯ 『日本国語大辞典』参照。
- ⑤⑰ 児玉定子『日本の食事様式』一一一～一二二頁参照。
- ⑤⑱ 「理解」I山本定次郎の伝え21～31、「理解」II山本定次郎の伝え1、「理解」I市村光五郎の伝え2―37、「理解」II人見峯の伝え1、など。
- ⑤⑲ 「理解」II金光菘雄の伝え3、「理解」I佐藤龍雄の伝え1、「理解」II難波幸の伝え17、など。
- ⑥⑩ 日本風俗史学会編『近代日本風俗史』第五卷、「食事と食品」二四～二五頁参照。
- ⑥⑪ 「覚帳」二三―三。明治一二年一月のお知らせ。「一つ、金光大神大便通じ、二十七、八日には、夜日に五度も

手水出。いどが出難儀。地合の冷えが起こり。毒の取りさばき、とお知らせください。二月朔日よりよし。十日までに粗毒取れ。腹の内に毒あり、おいおいに毒取り。体毒と申すが、腹の内の毒取ること知らんから氏子が難儀するのじゃ。好きな物食べて体の丈夫をつけて、おかげを受け」。

⑥2 「理解」Ⅱ津川治雄の伝え5、「理解」Ⅲ「教祖御理解」36・

41、「尋求教語録」¹⁶⁵、「理解」Ⅰ山本定次郎の伝え5、近藤藤守の伝え43、市村光五郎の伝え3—34、など。

⑥3 「覚書」二〇—12。明治五年二月のお知らせでは、

「一つ、家内食べることはなになりともこしらえて食べい、と仰せつけられ。……一つ、諸事の買物、見ず知らん物買うな。一つ、魚たりとも、入用なら、十匁の物が二十目しても買え。値切ることすな。……一つ、衣類、諸物の物、むたいに買うな。買うてよき物は神が買うてやる。……」というふうに、食を第一にした生活の在り方が神によって求められている。

⑥4 『養生訓』（日本教育文庫）一四八〜一四九頁参照。

⑥5 石毛直道『食事の文明論』九二〜九三頁参照。

⑥6 金光教教学研究所『研究金光大神言行録』一卷四〇六、市村光五郎所伝。

⑥7 ブリア・サヴァラン著・関根秀雄訳『美味礼賛』五二頁参照。

⑥8 農文協文化部『日本民族の自立と食生活』二六〜二七頁参照。

⑥9 牧野信也『創造と終末、コーラン的世界観の構造』二二三頁参照。

⑦0 大平健「食と性―その共通根を求めて―」『岩波講座精神の科学』第五卷「食・性・精神」一三九頁参照。

⑦1 『研究金光大神言行録』四卷二二四九、岡本駒之助所伝。

『お知らせ事覚帳』の執筆開始時点に関する考察

は じ め に

藤 井 潔

『金光大神御覚書』（以下、『覚』と略記）と『お知らせ事覚帳』（以下、『覚帳』と略記）、金光大神が自らその信仰歷程を語り明かしたとも言うべき両手記が、昨年（昭和五十八年）秋に公刊された『金光教教典』（以下、『教典』と略記）に収められ、本教史上はじめて『教典』としての位置をあたえられることとなった。そのうち、『覚』はすでに、昭和二十八年に刊行された伝記『金光大神』において、「金光大神の事蹟に関する主たる典拠」^①として採り上げられ、さらに昭和四十四年には『金光大神覚』との名称で単独に公刊も果たされてきていたことから、ある意味で、ここまでの金光大神研究の歩みは同時に『覚』研究の歩みであった、と言いつ得るほどに、その内容的解明の努力が積み重ねられてきた。それに対して『覚帳』は、この度の『教典』刊行に伴い、はじめてその全容が明らかにされたのであり、今、ようやくその研究の歴史がはじまった段階にすぎない。

さて、そうした段階にあつて、ここから『覚帳』の研究をすすめるにあたり、筆者として、先ずもって当面させられる一つの疑問は、『覚帳』の執筆がいつ頃なされはじめたのか、ということである。このことは、金光大神における

『覚帳』執筆の動機・意図を知り、ひいてはこの書物の性格やそこに記される信仰世界を理解する上で、是非とも確かめておかねばならないことであると思われる。

その点に関して、『覚』は、明治七年旧十月十五日のお知らせを受けて、その直後に執筆がはじめられたであろうことが、『覚』本文中の記述や、『覚』冒頭の記述内容からしてほとんど疑う余地のないところである。ところがそれに対して『覚帳』は、いつその執筆がはじめられたかについて、関連する内容が本文中に直接記されていない。しかも『覚帳』には、貼紙や行間への加筆による加除訂正の記述も多く見うけられ、必ずしもその全体は、『覚』のように回顧された内容が整序され、順序立てて記されていないので、その様な点に考慮を加えた上でなければ、執筆時点が判断し難いわけである。

ところで、そうはいうものの『覚帳』の本文が安政四年十月十三日の「お知らせ事」体験から書きはじめられている、という事実は、その執筆がいつはじめられたかについて考える上での重要なポイントの一つである。それは、この記述から『覚帳』が書きはじめられるということが、金光大神にとって、『覚帳』の執筆をはじめることとなった内的必然性の一つの反映であると考えられるからである。金光大神は何故『覚帳』を執筆したのか、その答えの多くが、この安政四年の記述から書きはじめられたことの中に隠されていると言っても言いすぎではない。

そして、実弟香取繁右衛門を通して顕われた金神と金光大神との直接的な関係成立を示すこの「お知らせ事」体験は、後に、慶応三年十一月二十四日のお知らせ^④において、「神の頼みはじめ」として捉えられることとなる。即ち、慶応三年十一月の時点に至ってあらためて「神の頼みはじめ」として振り返られた、その体験から『覚帳』は書きはじめられるのである。そうしたことから、従来からすでに『覚帳』の執筆開始が、この慶応三年十一月二十四日の「お知らせ事」体験と何らかの関わりを有するのではないかとの考えがなされてもきている。^⑤

そこで本稿では、こうした従来の説を踏まえつつ、以下の様な分析方法と手順によって、『覚帳』の執筆がいつはじ

められたのか、を明らかにすべく努めてみたい。先ず一章において、『覚帳』原文の表記に現われる、執筆開始時点を考える手がかりになると思われる諸点を抽出しながら分析・検討を加え、続く二章においては、『覚帳』に示される各「お知らせ事」体験の記述のなされ方の変化に注意を払いつつ、それを分析することにより、その究明を試みることにする。

* 「お知らせ事」体験—『覚帳』には、金光大神が神から受けた「お知らせ」の言葉ばかりではなく、神からの「お知らせ」をめぐる前後の事情についても記されている。そこで本稿では、こうした「お知らせ」をめぐる前後の記述をも含めた『覚帳』の記述のすべてを、神から感受せしめられた金光大神の「お知らせ事」体験の記録、と規定して論述をすすめることとする。

一、『覚帳』原文の表記から窺える諸点について

(1)、本文に関する考察

『覚帳』原文を読み進める中で、先ず気付かされる表記上の特徴は、本文のはじまる安政四年十月十三日に関する記述から安政六年に関する記述にかけての部分^①が、それ以降の記述と比較してみた場合、字句の間隔や行間がほとんど一定していて、連続した筆致での書かれ方がなされている、ということである。

『覚帳』全体の表記は、通例、各「お知らせ事」体験ごとに区切りを示すがごとく、行間をとった記述がなされている。例えば、写真Ⅰは慶応四年四月三日から翌閏四月九日までに関する原文の記述を示したものであるが、四月三日に關する記述(帳二一四一¹~²)と、同月十日(帳二一四一³)、十六日の記述(帳二一四一⁴~⁶)との間には行間隔の変化が見られ、続く四月四日の記述(帳二一四一⁵)、同月二十四日の記述(帳二一四一⁶)との間には、それぞれの体験内容を記

辰巳月三日 若長 淨四りて
 持束神のおんあらす
 神 かいとまおたりし
 清上たたい先葉後お
 の別 一切 四月五日
 十日ら作付い仁ふもか
 十日日持束赤白明神安
 及入神清り上ら下れれ
 清上と金林ささり金林
 加字るめめめめめめ
 四月四日 方 四十四合
 口于四月九日 入り 云々
 いじ 持束をあとと
 本 九月 入り 云々
 表用 已 備 録 表 載
 門 閏 四月 九日 清 四りて
 万 五 松 代 へ 俵 へ 本
 一 些 成 上 上 俵 する
 三月 四日 三月 廿四日 方 四 行 也

写真 I (原文、9丁目裏)

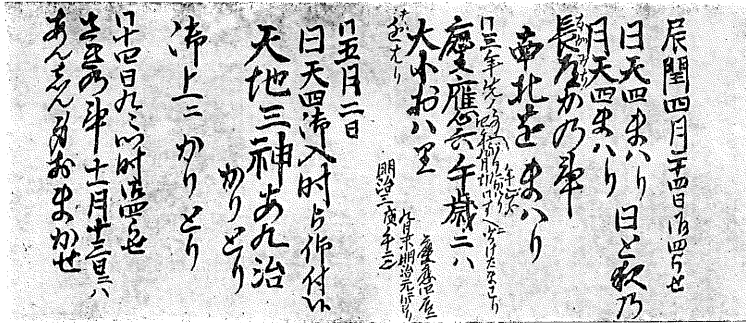
一 年 年 三月 十六日 若長
 日 七月 十三日 四 日 四 日 せ 松
 けい ね けい ぼ せ けい ね ね
 けい ね けい ぼ せ けい ね ね
 人 あり せ ね ね ね ね ね
 も あり ね ね ね ね ね
 上 宋 七 八 俵 あり ね ね
 日 九月 十三日 市 出 せ ね ね
 日 三月 廿四日 松 在 文 治 天 明 神
 清 上 ち ね ね ね ね ね
 市 出 せ ね ね ね ね ね
 金 神 ね ね ね ね ね
 三 松 代 子 三 八 俵 ね ね ね
 ね ね ね ね ね ね ね
 ね ね ね ね ね ね ね
 ね ね ね ね ね ね ね

写真 II (原文、3丁目裏)

述上分別するかのごとく行間があげられてい
る。

しかしながら冒頭の数丁においては、写真
 II(帳二一三〜二一十〇一五)に例示するごとく、
 行間隔はほぼ一定して記述されており、各
 「お知らせ事」体験ごとに区切りを示す表記
 とはなっていない。このことは、この間の一
 連の記述が、それより後のある時期にまとめ
 て執筆されたことを十分推察させるものであ
 る。つまり、『覚帳』は本文の記述内容は
 じまる安政四年十月十三日から執筆がはじめ
 られたわけではなく、それ以降——それも以
 上のことからして安政六年よりも更に後——
 のある時点において、安政四年からのことを
 回顧する形で執筆がなされたのではないか、
 ということである。

次に、元治元年正月朔日に関する記述(帳
 八一〜)に示される「元治元甲子正月朔日」
 との表記に注目してみよう。この年、元号が



写真Ⅲ（原文、10丁目表）

文久から元治と改められたのは二月二十日のことである。従って、この記述は元治元年の二月二十日以降、即ち金光大神が改元を知ってから後になされたものであると考えるのが妥当であろう。以上のことから、『覚帳』の執筆がはじめられたのは、元治元年二月二十日より以降のことであると考えてよいであろう。

さて、年号表記のなされ方から、執筆の時点が問題とされるもう一つの箇所として、次に慶応四年閏四月二十四日のお知らせ記述（帳二―9―1³）について考えてみたい。（写真Ⅲ参照）

ここには、「慶応六年歳ニハ大小おわり」との記述がある。ところが、このお知らせが下がった慶応四年の九月には、元号が慶応から明治へと改められており、金光大神自身もこの改元を同年九月末には知った、との記録が『覚帳』に残されている（帳二―18）。このことからすると、「慶応六年歳」との表記は、金光大神が改元を知る以前の、この年九月までになされたのではないだろうか、という推測が一応成り立つ^⑥。

まず、この部分の右側下方に記された加筆部分を見ると、ここには、「慶応」との言葉に続くように「四年九月きり、同じく末に承り」との加筆がなされ、さらにこの「四年」との言葉に続けて「ぶりに年号かわり」との加筆がなされている。「慶応六年年には大小おわり」との記述との関わりでこの二重の加筆部分を読み下すなら、

閏四月二十四日に、「慶応六年午年には大小おわり」とのお知らせを受けたが、慶応四

年、九月には四年、ぶりに年号が変わった。そのことは九月末に承った。(読み下し及び傍点)筆者)

となろう。即ち、「慶応六年年には大小おわり」との記述における「慶応」との年号部分訂正のために、あえて加筆がなされているのである。

一方、左側下方に示される加筆部分には、「慶応四辰に、九月末、明治元に変わり、明治三庚午になり」と記されている。ここでは、右側の加筆が「慶応」との年号訂正のためのものであるのに対して、さらに「慶応六年」という年が実際には「明治三年」にあたる、との内容訂正を行っているのである。

こうした「慶応六年には大小おわり」との記述の両側に付された訂正加筆は、明らかに金光大神が「明治」への改元を知った同年九月末以降になされたものである。では、金光大神がこうした改元を知った上で、即ち改元の後にこのお知らせを記述したとするなら、わざわざこのような二重、三重の加筆をするであろうか。もちろん、金光大神が改元を知りつつも、あえて「慶応六年には大小おわり」との記述を行い、さらにそれに対して先の加筆を付した、との考えが成り立たないわけではないが、むしろそれより、両者の表記上の著しい相違からしても、すでに改元前に記されていたお知らせ記述に対して、改元を知った後に加筆訂正がなされた、と解する方が妥当であると思われるのである。そして、もしそうであるとするならば、「覚帳」は明治元年(慶応四年)九月末の時点にはすでに執筆がはじめられていたことになるわけである。

以上のことから、『覚帳』は、元治元年以降のある時点から執筆がはじめられ、明治元年九月末の時点では少なくとも同年閏四月の記述部分まで書き進められていたのではないかと思われるのである(もちろん加筆部分は除いてである)。

とはいえ、『覚帳』本文の表記からは、執筆開始時点が明治元年九月以降であるとの可能性を示す箇所も見られる。即ち、安政五年十二月二十四日に関する記述(帳二一〇)中には「天地神」との言葉が見られるのである。もし、この「天地神」を「天地乃神」と

同一の意味内容を示す言葉であるとするなら（現に『教典』ではそう解してか、該当箇所に入てんちのかみ√とルビが付されている）、従来、「天地乃神」との神名が「天地金乃神」と同様明治六年前後に確定された、とされてきているところから、この「天地神」との言葉も明治六年頃でなければ使用され得ないのではないか、ということが考えられるのである。確かに、この箇所において「天地神」との言葉は、神からのお知らせとして示されたものではなく、この安政五年十二月の「お知らせ事」体験における金光大神の感慨を述べた言葉として示されており、それ故に金光大神が神を「天地神」との言葉をもって了解し得た後に、はじめて記し得るものである。

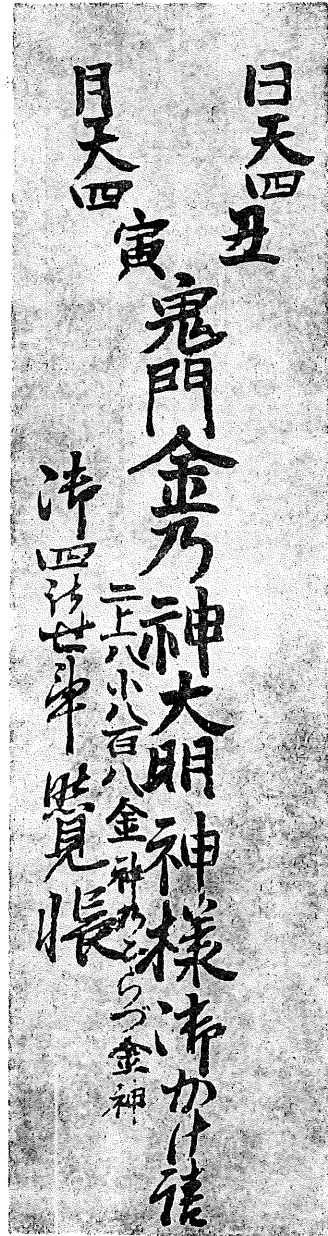
では、ちなみに『覚帳』において神からのお知らせの言葉として「天地神」あるいは「天地乃神」との言葉が現われるのはどの記述からであろうか。「天地神」との表記は慶応三年十一月二十四日のお知らせ中（帳二一七一）に「三神天地神」と示され、さらにこれと類似した表記として明治元年五月二日のお知らせ（帳二一〇一）には「天地三神」との言葉を見ることが出来る。そして以後『覚帳』からは、「天地神」との表記は姿を消し、代って「天地乃神」との表記が明治三年十月二十六日の「お知らせ事」体験（帳一四一）以降、お知らせの言葉として現われるようになるのである。

こうした『覚帳』における「天地神」から「天地乃神」への表記上の変化を考えると、安政五年十二月の記述箇所は少なくとも「天地乃神」との表記が現われる以前の、慶応三年十一月の記述や明治元年五月の記述がなされたと同時期に記されたものであると思われる。そしてさらには、この慶応三年十一月二十四日の「お知らせ事」体験がいつの時点で記されたものであるにしろ、この慶応三年十一月の時点において、「天地神」との言葉が神からのお知らせとして金光大神に感受せしめられていることからすれば、先の安政五年における「天地神」との言葉は、少なくともこの「お知らせ事」体験の時点以後であれば記し得ると考えられるのである。そしてこのように考えれば、安政五年十二月の記述に見られる「天地神」との表記の存在は、先に提示した、『覚帳』は明治元年九月末の時点ですでに執筆がはじめられていたのではないかと、との見解と必ずしも矛盾するものではないと言い得るであろう。

さて以上のような執筆についての時期限定をさらに確かなものとすべく、次節では、『覚帳』の表紙に見られる表記上の問題について考えてみたい。

(2)、『覚帳』表紙に関する考察

は、『覚帳』原本の表紙には、右端に「安政四丁巳年十月十三日」と本文の内容のはじまる日付けが示され、中央部分に



と記されている。

本節では、この表紙中央部に記される神名表記に注目することにより、表紙がいつ頃記されたのかという点についての考察を行い、『覚帳』執筆開始時点の問題に迫りたい。^⑩

金光大神は、『覚帳』『覚』という自身の信仰生活史の記録以外にも、「願主歳書覚帳」「一乃弟子改帳」等の帳面類を残している。また、文久年間から下付されはじめたと思われる神名書付、^⑪さらに明治六年以後の「天地書附」等、金光大神直筆の書付類も今日に幾種類か残されてきている。こうした金光大神直筆資料のうち、「天地書附」下付に至るまでの、金光大神、金光大権現、生神金光大神とのそれぞれの神号を許されていた時代の各書付類、さらに明治元年に整え

られた「一乃弟子改帳」や「神号帳」の表紙には、『覚帳』の表紙に示されるものと同形式の神名表記を認めることができる。そこで、それらとの対照を行うことにより、表紙の神名表記がいつの頃のそれと合致するかを探ることとする。次に示すのは、金光大明神、金光大権現、生神金光大神それぞれの神号を得ていた時期における神名表記の代表的なものである。なお、以下においては便宜上、各時期を金光大明神時代、金光大権現時代、金光大神時代と呼称する。

①、金光大明神時代（文久二年十一月二十三日から元治元年十月二十四日）

日天	金光大明神
月天	鬼門金乃神大明神
寅	二上八小八百八金神

②、金光大権現時代（元治元年十月二十四日から明治元年九月二十四日まで）

日天四	金光大権現
月天四	きもん金乃神大明神
寅	のこらづ金神

③、金光大神時代（明治元年九月二十四日以降）

日天四	寅	生神金光大神
月天四	申	鬼門金乃神
		不殘金神

以下、『覚帳』表紙との対照をすすめる。

(a)、「日天四 月天四」との表記部分について――

金光大明神時代(㊤)の諸例には、その多くが「日天 月天」とのみ記され「四」の文字は見られない。続く金光大権現時代以降(㊦、㊧)の書付例にはすべて、「日天四 月天四」と「四」が記されている。このことから、「日天四 月天四」との表記、即ち『覚帳』表紙と等しい形式のそれは、金光大権現時代、つまり元治元年以降のものであると考えられる。

(b)、「丑 寅」との表記部分について――

金光大明神時代(㊤)、金光大権現時代(㊦)の書付においては「丑 寅」とのみ示されているが、金光大神時代(㊨)の諸例では「丑寅 未申」と記されるようになり、俗に鬼門とされていた方角「丑寅」に加えて裏鬼門の方角「未申」をも示されている。このことは現在までに調査されている書付では例外は見られない。

(c)、「鬼門金乃神大明神」との表記部分について――

金光大明神時代(㊤)の書付例においてはすべて、「鬼門」の「鬼」の文字が「鬼」と特徴ある字体で記され、また「金乃神」の「神」の示偏も「ネ」となっている。

金光大権現時代(㊦)に入ると、各書付例は「鬼門」との部分平仮名で「きもん」と記されるようになり、また「金乃神」の「神」の示偏は「示」となる。

続く金光大神時代(㊧)の書付例においては「鬼門金乃神」とのみ記され、「鬼門」との字体、「金乃神」の「神」の示偏については『覚帳』の表紙と最も似かよったものとなるが、金光大明神時代(㊤)、金光大権現時代(㊦)において例外なく見られた「大明神」号はなくなっている。

以上の点を考え合せると、『覚帳』表紙の表記形式は、「鬼門」との字体、「金乃神」の「神」との文字の示偏の二点にわたって金光大明神時代の書付例とは際やかな相違を示し、また金光大神時代の書付例からは「大明神」号が見られなくなることから、「鬼門」と「きもん」との漢字と平仮名での表記の相違を疑問点として残しはするものの、^④

金光大権現時代のものとも最も似かよったものといえる。

(d)、「二上八小八百八金神乃こらづ金神」との表記部分について――

『覚帳』表紙には、先ず「二上八小八百八金神」と記され、続いてその下にそれとは多少異なる筆致で、後になって加筆されたかのごとく「乃こらづ金神」と記されている。この「二上八小八百八金神」との表記は、金光大明神時代(㊸)の書付例にのみ見られ、この部分はその後、金光大権現時代(㊹)には「のこらづ金神」、金光大神時代(㊺)には「不残金神」と記されるようになる。このうち、金光大権現時代の「のこらづ金神」との表記が、『覚帳』の「乃こらづ金神」に最も類似している。つまり、『覚帳』の表紙には、金光大明神時代、金光大権現時代のそれぞれの表記が併記されているわけであるが、この点をどう考えるべきかについて筆者は、今として見解を持たない。¹⁶⁾

さて、以上(a)から(d)の点を踏まえてみると、『覚帳』表紙に見られる神名表記の形式は、一応、元治元年十月二十四日からはじまる金光大権現時代の表記に最も類似したものであると言つてよいであろう。そしてそのことは、前節における、元治元年二月以降明治元年九月末以前という『覚帳』執筆の開始時点の推察とも大いに重なり合うわけであつて、もし『覚帳』の表紙が本文とはよほど別の時期に記されたということでもない限りは、先の推論を背後から裏付けてくれているようにも思われるのである。

本章ではここまで、『覚帳』原文の表記から、その執筆開始時点について窺われる諸点の分析・検討をすすめてきた。その結果『覚帳』は、記述内容のはじまる安政四年の時点から執筆がはじめられたわけではなく、恐らく「金光大権現」との神号を許された元治元年十月よりも以降になつてその執筆がはじめられていることが次第に推察されてきた。では、そうとして、それ以降いつの時点から執筆がはじめられたのであろうか。この点について本章でも、一、二推論を提示

したが、次章ではさらに、『覚帳』に示される「お知らせ事」体験の記述のなされ方について分析・検討を行うことにより、その問題に迫ることとする。

二、「お知らせ事」体験の記述のなされ方の変化について

これまで述べてきたことからして、『覚帳』は、安政四年十月からの金光大神に生起した「お知らせ事」体験を、後年、それも元治元年十月以降のある時点から、先ず、回顧する、という形でその執筆がはじめられたと考えられるわけであるが、記述が進むにつれて、執筆がなされる時点と、記される体験の生起した時点とが徐々に近づき、やがて追いついて、『覚帳』は、金光大神のもとに生起する「お知らせ事」体験に即した形での執筆がなされていったと考えられる。そのような『覚帳』執筆の経緯にあつて、執筆がはじめられた頃の、回顧を主とする「お知らせ事」体験の記述の場合と、それ以降の「お知らせ事」体験に即した記述の場合とでは、その記述のなされ方に何らかの相違が認められ、また、その移り行きの過程に何らかの変化が現われるのではないだろうか。本章では、こうした着眼のもとに、『覚帳』の記述のなされ方を計量化して分析することにより、『覚帳』の執筆がはじめられた時点を推し量っていくこととする。

(1)、『覚帳』の記述量に関する分析

ここに示すグラフ(図工)は、横軸に『覚帳』原文の頁数をとり、縦軸には『覚帳』に記される「お知らせ事」体験の生起した時点を示すことにより、『覚帳』執筆の進捗度合いと、そこに記される各「お知らせ事」体験の生起する時間的変化との関係を示したものである。つまり、このグラフは、横軸に示される原文頁数をもって、そこまでの「お知らせ事」体験記述に費やされた総量についての一つの目安となし、それと、縦軸に示される「お知らせ事」体験の時間

的变化との相関関係を見ることによって、各「お知らせ事」体験に費やされる記述量と、執筆の進捗度合いとを同時に表現しようとしたものである。この場合、横線は記述量の伸びを、縦線は時間的変化を表わすのであるから、従って、一つの「お知らせ事」体験についての記述が詳しくなされるほど(㉑)、もしくは、記述さるべき「お知らせ事」体験が頻繁になるほど(㉒)、縦の時間的変化よりも横への記述量の伸びが長くなって、グラフは全体的にみればゆるやかな平坦部を形づくることになる。その逆に、一つの「お知らせ事」体験についての記述が簡潔であるほど(㉓)、もしくは、記述さるべき「お知らせ事」体験の間隔があくほど(㉔)、縦の時間的変化のわりに、横への記述量の伸びが短くなって、グラフは全体的にみれば急傾斜を描くことになるわけである。(図II参照)

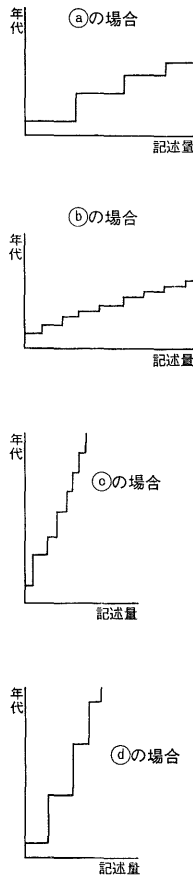


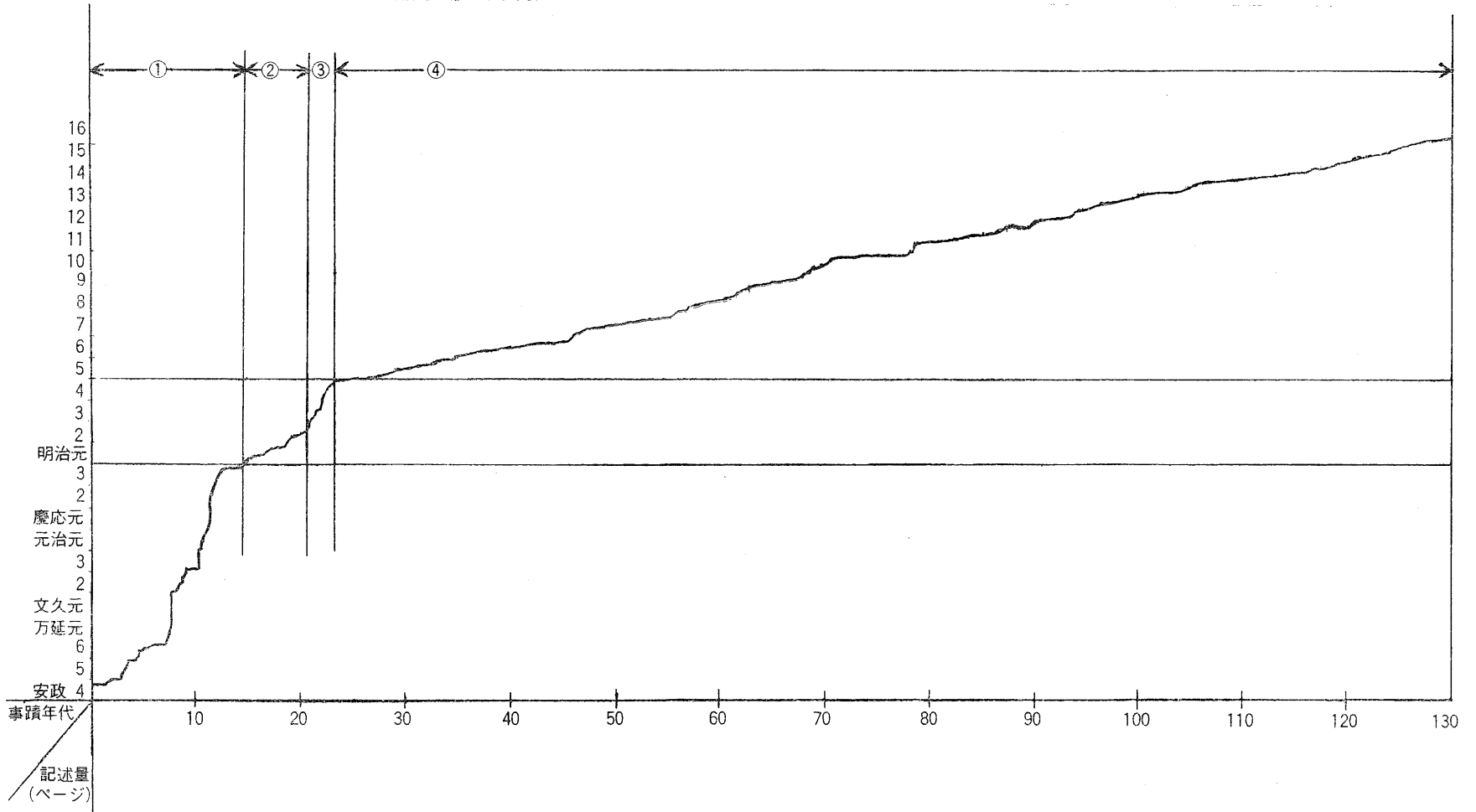
図 II

さて、グラフはその形状に現われた徴候からして、全体を次の四つの部分に分けることができる。即ち、

- ① 安政四年の書き始めの記述から、慶応三年の記述までの、大きな平坦部と急傾斜部からなる不規則な部分。
- ② 明治元年から翌二年の、短期間ながらゆるやかな傾斜を示す部分。
- ③ 明治三年から翌四年にかけての急傾斜を示す部分。
- ④ 明治四年後半以降の一定のゆるやかな傾斜を示す部分。

である。そこで次に、こうした①から④のような各部分の形状が形づくられる要因を探るために、それぞれの部分の各「お知らせ事」体験に費やされた記述量と時間的変化について、より具体的に見ていくことにする。

図I 『覚帳』に関するグラフ



①の部分において特徴的な傾向としては、先ず第一に、例えば、万延元年五月(帳四―一―一)から文久元年六月(帳五―一―一)までの一年以上にわたって「お知らせ事」体験の記述の見られない場合もあれば、また逆に、安政五年から翌六年にかけてのように割合に密にその間の体験が記されている場合もある、というように、この間安政四年から慶応三年までの「お知らせ事」体験の記述数が他の時期に比べて少なく、なおかつ年ごとに大きく変化している、との点をあげることができる(九〇頁の別表Ⅰ参照)。こうした傾向は、この間のグラフに現われる複雑な傾斜角度の変化をもたらす一因となっているのである。次に第二には、この間の各「お知らせ事」体験に費やされる記述量が一定していない、との点をあげることができる。例えば、安政四年十月十三日の記述(帳一―一)、翌安政五年正月の記述(帳二―一)、同年十二月二十四日の記述(帳二―一〇)、文久三年二月の記述(帳七―一)、そして慶応三年十一月二十四日の記述(帳一―七)は、『覚帳』全体から見ても、一つの「お知らせ事」体験に費やされた記述量としては極めて大きな数値を示しているのに対して、この間の他の「お知らせ事」体験の記述の多くは、『覚帳』原文において一、二行を費やされているにすぎない(九一・九二頁の別表Ⅱ・Ⅲ参照)。こうした、この間に示される各「お知らせ事」体験の記述量の著しい相違傾向も、①の部分に現われる急傾斜部と平坦部という不規則さを形成する要因となっているのである。

それに対して、明治元年から翌二年に関する②の部分においては、記される「お知らせ事」体験の数については④の時期に比べ未だ少ないにしろ徐々に増加傾向にあり、また、この間の各「お知らせ事」体験の記述量についても、①の部分のような著しい変化はなくなり、平均化した数値を示すようになる^⑦。その結果、②の時期には短期間ではあるが、ある一定のゆるやかな傾斜を現わすこととなる。

続く明治三年から四年にかけての時期に関する③の部分においては、記述量に関する平均化傾向は②の時期と同様ではあるが、明治三年前半には一つの「お知らせ事」体験もなく、また、この年一年をとおしても四回の「お知らせ事」体験が記されているにすぎないことから、グラフは大きな傾斜を示すこととなる。

④の部分に入ると、記される「お知らせ事」体験の数は急増し、また、各「お知らせ事」体験に費やされる記述量も引き続き平均化した数値を年ごとに示していく。そのためにグラフは、一定のゆるやかな傾斜を現わしていくこととなるのである。

以上、グラフについての分析結果から浮び上がった点を総合すると、『覚帳』は①から②にかけての慶応三年から明治元年を境として、それ以前の各「お知らせ事」体験に見られた記述量の著しい変化が徐々に解消され、平均化した数値を示すようになる（これを⑦とする）と、③から④にかけての明治四年を境として、「お知らせ事」体験の記述数そのものが急増し、以後一定の記述量を保って書かれていくところ（これを⑧とする）に、記述のなされ方の上での二つの過渡的な変化を現わしていると言うことができる。そうとして、ではこうした『覚帳』の記述のなされ方についての二つの変化は、それぞれどのような理由から生じたのであろうか。その点を検討するために、ここで暫く、安政四年から明治七年頃までの間のことについてすべて回顧的に執筆されたことが明らかである『覚』との記述内容上の対比を行ってみよう。

別表Ⅳ（九三頁）は、その記載内容が時期的に共通する安政四年から明治九年までの『覚帳』『覚』両書の記述内容について、両書のいずれかにのみ記されている「お知らせ事」体験や、あるいは共通する「お知らせ事」体験に関する記述の細さ等を窺い知るため、『教典』の節を基準にとり、それぞれの節の数を対比して示したものである。

この表から窺い知れるように、『覚』には、安政五年、文久二年、慶応二年の各記述において、『覚帳』にはまったく見られない記述内容が多く示され、また、安政四年から慶応三年に至るまでの間にあっては、共通する「お知らせ事」体験についても『覚帳』より詳細な記述がなされている場合が多い。例外的に、『覚帳』にのみ記される「お知らせ事」体験も存在するが、そうした記述も殆どは極めて簡略なものであり、この間の記述においては、『覚』が『覚帳』を、記される「お知らせ事」体験の数、その記述内容の細さという点で、おおむね量的に凌いでいるといえる。ところが、

こうした関係が明治期に入ると、徐々に記述上酷似したものとなり、次第に『覚』ではなく『覚帳』にのみ示される「お知らせ事」体験の記述が多く現われるようになる。このように、慶応三年から明治元年にかけての記述を境として、『覚』の内容と『覚帳』のそれとが量的に逆転し、以降の記述では、『覚』よりも『覚帳』の方が内容的には詳しくなっているのである。

ところで、先に述べた二つの時期における『覚帳』記述傾向の変化(⑦・④)は、『覚』との対比結果からどのように考えられるであろうか。先にも指摘したとおり、明治四年を境としてグラフに現われた形状の変化(④)は、『覚帳』に示される明治三年に関する「お知らせ事」体験の一时的減少と、続く明治四年以降の「お知らせ事」体験の急増によってもたらされたのであるが、こうしたこの間における「お知らせ事」体験の一时的減少とその後の急増傾向は、『覚』においても現われている^⑧。このことから、『覚帳』明治三年から四年にかけての「お知らせ事」体験数の急激な変化(④)は、むしろ、この間における金光大神によって記し留められるに足るべき「お知らせ事」体験の数の多少そのこと自体に起因するものであって、必ずしも『覚帳』の執筆状況の変化との関係で生じたものとは言えないことが窺われるのである。

では、それに対して『覚帳』慶応三年から明治元年を境として現われる記述の変化(⑦)は何に起因するのであるか。そしてまた、同時期に現われる『覚』と『覚帳』のそれぞれの記述内容についての関係の変化は何を意味するのであるか。この点についてさらに検討を加えるべく、次に『覚帳』記述上の文章形態の変化について分析をすすめ、執筆開始時点の問題に迫ることとする。

(2)、『覚帳』記述における文章形態の変化について——その(1)

——記述上の発語主体をめぐって——

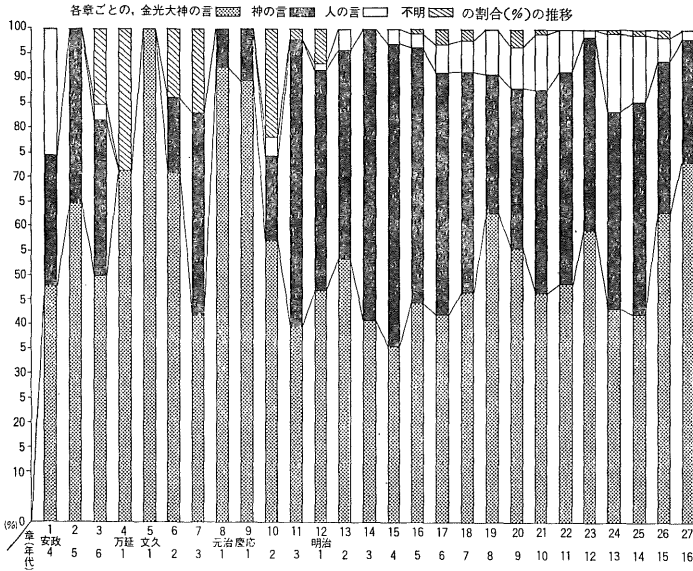
『覚帳』は、金光大神によって、神から感受せしめられた「お知らせ事」体験を言葉にもたらした記録であり、その意味ですべての言葉の送り手（発語主体）は金光大神であると言える。しかし、実際の記述上にあつては、その内に会話体の文を含みこむことによって、神や、その他の登場人物がそのまま文章構造上の発語主体として現われてくる場合がある。そこで、『覚帳』の各記述は、この発語主体という観点から次の三種類の記述に分けて考えることができる。

- ① 地の文、もしくは神の「お知らせ」や人物の会話などを間接話法的表現によって「地の文」化させた、執筆者自身の発語する記述部分——金光大神の言
- ② 「お知らせ」を直接話法的に表現し、神を直接の発語主体とする記述部分——神の言
- ③ 「お知らせ」以外の会話文を直接話法的に表現し、具体的人物を発語主体とする記述部分——人（登場人物と会話する金光大神を含む）の言

例えば、慶応四（明治元）年四月十六日に関する記述をもって示すと、以下の如くである。

④ 十六日棟梁まいり、向明神、世話方兩人頼み。お断り申しあげくだされ、私を願ひ。お願ひあげ。金神氣ざわり。金光願うな、かなわん。十七日荷を持って帰らせ。（帳二一—四—六）⁴—⁶

もちろん、記述のなされ方によっては、①か②か区別できたい部分も多く存在し、そうした箇所については、記述内容の解釈及び文章形態の把握の問題と関わって今後さらに厳密な検討が加えられねばならないが、本稿では、とりあえず、現段階での判断をもって試行的に『覚帳』のすべての記述を、地の文もしくは「お知らせ」等を間接話法的に「地の文」化させた金光大神の言（①）、「お知らせ」を直接話法的に会話体で示した神の言（②）、一般会話文としての人の言（③）、分別不明部分（④）、に分けてみた。それを表わすにつき、『教典』掲載分の『覚帳』に示される文字数（句読点は除く）によって①、②、③、④を数量化して、各章（『各年代』ごと）に示したものが別表V（九四頁）である。



発語主体に関するグラフ (図Ⅲ)

この表から作成した、『覚帳』各年代ごとの①、②、③、④の全記述に対する割合についてのグラフ(図Ⅲ)を見ると、慶応三年に関する記述を境として、それ以前の各年代において著しい増減の見られた⑤の割合が一定の数値を示すようになり、以降、①とほぼ対等の数値を示していく。つまり、神を直接の発語主体とする直接話法的表現の「お知らせ」記述が、この慶応三年を境に増大化し、その傾向は以後、安定した形で継続されるのである。このことは、一体何を意味するのであろうか。

『覚帳』の各記述を、文章構造上の発語主体という観点から捉えるとき、安政四年から慶応三年までの記述においては、たとえ「お知らせ」であっても、その多くが間接話法的表現によって「地の文」化された言葉——即ち、執筆者金光大神を発語主体とする言葉——によって構成されている、との傾向を現わすのである。もちろんこの間の記述においても、神を発語主体とする直接話法的表現による「お知らせ」記述を認めることができる。しかし、この間の神を発語主体とする記述にはすべて、「……とお知らせ」あるいは「……と仰せつけられ候」等の言葉が付さ

れ、地の文と会話文との構成形態(注⑩参照)から考えると、直接話法の形をもって神の言が引用されてはいるものの、それはあくまでも地の文に従属する成分として表わされており(注⑩の(回)の場合)、それゆえにこの時期全体としては、基本的に金光大神を発語主体とする、地の文中心の記述がなされていると言つてよいであろう。

それに対して、慶応三年十一月二十四日の「お知らせ事」体験の記述を境として、それに続く明治元年以降の各体験記述からは、地の文(≡金光大神の言)と直接話法的な「お知らせ」文(≡神の言)がそれぞれに独立した成分としての關係を有する構成形態(注⑩の(ハ)の場合)が多く現われることとなる。例えば、明治元年閏四月九日の記述(帳二一八)を見ると、地の文は「同じく閏四月九日お知らせ」との、「お知らせ」の下がった日付記述に限られており、それとは独立した成分として神の言そのものが、この日の「お知らせ事」体験を構成してきているのである。このようにして、神を発語主体とする言葉を、そのままの形で示していく「お知らせ事」記述が、明治年間には多く現われてくる。^⑪

もちろん、この間の場合にも、「お知らせ」が「地の文」化して金光大神自身の言として間接話法的表現で記述されている箇所が消失するというわけではないが、「お知らせ」(≡神の言)と地の文(≡金光大神の言)とがそれぞれ独立した成分として「お知らせ事」体験の記述を構成する、という文章形態の方がむしろ中心的になっていくのである。

そして、慶応三年十一月二十四日の記述を境として現われる、以上のような『覚帳』の文章構造上の変化は、『覚帳』に記される「お知らせ事」体験の生起した時点と、それを執筆する時との時間的關係において、この時期を境にして、次に述べるが如き変化が生じたのではないかということ推測させる。つまりそれは、『覚帳』執筆がはじめられる時点までの「お知らせ事」体験に関する回顧的な整理記述の時期と、執筆がすすんで「お知らせ事」体験の生起する時点に漸次近づき、体験に即した記述がなされることになった時期との間に生じる執筆形態上の変化に相応すると考えられないであろうか。なぜなら、金光大神が神から感受せしめられた「お知らせ事」体験を後年になって回顧的に言葉にもたらずときには、各体験を整理し、なおかつ抽象化して、執筆者としての自身の発語する言葉に置き換えて、「地の文」

化した表現で記すことが十分にあり得たであろうが、やがて、神からの「お知らせ事」体験を受けた時点とそれを記す時点とが接近するに従って、金光大神にとっては、「お知らせ事」体験自体を生のままの形で「お知らせ」は「お知らせ」として直接示す場合が多くなつたであろう、という推測が成り立つと思われるからである。この慶応三年十一月の記述を境に現われる、地の文とは成分的に独立した直接神を発語主体とする言葉によって構成される「お知らせ事」体験記述は、右の事情から生じたと思われるのである。

(3)、『覚帳』記述における文章形態の変化について——その(2)

——未来予告的な「お知らせ事」記述をめぐって——

ここでは、前節において考察をすすめた、慶応三年から翌明治元年に関する記述に現われた文章構造上の変化に示される『覚帳』執筆状況の問題について、さらに検討を加えるべく、明治元年に頻繁に現われる未来予告的な「お知らせ事」記述に注目して考察をすすめる。

次に提示するのはすべて、『覚帳』明治元年の記述である。

- ①正月六日お知らせ。子とも二人、閏四月樂しみ。(帳二一〇一)
- ②二月五日、兄浅吉巳年、身上安心安樂。(帳二一〇二)
- ③四月四日、此方始終仕合わせ。(帳二一〇五)
- ④辰閏四月二十四日お知らせ。日天四回り月天四回り、日と夜の長短のこと、南北を回り。慶応六年年には大小終わり。同じく三年先のこと。(帳二一〇一¹、二²)
- ⑤同じく(五月筆者注) 十四日九つ時お知らせ。先のこと、十一月十三日には安心、身を任せ。(帳二一〇一)
- ⑥一つ、辰年(明治元)より丑年(明治一〇)まで、十か年先、わが身の姿を見よ。末のため。同じく七月二十七日仰せつけられ候。(帳一

④当年より十三年先、世の治まり、天下太平願ひ、樂しみ、辰（明治元）より辰の年（明治一三）までのこと。（帳二一六頁）

ここに採り上げたお知らせにはすべて、将来に対する予見的な内容、将来を約束する宣言的な内容が示されている。しかもその多くは、期日が指定されているものの、それが当日のどのような内容を指すものなのかについて、極めて簡単に示されるのみで、もたらさるべき結果が不明瞭なままの記述のなされ方になっている。右のうち正月六日のお知らせ（④）については、その記述のすぐ左脇に「仰せどおり同じく朔日、徒士役仰せつけられ候。同じく紋付きかみしもくだされ、父へ。」（帳二一七頁）との言葉が後に挿入加筆されていて、それによってこの正月六日のお知らせが何を結果するものであったのかがわかるわけであるが、それ以外のお知らせにおいては、そこに示される内容が具体的に何を意味し、どのような結果を招来したかについて、容易に把握し得ない記され方となっている。つまり、これらのお知らせには将来への積極的な言及とそのものが中心としてなされていて、その結果については、その執筆時点では未知のこととして記されているように思われるのである。

この時期に至るまでの『覚帳』の記述においても、神から金光大神に対して、将来に対する予告的なお知らせが下がっている場合がある。しかし、そうした場合の記され方は金光大神にとって、お知らせを受けた時点のみでなく、そこで指示された時点での金光大神の実体験とがすでに了解されたこととして、併せて示されているような内容になっているのである。そして、それゆえにこの時期までの記述にあっては、結果として、前節において述べたように、「お知らせ」が地の文に従属的に引用されて示される、との文章構造上の傾向を現わすこととなっていると考えられるのである。

前節において述べた文章形態上の変化に加えて、この明治元年の時期を境に現われるこうした未来予告的なお知らせ内容に関する時制的変化は、予告も、それによって招来した結果も共に過去の体験事実として完了形によって執筆がす

すめられていく回顧的記述から、予告された「お知らせ事」の示す結果が金光大神にとって未だ了解されていないままに執筆がすすめられていく同時進行的記述へと、その執筆形態を変えていくことにより現われた変化であると考えられるのである。

以上、本章では、『覚帳』の執筆がはじめられた当初の頃の、「お知らせ事」体験に関する回顧的記述と、それより後における、各「お知らせ事」体験とその執筆とが同時進行的になされるようになった頃の記述との間には、何らかの変化が窺われるのではないかと、この仮説のもとに、三節にわたって考察をすすめてきた。その結果『覚帳』の記述のなされ方には、慶応三年十一月二十四日の「お知らせ事」体験記述を境として、いくつかの執筆形態の変化が窺われることが明らかとなった。このことから、今として『覚帳』は、この慶応三年十一月二十四日の「お知らせ事」体験の直後の時点からその執筆がはじめられることになったのではないかと、思われるのである。

お わ り に

本稿ではここまで、先ず一章において、本文並びに表紙の表記形態を、『覚帳』原文を用いて分析することにより、『覚帳』は、

○少なくとも記述内容のはじまる安政四年からその執筆がはじめられたのではなく、早くとも「金光大権現」との神号の許される元治元年十月以降になって、その執筆がはじめられているということ。

○また、明治元年にはすでに執筆がなされていたと考え得る記述箇所認められること。

を論証して、大まかな時期限定を行った。そして、次に二章においては、こうした点をさらに検討すべく、『覚帳』の

記述のなされ方に現われる傾向の変化に注目することにより考察をすすめ、その分析結果をとおして、『覚帳』の執筆は、慶応三年十一月二十四日の「お知らせ事」体験から明治元年にかけての頃にはじめられたのではないか、との説を提示するに至ったわけである。

では、何故に『覚帳』はこの時期に、それも安政四年の事蹟体験からその執筆をはじめることとなったのであろうか。本稿では、こうした『覚帳』執筆に関わる金光大神の内的必然性の究明という側面からの考察には立ちいらず、もっぱら金光大神によりわれわれの手に届けられている『覚帳』そのものの表記形態、文章形態を考察の対象にすえて分析・検討をすすめてきた。従って本稿では『覚帳』執筆開始時点の究明ということについて、その面からの一つの蓋然性を示し得たにすぎない。そこで、今後の課題としては、本考察を踏まえて、さらに、慶応三年から明治元年へと至る当時の時代状況と、その中を生きる金光大神の信仰状況とに考察の焦点をあてることにより、『覚帳』執筆に至る金光大神の内的必然性の究明を試みることで、本稿での仮説的論証を一層裏付けていきたい。

(教学研究所員)

注

- ① 金光教本部教庁刊『金光大神』の「まえがき」。(同書新書判、四頁参照)
- ② 『覚』、明治七年旧十月十五日の項(覚三二一〇)には、その執筆を促すお知らせの下がったことが記されている。それと『覚』冒頭の起筆部分(覚二一一一)との対応を見れば、同書が先のお知らせを受けて執筆されたことは明らかである。
- ③ 『覚』と比較した場合の『覚帳』原文の表記形態に見られる特徴として、
 - (1)、文字の大小、一頁あたりの文字の粗密、字体等が、箇所に よって一様でない。
 - (2)、貼紙による加筆箇所が、明治期以降の記述に見られるようになる。特に明治九年以降のものに多い。
 - (3)、本文中への加除訂正は、全体にわたって見ることができる。等の点があげられる。
- ④ 丁卯の十一月二十四日早朝。
 - 一つ、日天四の下に住み、人間は神の氏子。……(略)。
 - 一つ、月天四のひれい、子供子、育てかたのこと……(略)。

一つ、氏子の難なし、安心の道を教え、いよいよ、当年まで、神の頼みはじめから十一か年に相成り候。

金光大神権現、これより神に用い。三神 天地神のひれいが見えだした。かたじけなく、金光、神が一札申し、以後のため。卯の十一月二十四日。(傍点一筆者)

⑤ 金光大神関係資料「お知らせ事覚帳講読会記録」(昭和五十三年三月二十二日の項)には、慶応三年説として次のように記録されている。

慶応三年十一月二十四日の神伝に、「神の頼みはじめから十一か年に相成り候」とあり、それが『覚帳』が起筆されている安政四年の亀山の事蹟に当たる。「お知らせ事」があった最初は、亀山の事蹟からである。

このことから、この神伝の下る前後に『覚帳』の執筆がはじめられたのではないかとする説である。

この他、慶応三年説以外のものとしては、次の二説があるので併せて紹介する。

○慶応四(明治元)年から明治二年説——この頃から『覚帳』の記述と『覚』の記述とが、内容上、形式上一致する点が多くなる、という点に注目し、『覚』が『覚帳』を参考にして書かれているとの前提のもとに、両書の関係の変化から立てられた説。(同右記録中、瀬戸美喜雄説として紹介されている。)

○明治六年説——明治六年正月二十日の「天地乃神とは、日天四月天四 丑寅未申鬼門金乃神のこと」(帳一七一一)と

の神伝に注目し、この時点においてはじめて「天地乃神」との神名が金光大神に了得されることとなった、との仮説のもとに、『覚帳』原文の三丁目(安政五年十二月二十四日の項、帳二一〇)に「天地神」との言葉が見られることからこの説は提起された。そしてこの点と共に、この説の論拠となっているのは、執筆開始時点における金光大神の信仰状況の問題である。先の二説が示す慶応三年から明治二年頃までの時期が、従来金光大神の信仰の高揚期とされており、それに対して明治六年前後の状況が金光大神の布教差し止めを迫るものであり、こうした時にこそ、金光大神の内省的な営みとして執筆がはじめられたのではないかとする説。(第二十四回教学研究會、竹部教雄発言)

⑥ 『覚帳』原文、二丁目表から五丁目裏にかけての記述(帳一一一〜一一四)。

⑦ もちろん、この箇所は慶応四年閏四月の時点で下がったお知らせとして記されているのであるから、「明治」という改元を知り得たその年の九月以降においても、あえて元号を改めず「慶応六」とそのままに記述するということも十分考えられ得ることである。けれども、本論で以下に述べるごとく、この記述部分の両脇になされている加筆の存在に注意するとき、先のような推測が一層強められるのである。

⑧ 金光教本部教序刊「金光大神」、新書判一九六二〇〇頁参照。なお、注⑤において「明治六年説」として示したものの根

抛の一つとしてこの問題は考えられてきている。

⑨ 明治三年十月二十六日のお知らせには、

日天四 月天四 丑寅 鬼門金乃神社、生神金光大神社、当年で十三年に相成り。辛抱いたし、信徳をもって天地のしんと同根なり。六根のお被、心経お読みなされ。金光大神社口で天地乃神御礼申し。

とあり、またこの箇所以降明治六年までの用例としては、

○明治四年十二月十日の項

一つ、日柄方角見るばかり、天地乃神に願うことなし。：

…(帳一五―12―2)

○明治五年二月六日の項

暮れ六つ、地震いり。天地乃神気ざわり、お知らせ、世の狂い相成り候。(帳一六―3、なおこの箇所は原文では「天地之神」となっている。)

○明治五年七月二十八日の項

一つ、天地乃神の道を教える生神金光大神社立てぬき、信者氏子に申しつけ。…(帳一六―19―1)がある。

⑩ ここで確認しておかねばならない点は、表紙の書かれた時点と、『覚帳』本文の執筆がはじまる時点とが一致するとは限らない、ということである。即ち、『覚帳』本文があらかじめ、ある程度書き進められた時点で、それを『お知らせ事覚帳』と命名すべく表紙が付された、ということとは十分考えられるので

ある。従ってそのことのみから執筆開始時点を判定することはできない。しかしながら、いずれにしても本文の執筆がはじめられたのは、表紙の記された時点とほぼ同時期か、もしくはそれ以前である(表紙のみが記されたままで、本文記述が長くなされなかったということはまず考えられないだろう)ことを考慮するとき、表紙に記された神名表記に関する考察が、『覚帳』執筆開始時点を推定する上で、一つの根拠となり得る、との確認をもって以下の考察をすすめる。

⑪ 金光教本部教庁刊『金光大神覚』、補注四六(凡例五九頁)参照。

⑫ 笠岡教会、和歌山教会等に所蔵されている(『研究資料 金光大神事蹟集』第三巻、二九八)。この間の書付類には「二上八小八百八金神」との表記の下に、下付された者の神号を示すと思われる「金子宮」等の表記が見られる。また、例外として「日天 月天」との下に小さく「四」と記されている書付が一例調査されている(藤井真澄氏所蔵例)。

⑬ 大阪教会、岡山教会、田ノ口教会等に所蔵されている(『研究資料 金光大神事蹟集』第三巻、一一九九―二〇〇)。この間の書付類には、「金光大権現」「のこらづ金神」との表記の上にそれぞれ、「十日」「二十二日九月まつり」との表記のあるもの、「のこらづ金神」との表記の下に下付された者の神号を示すものと思われる「金子大明神」「金子明神」等が記されたものが見られる。

⑭ 書付例としては、川手卯平次氏、石原満氏等に所蔵されているもの（『研究資料金光大神事蹟集』第三巻、一・二〇三）。また、明治元年に整えられた「一乃弟子改帳」「神号帳」の表紙にも、同様の表記を見ることが出来る。

⑮ 「鬼門」と「きもん」との表記については、『覚帳』原文中、共に金光大権現時代の事蹟の上にあられる次の二つの「お知らせ事」体験の記述において、慶応二年十一月二十四日の記述（帳一〇一五）では「きもん」と平仮名が、そして翌三年十一月二十四日の記述（帳二一七）では「鬼門」と漢字が、というようにその両方が併せて用いられており、このことからすれば、これまでに発見されている金光大権現時代の書付例においては「きもん」と書かれたものしか見あたらぬが、すでに金光大権現時代であっても「鬼門」との表記がなされていた可能性は残されているのである。

⑯ いずれにしても、『覚帳』表紙の表記が金光大権現時代の表記形式に類似するにもかかわらず、この部分に「二上八小八百八金神」との表記がなされているということは何を意味するのであろうか。『覚帳』が金光大権現との神号を許される以前の、金光大神の体験内容までを記しているためであらうか。この点は今後の課題としてさらに究明されねばならない。

⑰ 別表Ⅰに示されるように、明治期以降各年の平均記述量は、それまでのような年ごとの激しい変化を見せなくなる。また、別表Ⅱに示されるような、極めて大きな数値を示す「お知らせ

事」体験の記述もこの間にはなくなり、さらに別表Ⅲに示されるような極めて小さな数値を示す記述例も減少してきている。こうした記述としては、次のものがあげられる。

⑱ ○文久二年十月の「東新宅へ神仏神棚まつり、お知らせ。こたつもやり、母子供みんな引越し、夫婦残り。」（帳六一―四）

○元治元年九月の「世話方、広前へ頼み、はじめ、祭り。」（帳八一―四）

○慶応元年正月から三月の「お上願い、川手久之丞頼み。同じく三月三日、足軽役申しつけられ候。浅吉。」（帳九一―一〜二）

○慶応二年八月の「大風吹き。三十三年ぶり一日ちがいとお知らせ。内天保五甲午八月六日夜、大風。笠岡鞆長綿買入れと申し。同人申し。」（帳一〇一―二）

○慶応三年四月の「ご普請小屋建て。笠岡氏子でごに来。」（帳二一―二）

⑲ 別表Ⅳ、⑳の数値参照。

⑳ 別表Ⅳ参照。

㉑ 一般に会話文が地の文とともに文章を構成する形態としては、(イ)、会話文を地の文とは独立した成分として扱うもの。

〔例〕 山田は鈴木に次のように語った。

「私は明日、君の家を訪ねるつもりだ。」

(ロ)、会話文を地の文に従属する成分として、会話文を地の文

のなかに直接話法により引用したものを。

〔例〕 山田は、「私は明日、君の家を訪ねるつもりだ」と鈴木に語った。

い、(a)と同様に、会話を地の文に従属する成分として、しかし、間接話法により引用したもの。

〔例〕 山田は鈴木に、その翌日彼の家を訪ねるつもりであることを語った。

の三種類のものがある。(国語学会編『国語学大辞典』、「会話文」の項参照)このうち(イ)の場合は、発語主体は執筆者ということとなり、形態としては「地の文」化したものと考え得る。例えば『覚帳』においては、安政五年の、

○稲刈り、麦まき、天気お指図。(帳二一八)

○同じく十二月二十四日、私名文治大明神お許しください候。

(帳二一九)

との記述や、

○安政七庚申正月より、信者氏子、拍手お許し。(帳四一—一)

1)

等の記述は、神からのお知らせによるものであるにもかかわらず、間接話法的に「地の文」化して示されたものといえる。

②② 注②における(イ)と(ロ)の場合の「お知らせ」文ということになる。

②③ 注②における(イ)と(ロ)の場合の一般会話文ということになる。

②④ 以上の如き、地の文と会話文との関係において、会話文を地

の文中に引用する形態としての直接話法と間接話法という二つの用法が、常に明確に分別し得るとは言い難く、そのために文章構造上、地の文(㉔)とも会話文(㉕、㉖)とも判断のつき難い記述箇所が現われることとなる。例えば、文久三年の、

○一つ、女の身上こと、妊娠、つわり、腹帯、腹の痛み、よかり物、頭痛、血の道、産前産後、平日のとおり相成ること。(帳七一三)

は、文面上発語主体を示す言葉もなく、㉕とも㉔とも受けとり得る。また、この他、

○三月二十一日お知らせ、表口の戸を取り、戸閉せずにしたし。(帳七一四)

○六月二十三日仰せつけられ、朝の御礼延引。(帳二〇一三)

等は、神からのお知らせの言葉とも、またそれを受けての金光大神の行為記述とも受けとり得るのである。

②⑤ こうした用例箇所の一例を『教典』章・節・項番号をもって示す。

○一—一—五(㉔)、○二—一—二(㉕)、○二—一—一—四(㉔)、

○二—六—一、○二—一〇—七、○三—七—³~⁵、○三—八—³~⁴等

ただし、☆印を付したものは、実際には実弟香取繁右衛門の口をとおしてではあるが、神の言と了解されて記されているもの。

②⑥ こうした「お知らせ事」記述例としては、本稿二章三節冒頭の引用箇所参照。

⑳ こうした「お知らせ事」記述例を『教典』章・節・項番号で示すと、

〇 二一—14—4、〇 一三—4—2

等がある。

㉑ 『覚帳』原文、九丁目表。

㉒ もちろん、維新の到来にあたって、神から来るべき将来に待つての予告的なお知らせが多く下がるということ自体は、当然あり得べきことである。しかしながら、注意すべき点は、それら未来予告的な記述が、それに対応すべき出来事の結果を既に踏まえてなされているとは思われない書き方になっている、ということにある。

なお、これらのうち、㉑、㉒と㉓の一部を除いては、明治七年の時点からこの明治元年のことを回顧的に記述したのであろう『覚』においても、同様の記述になっていることから、本論での推理は妥当しない、との見方も当然できよう。しかし、『覚』の場合は『覚帳』をもとにして記述することができたのに対し、現在のところ『覚帳』は、断片的なメモを除いて「お知らせ事」体験の第一次草稿とでもいべき性質のそれであると考えられ、『覚』はともかく、『覚帳』には本論で述べたような見方ができると考えたい。

㉓ 例えば、安政五年の「稲の穂の出かけ、秋うんかわき」（帳二一五）との記述には続いて、「油入れな」「油入れても追うな。」との神の指示が記されているのであるが、そこには併せ

てその結果としての「二度も入れた人もあり、それでも米が取れん田もあり。私の田、油入れず、上來七、八、九俵もあつた田もあり。」との記述がなされている。また、安政六年五月下旬からの娘ぐらの病気の記述（帳三一七）においても、「もう心配すな。ばん、暮れ六つまでに験をやる」との神の予告は、続く記述において「七つ、願ひ、験。被、心経あげ、加持。験どおり本性に相成り、ありがたし。」との結果が示されているのである。

別表Ⅰ 『覚帳』各年代ごとの記述量の変化について

章	年代	節数	文字数	平均	行数	平均
1	安政4	2	445	225.5	38	19.0
2	5	10	712	71.2	54	5.4
3	6	14	1095	78.2	75	5.36
4	万延元	1	42	42.0	4	4.0
5	文久元	2	116	58.0	10	5.0
6	2	4	216	54.0	15	3.75
7	3	4	340	85.0	29	7.25
8	元治元	5	221	44.2	16	3.2
9	慶応元	3	86	28.7	5	1.7
10	2	5	140	28.0	9	1.8
11	3	7	506	72.3	44	6.28
12	明治元	16	829	51.8	74	4.6
13	2	8	467	58.4	42	5.25
14	3	4	225	56.25	19	4.75
15	4	14	1195	85.36	98	7.0
16	5	28	2312	82.57	176	6.29
17	6	33	2929	88.76	239	7.24
18	7	26	2535	97.5	190	7.31
19	8	25	1540	61.6	114	4.56
20	9	32	2963	92.59	203	6.34
21	10	40	3680	92.0	252	6.3
22	11	37	3100	83.78	227	6.14
23	12	25	2449	97.96	177	7.08
24	13	30	2864	95.47	219	7.3
25	14	38	3530	92.89	267	7.03
26	15	28	2318	82.79	180	6.43
27	16	15	1489	99.3	98	6.53

この表は、『覚帳』安政4年から明治16年までの27年間にわたる、年ごとの「お知らせ事」体験の記述数、その年全体の記述量（行数及び文字数）、一つの「お知らせ事」体験当りの平均記述量（行数及び文字数）を示したものである。なお、記述量の計量方法として以下のように数値化を行った。まず、何をもって一つの「お知らせ事」体験とするかという点については、『教典』掲載の「覚帳」に示される「節」を単位として考え、その数値化を行った。次に、そのそれぞれの「お知らせ事」体験に費やされる記述量については、『覚帳』原文における行数、『教典』掲載分の文字数、の二つの数値をもって示した。（別表Ⅱ、Ⅲ、Ⅳも同様の方法によって計量化した。）

別表Ⅱ 各「お知らせ事」体験に費やされた記述量（行数）の上位20位

章	節	年 月 日	行数	文字数
	26	6 M15. 2.18～	34	494
☆1	1	安 4.10.13	32	368
☆11	7	慶 3.11.24	28	281
	27	8 M16. 6. 6～	25	468
	17	25 M 6. 8.19	25	278
	18	13 M 7. 8. 5	22	264
☆2	10	安 5.12.24	22	255
	21	38 M10.11.24	21	331
	16	26 M 5.12.15	21	289
	24	21 M13.11. 7	20	368
	21	27 M10. 9.29	20	272
	15	13 M 4.12.11	20	235
	20	29 M 9.11. 9	19	349
	22	14 M11. 5.23～	19	307
	25	38 M14.12.15	19	239
	25	18 M14. 7. 5	18	261
	24	5 M13. 6.25	18	214
	21	37 M10.11. 6～	17	262
	25	35 M14.10.28～	17	235
	20	18 M 9. 8. 9	16	226
☆2	1	安 5. 1. 1	16	206
	23	8 M12. 2.24	16	195
☆7	1	文 3. 2	16	184
	17	28 M 6. 9.20	16	178

この表は、『覚帳』の各「お知らせ事」体験に費やされた記述量（行数）の上位20位までを採り上げたものである。本文中に提示した各「お知らせ事」体験の記述はすべてこの表に含まれている（該当箇所は☆印で示す）。

別表Ⅲ 『覚帳』原文に1、2行を費やすにすぎない「お知らせ事」
体験数

	体験数 (節)	1行で記さ れている数	全体にし める割合 (%)	2行以内で記さ れているもの	全体にし める割合 (%)
安 政 4	2	0	0	0	0
5	10	3	30.0	7	70.0
6	14	2	14.3	5	35.7
万 延 元	1	0	0	0	0
文 久 元	2	1	50.0	1	50.0
2	4	1	25.0	3	75.0
3	4	0	0	1	25.0
元 治 元	5	1	20.0	3	60.0
慶 応 元	3	1	33.3	3	100.0
2	5	3	60.0	3	60.0
3	7	1	14.3	3	42.9
(グラフ①)	(57)	(13)	(22.8)	(29)	(50.9)
明 治 元	16	3	18.8	4	25.0
2	8	0	0	1	12.5
(グラフ②)	(24)	(3)	(12.5)	(5)	(20.8)
明 治 3	4	0	0	0	0
(グラフ③)	(4)	(0)	(0)	(0)	(0)
明 治 4	14	0	0	0	0
5	28	4	14.3	9	32.1
6	33	1	3.0	5	15.2
7	26	1	3.8	1	3.8
8	25	4	16.0	7	28.0
9	32	2	6.2	5	15.6
10	40	2	5.0	11	27.5
11	37	2	5.5	7	18.9
12	25	0	0	1	4.0
13	30	1	3.3	2	6.7
14	38	2	5.3	6	15.9
15	28	2	7.1	6	21.4
16	15	0	0	3	20.0
(グラフ④)	(371)	(21)	(5.7)	(63)	(17.0)

この表は、『覚帳』原文において一行か二行以内で記されている「お知らせ事」体験の数(冊数)を年ごとに示したものである。全体をととしてグラフ①の時期は極めて高い数値を示していることがわかる。なお、グラフ①、②、③、④の各小計を()内に示している。

別表Ⅳ 『覚帳』と『覚』の記述内容の対比

	A		A-B	①		②		③		④	⑤(%)
	『覚』 (節数)	『覚帳』 (節数)		『覚』	『覚帳』	『覚』	『覚帳』	『覚』	『覚帳』		
安政 4	4	2	2	2		2				0	0
5	22	10	12	10		10		2		2	9.1
6	22	14	8	2		6		4		3	13.6
万延元	2	1	1	1						1	50.0
文久元	3	2	1	1		2				1	33.3
2	10	4	6	7	1	1				1	10.0
3	4	4	0			1				2	50.0
元治元	5	5	0		1	2		1		2	40.0
慶応元	2	3	-1		1					2	100.0
2	6	5	1	3	2	1				2	33.3
3	8	7	1		1	4		2		4	50.0
明治元	11	16	-5		4	2	2		1	7	63.6
2	7	8	-1		1	1				6	85.7
3	3	4	-1			1			1	2	66.7
4	12	14	-2			1			2	11	91.7
5	14	28	-14		13		6		1	9	64.3
6	28	33	-5		4	1	3		1	24	85.7
7	15	26	-11		11		1			15	100.0
8	11	25	-14		13		2		1	8	72.7
9	8	13	-5		4		2		1	6	75.0

この表において、①は『覚』『覚帳』いずれかにのみ記される場合の「お知らせ事」体験の数を、②は共通する「お知らせ事」体験について『覚』『覚帳』のいずれの記述が詳しいか、その詳しい方の数を、③は一方が単一の節で簡略に示している体験を、一方では複数の節にわたって詳細に記述している場合数を、④は両書がほとんど同一の記述を示している「お知らせ事」体験の数を、そして⑤は『覚』の『覚帳』に対する一致率——④の数値を『覚』のその年全体の節数で除してわりだした数値——を、それぞれ示している。

別表V 『覚帳』章ごとの発語主体別文字数の推移

章(年代)	節数	使用文字 総数	地の文(㉑)		神の言(㉒)		人の言(㉓)		不明(㉔)	
			文字数	割合 (%)	文字数	割合 (%)	文字数	割合 (%)	文字数	割合 (%)
1. 安政4	2	445	213	47.9	117	26.3	115	25.8	—	—
2. 5	10	712	461	64.7	251	35.3	—	—	—	—
3. 6	14	1095	547	50.0	347	31.7	32	2.9	169	15.4
4. 万延元	1	42	30	71.4	—	—	—	—	12	28.6
5. 文久元	2	116	116	100.0	—	—	—	—	—	—
6. 2	4	216	153	70.8	33	15.3	—	—	30	13.9
7. 3	4	340	142	41.8	140	41.2	—	—	58	17.1
8. 元治元	5	221	204	92.3	17	7.7	—	—	—	—
9. 慶応元	3	86	77	89.5	9	10.5	—	—	—	—
10. 2	5	140	80	57.1	24	17.1	5	3.6	31	22.1
11. 3	7	506	199	39.3	283	55.9	—	—	24	4.7
12. 明治元	16	829	389	46.9	372	44.9	11	1.3	57	6.9
13. 2	8	467	250	53.5	197	42.2	20	4.3	—	—
14. 3	4	225	92	40.9	133	59.1	—	—	—	—
15. 4	14	1195	422	35.3	740	61.9	33	2.8	—	—
16. 5	28	2312	1019	44.1	1208	52.2	56	2.4	30	1.3
17. 6	33	2929	1206	41.2	1468	50.1	160	5.5	95	3.2
18. 7	26	2535	1173	46.3	1152	45.4	157	6.2	53	2.1
19. 8	25	1540	967	62.8	436	28.3	137	8.9	—	—
20. 9	32	2963	1644	55.5	977	33.0	237	8.0	105	3.5
21. 10	40	3680	1703	46.3	1536	41.7	411	11.2	30	0.8
22. 11	37	3100	1503	48.5	1340	43.2	257	8.3	—	—
23. 12	25	2449	1458	59.5	957	39.1	34	1.4	—	—
24. 13	30	2864	1237	43.2	1161	40.5	458	16.0	8	0.3
25. 14	38	3530	1486	42.1	1533	43.4	480	13.6	31	0.9
26. 15	28	2318	1460	63.0	707	30.5	121	5.2	30	1.3
27. 16	15	1489	1088	73.1	373	25.0	28	1.9	—	—

㉑、㉒、㉓、㉔を数量化して示す場合、それぞれの記述について、文の数を単位の基準として示すことが統計上最も妥当な方法であると思われるが、本来、神の言(㉒)、人の言(㉓)は会話文として地の文(㉑)に挿入、引用された形で示されるため、そのそれぞれの文の数を調査する上で、多少の困難さを伴うこととなる。そのため、本稿においては、最も直接にその数量化を計ることのできる『教典』掲載「覚帳」の使用文字数によって統計を示すこととした。

「昭和九・十年事件」と佐藤範雄

——佐藤範雄「日記」を中心として——

上 坂 隆 雄

は じ め に

本教は、平和円満の教祖御立教の教旨に依り、成立以来未だ何事もなく順調に発達し来りしが、凶らずも昨夏以来本教の中心に不祥事発り、全教の教信徒は憂慮の余り遂に肅正運動を起せり。(中略)其の間、余は教祖直信として一人現存し、幸に老軀を以て此の一大受難の御用の一端に堪ふる事を得、本教独立以来管長責任制たりしを教監責任制となし、時代に即したる改正を見ると共に、多年教内の要望たりし大教会所制確立せられたるは、真に凶事變じて吉事となりしものにして、教団の一大進歩と言ふべく、神護の程畏く、文部当局は固より、多久岡山県知事、県当局各位の熱誠なる尽力は、感謝に堪へざる所なり。^①

95 右は、「昭和九・十年事件」の渦中であって、唯一人の教祖直信として同事件史を生きた、宿老佐藤範雄が、その最晩

年に当たる昭和十四年頃、同事件を回顧しつつ記したものである。その間における、佐藤の「昭和九・十年事件」に対する具体的関与の経緯は、近年新たに発掘された彼の昭和九年から翌十年の二年間に亘る、「日記」^②によって、さらに詳らかに窺い知ることができる。

そこで、本稿においては、「日記」の記述を中心に、彼が「昭和九・十年事件」の推移の中であって、どの様に事態に対処しようとしたのか、さらには、これら一連の彼の動向の意味するものが何であったのかを可能な限り明らかにしていきたい。

それに先だって、ここで佐藤範雄「日記」の概要を紹介しておくこととする。
なお、資料については、旧字体を新字体に改め、適宜句読点を付したことを断っておく。

佐藤範雄「日記」の概要

昭和九年一月一日から、同十年十二月三十一日までの二年間に亘る佐藤範雄の「日記」は、昭和五十三年、金光教典籍編修委員会における編修作業上の必要から、本所が芸備教会神徳書院より収集した資料の中から、新たに発掘されたものである。この「日記」は、所謂大学ノート(横約一六センチ、縦約二〇センチ)に記されたもので、佐藤は二年間で二十冊を使用している。使用されたノートは、二十冊中十九冊が縦書き用であるが、昭和十年五月二日から、同年六月四日までの一冊は、横書き用のノートに縦書きされている。「日記」の表紙には、例えば、「昭和九年一月一日より一月廿五日に至る」と、その記載された期間が、墨書で表記されている。また、その記述は、ペン書と墨書の二様に記され、昭和九年一月一日から、同年五月五日までの五冊は、広島県庁に年頭の挨拶のためを在を離れた一月二十四、五日の両日を除き、全て墨書で記されている。さらに、五月五日以降のものには、墨書の部分も認められるが、その殆どの部分がペン書で占められている。また、この五月五日以降のものの中、墨書部分とペン書部分との対照から想定される「日記」の記され方、ことに一日のどの時点でどの様に記されたかについては、(一)、就寝前の時点でその日の朝からの事を纏めてペンで記した、(二)、朝の祈念後の時点で、前日の朝の祈念後の時点で記した以降の部分纏めて墨書した、(三)、朝の祈念後の時点

と、就寝前の祈念後の時点の二回に分けて、それぞれ墨筆、ペンで一日のことを記した、(四)、数日間分の「日記」を、後日纏めて墨筆又はペンで記した、以上概ね四つの場合が認められる。

次に、昭和十年一月十四日の「日記」を例にして、「日記」の記載の実際、及びその内容から窺われる顕著な事柄について、以下に述べてみよう。

佐藤は、例えば「五時半起床、六時五分広前に正坐、昨夜の御礼申上ぐ。」の様に、二年間を通して、先ず、起床時刻を最初に記し、続けて朝の祈念時刻を記す事から始めている。次に、行を改めて「○昨夜は、八時四十分就寝、二時小用途中便通あり、起床の折り小用。」とマル打ちで前夜のが就寝時刻、昨夜から起床までの大、小便の回数、その状態等を記し、続いて「○八時発車、直行福山通り御霊地参着。正午より阪井と会見、午後二時十五分管長邸に参り御面会。」の様に、その日の動向につき、時刻、面会した人物、その内容、或いは、その日の参拝者、来訪者の氏名、要件等を随時備忘録的に記し、最後に「○八時教師館神前にて一礼のみ、一日の御礼申上ぐ。」の様に、一日の御礼の祈念時刻を殆ど毎日記している。

「日記」には、随所に彼自身が神から受けた「御教え」、或いは、「御知らせ」の内容であると考えられる記述が見られる。例えば、この十四日には、前夜のが就寝時刻等を記した記述に続けて、

○管長様の心裡、文孝氏の心裡反省ありますかと願ひしに、『反省ではなく煩悶である』と、『よく導け』とあり。

と記されている。翌十五日には、「管長反省、御教の通り煩悶の状態。明日参り、御教の通り指導に尽します。」と記述されており、このことから、先の『反省ではなく煩悶である』、『よく導け』などの記述が、それぞれ神の「御教え」として記されたものであることが認められよう。また、例えば、昭和九年八月二十八日の「大難『神が引受けたとあり。』此は、昨夜御広前金光様に御願ひして、心広くなりたろう、との御統きの御知らせ。」との記述が示す様に、二重括弧内の記述は、神からの「御知らせ」の記述であることが認められる。この様に神からの知らせが「お知らせ」と明記される場合は稀であっても、前述の様に、「御教え」として記されたものも同様に神からの知らせとして解し得よう。その他、「日記」における「御教え」、「御知らせ」の記述は、右の例の様に括弧で示されるばかりでなく、「…とあり。」「…と。」「…すな。」等々、様々な記述例が見られる。因みに、二年間の「日記」中、これら「御教え」、「御知らせ」として記された記述は、マル打ちで示された約四千二百項目の記述中、六百五十余

が確認され、全体の約十五パーセントを占め、これらの記述は、いずれも、朝の祈念時、或いは、一日の御礼の祈念後に記されている。さらに、この他、「日記」に示された顕著な特徴を以下に記しておく。

(一)、佐藤の健康状態に関わる記述量が極めて多いこと。二年間の「日記」を通じて、痰・咳(含、気管支カタル)に関しては、延べ七十日、大・小用の回数(場合によっては、その状態)は、殆ど毎日記され、その他、痔疾、神経痛(リウマチ)、咯血、胃カタル、湿疹、発熱、血圧、さらには眼病や歯の治療で通院したこと等々が、その都度簡略に記録されている。特に、昭和九年九月二十一日の入浴後には、三十九度一分の高熱を発し、「明治三十四年のマラリヤに罹りし以来の熱」(九月二十二日の冬)とも記され、そのため、九月二十三日から同二十七日までの五日間「日記」は全く記されていない。この様に、健康に関わる記述が多いことは、佐藤が昭和九年で七十九歳の高齢である所から、自らの健康状態に十分な留意を怠らなかつたことを示すものと考えられる。

(二)、また、「日記」には、昭和九年、同十年の両年で四百四十人余りの人名が記載されており、このことを通じて佐藤の当時の交際関係とその範囲、さらには活動状況を知ることができる(別表参照)。佐藤の「日記」には、その性格上これらの人々との具体的な交わりについては詳細に記されていないが、面会した時刻、その要件、或いは、参拜者であれば願回事等々が備忘録的に記されており、この「日記」を通して、佐藤の昭和九・十年におけるそれらの人々との具体的交渉の足跡が確認される。

(三) さらに、昭和九年十一月十九日の「阪井永治をはげまして」と題する「いさたちて道のみためにつくせよや、身をば忘れて神に捧げよ」との記述の様に、その日詠んだ和歌も記されており、二年間に十六首が確認される。

一、国粹新報事件と佐藤範雄

「昭和九、十年事件」の発端となる、国粹新報事件は、管長とその側近によって目論まれた、大教会所神前奉仕者金光攝胤の教团的地位の後退を目指すものであった。^⑤この国粹新報紙上における誹謗事件は、大教会所神前奉仕者ばかり

ではなく、「悪魔か蛇か宿老佐藤範雄は醜類一味の親玉」^④との見出し記事が物語る様に、宿老佐藤範雄をも直接誹謗の対象とするものであった。佐藤は、大正九年、家邦管長襲職以来、「管長に侍席して匡輔の任に膺り、且つ重要教務決裁の諮問に答ふ」と規定された宿老の立場にあって、管長補佐の任にあった。

そこで先ず、佐藤は、管長家による誹謗事件が惹起された段階で、この動きにどの様に対処したのかについて、「日記」の記述から窺ってみたい。

佐藤は、最初の誹謗の記事が掲載された翌日の昭和九年五月三十一日、芸備教会から本部へ赴いたことに続けて、「管長面会せず」と記述している。^⑤佐藤は、管長が面会に応じないことに關して、六月二日、「○管長面会せぬは心にとがむ所ありてなりよるなると。」と記した。

昭和五年以来、大教会長（管長）の定例日の神勤奉仕など神前奉仕者の地位後退を企図する、一連の管長の専政的施策と、これに対する批判の台頭という教内情勢を念頭におく時、神前奉仕者神勤四十年の顕彰を全教的な規模で行う「御礼信行会」の発足（昭和九年五月十日）は、管長の立場に立つ時、自らに対する具体的批判の動向とも見做し得る性格のものであった。佐藤はそのような管長の心情を懸念したのではなかったろうか。五月三十一日における管長訪問は、国粹新報紙上に掲載された誹謗記事に接した佐藤が、国粹新報紙と管長との関係を直感的に察知した上での訪問であり、さらに六月二日の記述は、管長の面会拒否の理由を、国粹新報紙と管長との関連性に見据えていたことを推測させるに足るものである。

管長と国粹新報紙との関連を察知した佐藤は、御礼信行会の実施が与える管長への影響を懸念せざるを得なかったと思われる。佐藤は、六月十六日の独立記念祭から御礼信行会が信行実修にはいるに際しての、「御礼信行会に就て」と題する講演において、信行期間中の信行実践の主眼として、管長が信行会に対して示した「各自の改まりの実を現はす」との願いに副うべきことを挙げ、実施目標の一つとして、大教主⇄管長と神前奉仕者の双方から神徳を授かるべく祈願

をなすべきことを訓諭している。^⑤ 佐藤の講演の主旨は、神前奉仕者にのみ教祖の正統性を見る全教の趨勢に対して、管長も同様に教祖の家督を相続する教団の首長としての教団的位置にあることを全教に自覚せしめることを意図したものであった。また、このことに加えて、六月十一日の「○管長も今回の信行会でおかけになる。」との記述からも窺われる様に、管長に対しても、御礼信行会実施の動向に表現された全教の信仰的衆望の現実的形勢とその意味が自覚され、以後の管長施政が公正化されることを期待していた。

ところで、この「日記」において最初に国粹新報紙に関する記述がなされるのは、六月十八日の記述であるが、さらにその翌日には、「○新聞心配すなとあり。御教の通り。筆者も元も分りたり。」と記され、さらに二十日には、「○文孝、梅太の行動を願ひしに、『憐むべき者祈念してやれ』とあり。恐れ入る。」と記述がなされ、佐藤は既に六月十九日の段階で、管長実弟金光文孝並びに、管長家雇人山下梅太が国粹新報紙事件に直接関与するものであったことを察知していたことが示されている。国粹新報による誹謗記事の掲載は、八月末日号まで前後十数度に亘ってなされるが、その期間の佐藤は、「彼の件『見て居れと。』」（七月二十四日の条）、「彼の一件には手を出すなとあり。」（七月三十日の条）、「一件は知らぬかおでおれ。」（八月一四日の条）、「文孝一件『打向う者にはまけて時節にまかせ』を守れとあり。」（八月二十三日の条）、等々の記述にも示される様に、管長補佐を任とする宿老の立場にありながらも、同時にまた、自らが誹謗の対象ともされた情況下にあっては、事態の推移に対してひたすら自重と不関与の姿勢を保持していた。誹謗記事掲載中におけるこの様な佐藤の在り様は、それが管長が面会に応じない情況下にあってのことであれば、管長が自らの非違を反省することを神に願う以外、何等の対処すべき方策がなかったことによるものでもあると考えられる。

次に、本部当局者によって管長家雇人山王不二雄に対する事件の意図が糺問され、やがて事態の收拾のため管長と小林教監との間に「覚書」が交わされることとなる、九月十七日以降の事態の中において、佐藤は当局側の動向との関わりにおいてどの様に対処し、その解決・收拾にあたったのかを窺ってみたい。

佐藤は、本部当局から誹謗事件が管長家の策動によるものである旨の報告を受け、九月十六日、次の様に記している。

○昨夜（九月十五日―筆者）小林（鎮教監―筆者）より聞取るに、経過皆大みをしへの通り。恐れ入る。此上は、重役等過なき様に御差向を願ひ奉る。

佐藤は、誹謗事件の意図について大教会所神前奉仕者の教团的地位の失墜を指摘すところにあったことが判明したところからの、本部当局者による管長責任についての処置の在り方が、いきおい管長及び管長家の教团的地位にまで及ぶことへの懸念を「重役等過なき様に」と祈願したものと考えられる。佐藤は、管長の責任問題に対する右の懸念から、事態が教内外に拡大する以前に、早急に收拾に向けて対処しなければならなかった。本部当局者により、該事件の処置が講じられている情況下の九月二十日、佐藤は再度管長を訪問し、この日の「日記」に、「難題廿二日の御かげと願ひ奉る。」と記し、また、翌二十一日には、「今明日は、大難大みかげの日なり。」と記述している。これらの記述には、佐藤が、二十二日、或いは、二十一日には、事態が何らかの形で解決へと兆すことを予期していたことが示されている。先に挙げた佐藤の、本部当局に対する懸念と、九月二十日の管長再訪問、続いて、九月二十二日における管長の神前奉仕者に対する謝意の表明という動向、及び、それによってもたらされた事態の一次的融和を考え合わせる時、佐藤による九月二十日の管長邸訪問は、何を意図したものであったのかを直接には詳らかにし得ないものの、誹謗事件によってもたらされる教内の危機的事態への予測を述べ、管長に神前奉仕者に対して陳謝すべきことの進言を行うためのものではなかったかと考えることができる。即ち、誹謗事件への管長家及びその側近の関与が糊塗し得ない事実として顕在化した事態にあつては、管長による早急なる謝意表明こそが、その道義的責任問題を融和し、事態收拾への道を開く前提の方策であると判断されたのである。

しかし、各支部々長、並びに、議會議員有志から管長処断を強硬に迫られた小林内局は、管長との間に十月七日付で

手交した覚書の履行による事態收拾の方針を事実上破棄し、遅くとも十一月四日までには、管長罷免要求運動へと転向の歩みを進めていたことは既に明らかにされたところである。^④この様な教政当局者の動向は、管長世襲体制の下での教監の責務を、管長を補佐して上下に責任を負い、累を管長に及ぼさないことにあるとしてきた歴史的な教政の基調を逸脱するものであるばかりでなく、佐藤が最も懸念した管長への責任追及の現前化を意味するものであった。佐藤は、十月二十五日、小林教監を輔けてきた遠方の専掌に帰国を命じ、専掌会議を解散せしめている。^⑤この様な佐藤の判断は、管長罷免要求運動に立場を転じた小林内局の動向を看取し、小林内局による事態收拾を断念したことを意味するものであり、また、次期内局によって事態收拾を図ることを決断したことを窺わせるものでもある。

佐藤は、十一月七日、上阪し、難波教会を訪問したことを記録している。佐藤が小林内局による事態收拾を断念し、十月二十五日の時点で次期内局による事態收拾へと方針を転換したことを勘案する時、佐藤のこの上阪は、次期教監を東掘教会副会長阪井永治に内定した上で、教監に就任せしめるべく献策するためのものではなかったろうかと考えられる。^⑥

さて、小林内局における専掌会議解散以後の教団情況は、小林内局の方針転換に態度を硬化せしめられた管長による小林教監への覚書返戻要求（十一月九日）、大教会所復興造営事業の中止、並びに、一切の教務の一時停止の宣言（十一月十日）という事態へと推移して行くが、佐藤は、この様な情況下において、十一月十一日には「管長が呼ぶ外には出な、管長呼べば出よとあり。」^⑦、翌十二日には、「大変化ありて氏子（佐藤―筆者）が出る時が来る。」と記述している。このことは、小林教監の面責罷免は必至の情勢にあること、そして教監罷免の事態に立ち至った時には、次期教監を推薦しなければならぬ自らの立場が既に予想されていたものと見ることが出来る。事実、小林教監は、十一月十三日、管長の面責を受け、小林内局は総辞職する。管長は、同十三日、佐藤に至急出頭すべく要請し、これに応じた佐藤は、翌十四、十五の両日、管長と善後策を協議している。管長との会談を終えた佐藤は、十一月十六日、

○ 辭職者の意見を一応聞きて、管長に協賛の大方針御指図。

と記述している。この記述からは、小林内局当局者の見解を聴取した上で、佐藤自らは、一教の統理者たる管長に「協賛」する立場から事態への対処の基調・方針について「御指図」、即ち進言を行ったことが窺われよう。

さて、管長に協賛して事態收拾に臨もうとした佐藤は、十一月四日の議会議員有志による文部省への陳情を契機として、管長罷免要求運動と管長間の対立関係が顕在化している教団情況にあって、具体的にどの様に管長を補佐し、事態解決のために如何なる具体策をもって対処して行ったであろうか。

二、阪井永治内局と佐藤範雄

佐藤は、十一月十四日、十五日の両日、管長と事態收拾の善後策につき協議したが、この協議を経た十一月十七日の「日記」には、次の様に記述している。

○ 一同教師はそのまゝ、役丈け免じる事。

○ 阪井を教監に、外今田、浜田を専掌に。復興部を教監の手に納む。

右の記述には、佐藤の事態收拾への具体的方針が示されていると見られる。

先ず、最初の箇条から検討してみよう。管長は、十一月十三日、小林教監を面責した際、その公職、並びに、教職の辞表提出を求めると共に、教監に預けられている専掌一同（畑一・近藤明道を除く）の辞表を提出せしめた。なかでも、専掌（東京出張所担当）畑一に対しては、「貴下は、今までの事を謝し謹慎の意を表すべし」として、その公職・教職の

辞表提出を強要し、十月十六日付で公職を、十一月十日付で教職の辞表を提出せしめていた。管長に提出されている、これらの辞任願が決裁されることは、「国粹新報問題を惹起したるは、小林鎮、古川隼人の陰謀なり」との立場に立つて、国粹新報事件の責任を小林、古川に転嫁することで政治的結着を図ろうとしている管長の立場が結果的に正当化されることを意味するだけでなく、管長に対して国粹新報事件に対する責任の明確化を求めた教政者達をいよいよ窮地に追いやるものでもあった。佐藤の十一月十七日付の「メモ」^⑧には、「処断要領、小林教監、古川専掌聞届け。外専掌は追テ沙汰スルマデ従前ノ通り勤務セヨ」と記されており、この点をも勘案する時、佐藤は辞表問題について、その公職のみを決裁し、教職までは問わぬことを基調とする管長への進言を行ったと考えられる。このことは、管長側の要求とその意図を減殺することで管長と教政者間の角逐の様相を拡大せしめぬことを意図したものであったことは言うまでもない。また、この基調に立って、後継内局成立迄の暫定措置として、小林教監、古川専掌の辞任と他専掌の暫時留任を示唆したのではなかったかと考えられる。

次に、第二項の後任内局人事に関わる記述からは、佐藤がこの十七日、管長に対し小林内局辞任後の措置として、先の十一月七日の「日記」の記述でみたように、既に交渉を進めていた阪井永治を教監に、専掌に今田周吉、浜田幾治郎を、それぞれ入局せしめることを管長に答申したことが窺われる。

最後の「復興部を教監の手に納む。」との記述からは、大教会所復興造営事業の運営・計画が、総裁である管長、並びに、副奉行金光文孝によって専断され、その財が私有化されている状態と、それに対する教内の批判的動向の所在が、管長家をして国粹新報事件を画策・惹起せしめるに至った一要因であることを問題とした佐藤が、その金銭出納保管を含める一切の責任を教監に移管することによって、教団財の公明化を図ることを事態収拾の必要条件と見做していたことが窺われる。

また、佐藤の「メモ」には、管長に対して進言した具体的内容が、次の様に記されている。

○管長に。偏狭心を去る事。独断を改ずる事。山下梅太が、忠義者として居られる間は、御安心は出来ない。教監に責任を授せられずば、事務渋滞、道の不為。再度幹部が退く様な事もあらんには、如何なる弁解されても、道の内より外より制裁あると思はねばならぬ。

右の記述では、先ず国粹新報事件に表出した管長の施政の基調に、偏狭独断の傾きを見出し、強くその反省を求めていることが窺われる。別言すれば、佐藤は管長を補佐する立場で事態收拾に臨むに際し、改めて管長の言動に注意を促し、立場の公正化を要請せざるを得なかった。また、国粹新報事件の結果惹起された管長に対する教内の不信を剔去せしめるため、国粹新報事件に直接関与した管長家雇人山下梅太との関係を断つことを強く望んでいることが窺われる。さらに事態收拾の先決条件として、管長に対して、教監への責任の委譲を要請していたことが認められるが、その意図は、教務の円滑なる運用を阻害する管長の独断専行を排除し、教務の公正化による事態收拾を目指すものであったと考えられる。なによりも、「再度幹部は」以下の記述から窺われる様に、管長罷免要求の思潮が顕在化している状況において、次期内局が再度更迭されることになれば、改めて教内外から管長の責任を追及する動きを誘発し、それを抑止できぬ情況を惹起することになるとの情判断と、それに対する懸念が窺われる。この判断に立つ時、管長に対しては次期内局の支持に徹することを管長の採るべき方途として示唆するものであったことが窺われる。

佐藤は、管長との協議・諮問に基づいて、阪井永治に教監就任を要請するが、教内に強硬な管長罷免要求の思潮が形成されている情況を知悉していた阪井は、管長補佐の立場から事態の收拾を図ることの困難を予想し、佐藤の要請に対して逡巡し、容易に応じようとしなかった。^⑩そこで、佐藤は、「阪井を首班とする内局に対し、「絶対支持」と、自らも「教内の鎮静化の為に能ふ限りの助力を吝まざる」旨を確約し、^⑪阪井内局を發足せしめるが、阪井内局は、教内問題解決という目的を達することなく、僅かに三カ月余りで辞任することとなる。つまり、十二月末日をもって、管長罷免要求運動の至当性を強調した、小林前内局の共同声明書が全教に公表されたことによって、昭和十年一月十一日の京浜地

方を発端として管長罷免を要求する有志教会長による文部省への陳情運動が展開されたため、そうした管長罷免要求運動の拡大化を受けた阪井内局は、事態收拾の可能性が無いとの判断から、一月十五日、佐藤に辞意を申出るがその聴許を得ず、同月十七日、管長に直接辞表を提出することとなるのである。^⑮

阪井内局が事態收拾を断念し、辞意を固めている情況は、先の佐藤の懸念が現前化したことを意味するものでもあった。このような情況下にあって、佐藤は次の様に「日記」に記述している。

○管長様の心裡、文孝氏の心裡、反省ありますかと願ひしに、『反省ではなく煩悶である』と、「よく導け」とあり。(二月十四日の条)

○管長反省、御教の通り煩悶の状態。明日参り、御教の通り指導に尽します。(二月十五日の条)

右からは、佐藤が、阪井内局を崩壊せしめる要因となった管長の非妥協的態度^⑯に対する改まりを願いつつも、管長の罷免を求める運動の拡大化の情況下にあって、「煩悶の状態」にある管長を、あくまでも補佐することを指針としていたことが窺われる。

一方、辞表提出中の阪井教監は、昭和十年一月十九日、文部省宗教局長の招致を受け、「制度改善案」^⑰を提示され、管長に復命の上、その対応方について佐藤に諮問することを進言した。佐藤は、同十九日、「本教の事判然とした。御教なし。管長の考を能く聞て指導せよと。」と記述している。「本教の事判然とした」との記述には、文部省指示案の提示と、これを受けての佐藤の見解が示されている。即ち、文部省指示案の提示を受けて、それが「復興部を教監の手に納む」、「教監に責任を授せられずば、事務渋滞、道の不為」、などの記述との関わりで見えてきたように、かねてからの佐藤の念願と合致するものであったところから、時局收拾の方針に確信を得、これに基づいて管長を補佐して行こうとした判断が窺われる。佐藤は、阪井の要請を受け、文部省指示による「制度改善案」^⑱に対する文部省への答申案を管長に提示し、一月二十六日、「管長より文部省宗教局長への答申案、管長快く受く。」と管長が答申案に基づく施策の

履行に応じたことを「日記」に記している。

しかし、他方では、管長が答申案に基づく施策の履行に応じた同二十六日、全国有志各教会長は、管長並びに本部当局に対する絶対不服従の声明書を発し、さらに、一月末日をもって、管長罷免要求運動の拡充・展開を図る有志盟約が結成される情勢に立ち至っていた。こうした情況下において、佐藤は、一月二十八日には、「管長の出様にて改めて大事となるにつきて願ひしに、『取越し苦勞をすな』とあり。」と記述し、管長が答申案の履行に応じた直後の段階における有志教師の動向に対する、管長の対応を改めて憂慮せざるを得なかった。

右の様な、有志盟約の瞭然たる對抗的態度を受け、その態度を硬化せしめられた管長は、実弟金光文孝を教監に任用すべく、文部省指示案第三項「管長の肉親者は教派の要職に就かざる事」に対する特例を認めしむるべく画策していたが、二月十七日、遂に金光文孝教監任命という施策を強行する。これに対し、佐藤は一貫して管長匡輔の立場から事態に対処してきたにも拘わらず、遂にその立場の放棄を意味する宿老の栄称の辞退を決断することとなる。そこで次に、佐藤が管長の施策にどの様な問題を看取し、なぜ栄称辞退を決断するに至ったのかについて検討して行く。

管長が答申案の履行を遷延するばかりでなく、文部省に特例を認めしむるべく画策していることを看取した佐藤は、二月十三日、次の様に記した。

○権力や金力にて治めやうとしてはならぬ。神徳、人徳でなくては治らぬ。生神の信者である吾は、生神の子孫であるとの尊き信心があらねばならぬ。

右に見られる様に、佐藤は、管長に対して「権力や金力」即ち、教規教則の執行者たる管長の強権をもって有志盟約に對抗的態度で臨むべきではなく、「神徳、人徳」によって、また、教祖の道の一信者たることを自覚し、かつ「生神の子孫」即ち、教祖の血脈を伝える教団の首長として、信仰的な立場から事態に対処すべく願っている。

しかし、この様な佐藤の願いに拘わらず、「十時頃金光御本家に参上。管長様の御咄を聞く。一稻園（金光文孝―筆者）を教監に御任命の件、考慮を約し辞去、忝時。」との二月十四日の記述が示す様に、管長は、同日、佐藤を招致し金光文孝の教監任用を諮問し、これを受けた佐藤はその翻意を進言している。^⑧この進言に続いて、翌十五日の「日記」には、「午后二時、管長と面会。範雄の進言いれず。宿老辞退を言明し帰へり。」との記述がなされる。このことは、佐藤が再度管長に翻意を進言したが、管長はこれに応じず、これに対して管長の翻意なき場合には、宿老の栄称を辞退することを重ねて進言した消息を物語るものである。管長罷免を求める運動の拡大と阪井内局の辞表提出、及び文部省による制度改善要求の提示など緊迫の度を増した事態の中で、金光文孝の教監任用の方針は、それまでの佐藤の努力を蹂躪するものであったばかりでなく、文部省の意向にも悖るものであっただけに、決して肯んずることはできなかったのである。佐藤は、同日、次の様に記している。

○一件大方『元にもどす事。』

○文孝御道になる心なら、特権に重々つかずして、金光家の者として尽力されるがよし。

右の記述からは、先ず、教団事情を国粹新報事件以前の状態に復すことを神から教示され、それとの関連で金光文孝に、教監就任を辞退すべく願っていた佐藤の胸中が窺われる。これより先、佐藤は、大正七年十二月、管長家の内局組局による教団運営の意図を看取した際、教祖の直系子孫が管長、副管長（大教会所神前奉仕者）以外の本部重役に就任しないことを慣例化すべく、管長に要請している。^⑨そこには、管長と神前奉仕者が互いに教団における神聖なる存在として、相互の分限と均衡が保持されることを教団体制の基調としていた佐藤の考えが認められる。佐藤は、管長による実弟の教監任用という施策の中に、改めて管長権伸長に伴う教団運営の専横化の意図を看取し、このことを理由として、管長の意図を翻意せしめなければならなかったものと考えることができる。

他方、一月末日の有志盟約結成を機として、管長の罷免によって神前奉仕者を中心とする教団体制の実現を目指す有志盟約と、その動向に批判的な佐藤との間には著しい緊張関係が醸成されていた。^②しかも、有志盟約の中には、管長金光家邦を推挙し、本教を今日に至らしめた責任を追及しようとする動向が伏在し、佐藤がこれ以上管長擁護の立場を取り続ける時には、管長と同様処断の対象ともされかねない情況に置かれていたことを踏まえた時、これ以上管長の施策には協賛し得ない事情に立ち至っていたことも、宿老の栄称を辞退した理由として考えられねばならない。

もとより、佐藤における宿老の栄称辞退という態度決定は、管長匡輔という自らの最終的立場を賭しての管長への進言であり、また、教内外に対しても公式に自らの最終的立場を表明するものであった。

教内情況は、二月十七日の金光文孝内局発足を基軸として、有志盟約と管長間の全面的対立の様相を呈して行く。次章では、宿老の栄称を辞退した佐藤が、その後の事態の中において、如何なる信念に基づき、どの様に事態に対処して行ったのかという問題を、高橋正雄が教監に就任するまでの期間に限って考察して行きたい。

三、事態收拾にみられる佐藤の教団構想

佐藤の最終的な進言をも受け入れず、金光文孝の教監任命を断行した管長は、二月二十七日、畑一専掌及び、一部を除く各教区支部々長を罷免の上、四月十日には春季大祭に際し、「背馳を継続するに於ては教規教則の定めにより処断する旨の諭告を發するなど、管長権発動という強硬策をもって、有志盟約の切崩しを凶って行った。他方、管長によって運動への弾圧を受けた有志盟約は、二月二十七日、信徒に対する事態の真相の周知徹底を決議し、三月から四月にかけて青年会、信徒会の有志盟約運動参加等、管長罷免を要求する文部省への陳情運動を全教的規模において展開することとなり、管長と有志盟約側との角逐は全面化の様相を呈して行く。これに対して、この様な教団の紛糾を憂慮した文

部省は、三月十八日、管長並びに本部当局者を招致し、事態収拾の喫緊の要件として、金光文孝の教監辞職等を指示するが、管長はこれに応じず、会談は事実上決裂することとなる。²⁴一方、有志盟約は、文部省による管長招致を管長処断の時期到来と捉えたが、²⁵文部省は管長制度維持の立場から、制度的改善による教内解決を指示し、管長罷免の要求には応じなかった。

こうした事態の中で、佐藤は、管長と宗教局長との会談が行われた三月十九日、「東京は、文部動かぬ。私的会見して、婉曲に解決せんとするのである。まだ明日は、上京の電報来まいかも知れぬ。」と記述しており、そのことから、彼が文部省の教内的解決指示の立場を察知しており、しかも、管長が招致された状況下においては、自らの招致も必至であると判断していたことが推察される。

教内の紛糾が膠着を来してきた状況下にあつて、佐藤は、有志盟約、管長それぞれの立場からの要請を受け、²⁶文部省の招致により、三月二十八日から四月五日までの間上京し、文部省首脳をはじめ、本教の外護者であった下村寿一、石黒忠憲、坂本鈺之助、さらに管長家親族柳原義光等各方面と、教内事態の打開策を協議することとなる。²⁷次に、佐藤が各方面と折衝するにあたり、どの様な立場をもって臨んだのかを明らかにしておきたい。

佐藤は、文部省の招致により管長が上京中の三月二十日、来るべき文部省他との折衝にあたる上での基調について、次の様に記述している。

○上京意見の大方針教えらる。

予ての信仰、道徳、常識の事。

教祖の信仰の道がよく解って居れば、今回の如き事は起らぬ。

皆教祖の道の信者である。吾は、教祖の子孫であるとの真の自覚が出来、此の光が心に光る時、道は一斉に拍手を打つ。

先ず、「予ての信仰、道德、常識の事」との記述からは、佐藤が従来への信仰的立場、並びに社会通念としての「道德、常識」を踏まえて交渉に臨むことを基調としていたことが窺われる。また、有志盟約が排撃の対象とした管長は、世俗的な「常識」からは、尊崇されるべき教団の代表者であり、国家の立場からは、国権を委任された勅任官である。その管長を排撃することは、当時の国民生活の基盤・指標をなす家族制度という倫理的観点からしても、国民統合化政策が行われ、思想統制が遂行されている国家状況からも、教団の紛糾が騒乱視され官憲の弾圧の対象になりかねない危険を有している。^②佐藤は、教団の紛糾が騒乱視されぬために、社会的通念を踏まえつつ、管長、神前奉仕者相互の本教における相対的地位の保全という、「平和円満」を旨とする本教の信仰的立場から交渉に臨んだと考えられる。

次に、「教祖の信仰の道がよく解って居れば、今回の如き事は起らぬ」との記述からは、管長、有志盟約間の角逐によりもたらされた教団の紛糾の原因を、管長の信仰ならざる俗世間的な覇権意欲に見て、この動向を批判しようとしていた佐藤の立場が窺われる。

このことは、最後の記述にも示されている。教団の紛糾をもたらした管長、有志盟約の双方は、等しく教祖の教えに連なる本教の信奉者であるにも拘わらず、殊に、強権をもって有志盟約に対処する管長の在り方につき、「教祖の子孫」として教祖と教団の正統性・連続性を具有する神聖なる立場にあることを自覚すべきであり、それが全うされることを、教内事態の解決の先決要件であるとしたのである。

佐藤は、三月二十八日、高橋正雄を帯同し^③上京の途につくが、その前日の二十七日、「上京の態度は予て御教の通り。」として、右の信仰的立場を基調として各方面との交渉に臨むことを確認した後、続いて次の様に具体的な収拾策を記述している。

○管長反省あればよし。なくば隠退せしむる事。子孫を取立ての事。広前奉仕を世襲とする事。

○事務取扱を置く事。

○柳原等へは、親族として管長へ反省せしめらる事。

佐藤は、三月二十四日、上京方要請のため西下した有志盟約中央委員長小林鎮、同委員畑一、及び佐藤一夫、高橋正雄と協議した際、自らの立場が、明治四十年、第一世管長に進言した「規箴・宣言」並びに、大正七年末の進言書によるものであることを表明したが、右の記述は、その内容を踏まえるものであったと考えられる。即ち、佐藤は、「規箴・宣言」において、管長家肉親者が教政に関与することで教務執行上に兎角の情実が加わり、障害が生じることになり易く、教務の円滑なる運用が阻害され、その累が管長に及ぶことを懸念する観点から、特に教監責任制確立の要を進言している。また、先述した様に、大正七年末の進言書でも、教団専有化を図る管長家の在り方に反省を求めめる観点から、教祖直系子孫を管長、副管長以外の本部重役に任じぬことを慣例化すべく進言している。これらの点々を踏まえる時、先の「管長反省あればよし」との記述は、管長が金光文孝教監を辞任せしめるならば、管長の責任を問題とせず、管長を擁護することをその立場としていたことを示すものといえよう。しかし、佐藤は、管長の反省なき場合には、「隠退せしむる事」、即ち管長の辞任を要請するのではなく、管長家の家長を他に委譲せしめる「隠退」の形を採って、管長家に累を及ぼさぬ様に配慮し、円満に管長の責任問題を解消することを念慮していたと考えられる。

次に、「子孫を取立ての事」との記述は、三月十日の記述と関連するものである。佐藤は、教内最大の組織力を有する青年会が有志盟約に加わり、その青年会が文部省に管長罷免要求の陳情を開始した旨の情報を得、三月十日、「日記」の欄外に、「善後策は、現管長の長男真成長まで、管長事務取扱を置く。」との記述を加えている。佐藤は、管長隠退後の善後策として「子孫を取立ての事」即ち、管長世襲制に従って管長の長男である金光大厚^⑧を管長に襲職せしめることを具体策としていたのである。

次に、「広前奉仕を世襲とする事」との記述は、既に大正七年末の進言書において、管長権伸長への対抗的措置として、管長職と神前奉仕職の分界を教規の正文にすべく管長に要求したにも見られる様に、神前奉仕職と管長職との対等なる均衡関係を求め、管長世襲の制に見合う神前奉仕職の世襲化を意図するものであったと考えられる。佐藤は、そのことよって、教祖の家督を相続する管長家と、教祖の信仰を継承する四神家の相互が、互いに容喙を許さぬ存在としての教団的位置の明確化を図り、管長、神前奉仕者の両者を枢軸とする教団体制の確立を目指したといえよう。

次の、「事務取扱を置く」との記述は、先に述べた三月十日の、「現管長の長男真成長まで、管長事務取扱を置く」と関連して、金光家邦長男、金光大厚が当時九歳であることを考慮し、その成人まで管長権執行を代替する機関を設置することをもって家邦管長「隠退」への血路を開こうとしたのである。即ち、佐藤は、既に述べた様に、国家の方針が国権を委任した管長を擁護する立場から教内的解決を基調としていることを知悉しており、管長の留任を予想していた。しかしながら、万一、管長の態度に変化がなければ、管長の「隠退」をも画策せざるを得なかったものと考えられる。

以上の点々からも明らかな様に、管長家親族に対しても管長と神前奉仕者の相対的神聖性保全という立場をもって、管長家親族による管長への説得を期待せざるを得なかった。佐藤は上京後、柳原伯爵との会談において、管長がその教団的地位の後退を目論んだ神前奉仕職の本教における信仰的重要性を説き、かつ、管長家親族と教団とが以後情実による関係を持たない様に腐心している。^⑩

以上、佐藤が各方面と交渉するに際して持っていた具体的施策を検討したが、そこには、本教における管長職と神前奉仕職の信仰的神聖性を保全する立場が貫かれており、それは、教内問題に対してどこまでも本教の信仰的観点からの解決を求めるものであったことが物語られている。

佐藤は、右に述べた具体的施策をもって管長家側をはじめ文部省当局との交渉を行ったが、管長から金光文孝教監辞任問題に対する同意が得られないばかりでなく、文部省からも管長の翻意が得られない場合の方針に対して、法規的観

点からの調停を基本の方針とすることを示唆されたに留った。^⑳それは、佐藤の具体策である、管長職と相対的神聖性を持つ神前奉仕職の教团的位位置の確立という、本教の信仰的立場を踏まえての解決ではなく、どこまでも国権を委任された「現管長の地位はこれを擁護」するという、管長制度維持の観点からのものであった。

佐藤は、帰省中の四月六日、「今夜はさびしとあり恐れ入る。」と記述している。この記述からは、自らの最終的立場を賭しての管長への折衝も成功せず、また国家にも自らの要求が受け入れられず、本教の信仰的立場からの事態收拾を期して事態に臨んだ自らの役割を果し得なかったことに対する、佐藤の寂漠たる胸中が背後に読み取られるのである。

以後、教内問題は、国家の意を受けた岡山県知事多久安信によって調停が図られ、四月十一日、管長と知事の間で、七項目から成る覚書が手交されたことを皮切りとして、沈静化への努力がなされていった。四月二十六日、覚書第二項に基づき知事の手を経、管長立会にて宿老の栄称を再度拝受した佐藤は、同覚書第三項「後任内局（教監専掌）ノ組織ニツイテハ佐藤宿老ノ意見ヲ徴シ之ヲ行フコト」との取り決めに基づき、高橋正雄を教監に推挙し、同日、高橋が教監に就任した。

お わ り に

以上に見て来た様に、佐藤は、国粋新報事件の発生以後の教団状況の推移の中であって、一貫して教祖の家督を相続し、本教の首長として政治的責任を担う管長と、実質的に教団の信仰的統率の面を担う大教会所神前奉仕者が、相互にその分限と均衡を保持し、教団にとってそれぞれ固有の価値を具現する、相対的に神聖なる存在として両立する教団構想を基調としていたといえよう。

しかし、全教に一度顕在化した管長への不信感は、容易に払拭し得る性格のものではなかった。昭和十年五月の教規

改正において、神前奉仕者の神聖不可侵条項によるその教団的位置の確立、及び、実質的な管長権限の委譲を意味する教監責任制の確立等を果した教団は、管長金光家邦辞任を求める運動を沈潜せしめていった。

昭和十六年、宗教団体法施行に伴う教規改正に機を得た教団は、国策遂行を担う政治的責任者としての管長と、教団固有の信仰的価値を具現する神前奉仕者を同一人格に集約する、一元体制を確立する。

管長金光家邦は、昭和十六年三月管長選挙制を定める新教規案を決裁し、管長選挙の結果、大正九年以来二十年余その任にあった管長職を退くこととなった。

佐藤は、新教規が三月三十一日認可されたことを受け、昭和十六年六月三十日、芸備教会主管者を長男一夫に譲り、さらに同日、宿老の栄称を辞退し、翌十七年六月二十日、八十七歳の生涯を終えた。こうした、佐藤の晩年における教団への一連の参与の軌跡は、今日の教団体制に生きる我々にとって、改めて教団と自らの関わりの在り方や本教本来の教団体制とは如何なるものであるべきかを再考せしめるものであろう。

(教学研究所所員)

佐藤範雄「日記」(昭和九年一月一日―十年十二月三十一日)人名一覧

凡例

- 一、本表は、佐藤範雄「日記」を解題の上、同「日記」に記された人物を次の五つの項目に分類・整理したものである。
 - (1)、国家中央レベルの交際関係者―この項目では、各中央官庁の役人、皇族、華族(宗教界関係・軍族を除く)、帝国議会議員、日本赤十字社関係等々の人物を対象とした。
 - (2)、地方行政レベルの交際関係者―この項目では、各府県知事(北海道長官)、岡山県庁の部・課長、岡山県下各警察署長等々の人物を対象とした。
 - (3)、宗教、医療(日本赤十字社関係を除く)、学術、法曹各界、軍族関係の交際関係者。
 - (4)、金光教内関係者、及び佐藤範雄の家族・親族。
 - (5)、その他―この項目では、以上のいずれにも属さぬ人物で、所謂知人を対象とした。
- 二、各項目で対象とした人物は、原則として五十音順に配列した。
 - 三、氏名以外の表記、すなわち、「○○未亡人」、「○○夫人」、「○○妻」、「○○医師」、「○○弁護士」、「○○官司」、などの人物を示す記載例については、原文の通りとし、可能な限り関係者と並記した。
 - 四、(1)、(5)項目で対象とした人物は、調べ得る範囲内で、生没年月日を付した。
 - 五、各項目の対象者について、経歴・役職を記し、原則として「日記」に記された時点のものを挙げた。また故人については、その代表的な経歴を示した。
 - 六、各項目で対象とした人物について、必要と思われる事柄は、備考欄その他の欄に記した。
- なお、不明事項については空白とした。
- 七、本表作成にあたっては、戦前期官僚制研究会編、秦郁彦著『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』、岡山県編修『岡山県政史』第一巻総編(上)、内閣印刷局編纂『職員録』(昭和一〇年一月一日現在)、諸家資料調査委員会編纂『昭和華族家系大成』(上・下巻)、佐藤範雄著『信仰回顧六十五年』(上・下巻)、金光教本部発行『金光教職員録』(昭和九年六月末現在)、同(昭和十一年六月末現在)、御伝記『金光大神・別冊』、金光図書館編『教会及び歴代教会長変遷一覧表』、本部教庁教会課所蔵「教師原簿」を参考とした。

一、国家中央レベル

	氏名	生没年月日	役職・爵位	在任期間(任・免)	備考
1	粟屋 謙	明一六・三・二一 昭一三・四・二	文部省文部次官	昭六・一二・一七 昭九・八・二	
2	安藤 正純	明九・九	衆議院議員		宗教制度調査会 特別委員
3	石黒 忠恵	弘化二・二・一一 昭一六・四・二六	枢密院顧問官・男爵		元陸軍々医総監
4	石黒 忠篤	明一七・一・三九 昭三五・一・三〇	農林省農林次官	昭六・一二・一四 昭九・七・一〇	石黒忠憲長男
5	石田 馨	明一八・五・四 昭三四・一・二六	内務省神社局長	昭六・六・二七 昭一〇・一・一五	岡山県内務部長 (明一四・九・一九)大正・八・五
6	石原 健三	元治一・一・三 昭一九・一・四	枢密院顧問官	昭二・五 昭一一・九	岡山県出身
7	一木 喜徳郎	慶応三・四・四 昭一九・一・一七	枢密院議長・男爵	昭九・五・三 昭一一・三・一三	元文相岡田良平弟
8	植田 賢太郎		文部省宗教学局宗教団 法調査主任		
9	潮 恵之助	明一四・八・一一 昭三〇・一・九	内務次官・貴族院議員	昭七・五・二七 昭九・七・一〇	
10	大田原 鏡清	明一八・一・一 昭四〇・八	子爵		金光家邦妻錫子兄
11	岡 沢 精一	明七・八 昭一六・六	子爵		金光別広妻富久子養父
12	岡 田 啓介	明一・一	内閣総理大臣	昭九・七・八 昭一一・三・九	
13	岡 田 良平	元治一・五・四 昭九・三・二三	枢密院顧問官	昭四・一 昭九・三	
14	岡田良平未亡人				
15	小川 郷太郎	明九・六・九 昭二〇・四・一	衆議院議員	大正・三・五 昭二〇・四	岡山県里庄町出身

32	千秋季隆		貴族院議員・男爵		宗教制度調査会特別委員
31	田辺勝哉		宮内省図書寮編修官		
30	田沢義鋪	明一八・七・二〇 昭一九・一一・二四	貴族院議員	昭八・一二 昭一九・一一	大日本連合青年団理事長 (昭九・一一～昭一一・四)
29	武部欽一		文部省普通学務局長	昭一六・一二・一七 昭九・七・六	
28	高田休廣		文部省宗教局長	昭一〇・二・二 昭一二・七・一七	
27	大正天皇	明一二・八・三一 大一一・五・二二 二五			
26	添田敬一郎	明四・八・二八 昭二・八・一〇 二〇	文部省文部政務次官		
25	関屋龍吉	明一九・七	国民精神文化研究所長	昭九・六・八 昭一〇・四・二	
24	菅原裕		文部大臣秘書官		
23	下村寿一	明一七・七・三一 昭四〇・一・九	文部省宗教局長 普通学務局長	昭七・四・五 昭九・六・八 昭二〇・四・一	岡山県内務部長 (明三・三～明元・一・八) 昭一〇・四・一より東京女子 高等師範学校校長
22	坂本鈺之助	安政四・六・二四 昭一・一・二 一六	枢密院顧問官	昭九・三 昭一一・一二	五・一五事件陸軍官選弁護人 (麹町教会所信者)
21	小島五郎		文部大臣秘書官		
20	國府種徳	明六	宮内大臣官房総務課員		
19	皇太子明仁	昭八・一二・二三			
18	菊沢季麿	明一八・九	文部省宗教局長	昭九・六・八 昭一〇・四・二	
17	閑院宮載仁親王	昭二〇・五	日本赤十字社総裁		
16	川村精治		文部省宗教局課員		

49	山岡萬之助		貴族院議員		
48	柳原義光	明七・九〇	貴族院議員・伯爵	宗教制度調査会特別委員 会委員長・蒔田廣孝從兄	
47	明治天皇	嘉永五・九・二二〇 明四・五・七・三〇			
46	宮地直一		内務省神社考證課長	文学博士	
45	三辺長治	明一・九・二二〇 昭三・三・四・二七	文部省文部次官	岡山県知事 (昭三・五・二五〇昭四・七・五)	
44	丸山鶴吉	明六・九・二七〇 昭三・一・二・二〇	貴族院議員	広島県松永出身	
43	松田源治		文部大臣		
42	松尾長造	明二・四・五・一〇〇 昭三・八・五・二二	文部省教育局成人教育課長 兼社会教育局庶務課長		
41	蒔田廣城	明一・四・八〇 昭一・八・三	貴族院議員・子爵	金光文孝妻基子兄	
40	藤沼庄平	明一・六・二・一七〇 昭三・七・一・二〇	警視庁警視總監 貴族院議員(勅選)	岡山県都窪郡長 (明四・四・六)	
39	平沼驥一郎	慶應三・九・二八〇 昭二・七・八・三二〇	枢密院副議長・男爵	岡山県津山出身内閣総理大臣 (昭一・四・一〇〇昭一四・八)	
38	橋本綱太郎		文部省宗教局宗務課長		
37	西村丹治郎		衆議院議員	岡山県第二区選出	
36	中川		日本赤十字社副社長		
35	床次竹二郎	慶應二・二・二・一〇〇 昭一・〇・九・八	通信大臣	岡山県警察部長 (明三・六・三・二〇〇明元・六・二七)	
34	徳川家達	文久三・七〇 昭一・五・六・三	貴族院議員 日本赤十字社社長		
33	天皇(今上)	明三四・四・二九〇			

二、地方行政レベル

氏名	役職	在任期間 (任・免)	備考
石井錦樹	岡山県学務部長	昭八・五・六～昭九・八・二二	昭九・八・二二 神奈川県書記官ニ
石井政一	岡山県警察部長	昭一〇・一・一九～昭一一・四・二五	昭一一・四・二五 内務事務官ニ
井上忠男	岡山西警察署長	昭八・七・二六～昭一〇・六・一	昭一〇・六・一 岡山警察署長ニ
岩上夫美雄	岡山県警察部長	昭七・六・三〇～昭一〇・一・一九	昭一〇・一・一九 愛知県書記官ニ
大上数男	玉島警察署長	昭八・七・二六～昭九・九・三	昭九・九・三 瀬戸警察署長ニ
大濱芳雄	岡山県学務課長	昭九・一〇・一九～昭一一・九・九	昭一一・九・九 地方課長ニ
梶並暉一	井原警察署長	昭九・九・三〇～昭一〇・六・一	昭一〇・六・一 岡山警察署長ニ
川淵洽馬	元広島県知事	昭四・七・五～昭六・五・八	
香坂昌康	東京府知事	昭七・五・二七～昭一〇・一・一五	岡山県内務部長(大三・四・四～大六・二・二七) 岡山県知事(昭四・七・五～昭六・二・二〇)
香坂知事夫人			
郡山美夫	岡山県経済部長	昭一〇・一・一九～昭一一・三・一四	昭一一・三・一四 静岡県書記官ニ
國府富治	笠岡警察署長 玉島警察署長	昭九・九・一・一六～昭九・九・一・二・九三	昭九・一二・九 岡山県警察部警務課ニ
國府富治妻			

50 山榊儀重

文部省文部参与官

30	藤岡長和	佐賀県知事	昭八・六・二三	昭九・一一・一〇	
29	藤井桂一	玉島警察署長	昭九・一二・九	昭一〇・六・一	昭一〇・六・一 依願免本官
28	林信夫	岡山県総務部長	昭一〇・一・一九	昭一一・四・二五	昭一一・四・二五 東京府書記官二
27	長谷川勝伍	岡山県土木課長	昭六・四・七	昭一〇・四・一三	昭一〇・四・一三 広島県土木部長二
26	橋本一郎	岡山県学務課長	昭一〇・一・一九	昭一一・五・二九	
25	並川義隆	岡山県学務部長	昭九・八・二三	昭一二・七・八	昭一二・七・八 島根県書記官二
24	土屋正三	岡山県内務部長	昭六・一二・二四	昭一〇・一・一五	山梨県知事(昭一〇・一・一五)
23	田中真次	岡山県社会課長	昭九・八・一五	昭一一・九・九	昭一一・九・九 学務課長二
22	瀧上岩夫	井原警察署長	昭八・七・二六	昭九・九・三	昭九・九・三 林野警察署長二
21	多久知事夫人				
20	多久安信	岡山県知事	昭九・八・一一	昭一二・七・七	昭一二・七・七 千葉県知事二
19	須田武一	岡山県社寺兵事課長	昭八・七・一〇	昭一二・二・一六	昭一二・二・一六 依願免本官
18	篠原英太郎妻				
17	篠原英太郎	愛知県知事	昭九・八・一一	昭一二・八・一一	明一八・一〇・一〇 生
16	志賀平	岡山県社会教育課長	昭八・七・二四	昭一一・五・二八	昭一一・五・一八 愛知県地方視学官二
15	佐上信一	北海道庁長官	昭六・二・二	昭一一・四・二三	明一五・一二・一九 生
14	小林虎治	津山警察署長	昭一〇・六・一	昭一〇・一〇・二六	昭一〇・一〇・二六 倉敷警察署長二
					昭一一・二・一九 没

四、教内関係、及び家族・親族

	氏名	生没年月日	役職	備考
1	相沢 トミ		南大門教会所信徒総代	
2	相須丙證子			
3	赤沢 國一		大教会所復興造営部 出納課係員	
4	秋里竹次郎		議会特選議員	
5	秋山きのへ	元治一・一六〇 昭二・九・二〇	天瀬教会会長	
6	浅田		六條院教会所信者	
7	朝比奈寅夫	明七・七・三一〇 昭一・四・二三	下関西教会所々属教師	
8	綾木六十七才女		新見教会所信者	
9	家木喜十郎		宇和島教会会長	
10	五十嵐孫太郎	明二・三・二七〇 昭一・七・八・四	小樽教会会長	
11	池川朋唯	明一七・四・一〇 昭一八・一・一六	四條教会会長 第三教区支部々長	

31	松野友治	岡山県刑事課長	昭一〇・六・一〇 昭一三・一・三一	昭一三・一・三一 岡山西警察署長ニ
32	山崎丹照	岡山県社会課長	昭八・七・二四 昭九・八・一五	明三七・二・一四生 昭九・八・一五 警視庁警視ニ
33	湯沢三千男	広島県知事	昭七・六・二八 昭一〇・一・一五	明二一・五・二〇生 昭三八・二・二七没

28	大阪六十才			
27	大阪卅四才			
26	襟立陸太郎	金光中学校教諭		
25	江木			
24	内田律爾妻			
23	内田律爾新夫婦			
22	内田律爾	青年会連盟理事	明二三・九・二二 昭五四・九・二二	
21	宇治大三	天瀬教会総代		
20	岩崎平治良	静岡教会会長	安政五・三・五 昭二〇・一・三	
19	入江金満	大教会所復興造営部工務課係員		元巡查
18	今田周吉	才崎教会所々属教師 小林・阪井各内局専掌	明四・一・二〇 昭一六・六・一	
17	井上文子			
16	井上妻			
15	井上鍵之助	豊岡教会会長	明一三・〇・一一 昭二〇・一・二二	佐藤範雄秘書
14	井上覚一		昭九・二・二	佐藤範雄従兄
13	和泉乙三	白金教会会長・議会議長	明一七・六・一 昭三五・八・一九	有志盟約中央委員
12	石橋松次郎	久留米教会会長	慶応一・二・二二 昭一七・五・二六	

45	小阪 め□□																			
44	幸田 タマ	明一 昭二 八・三 ・六・三 〇	〃 昭九 ・三・三 〇																	
43	久山 猪八郎																			
42	久山 淳一																			
41	金原																			
40	木下																			
39	神田 兼太郎																			
38	謙光 謙吾																			
37	金子																			
36	桂 ミツ																			
35	桂 松平																			
34	桂 勇																			
33	片島 幸吉																			
32	片岡 次郎四郎																			
31	尾原 道春																			
30	小田 原謙吉																			
29	小田 佐一																			

62	金光富久子			
61	金光平輝	昭九・一〇・三一		金光別広妻
60	金光萩雄	嘉永二・四・二五 大八・一二・一七	第一世管長	金光鑑太郎長男
59	金光登勢	文政二・二・六 明一八・二・八		金光大神妻
58	金光大神	文化一・一・八 明一六・一〇・一六 〇		
57	金光大厚	大一四・七・五 昭一九・四・七		金光家邦長男
56	金光式子	明一六・六・二八 明三八・一・一		金光萩雄長女 金光攝胤へ 明三一・七・六嫁す
55	金光攝胤	明一三・八・五 昭三八・四・一三	大教会所神前奉仕者(昭一〇・六・二就任) 副管長(昭一〇・一〇・二六辞任)	金光宅吉長男
54	金光喜代	安政六・三・二二 大四・三・三		金光宅吉妻
53	金光金吉	弘化二・二・八 明四〇・三・二六		金光大神三男・正神
52	金光鑑太郎	明四二・四・二六	大教会所々属教師	金光攝胤長男
51	金光宅吉	安政一・二・二五 明二六・二・二〇		金光大神五男 四神貫行君
50	金光家邦	明二・一・〇 二二	第二世管長	金光萩雄庶子
49	小林鎮	明一九・二・二二 昭二一・八・二五	福山本町教会長 教監(昭九・一一・二三免)	有志盟約中央委員長
48	小橋妻			
47	五十六才			
46	五十五才			

79	佐藤吉五郎	文政二 明二一・三・七		範雄父
78	佐藤賀鶴雄	明四四・一〇・九	芸備教会所々属教師	一夫次男
77	佐藤一夫	明一五・六・一 昭四五・七・四	芸備教会副教会長 青年会連合本部理事長	範雄長男 有志盟約中央委員
76	佐藤英士			佐藤類平四男(吉川と改姓)
75	笹栗			
74	崎谷丈太郎		芸備教会所信者	
73	阪井永治	明二一・二・七 昭三三・七・三一	教監(昭九・一一・三)昭一〇・二・二七)	
72	斎藤俊三郎	明一一・七・二二 昭九・一一・三〇	台北教会長	
71	西城 栄	明二八・三・二一 昭三六・一・八	下関教会長	
70	近藤良助	明二二・一一・四	難波教会所々属教師	近藤藤守養子
69	近藤守道	明四一・六・一 昭四五・一・二五	難波教会副教会長	
68	近藤藤守	安政二・八・二〇 大六・一・二八	難波教会初代教会長	
67	近藤明道	明二〇・一・一三 昭一九・四・一六	難波教会長 小林内局専掌	金光宅吉次男 明二〇・九・八 近藤藤守と養子縁組 有志盟約中央委員
66	金光別弘	明三三・一二・一七 昭一〇・三・二二		金光萩雄 庶子
65	金光義忠	明一二・五・一六	金光内局専掌	金光萩雄 庶子 昭子の夫へ 入夫(昭一一・五・二教師辞職)
64	金光實司之助	明四四・七・二四 昭九・六・一二		金光攝胤次男
63	金光文孝	明二五・一一・三 昭五・五・二七	教監(昭一〇・二・二七)一〇・四・二七)	金光萩雄庶子

96	白神新一郎 (二代)	弘化四・九・一四 明四三・四・二二	大阪教会初代教会長	
95	沢井光雄	安政六・七・一七 昭一五・八・二三	和歌山教会長 第一七教区支部々長	
94	佐藤吉夫		〃 信徒総代	佐藤光治郎長男
93	佐藤洋次郎	大・一・八・一一	芸備教会所々属教師	
92	佐藤盛雄	大四・一・九 昭四九・三・一	〃	一夫四男
91	佐藤一徳	明四二・一二・六	芸備教会所々属教師	金造長男
90	佐藤稔	明三七・四・一		熊太郎次男
89	佐藤正道			佐藤類平三男
88	佐藤博敏	明三五・七・二二	西大寺教会長	範雄五男
87	佐藤範雄	安政三・九・五 昭一七・六・二〇	芸備教会長・宿老	
86	佐藤寿恵	明二五・七・一四		一夫後妻
85	佐藤照	文久二・八・二五 昭二三・四・八	芸備教会副教会長	範雄妻 (「日記」には、「釜の柱」或い は「照枝」と記されている。)
84	佐藤鶴子			範雄養女・熊太郎妻 平野五良四郎四女
83	佐藤清男	明三九・一一・九	芸備教会所々属教師	範雄養子 熊太郎三男
82	佐藤さく	明一二・一〇・六 昭四七・七・二		金造妻
81	佐藤惟臣	大六・一〇・一二 昭五六・六・一七		一夫五男 (増田と改姓)
80	佐藤金造	明一三・一・二七 昭三六・一・三	金光中学校々々長	範雄養子(明三〇・九・一三) 鳩谷古市三男

113	田 辺 み き の																		
112	田 辺 信 吉																		
111	多 田 碩 次 郎		明二 昭一 七・八・二五 二	山手教会長 金光内局専掌															
110	高 橋 正 雄		明二 昭四 〇・五・二五 二五	宇品教会長 教監(昭一〇・四・二六就任)															
109	高 橋 富 枝		天保一 〇・一 〇・二八 〇	六條院教会二代教会長															
108	高 橋 常 四 郎		昭九・一・二三 三	本部教務部第二課臨時勤務															
107	高 橋 沢 野		明二 昭三 一・三・二一 二	六條院教会長															
106	高 橋 き の																		高橋茂久平妻
105	高 橋 カ ナ																		
104	高 橋 □ □																		
103	高 橋																		
102	高 垣 二 郎																		
101	曾 根 夫 妻																		
100	関 口 鈞 一		明一 昭八 一・三・二五 四	浜松教会長															有志盟約中央委員
99	杉 田 貞 夫		明三 昭四 五・一・二一 五	玖珂町教会長															
98	治 郎 丸 憲 三		明四 〇・三・一九 一	神徳書院司書															
97	白 神 新 一 郎 (三代)		明一 昭九 二・八・三一 一	大阪教会二代教会長 小林内局専掌															有志盟約中央委員

130	福嶋嘉都子	明四二・一〇・一一																				
129	浜田幾治郎	明二二・二・二二 昭四四・一〇・三〇	駒ヶ林副教会長 阪井内局専掌																			
128	服部																					
127	羽田 猛	明二七・一〇・一五 昭四四・一一・一五	基隆教会長																			
126	畑 一	明二四・三・四 昭三六・六・一九	東京教会長 小林・阪井・高橋各内局専掌																			有志盟約中央委員
125	畑 徳三郎	慶応三・七・一六 昭七・二・二五	東京教会初代教会長 元宿老・元教監																			
124	長谷川雄次郎	明一六・一二・三 昭四五・二・二七	麴町教会長 第五教区支部部長																			有志盟約中央委員
123	野々山 妻																					
122	西 是代																					
121	中村 馨	慶応二・七・三 昭一二・八・一九	三川町教会長 議會議員																			
120	中野 正寿	明三三・四・一五 昭二八・一二・四	平安教会長																			辰之助子息
119	中野辰之助	明一三・二・一九 昭九・二・一四	平安教会長 元教監																			
118	長 田																					
117	戸 坂																					
116	徳 永																					
115	寺田金次郎	明一六・九・一七 昭一五・二・一四	浪花教会長																			
114	出川 武親	明三〇・一一・一七 昭三三・八・一七	松江教会副教会長 教義講究所監修																			

147	松本 作夫		芸備教会所信者	
146	松田 敬士	明四一・四・三〇 昭二〇・八・六	美伯教会所々属教師	
145	松井 達	明一六・四・二 昭二六・一・二八	州本教会会長 金光内局専掌	
144	古川 八百蔵	寛政五・一・一〇 明一七・六・一〇	金光大神妻登勢父	
143	古川 隼人	明二二・一・二〇 昭四九・一・三一	小林内局専掌	有志盟約中央委員
142	古川 おくに刀自			
141	古川 □吉			
140	藤原の五十三			
139	藤村			
138	藤井 廣武	文久 昭一三・四・二二	大教会所々属教師	
137	藤井 繁蔵	明三八・九・一五 昭五九・七・一四	花蓮港教会会長	
136	藤井 玄司	文久 昭一三・四・二二		
135	藤井 清太郎	明二七・十二・一 昭一六・二	金光郵便局長	
134	藤井朝雄の子供			
133	藤井 朝雄			藤井定市次男
132	藤 彦五郎	明一九・七・二八 昭四四・七・二八	盛岡教会会長	
131	福嶋 義次	昭九・一二・六		福嶋嘉都子次男

164	山下																		
163	矢吹梶太郎																		左官
162	安原滝三郎	慶応三・九・二五〇	川口教会長兼南福山教会長																
161	安武松太郎	明三・二・二三 昭二六・二・四	甘木教会長																
160	森本子供十六才																		
159	森本妻四十一才																		
158	森政比佐□□																		
157	森信重俊	明四一・二・二〇 昭九・八・八	新市教会長																
156	森正常		本部属員																
155	宮本安子	安政昭九・七・二五 昭九・二・二八	北別府教会副教会長																嘉一郎母
154	宮本嘉一郎	明九・一〇・二八 昭二六・一・一四	別府教会長 金光内局専掌																
153	宮沢																		
152	三村銀太郎夫妻 より願の十才																		
151	三村銀太郎																		
150	三村銀太郎		芸備教会信者 可部警察署長																
149	三沢		六條院教会所信者																
148	松山成三	明一・四・一九 昭二六・五・三一	大連教会長																

180	六十七才女																			
179	李元珪																			
178	吉永甚太郎	慶應三・一〇・一二 昭二一・五・二	若松教会会長 金光内局専掌																	
177	吉谷挺一	昭九・五・二	竹野小教会所副教会会長																	
176	吉田万吉																			
175	吉田新太郎	明九・一七・三〇 昭一七・一一・二三	島之内教会会長																	
174	湯川安太郎	明三・一九・一一 昭一九・二・一	玉水教会会長																	
173	山本豊	明二・三・一五 昭一七・一一・二五	下関西教会会長 元教監																	
172	山本順太郎	明四〇・一一・一一	芸備教会所々属教師																	
171	山本静子																			
170	山本定次郎	安政一・三・二二 昭一四・八・二九	入田教会会長																	
169	山根源四郎		尾道教会信徒総代																	
168	山田妻																			
167	山下梅太		管長家雇人																	
166	山下□恵																			
165	山下		六條院教会所信者																	

三、宗教、医療、学術、法曹、軍族

	氏名	職業・役職・その他
15	川淵 弁護士	
14	賀陽 貞雄	吉備津神社主典
13	掛谷耳鼻咽喉科	
12	岡山 弁護士	
11	追林 妻	
10	追林 宮司	吉備津彦神社宮司
9	江木 典獄	福山裁判所判検事
8	上田 (病院)	
7	植田 桑三郎夫人	
6	植田 桑三郎	岡山検事局検事正
5	井上 頼圀奥方	
4	井上 頼圀	文学博士
3	池田 医師	(主治医)
2	生駒 純	弁護士
1	秋岡 権官司	
	氏名	職業・役職・その他
30	島 蘭 内科	
29	師 団 長 夫人	(小磯夫人力)
28	師 団 長	(第五師団長小磯國昭力)
27	重松 齒科	
26	佐伯 有義	(井上頼圀葬儀時に佐藤と共にその柩をかついでいる)
25	佐野 医師	
24	定金 一正	齒科医
23	小西 博士	
22	河本 眼科博士	
21	河野 省三	国学院大学長(佐藤の喜寿記念会刊行書文学博士)『大被詔註釈大成』の編纂者
20	窪川 旭丈	鎌倉光明寺住職
19	木辺 孝慈	真宗木辺派管長 男爵(明一四・一一生)
18	木下 猛雄	玉島検事局検事
17	菊地 武夫	陸軍中將(貴族院議員・男爵)
16	神崎 一作	神道本局管長

31	釈法傳	遍照寺住職（高橋茂久平実弟）
32	千家尊宣	大社教東京出張所長
33	千家夫人	
34	高橋	（神道本局関係者カ）
35	高村博士	医学博士
36	高山社司	（小倉市内の神社関係者カ）
37	高山昇	稲荷神社宮司
38	竹内齒科	
39	武雄俊一	陸軍少将（金光義忠長男建道岳父）
40	武富大佐	
41	立石謙輔	名古屋控訴院長
42	田辺中将	
43	寺内寿一	第四師団長（明二・八・八生、昭二・一・六・二没）
44	永井指針術	
45	中島博光	長神社宮司
46	中島夫人	
47	中山正善	天理教二代真柱（明三・八・四生、昭四二・二没）
48	西澤之助	神道本局派出視察員
49	二宮中将	
50	野田菅麿	熱田神宮宮司
51	波多野弁護士	
52	姫井只次郎	金光中学校々医（「日記」には「姫井國手」と記されている。）
53	武官	
54	副島大佐	
55	藤井定市	金光教顧問弁護士
56	松井安太郎	学習院大学教授（教化団体理事）
57	松浦眼科	
58	森田作次	神道本局幹事
59	山田新一郎	下賀茂神社宮司
60	山本信哉	文学博士（佐藤の喜寿記念刊行書『大被』詞註釈大成の編纂者）
61	芳村忠明	神習教管長

五、その他

15	尾形惣三郎		氏名	職業・役職・その他
14	大森専務		氏名	職業・役職・その他
13	大原	(倉敷紡績社長孫三郎カ)	氏名	職業・役職・その他
12	大橋沢次郎		氏名	職業・役職・その他
11	内田鶴松	山陽新報印刷部長	氏名	職業・役職・その他
10	内田傳藏 未亡人		氏名	職業・役職・その他
9	内田傳藏子供		氏名	職業・役職・その他
8	内田傳藏	元岡山県聖学会々長	氏名	職業・役職・その他
7	内田	岡山市学務課長	氏名	職業・役職・その他
6	岩川	御野村書記	氏名	職業・役職・その他
5	井原町々長		氏名	職業・役職・その他
4	石本於義太	医学生	氏名	職業・役職・その他
3	石原市三郎	岡山市長	氏名	職業・役職・その他
2	安藤	第一銀行下関支店長	氏名	職業・役職・その他
1	河相三郎		氏名	職業・役職・その他
30	小倉市長		氏名	職業・役職・その他
29	小倉警察署長		氏名	職業・役職・その他
28	河本乙五郎		氏名	職業・役職・その他
27	黒田寿太郎		氏名	職業・役職・その他
26	國富友次郎		氏名	職業・役職・その他
25	木畑竹三郎		氏名	職業・役職・その他
24	藏知矩	岡山市史編纂事業委員	氏名	職業・役職・その他
23	北村	三幡村々長	氏名	職業・役職・その他
22	神辺町々長		氏名	職業・役職・その他
21	川崎寿太郎		氏名	職業・役職・その他
20	川上富士太	国粹新報社後援者	氏名	職業・役職・その他
19	河合三郎	両備鉄道社長	氏名	職業・役職・その他
18	梶田光五郎	(梶仙後継)	氏名	職業・役職・その他
17	小野達郎	(小野慎一郎次男)	氏名	職業・役職・その他
16	岡山県消防部長		氏名	職業・役職・その他

47	杉山 栄	(山陽新報社の関係者カ)
46	杉原茂三郎	
45	司法主任の巡査	(天王寺警察署所属の巡査)
44	真田	繩手郵便局長
43	佐藤古太	
42	佐藤	広島県属員
41	佐々部 優	福山警察署長
40	坂根 鹿太	金光町助役
39	佐賀警察署次席 警部	
38	杜寺兵事 課長	
37	佐賀県学務課長	
36	総代	
35	金光町民委員	
34	駒田 忠康	
33	小林久磨雄	岡山市史編纂事業委員
32	小林嘉四郎	(三幡・山長旅館)
31	小倉市助役	
64	徳田	行幸村々長
63	天満警察署長	
62	寺崎 視学	
61	坪井又次	(金照明神碑建立に関わった石工)
60	田中筆次	
59	橋	
58	高屋村々長	
57	高見 章夫	山陽新報社理事
56	高田利藤治	笠岡尋常高等小学校校長
55	高園伊五郎	佐賀警察署長
54	高地	広島県属員
53	高浦 周三	井原鉄道公社重役
52	関藤	
51	末信 警部	
50	薄田美朝	広島県警察部長
49	鈴木	天王寺警察署長
48	諏沢 仲三	御野村々長

81	伴	岡山県属員(社寺主任)
80	原田 静一郎	広島県会議員
79	林 甚八	
78	浜 中 憲吉	(旅館)
77	萩原乙一郎	山陽新報編集局監事
76	二宮 實郎	広島県地方商工主事
75	西山 富佐太	内山下尋常高等小学校々長
74	西 村	速記者
73	西原 参藏	岡山市会議員
72	西 沢	
71	西	山陽新報記者
70	難波刑事巡查	
69	中野 才次	佐賀市助役
68	中塚 一郎	玉島町々長
67	中田 美男	
66	那 須	御休村々長
65	中 沢 二 一	
98	松永 警察署長 (夫妻)	
97	松島 主事	
96	松浦 主事	
95	松 井	
94	増原 警部	
93	升田 町々長	
92	藤原の五十三	
91	藤井久太郎	
90	藤井 豁夫	
89	福山警察署警部 補	
88	福 田 與	
87	福 島	福山警察署警部
86	広島県社寺兵事 課長	
85	広島県学務部長	
84	広島 助役	
83	晝 田 亀 一	御野尋常高等小学校々長
82	平 田 良 平	金光町々長

108	森	金光中学校卒業生							
107	望月長次郎								
106	宮沢								
105	三宅繁吉	田草取選手							
104	宮岸専務								
103	御野村助役								
102	三井	福山警察署 巡査部長							
101	水野	山野村々長							
100	事 松永警察司法主								
99	松永警察警部補								
			117	吉岡 巡査	御野村駐在				
			116	横山	岡山県社会教育課々員				
			115	横尾敬義	佐賀市長				
			114	柚木					
			113	湯田村々長					
			112	山田					
			111	山下利久治	御野村々長				
			110	山崎庄太郎					
			109	安本	三石町々長				

〔注〕

① 佐藤範雄『信仰回顧六十五年』（以下『信仰回顧』と略記す）下巻三四六～三四七頁。

② 佐藤の「日記」は、昭和九・十兩年に亘るもの以外にも、大正十四、十五年、昭和三、四、七年のものが在る。これらの「日記」は、年間を通して記されていない点で昭和九・十兩年のものとの違いがある。また、昭和九・十兩年の佐藤の動きを

窺わせるものとして、「メモ」があるが、これについては、注⑩に記す。さらに、佐藤は「日記」とは別に、「病床日記」を記していた。

③ 国粹新報事件の直接の中心であった、管長家雇人山王不二雄に対する古川隼人専掌の糺問の結果、国粹新報による誹謗の目的は、(一)、金光教の現状打破にあり、改革にあり、(二)、大教会所神勤奉仕者を後退せしむること、二点であることが判明し、

九月十七日の専掌会議で報告されている。佐藤光俊「管長罷免要求運動の軌跡と歴代内局の立場」紀要『金光教学』第二二号四頁。

④ 『本教に不祥事件の真相と其の経緯』（以下「不祥事件」と略記す）二〇頁。なお、この標題は、七月三十日付『国粹新報』第六一号のものである。

⑤ 「承る所によれば、本年（昭和九年）筆者）正月以来、宿老は度々管長の御機嫌を伺ひに、参邸せられても、未だ一回も御面会なく、いつも玄関より帰られたと申すことであります。」これは、昭和九年九月二十五日の小林教監の管長に対する進言の一節である。管長は、少なくとも九月中旬頃までは、佐藤との面会に応じていなかったと考えられる。『不祥事件』四二〜四三頁。

⑥ 『御礼信行会に就て』（昭和九年六月一〇〜一六〜一〇頁）。

⑦ 前掲佐藤論文三〜一二頁。

⑧ 「佐藤宿老は、遠隔の地より来部せる専掌等は、一応帰国すべき旨を、訓諭せらるゝ所あり。遂に八月十四日以来、教監小林鎮を輔けて、事に従ひ来りたりし一同は、事、ここに至りしを、道の為に痛嘆すると共に、微力到底御用に立たざるを慚愧しつつ、十月二十五日を以って専掌会議を解散し、専掌白神新一郎、同畑一は、それぞれ帰途に就くこととなれり。」『不祥事件』六四頁。

⑨ 佐藤範雄は、慣例として、教監の任免に際して教監推薦の任

にあった。「阪井内局の事情に就て」（昭和三〇年八月一五日）二二頁。

⑩ 佐藤範雄の「メモ」は、彼の携帯用の手帳（横約六・五センチ、縦約一〇・七センチ）であり、二年間に四冊が使用されている。その記述内容は、それが手帳であるという点からも、断片的・備忘録的な記述が多く、また、日付が付されていない記述が多く、付されているが、記述が前後している場合が多く見られる。佐藤は、この「メモ」に、列車の時刻表、知人の電話番号を先ず記し、さらに、時々詠んだ和歌をも記している。

⑪ 前掲「阪井内局の事情に就て」一一六〜一二二頁。

⑫ 浜田幾治郎「本教時局私観」六頁。他に、「阪井内局の事情に就て」には、「宿老は、その代りに、今までの内局にそういうことを約束したことはないけれども、教内の紛糾は、わしが責任をもって治めるから。」と言われた。（片島幸吉発言、一一〇頁）とか、「形の上では、表面に出ないけれども、精神的の責任をもってやると、こう云われた。」（阪井永治発言、一二〇頁）等、当事者が述懐した記録が認められる。なお、佐藤がどの様に阪井内局を支援したのかについては、次の様な点が挙げられる。即ち、佐藤の「メモ」には、阪井内局が発足した十一月二十二日、先ず東京の畑一に招電し、二十四日面談したこと、及び同日、西村傳蔵、長谷川雄次郎、和泉乙三、福田源三郎の四人に来訪すべく要請したことが記されている。さらに、翌十一月二十五日の「日記」には、畑一、小林鎮、関口鈞一を去備教会に招致し

たことが記され、翌二十六日付の「メモ」には、「長谷川・西村・和泉・福田、小林・関口、福山に来て居ると聞き、二人を呼ぶ。」と記されており、二十六日、再度小林、関口を招致して面談したことが窺われる。佐藤は、これら後に管長罷免要求運動を指導する教内有志と面談した十一月二十六日、「○是れから部内平穏冷静にせよ。又起るが、今迄の様心配はないとあり。」と「日記」に記している。この記述からは、十一月二十一日、管長と会談した旨の記述に続いて「意見書の通り行う」とあり。ありがたし。」と、阪井が教監就任の条件として、十一月二十一日付で管長に対して進言した意見書、即ち「将来に対する御願」に基づく施策の履行に管長が応じた現状に立って、阪井内局の施策が円滑に遂行されて行くため、管長罷免を求め教内有志に対して、管長との対立関係の解消を指示したことが窺われる。また、佐藤が阪井内局発足直後の十一月二十四日、畑一を単独に招致したについて、十一月二十八日の「畑、阪井会見おかげ、皆おさまりたとあり。」、同月三十日の「畑氏の進退問題を願ひしに、行きなりにして置く。文部省とも交渉して何とかなるとあり。」等の記述を勘案する時、管長に教職の辞表を提出中であり、しかも、職を辞する決意を固めていた畑一に阪井内局に留任すべく勧説したと考えられる。この様に阪井内局の立場を取る教内有志との面談、並びに畑一の留任勧説等の動向は、阪井内局発足時の確約を、管長罷免要求の思潮が顕在化している事態の中にあつて、教内全ての対立関係の解消、

畑一の阪井内局留任による該内局の支援という点から履行しようとするものであつたといえよう。

- ⑬ 「○午後二時前、阪井、今田、浜田三氏来訪。辞表を申出ず。五時三十分頃帰へり。」(一月五日の条)。なお、一月十七日、阪井内局の辞表提出を受けて、「○阪井等辞任問題は、提出せしめ保留して後任定まるまで従前の通勤務の事とせりと。余裕を置きて静かに物色の事。」との一月二十一日の「日記」が示す通り、その扱いは保留とされ、後任教監の選定が進められようとしたことが確認される。

- ⑭ 管長の阪井内局発足以後の在り方については、昭和十年十二月二十一日の「畑一氏の教職辞表、管長より下戻がないので、十一月廿二日幹部更迭協賛書、管長より取下を致度と願ひしに『一寸待つて居れ』とあり。」との「日記」の記述から推測される。即ち、右の記述からは、佐藤が阪井内局を発足せしめるにつき、先に管長に提出されている畑一の教職辞表を不問に付すことを条件に、小林前内局の「幹部更迭協賛書」を提出し管長の施策に協賛したにも拘わらず、管長は佐藤の要請を遷延している。この様な、管長の在り方は、阪井内局が事態收拾を図るため管長に要請した、教務の円滑なる運用を阻害せしめるものであり、ひいては、事態收拾の具体的方針を全教に提示し得ず、事態收拾の方途を途絶せしめるものに他ならなかった。

- ⑮ 文部省の「制度改善案」は、(一)、大教会所会計制度の確立、(二)、教監責任制の確立、(三)、管長の内親者は教派の要職に就か

ざる事、を内容とするものであった。前掲佐藤論文一八頁。

⑩ 同右論文一八〜一九頁参照。

⑪ 「佐藤宿老栄称辞退の顛末」(昭和一〇年三月二日刊)六〜七頁。

⑫ 二月十七日の「日記」には、「午後三時、御本家に参り、宗教局長への答申(電報)の内談の末、新内局長決行とあるにより、十六日認の栄称辞退(書一筆者)を、午後五時管長に直渡して帰へり。」と記録されている。

⑬ 佐藤の「メモ」(日付は付されていない。)には、「(一)、文孝を、管長が全然用いる事をせぬ。(二)、宗教局長の指示案を厳格に遵守し聊かも情実を混へぬ事。(三)、指示事項を実行して文孝を全然干与せしめない事、新規定を運用するに当ても文孝干与せぬ事。」の三点が記されており、佐藤は、この三点を骨子として管長に翻意を進言したと推測される。この進言からは、管長の施策が文部省指示案第三項に示された国家の意向に抵触するものであるところから、極力その翻意を進言していたことが窺われる。

⑭ 佐藤光俊「管長と宿老の径庭」紀要『金光教学』第一九号五一〜五二頁参照。

⑮ 有志盟約中央委員は、一月三十日、佐藤の時局に対する認識を確認するため、山本豊の同席を求め、佐藤と会見した際、地方有志会議で決議した管長並びに本部当局に対する不信任声明への所感を求めた。佐藤は、その声明書を一見し、「自分が今日迄いろいろ思ふていたことを打破してしまった。もう用はな

い飯れ。」と述べ、有志中央委員を退席せしめている。「連合会大会記録」(昭和一〇年二月二日)七頁。この佐藤の言動には、有志盟約の管長に対する瞭然たる対抗的態度の表明は、事態收拾を期した自らの一連の努力を無にするものであるとして、有志盟約の動向を容認し得ないとする佐藤の憤情が表現されており、また、佐藤が有志盟約の動向に批判的であることが窺われる。一方、管長補佐の立場から、制度的改善による事態收拾を目指す佐藤に対して、有志盟約は「此際にて過ぐれば宿老の晩年を傷くるの患あり、此際宿老も断乎として手を引かれたし」として事態に関与すべきではないとの見解を示している。前掲「連合会大会記録」八頁。さらに、翌一月三十一日、山本豊と会談した有志中央委員は、「宿老、長老ニ於テ、コノ行詰ツタ時局ニ当ツテ先導サレテ貰イタイ」と要請するとともに、「今ノママノ宿老ノ態度デハ宿老ハ死ンデ仕舞フコトニナル」と、その教内的立場の喪失乃至は孤立化を憂慮する旨通告している。「山本教正との会見の記」四〜五頁。

⑯ 昭和十年四月二十二日、有志盟約中央委員長小林鎮は、多久安信岡山県知事に対して、「佐藤宿老ニ対シテハ現下ノ逼迫セル事態ヲ憂フルノ余本教ヲ今日ニ至ラシメタル責任ヲ云為スルモ有之殊ニ現管長就職ノ当時教内ノ異論ヲ排シテ故畑徳三郎ト共ニ之ヲ推薦シタル責任ヲ問ハントスルモ少カラスコノ際宿老ノ行動如何ニヨリテハコノ問責ノ声勃然トシテ四方ニ起ラントスルノ惧有之」との具申書を提出している。この陳情書によっ

ても、佐藤に対する有志盟約側の批判的な趨勢を知ることができよう。「金光教有志各教区委員長長宛、岡山県知事宛具申書提出方報告」（昭和一〇年四月三日）（中央発第 二二二号）

- ⑳ 管長と菊沢季麿宗教局長との会談については、高橋正雄の「日記」に次の様に記されている。「当日（三月一八日―筆者）の会見は蒔田子爵柳原伯爵のあっせんに依りて会見の運となりしものにて、大田原子爵も立会ひ、局長より縷々述ぶる所あり。事態を説明し先ずこの際、一、文孝氏教監辞職、一、佐藤師を宿老の地位に復し名実共にその待遇をなす事、一、山下梅太氏と絶縁する事、の三点を挙げてその実現こそ先決要件なり云々。然るに管長兄弟は抗弁して、容易に肯んずるの色なし、立会の柳原伯爵等見兼ねて暫く管長等を退席せしめ種々相談の結果局長の意に添ふべく伯爵等に於て預らんとこの事にて会見を終り……」（高橋正雄「日記」、昭和一〇年三月二八日の巻）。これによって、この会見の概要が窺い知れよう。なお、金光教監は会見後の談話として、「……ここまで進んだ以上は妥協出来ません。一千三百の教会があつたと思へば情ないが最初から百だつたと思へば何でもないので、不純分子を一掃し改めて教団を立直すのが教祖の遺志に副ふのゆえんと思ひます……」と各新聞に発表している。「金光教徒」（昭和一〇年三月二九日）、第九六四号。
- ㉑ 「一、管長には主務省の招致に應じ本月（三月）（筆者）十六日を以て文孝氏同道上京せられたる事実を確め候て愈々最終的折衝に入るものと見られ、解決の日も近きに在りと信ずべきもの

有之候」、金光教有志中央委員長長宛金光教有志各教区委員長長宛、昭和一〇年三月一六日、（中央発第四号）。

- ㉒ 文部省普通学務局長下村寿一の「日記」（昭和一〇年三月二三日の巻）には、「朝、畑一、小林鎮二氏金光教事件につき来訪す。佐藤範雄氏の上京絶対必要な旨を話す。」と記されている。これを受けた、畑、小林の両名は、翌三月二十三日西下し、佐藤に上京を促すことになる。それについては、高橋正雄の「日記」に、「先生の上京は各方面よりの要望に依る。中央委員よりは某方面の意を休して頻に促し来り、その為畑小林両氏重ねて下り来り、去二十三日予にもその席に列すべき旨佐藤別宅へ東京より電話あり、二十三日午前十時五十分岡山駅に（佐藤―筆者）一夫氏と共に西下の両氏を迎へ（中略）先生（佐藤範雄―筆者）は県庁に行かれ知事と会見せられし上にて来会せらる。（中略）かくて佐藤先生の上京は必至の状況となり而も一日も速かなるを要す云々。先生は再三岡山県知事より説明を求められ事態を報告せらるる所あり知事は二十四日朝出立上京すべきに依り宗教局長と打合せ必要あらば先生の上京を乞ふ旨打電すべしとの事なりと云々。かくて先生の上京は両方より促進せられ、この際決行せらるるべしと一決」（高橋正雄「日記」三月二八日の巻）と記している。佐藤の上京は、三月二十三日、小林鎮、畑一、佐藤一夫、高橋正雄との協議により決定されたと推測される。また、三月二十四日、管長家の立場から文部省との交渉を進めていた柳原義光は、「金光教紛擾につき文孝氏夫人の伯父蒔田子爵の紹介

にて予も従兄弟の關係あるより管長文孝氏に面会し菊沢局長とも会談せるが貴下は長老にして一教の柱石たれば假令今反管長の立場に立たるとも金光家を思はるるの情に於ては變る所なかるべく何卒あつせん尽力を乞ふ。管長殿の改むべき所は改めしめ制度の改廢すべきは改廢せしむべければ至急上京あり度し」と佐藤の上京を、書簡にて要請している。

②⑤ 佐藤は、上京後石黒とは三月三十一日、四月二、四日の三度面会している。石黒は、三月二十四日、「一來客の話に依れば、金光教内に紛擾事件ありと云ふ。近時、国法の力を借りて事を強行するの悪風あり折角御注意あり度し」と書簡により、国家からの弾圧を注意すべく警告している。(高橋正雄「日記」、三月二八日の条)

②⑦ 第六十七回帝國議會予算委員会において、文部大臣松田源治は、井田男爵の教内問題についての質問に対して、次の様に答弁している。「金光教ノ紛擾デアリマス是ハ昨年來金光教ノ内部ニ於キマシテ紛擾ヲ生ジ、所属ノ教師ノ動搖ガ甚シク教治上看過シ難キ状況ニアリマシテ其原因トスル所ノモノハ多々アルヤウデアリマスガ其主要ナル原因ハ制度ノ欠陥ニアルト認メマス紛擾ノ解決ニハ制度ノ改正ヲ要スモノト認メマシテ之ニ関シテ教派当局ニ対シ注意ヲ喚起シ来リマシタケレドモ、幹部ノ更迭アツテ未ダ実行ノ運ビニ至ツテ居リマセズ目下其形勢ノ推移ヲ嚴重ニ監視イタシテ居リマス」。この文相の発言からは、教団事態が嚴重な監視下におかれていたことが窺われよう。「予

算委員会井田男爵質問ニ対スル文相松田源治氏ノ答弁抜粹」(昭和一〇年三月一九日受)、金光教有志中央事務所。

②⑧ 高橋正雄が佐藤の上京に随伴したことについて、「今回予の随伴する所となりしは(中略)(佐藤筆著)金造兄の發案に係る。金造兄より小林(鎮筆著)氏、先生(佐藤範雄筆著)に謀り決定せしもの如し」と高橋正雄「日記」(三月二八日の条)に記されている。高橋は、佐藤の各方面との折衝の概要を彼の「日記」に記している。また、高橋の他にも松田敬士が随伴した。

②⑨ このことについて、高橋正雄「日記」に、次の様に記されている。「二十四日午後十時発自動車にて畑師一夫師と共に芸備教会所に詣る。小林氏先着せり、十一時より夜九時まで先生(佐藤範雄筆著)を中心に会談。(中略)先生より明治四十年教監就職前後に管長に進言せられし書面また、大正七年十二月第一世管長、家邦氏等専断の際に進言せられし書面等読み聞かせらる。今日問題化せるもの当時既にその俣の形にて伏在せるを見る。」(昭和一〇年三月二八日の条)。また、上京後の三月三十日、佐藤が有志中央委員、白神新一郎、和泉乙三、関口鈞一、長谷川雄次郎、大阪地方委員、吉田新太郎、和田伊三郎、湯川安太郎、東京地方委員、西村傳藏、松本儀助と会談した際のことにつき、「先生が明治四十年教監就職の当時第一世管長に上申せられし書面及びその後数度に亘る本部重役更迭の際の進言書の写しを読み聞かせよと云はる。」と高橋の「日記」(三月三〇日の条)に記されているところからも、佐藤が「規箴・宣言」並びに大正

七年末進言書を踏まえて各方面と交渉していたことが窺われる。

③〇 大正一四年七月五日出生。同一五年七月一〇日入籍。昭和一

九年四月七日、午前五時岡山市岡一六四番地に於いて死亡。

③1 高橋正雄「日記」、昭和一〇年四月一日の条。

③2 「多久岡山県知事来訪せらる。先生御面会。知事、宗教局長、添田政務次官に面会し、三者意見現文孝内局否認を第一歩となす事に一致せりと。」高橋正雄「日記」、四月二十九日の条。また、四月一日、文部省首脳と会見した際、「添田次官、多久知事にお任せなされと云ふ。任すも任せぬもない、結局はどうする積りかと（佐藤が筆著）云ひたれば、（山根筆著）参与官引取り、それ（解決方法筆著）は法規上の事故よく研究して見ると答へ……。」と記録されている。高橋正雄「日記」、昭和一〇年四月一日の条。

③3 昭和一〇年四月一七日「多久知事声明書」。前掲佐藤第二一号論文 注④参照。

③4 多久岡山県知事が国家の要請を受け、教内問題の調停を図ることについて、佐藤の「日記」には、「多久知事昨三十日午前、兩次官参与官等に面会。兩次官より、一件取扱方を託せり。」と記されている。（昭和一〇年三月三十一日の条）

③5 前掲佐藤第二一号論文 注④参照。

覚書（昭和一〇年四月一日）

一、金光文孝教監ハ四月十三日迄ニ之ヲ解職スルコト

二、佐藤宿老ノ榮称辞退書ハ四月十三日内ニ返却スルコト

三、後任内局（教監専掌等）ノ組織ニツイテハ佐藤宿老ノ意見ヲ徴シ之ヲ行フコト

四、金光教改革ニ就キ文部省ニ於テ指示セル事項ハ新内局ノ成立ヲ待チ速ニ其ノ具体案ヲ樹立スルコト

③6 佐藤の四月二十五日の「日記」には、「小林、和泉、高橋、午後一夫もかえり正雄就任の協議なり。今夜小林出岡、学務部長に手渡す都合。」と記述されている様に、佐藤は同二十五日、有志中央委員と高橋をそれぞれ芸備教会に招致し、有志中央委員の意見を徴するとともに、高橋に教監就任の決意を促し、この日、高橋が教監就任に感ずることになる。

〈資料〉
金光大神事蹟集 (一)

凡 例

- 一、本資料は、昭和四十七年から五十二年にかけて、教学研究所在が編集した『資料金光大神言行録』全六冊、及び同十五年から五十六年にかけて編集した『資料金光大神事蹟集』全三冊の中から、『金光教教典』に収録されていない金光大神事蹟に関する資料を抜粋したものである。
- 二、中には史実に基づいていると思われるものも含まれているが、今後の研究の資とするため、内容の真偽には判断を加えず、努めて多く収録することとした。
- 三、本資料の各項の配列は伝承者名(場合によっては教会名)の五十音順とし、伝承者不明のものは末尾に収録し、各項に通し番号を付した。なお、本資料の通し番号の下には、『資料金光大神言行録』、『資料金光大神事蹟集』との対照のため、それぞれの通し番号を()で示した。
- 四、依拠した資料名とその整理番号、及び注記はそれぞれ各項の冒頭に記した。また、各項の末尾に当該資料のページ数(番号が付されているものは番号も)を()で付した。

※典拠資料略号一覧

略号

『研究金光大神言行録』

言 『資料金光大神事蹟集』

事 『研究金光大神事蹟集』

奉 奉修所資料

金 金光大神に関する資料

布 布教史資料

神徳 神徳書院資料

一、人物・地名・方言・古語など、必要と思われる語には割注を付した。

一、収録にあたっては概ね次の表記法に従いつつも、できるだけ原文どおりとした。

(1)歴史的仮名遣いは現代仮名遣いに改めた。

(2)印刷の都合上、漢字の多くは新字体に、変体仮名は平仮名に改め、句読点を適宜付した。

(3)片仮名は、外来語、擬音語、人名、電文等を除いて平仮名に改めた。

(4)誤字、脱字、当て字は、特定の固有名詞を除いて正字に改めた。

(5)会話文、ことわざ、言い伝え等に「」（会話文中では『』）を付した。

(6)ルビは原則として消去した。但し、そのルビに特別の意味が認められるものには、その語句の下に（ ）を付して示した。また、解説不能な箇所には□印を付し、意味不明の字句はそのまま記した。但し、それらを編者において判読

した場合は、その下に（……カ）を付して示した。

本所の前身である教祖伝記奉修所が、当時調査収集したもの。

昭和二十九年の本所設立以後、本所が金光大神事蹟に関して調査収集してきたもの。

本所が各教会等の保存資料を収集整理したもの。

昭和五十三～五十五年、本所が芸備教会神徳書院の保存資料を収集したもの。

青木 茂 「古老の語る教祖様の事」(抜)

昭和九年六月八日刊『金光教徒』第九二五号

一 (事八六七)

あれから小野老人に、いろいろと昔話をききました。(略)

教祖さまが、小野光右衛門庄屋の家へ出入りをなさったところのことです。小野庄屋からは、役目柄、しばしば藩主のところへ交渉がありました。いろいろな人が使いに差し向けられたことでしょうが、正直者で、間違いないというのでしばしば教祖さまがその使い役を仰せつかったようです。(略)

小野老人は話されました。

「年貢米の差し立てや、大事な用事の使い向きには、教祖さまが帰ってきたというそのことが、受取証文だった」
そうです。

『笠岡金光大神』(抜) 昭和三十四年四月刊

二 (事八七〇)

病気をよくして貰った夫人が、それを動機に大谷へお詣りをしたのが、発病の翌年、文久二年三月十七日であることは、すでに書いた。初代(宿禰)もこれにたいして、何かお札の意をあらわしたいと心にかけていたが、これだけのお陰を蒙り、これだけありがたい神様がおられるのに、世間の人はそれを知らない、そこ

でこれらの人の目を驚かし、自信心をさしてやらねばならぬ、そのためにはひとつ、お広前を賑やかに飾らして貰おう、との思いをたてた。そこでお広前三面をひきまわす幕をこしらえ、それに神様の紋所をつけることにした。ところが、神様の紋所を知らぬので、自分も考え、紺屋へも尋ねてみたが、誰一人知っているものがない。そこで、金の神さまであるから金比羅さんと同じように、丸に金の字をつけておけばよかろうと、紺屋へ幕の新調を頼んだ。そのほか、いろいろのお供えものも調べ、その上、沢山の信者をひきつけて参拝した。途中は伊勢参宮のようになげわいで、村々のものが出で見物するなど、豪勢なものであった。初代は、家内の病気全快のお札の印で、と厚くお礼のあいさつをしてお供えした。(五五〜五六頁)

三 (事八七一)

(夫人の病気全快の) お札に丸に金の字の紋を書いた幕を持って詣られた。その後詣られたとき、幕もなく神前にお供えものもなくなっておったので、

「どうなされましたか。」

とお尋ねになると、

「大谷地方の法印が、幕もお供えものも、全部もっていった。」
とおっしゃったので、

「御心配ありません。またお陰を頂きます。しかし丸に金の字は、金比羅様と同じ紋になりますから、何か変わった紋を。」

と、教祖様に申し上げましたら、

「八百八金神というから、八つに割ったらよかろう。」

と、色々形を書いてみられた結果、現在の通りのものを八つ付ける事になり、布は初代の奥様が織られ、紋を書いて貰われ、いよいよ幕ができ上り、それを持たれて、これが本当のお礼じやとおかごに乗られ、殿様行列のようにして、笹に短冊をつけ、中にお金をいれて詣られ、その帰途、富岡(現笠)で捕らえられた。本教御神紋はこれが始まりじや。それ故笠岡は此紋が許されておるのじやと、御神紋の羽織を二代までは着ておられました。この事は当時おかごをかついだ、父藤平よりも聞いておると、岩藏(遠藤)氏が語っておる。なお八つ波ということは、後世いい出したもので、初めはハッカンというておったそうです。私が入信当時は、まだハッカンというておりました。―大橋一人師聞き書―(六二―六三頁 注四)

四 (事八七二)

対座のお許しを頂かれてからは、教祖様と差向いになるよう、いつも座布団が敷いてあり、初代が下で御挨拶なさろうとせられども、中々御受けにならず、まあまあと仰しゃって、初代が対座になられると挨拶を受けられ、色々とお話をなさっておられたと、二代(精一師)より承り、又遠藤岩藏氏が父から聞いておると話された。―大橋一人師述―(八一頁 注一)

五 (事八七三)

浅口郡六条院町西高橋富枝師が家庭の不和より家出の途中、笠岡へ寄られた時、風呂敷包を抱えて広前の障子を開けて這いらるや、直ぐ、

「よう来た、西は笠岡で止める、東は大谷で止める、もうどこへも行けん、内で修行せよ。」

と初代が仰しゃった。此の時の修行中であつたか、此れより以前に修行に來られておつた時の事か、記憶せず、教祖さまから代理を立てられ、らい病患者のお願いをお頼みになった。初代は一心に御祈念なされ、富枝師が受けておられたおはぐる壺に沢山黒血を吐かれ、故白藤権九氏は初代の顔の汗を拭いておつた其の時刻に、大谷では初代が血を吐かれる度に、病人がきゃあきゃあと声を立て、今にも息が切れそうである。教祖様も御祈念しておられたが、あまり苦しがるのでお伺いなされると、心配ないと仰しゃるから、大丈夫とは思つておつたが、此方はなま唾一つも出んと、後に仰しゃつたと、二代及び遠藤岩藏氏が父より聞いておると語つた。―大橋一人師聞き書―(八三頁)

六 (事八七四)

齋藤茂一師の書かれた文書を、左に紹介しよう。

「この道は寄進勸化を言わぬ道である。寄進勸化を言うて氏子を苦しめては、神は喜ばれぬ。然し氏子が心からお捧げするのは、神の比礼である。たといその時でも打ち札、貼り紙をして

はならぬ。氏子は誠を神に奉るので、広告などは要らぬ。」と教祖は仰せになった。そこで初代の思われるのは、

「この道はまこと有難い道である。尊い道である。神や仏の教えも沢山聞いたが、斯る尊い教えをきいたことがない。さすが天下の名教じゃ。」

といたく感服、感激、骨髄に達した。然るにその後参拝すると、お広前の内側の周囲には、一金何両何の誰某殿と、ぐるうっと貼り紙がしてある。初代は不思議に思われ、教祖にお尋ねになると、

「神様は、打ち札貼り紙はしてはならぬと仰有るけれど、こうせねば普請ができぬから、是非こうしてくれと世話人が申すから、神様の仰せには背くのであるが、余儀なくこうした。」

と仰有る。

そこで初代は、

「金光様、普請ができる出来ぬより、神さまの仰せを反古にしては、すみません。なんぼう世話人が、何と申しませうとも、神様の仰せには、代えられませぬ。これは是非ういで(でい)下さい。」

といわれると、

「然し、これをういでは、世話人が感じをそこねて、普請ができません。これをうぐことは、世話人にたいしてもできません。」

と申される。しかし初代は重ねて、

「神様の仰せには代えられませぬ、是非ういで下さい。」

と願われたが、御聞入れがなく、どうしてもうぐと仰有って下さぬので、最早仕方なく、御無礼のことのようにも思われたが、詮方なく、

「金光大神、人情に流れなされたのう。金光大神、頭が腐んなされたのう。もう二度と足踏みはしませんぞよう。」

と、その席を立たれた。そこで教祖も考えられて、其の貼り紙をへがれた(はが)。(一四四〜一四五頁)

七 (事八七五)

笠岡教会の伝えによると、御神号は教祖へ下ると同時に、笠岡へも下った。初代が大谷へ参られると、その都度教祖が、笠岡へも下っておりますと伝えられたとある。(一八三頁)

八 (事八七六)

初代は昔、髪を結っておられた時は、頭のは、びんつけも、かみそりも、くしも、元結いも、みんな誰にもつかわせられず、御自身のみ用いられた。教祖にさしあげられた髪ゆい道具は、玉島へ買いにやられたが、自分のは笠岡で求められた。ある時奥様が先生のをつかわれたところ、刃がこぼれてどうともならず、しかたがないので、床屋が貰うて帰って磨いたが、とうとう刃がつかなかった、ということである。―齋藤茂一師談―(一九〇頁)

秋山 甲

元治元年十一月生 明治九年旧九月二十一日初めて参拜 明治四十三年八月九日 天瀬教会所にて本人より直接聴取

九 (事四〇七 言三五)

主人、教祖御帰幽の時、何か遺物を頂かんと、四神様に願いに、扇子を頂きたるが、ぼろぼろにきれんとする程のものにて、其の端の所に「板倉公(板倉勝生)より」と記しあり。

(天瀬教会に収蔵せるもの)

「秋山甲師談」(奉2抜)

昭和十九年十二月三日 於天瀬教会 高橋一郎筆録

一〇 (事二 言一九四八)

教祖様は、きついような優しいような方でありました。之が本當の神様じゃなあと思われ、こういうような御方はどこにもあるまいと思いました。(六〇七頁)

一一 (事三 言一九五六)

教祖様御在世の時分、私のお参りしたときは大抵五人か十人位のバラバラのお参りでした。お広前はしんとしておりまして。御祭でも御広前に上っているものよりも、外を歩いているものの方が多かった。四神様の御時代でも、やはりそうでした。(一四頁)

一二 (事四 言一九五七)

教祖御在世時代、富岡(現笠)からお参りすると、朝十時頃着きます。何時も休憩所(現新)には茶釜にお茶がわいており、湯呑がそこにあり、御用意のよいことを思いました。そこで弁当をつかわして頂いたり、お茶を頂いたりしました。(一四〇一五頁)

一三 (事五 言一九五八)

主人の父(秋山)がある時お参りしました時、教祖様が、只今の金光様(金光)をお抱きになって、神様の方へお向けになって一緒に御拝ませになり、そして今度は父の方へ向けられ、

「内には孫が出来ました。」

と仰せられました。見ると、如何にも大切そうに、熊の子をかかえて居られるようにしておられた、と話していたのを聞きました。(一五頁)

一四 (事六 言一九五九)

教祖様は御晩年は頭が少しはげておられ、背は今の金光様(金光)位。よく肥えて居られ、風呂から上りたてのように血色がよくあられました。(一六頁)

一五 (言一九五三)

下石井(現岡)に金神様をお祭りしてあるところが、私の主人(秋山)はよくそこへ参っておりまして。

「今日はどうして米さんが来ぬのだろうか。」

というような有様でありました。子供ながらに、その家の留守などしているときに、神様の御裁伝があり、米さんに拜んで貰えばよく御陰がたつと言う様に、みんなが言うようになりました。その家に娘が一人おり、八米さんを私の方へ呉れるようにVと言ってきたことでした。

私のしゅうと(秋山)が(善)が大谷へお参りしましたとき教祖様より御言葉があり、

「秋山さん、息子にことづけよ。あちこち拜みに歩かずな。うちで拜むようにせよ。」

と申された。そういう話を主人が私にしてくれました。当時、岡山にはあちこちに金神様を祀ってある所がありました。主人の申しますには、

「下石井のたつようにしてあげたかったが、どうもよいように行かなかつた。」

と。(一〇頁)

一六 (言一九五四)

教祖様の御隠れになったとき、私の主人はお隠れの夢を見させて頂いたことあります。私のしゅうとは、

「生神様が死なれるということがあるものか。」

と言ったとのこと。(一一頁)

「天瀬教会採訪記」(奉³拔)

昭和十九年十二月 秋山甲師より聴取 金光真整筆録

一七 (事八 言一九六六)

御裁伝の事

教祖様が御裁伝を下さる御言葉態度と、其他の人の態度とは全く同じであった。当時それがあったのは、佐藤範雄師、瀬戸廉蔵師、斎藤又三郎(善右)師、秋山米造師の四名であった。(七頁)

一八 (言一九六七)

早朝、腰弁当で岡山を出て、夕方大谷につき、古川(善)に泊して、翌日帰る。但し、婦人(甲師はいつも)は車(人力車)であった。

大谷につくと先ず参拜。荷物を古川に置いて参拜、夕食後参拜、翌朝参拜、食後出発の準備をして参拜。それから出発される。

(一一頁)

「天瀬教会採訪記」(奉²⁻³拔)

昭和十九年十二月秋山甲師の伝え(米造師の父の話)

金光真整筆録

一九 (言一九六八)

大谷に参拜して帰りの事、教祖様が、

「今日は寒い日じゃかな、半分からは車の御陰をいただきなさい。」

と仰せられる。帰る途中玉島(現倉敷市)から雪が降り出した。そして段々激しくなる。

と、人力車を引いて車夫が、

「どうぞのって下さい。」

と言ひ。

「どぢらまで。」

と言つから、

「岡山まで。」

と答えると、

「誠に好都合だ。」

との事で、教祖様の御教があるから、御礼を申して車にのり、帰る。岡山についた時分は相当積っていた。車ひきが、

「空車は引きにくいが、あなたが乗って下さったから早う戻れた。」

と御礼を言つて、

「車賃はいらない。」

と言つ。家に帰っても、

「雪だからどうしていられるかと案じていたら、何時もより早く帰られた。」

と言つて喜ばれた。

又、或時は教祖様が、

「傘を一本持ってお帰んせえ。」

と仰せられ、持って帰っていると、途中で雨が降って来て、濡れなかつた事もあると。(八〇九頁)

浅井雪野

明治十五年一月二十四日生

昭和二十三年六月十七日 松永教会にて本人より高橋

博志聴取(初代浅井岩藏師及二代同勘次郎氏より聴き

しもの)

二〇 (言一九七二)

浅井岩藏師は文政十二年三月十八日生。文久二年秋、笠岡斎藤

又三郎(齋藤)師につきて入信。元治元年正月始めて教祖に見え、

金子宮の神号を授けられ、其の九月二日には金子大明神に進めら

る。信心の動機は胃病の祈願であつた。

信心始めの頃、大谷と笠岡とどちらが元か判然せぬので、教祖

に其のことを伺ひしに、教祖、

「利れる刃はこぼれると言つが、此方は利れず曲らずじゃ。」

と仰せられたり。

浅野喜十郎

天保十四年生 慶応元年始めて大本社に参拜

明治四十三年七月 本人自宅にて 直接聴取

二一 (事四〇九 言四七)

倉敷、華藏院、児島(現倉敷市)、尊滝院などより強請に來りしことあり。尊滝院より來りし時は、既に同院の許状を或信者より得來り、それに拝み居られたる時なりしかば、私と古川忠三郎氏と二人、児島、林に行き、一信者の案内にて尊滝院へ至りしに、

「此方にては、構え所を回れ、とは言うて出せしも、一厘たりとも金を集めよとは言わず。」

このことなりしかば、歸りて、其の旨教祖に申し上げたることあり。教祖は、

「要るから來るのじゃから。」
とて与えられ、後には許状をも返されたり。

二二 (事四一〇 言五〇)

警官來りたるは、今より三十六年前なりと思う。正月二日参拝したる時、上り口の所にて、教祖や管長(金光 蘇雄)と話し居りたり。

二三 (事四一一 言五一〜五二)

山伏等來り、提灯や絵馬をからめ、御初穂を集めて持ち歸るに、教祖は全く欲をはなれて御坐したり。

二四 (事四一二 言五四〜五五)

夜十二時頃までも、回り行灯をおきて、何事か書きつけ居られたり。後には、夜はお勤めなかりき。

二五 (事四一三 言六二〜六三)

蚊帳を吊らずして寝ねたり、甘酒に塩を混じて作りたりせられ、稲を刈り、天気悪しとて、他には急ぎ取入るるに、教祖は打ち捨ておかれ、翌朝は快晴となれり、と言うが如きこと屢々なりき。うんかと蚊のことも聞き居れり。

二六 (事四一四 言六五〜六六)

衣食に窮せるものに金を与え、
「これにて暮す間には仕事あらん。」

など仰せられて恵まれたり。資本として十兩頂きたるものもあり。

二七 (事四一五 言六八)

農業を止められ、百姓道具は、皆頒ち与えられ、白の目切りと、田鍬一挺とを頂き居れり。

占見浅野喜十郎夫妻談話

二八 (事四一六 言四九)

御維新になりてより、白幣を一本立てて。

二九 (事四一七 言七四)

お届帳を、教祖は神の方へ向けにお届けなされたり。

浅山勘一郎

「大谷周辺の習俗について―その一―」(金628―抜)
昭和四十八年七月六日 研究所会議室にて 祖父浅
山七平その他より伝聞していることを聴取

三〇 (事一八二)

教祖様が田の草を取りようられるのに、行ってから、拜んでもらおうと思つて、お取次を頼みに行った。ところが、溝川で手足を洗つて、もう済んだかと思やあ、また井戸で丁寧に洗われて、その上、着物を着替えて、なかなか待ちどおしうて困つた、という話をおじいさん(表註)がしようつた。参つても、なかなか時間がかかるんじゃ、いうて。(七〇八頁)

三一 (事一八三)

須恵に菰口与七郎さんというて、吉備の学校の校長しようた人があつて、その親のおじいさんで菰口まつへいいう人からの伝え聞きに、

教祖様は須恵のまつへいの小作をしようた。それで、お正月が過ぎても加地子が納まらんので、

「文治さん、はよう加地子を納めてくれにゃあ。正月過ぎてだいぶんなるぞ。」

いうて言うたら、

「食うて残つたら持っていくますがな。」

いうて言われようた。

それで三月時分になって、加地子を持ってきて納めてから、「もう、これで一年食べられるんがあるから加地子を納めます。」

いうて持ってきてじゃつた。

それで、その話を聴いてから、所の人が、

「こりゃあお米にお困んさつとんじゃ。」

いうんで、今までは御取次を願う時にゃお金をつつんで行きよつたのが、それからは米を一升二升さけて参りようたいうことです。(一〇一―一頁)

安部菊恵 「金光町の習俗、方言、その他についての聴取記録」

(金75―抜)

昭和五十二年六月二十三日 研究所会議室にて 安部菊恵氏より聴取

三二 (事一一四)

教祖様は、私の母(註)をたいそう可愛がつて下されて、娘時代に、参つてこられようた西浜(現笠)のほうの銀細工屋に頼んで、かんざしや指輪を作つて下さつたそうです。

かんざし二本のうち、一本は私が母から記念に貰うとりますが、一本は戦争時分に国に献納してしまいました。太い銀の指輪もあつたんですが、古川の兄(註)が研究所に出しました。かんざし

は、珊瑚珠の日の出に銀の鶴が細工してあり、もう一つのは、水に金魚が浮いとして、房が下っておりました。指輪には、このと
いう名前を彫って、それと○に金の字が彫ってありました。(四
三〇四四頁)

三三 (事一八四)

教祖様が、

「もう五十年もしてみい、ここにずっと、村が町になるぞ。」
と云うていたということ、八方(はっぽう)のおじいさん(八吉)
から聞いたります。(九八頁)

三四 (事一八五)

教祖様が、神様からの知らせで、

「今日から、もう白木綿にせえ。」
いうておっしゃって、それで、それまで母(語川)が色物や柄物を
織りようたんですが、お言葉通りそれを一切止めて、白木綿を織
らしてもらいたいって、母から聞いたります。

糸を紡ぐと眠たくなるから、お母さん(大姉)やお姉さん(小)に
糸を紡がして、自分は一生懸命に織った、一日に二反ぐらい織り
ようたんでえ、いうてな。唐びつ一杯織ったという。それが、教
祖様が亡くなられた時に、しのび草に紋付きにせられ、せえから
後は、旧広前が御新築になる時に、御神前を全部それでまいて、
お役に立ったんでえ、いうて母が言ようられた。(一〇八〜一〇

九頁)

三五 (事一八六)

母(語川)が八つ時分に、やんめ(病眼)をわずらうた言ようしまし
た。明治五、六年、教祖様のところへ巡査がやかましゅう「拝ん
ではいけん」いうて、いうて来た時分のこと、お供えもなんも
かも下げて持っていぬ。それを教祖様が立教聖場の一番端の部屋
の上がり口の側へ、両手をついてひれ伏しとんさったいうてな。
母は、その時やんめで、両目が真っ赤になってしもうとるのに、
それが痛うてしようがないのに、あんまり巡査が来てやかましゅ
う言うてお供え物を下げていくんで、腹が立って腹が立って、自
分が目の開かんのを、無理に巡査を睨みつけてやったんだ、いう
て言ようりました。(一一七〜一一八頁)

「安部菊恵氏からの聞き書き」(金711―抜)

昭和五十年十二月二十日 三代金光様の墓地にて 安部
菊恵氏より聴取

三六 (事一八七)

私の母(語川)が、教祖様に、神様にお供えしてあるもので、ほ
しいものがあったので、
「それを下さい。」
と云うてお願いしたら、教祖様は、

「神様にお供えしてあるのは、腐っても神様のものじゃから、神様から『お下げせよ』と言われるまでは、お下げできん。」と言われた。それからは、母もお供えものがほしいと思うたことはない。ほかの人にはそれ程言われんでも、うちのもの(族縁)には、こういうことはきびしゅうに言わりようた。(三頁)

安部喜三郎 『金光教の由来』(抜) 大正八年十二月刊

三七 (事八七七)

教祖は御神前御奉仕の室より氏子参拝の室を通して御広前と称せられたり。(五頁)

「思ひ出づる事ども」

昭和十八年十月一日刊『金光教報』 本人談話

三八 (言一九八〇)

教祖様のお家と私の家とは親戚関係でありましたから、私は幼い頃からようお伺い申して居りました。それだけに、これといって際立った印象の深い思い出もありません。御帰幽の明治十六年には私は二十歳で、御葬儀の時には輿を担がせて頂いて、教祖様に最後のお伴をさせて頂きました。いま奥城の参道の間中に段になつたところがあります。あのあたりに輿を安置して、佐藤範雄

先生が祭詞を読まれたことは、昨日のようにはっきりおぼえて居りますのに、早六十年の歳月が流れました。

三九 (言一九八一)

御帰幽の年の夏、門納屋(立教聖場の前にあつた建物)で四神様はじめ数人の人と剣道の稽古をし、私も一日の仕事を終える宅(金光から三十町ばかり西)から通って来ては稽古に精を出し、あまりに喧しくさわいで教祖様から叱られたこともありました。

四〇 (言一九八二)

御生前から毎月十日と二十二日を御祭日と定められ、九月二十日には一年一度の大祭が行われました。御祭日にはのぼりが立ち、提灯がつけられて、御神前はおごそかに、お供えがなされて居りました。今のように祭典らしい式もありませんでしたが、教祖様には朝から改まって御祈念をなされ、おつとめをなさって居りました。参拝者も衣裳を改めてお参りし、大祭には殊に遠方からの参拝もあって、立教聖場内が人で一杯になりました。

四一 (言一九八四)

教祖様は背丈は人並でしたが神々しい容貌でした。お体は教祖様よりは四神様、四神様よりは現御広前様の方が肥っておいでになります。

教祖夫人も物やわらかなお方で、私がお参りすると必ず御飯を

下さいましたが、いつもやさしくお言葉をおかけ下さったことなど、今もはつきりとおぼえて居ります。

安部光惠 「金光町の習俗、方言、その他についての聴取記録」

(金75―抜)

昭和五十二年六月二十三日 研究所会議室にて 安部光惠氏より聴取

四二 (事一八八)

私の父(三郎安部松)が言ようたんですけど、教祖様がおかくれになる年のお正月にお参りしたら、

「来年は水が出るから、皆に言うて聞かせてやって用心せよ。」と仰しかった。それで皆にも言うたんじゃそうすけど、その通りに明治十七年の七夕さまの晩に、大水が出て、津波が来て、千人からの人が死んだんじゃそうです。

父は、

「あげえな水が出ようたあ思わなんだんじゃ。」
 ということを言よりました。(八〇九頁)

天野慶藏 天野慶藏氏談 (年代不詳)

四三 (事四一八 言七八)

中野先生、大阪の福田なる人より聞かれたり。何を言うやら分らぬという風に疑い、

「狐使いや狸使いじゃろう。自分が行って、化けの皮をあらわしてやるう。」

と思ひ、京都にてさい錢を集め(七十余軒も集む)大阪より乗船して三幡(山部)につき、教祖の御許に参り、

「自分は、中野米次郎と申しますが、おさい錢をこつかりました。」

とて出されたるに、封金はわらにてくくり、机の傍の方へ投げられ、さて七十何軒の御願と名前をつけたる帳面のみを持ち袖前へ向かわれ、帳面を一枚ずつくられ、さてそれを頂き持ちかえて八足の上ののせ手を握り、てつきて少しく退き、

「日天四月天四——。」

と唱え、七十何軒の願事を其の俣申されたり。それより疑念晴れて信心したり。

有田儀助 船場教会会長有田儀助氏七月十八日午後八時〇九時
(明治四十三年)

四四 (事四一九 言八二)

十六年八月十二日初めて参拜。
 吉兵衛と二人にて参り、お礼申し上げたるに、

「信心しなさい、信心しなさい。」
と仰せられたり。そして御神酒を下されたり。線香を立てて拝せられたり。

四五 (事四二〇 言八三)

讃岐高松、松本某、玉島(現香)より写真を取りに行き、教祖御礼の処を取りたるに、同じ写すのならば立って居る所を、とて御広前の縁(縁カ)にて写し奉り、それを私方へ預かり居たるが、後返しやりたり。

玉島の者なりとて、新町の石橋とて教祖に反対する者あり。其の隣の家に居たる者なり。親族も家族も分ならず。何処へ行きたるや明らかならず。

御一枚ぎりにて、どうしても焼けぬ。何千枚も拵えて売って儲けんとし、器械をなおしてはやり、なおしてはやりし、終に、其の為に五六百円の身代をなくしたりとて、それより恐れ入り、「三十二円にて買わん」と言う人ありたるも承諾せざりき。有田氏の宅へ来れり。未だ教会とならざる前なり。明治十八年頃か、有田氏と同輩位。袴なく袖無しを召し、立姿なりき。

石原銀造 「石原銀造師に就いて」(奉15)

藤田田造よりの書簡(昭和二十六年四月十九日)

四六 (言二〇一六)

又或時の月参の日に、金光様から、

「くらが大病の時、神様に御願い申し上げし処『暮六つには御陰をやる』との御教えでありましたから、野に出て昼帰りし処、家内が『くらが大変悪う御座います』と申すので、直に御庭で御願い致しましたら、『暮六つは未だくまいが』との御教を頂かれ、『左様で御座います』と申して又野に出て、夕方帰り御礼を申し上げました。御教の通り、暮六つ時になりて御陰を頂きました。」

と申されました。石原氏宅にも御陰を頂かれて、不幸から段々幸福になられました。(六頁)

和泉乙三 「生神と其の家族の人々」(抜)

大正七年四月刊『新生』第一〇号

四七(事 八七八)

立教の神命を、拝せられてより後の金光大神は、

「今は我が住家も、神の広前、取次ぎの聖場である。参拝の徒は、昼夜を分たぬである。戸締りなどすべきではない。」
と、四季を通し、昼夜を徹して、単に障子のままで過されたが、御家族の方々は、さすがに、不安に思われて、私まかに門かどの戸を鎖かざされることも度々であつたらしい。そのたびに金光大神は、之を

戒められたが、遂に慶応三年の十月五日の神命によって、門の戸を開いたまま、敷居を潰して、再び之を鎖すことの能ぬようにして了われた。(三七頁)

四八 (事八七九)

お子様がたが、或る時には、無邪気に広前で飛び廻って騒がれるようなこともあったが、さる時には金光大神は「こら！」と大喝されることもあらせられたということである。(四一頁)

市村光五郎

明治十五年初めて大本社参拜

明治十五年十月より、御帰幽に至るまで承りたる御理解を、当時、筆記し居りたるもの。

四九 (事四二六 言二二六)

金光様の御言葉に、

「金光は、みみずを見たような文字をかくのぞ。」
とも御はなしあり。

四神貫行の君より、教祖御理解を承り、明治十七年頃、
自記したるもの

五〇 (事四二八 言三八一)

金光様は、火というは、御常明の火、安どの火、火ばちはなし。こたつへもあたらす。うちわもつかわれず。そとへ、すずみにでるといふ事がなし。もつとも、うらへご用にかれるぎり。おかげをうけられて、門からそとへでられるといふ事なし。大工がきおつても、そこへあまりいかれるといふ事なし。天地、日月様の御もりによおて、金光様、今月今日で心をしずめたまえ、四十二歳の時より七十歳まで、御つとめあり。此時、明治十六年末の年。ふるの月で九月十日の日。新の月で十月十日まで、年々の二十八年のあいだ御つとめあり。巳の歳に御ゆずり被下候。

五一 (事四二九 言四〇一)

金光様御やしきは、かこいがなし。かこいあれば、べんりがわるし。門あても、しまりなし。しまりあれば、人がおこせば、おきていかなばならず。にわの口も、おなじ事。そこで、大谷には、しまりなし。しまりあても、はいる也。ありがたき事。

五二 (事四三二 言一五九)

秋祭の時、こしらえたるすしがほめて (熱氣をおびて) ぬくうなり、何事にやと思いたるが、其の時教祖御帰幽なりき。

遠藤舜平 「六条院畳屋遠藤家採訪記」(奉 189 一抜)

昭和二十三年一月十八日 遠藤亀三郎氏宅にて古川準

人が聴取

五三 (事九)

○五色の幣に就いて

「御神札」と表記されたる幅約五寸、縦約一尺八寸の箱に納めあり。五枚の色紙、既に色あせて、紺のみはそれと認定さるるも、他は総てかっ色となり居れり。幣串は杉の木にして、幅約五分、長さ約一尺五寸——後に替えたるものと言う——、表面に「大谷村金光神仕」と印されあり。誰の書なるや認定不能。多分は国太郎自書のものか。

幣は、七五三の「ちぢみ」付きたるものなり。亀三郎の言葉に「教祖様が『二本あるから一本やる。持ち帰って祀れ』と言われて下されたるもの。」

と。尚、言葉を継いで曰く。

「前管長様も、『うちに一本あり、此処の一本と二本あるのじや』と言われた。」

と。

右に依り判断するに、おそらく立教神伝の時のものとは別物ならんかと思わる。東長屋建替の時の棟上祭に使われたるものにあらずや、と推測せらる。(五〜七頁)

五四 (事四三三 言四四四)

庄屋、小野四右衛門氏、

「大谷の文吉は、金神を拜まあ、なんのう言うて、ありゃ百姓じゃから、百姓をさせねばならぬ。業を止めて、あないなことを、さしておいてはならぬ。」

とて意見をせられたることあり、と聞けり。

六十九才 八月十日午後一時三十分 佐藤寅にて

五五 (事四三四 言四四〇)

十五六才の頃、拜み居られたるが、やない原とも言ひ、柿葉谷とも言ひ、御親族なりしが、そこに拜み居られ、教祖には子供段々亡くなられたるが、信心せば都合よからん、との事にて信心せられ、あちらへ参り居られたるを、後にはこちらへうけて来られたる様聞けり。

五六 (事四三五 言四四一)

三宅(現倉)の山伏など来りて、御供の物を取りに来りたることあり。児島の五流よりも来りたることありて、拜まれるのを邪ましたることあり。

遠藤烈太郎 明治四十三年八月十日 大谷 佐藤邸にて 本人よ

り直接聴取 地方の風評

五七 (事四三六 言四四二)

万延かの時、五巾の幕を何処かの山伏が取りて帰りに、木綿崎の者一円にて買い取りて、今に荒神講の時に引き居る。

五八 (事四三七 言四四三)

其の度に教祖は放っておかれ、又後から人が持ちて来りて供えたるが後、殿様の許を得られてよりは、誰も邪まには来らざる様なりたり。

五九 (事四三九 言四四五)

新田にて一反三畝七歩かあるを私作り居たるが、凡てにて七反もありたるを売られたることあり。上の土手根に二反もあり。其れから一反五畝もあるを売られたり(此の事は現管長の事)。

新田の紺屋(八重の方へ渡る橋の下の瓦屋)に三反幾歩を一すめ(明)により買いたり。

総社の井手屋なる者より、金光様買われたるを、其の中一部塩の出る所を売るとて、上に挙げたるを売られたり。

六〇 (事四四〇 言四四七)

木綿崎の池を普請に教祖も来られたり、と父伝え居たり。

六一 (事四四一 言四四九)

村中のものを、今日は大谷、明日は津、其の次は新田、と言う

風にて呼びて、御馳走をなし下されたることあり。私が二十歳時

分の時と、三十歳時分の時となりき。後にはもう呼ばずにとて、酒と折とを配られたることあり。大工小屋の出来たる時と、後愈拌まれる様なつた其の御喜びとて二度なりき。

六二 (事四四二 言四五〇)

御帰幽の時には村中の者見立てたり。

大喜田喜三郎 明治四十三年九月 同所(岡山県上道郡富山村大

字福泊)にて

本人より笠井吉夫聴取、筆記

六三 (事四四三 言四五二)

亥の年は若い身じゃから、連れが寝たら、金光は、十二時迄は起きて居るから、外の連中へ忍んで来い、信心の咄をして聞かす。

六四 (事四四六 言四六四)

「あすの朝早う起き、玉島の町へ行け。金が五百円落ちて居る。それを其の方へ授けてやる。ひろうて来い。」

と言われるので、弁当持って、朝から昼迄所々を廻りぬき、時刻が来たから弁当を戴いた。其の時、神様へ、

「只今迄廻りましたけれども、落ちて居りませんから、帰りま

「しょうか。」

と御伺いしたら、

「日の暮れるまで廻れ、是非落ちて居る。」

晩に至り、

「落ちて居らぬから、もう帰りましょうか。」

と再応神様に伺われたら、

「其の方の懐の銭はあるか。」

と仰せられ、

「私のは、まるで御座ります。」

「其の方があれば、人も大切なから、落さぬから帰れ。」

と仰せありたり。

六五 (事四四八 言四六九)

金光様の仰せに、我方へ式(或カ)日夜、盜賊三人忍び入り、

金光様早起き遊ばされしに、御裏の藪の所まで、品物三荷担ぎ出、

賊は何れも吐血して倒れ居るを御認め相成り、早速御願遊ばされして、

「心配すな。明るくなるまでには引取る。」

との仰せあり。果して、品物はそこに其の俣差置き、何時の間にか逃げ去りたり。

六六 (事四四九 言四七〇)

或時、児島郡林村、五流山伏御広前に来り、

「金を貸せ。」

と教祖様に迫りしに、教祖様は、

「金はない。」

と仰せられしに、

「かくまで盛大に参詣して、沢山の供物あり。賽銭にても出せ。」

と迫りし時、教祖様は、

「金光のものとは何もなし。一切神様の御物なり。」

と仰せられしに、彼は立腹して、

「然らば打倒すぞ。」

とて抜刀せり。其の時教祖様は、

「殺さんと思わば殺せ。」

とて自若として動き給わざりし。彼は、刀の下緒をたすきに掛け、股立を取りて、教祖様に打掛らんとするも、其の俣立往生にて、手足の自由を失いが、稍々久しうして、じりじり一歩ずつ後すだりし、無言にて其の俣引退りたり。此時、亥の年と福山とかの某と二人参拜し居り。某は教祖様に願ひ、

「私に御任せ下され。」

と申し上げたるに、

「其の儀に及ばぬ。差置け。」

と仰せありき。

大阪教会 「金光教会教祖略伝」

『大阪教会所蔵資料』（金570）

六七（事一一四二）

教祖は氏を金光と号し名を大陣と称せらる。幼名を源七と言ひ通称は文治郎なり。氏を金光と号し名を大陣と称せらるるに至りしは、教祖が人となり信仰の念に厚かりしの致す所にして、此は皆神宣によられしものなり。亦以て性行の一斑を推知するに足れり。而して金光と号せられしは安政六己未年正月十日にして、名を大陣と称せられしは明治元年九月二十四日なりき。父は香取重平といい、其の先は毛利氏の臣戸安芸守なり。教祖は実安芸守八代の孫香取重平の次男にして、文化十一甲戌年備中国浅口郡占見村に生れらる。

文政八乙酉年十二月にして同郡大谷村農川手象治郎の養嗣子となられ、曾祖父の名を継いで文治郎と称せらる。

天保三壬辰年又文治郎を改めて国太郎と称せらる。是は領主蒔田侯と同名の故を以てなりき。

天保七丙申年養父の遺言に因りて氏を改めて赤沢と号せらる。

妻は同村古川八百藏氏の長女にして登勢子という。教祖は子八人にして男五人と女三人となりしが、今現存する者男二人は現教會長と現教監として、女二人は藤井氏古川氏とに嫁せり。

天保十二辛丑年二十八にして大に神祇崇敬の一念を起され、嘉永五壬子年、年三十九にして愈々顕幽感通の妙理を悟り、爾後

三年を経、安政二乙卯年九月十日立教の神宣を奉じ、天地の大理に感じ、茲に業を廃し獻身の赤誠を以て斯道の開教に身を投ぜらる。此時に当り深く感ぜらるる所ありて家財を三分せられ、其の一を家名相続の爲にし、其の一を領主の用度に獻じ、其の一を貧民救助に充てらる。以て処身の全般を尙うに足らむ。（略）

元治元年の秋の頃一軀あり。牡丹餅を携來りて神饌に供えくればよと請いて去りぬ。依りて之を神前に獻りて祈念せらるる時に、この牡丹餅は撤ぐる妻子に喰するなよ、其の方一口味わえよ、と神の御教ありければ、其の教の如くせられつるに教祖は即座に吐血せられたり。茲に於て教祖は予を毒害せむと謀る者あるを覺られ直に再び神前に向いて祈念せられ之が消毒の神術を得られしかば幸にして恙なかりけり。かくても教祖は其の悪計をなしし人を悪まるとる心は聊かもなく、又祈念せらるるよう、彼の者どもの悪心は御神慮によりて改心し自然真心に立ち復るよう御守りくださると厚く祈念せられしなり。（略）

明治五年十一月改曆の御詔勅下り太陽曆を頒布せしめらるるや、教祖は其を押し戴きて、これぞ己れ積年の御神意を奉じ教えつつありし所なりしが時期今方に来れりと。其の教祖の精神たるや陰曆の中段下段に掲ぐる所の無稽の記事が往々世を謬りしを、今之れを廢せられ天地の大理明なれりしを歎喜せられしものなり。然るに世俗は新曆にては月日の善悪を知るに由なしとて惑い來りしかば、又教祖は諭すに、「今日今日で頼めお陰は我心にあり」と、かく平易なる短辞を以てよく世俗の惑を解かれたりけり。

(略)

明治五年十一月二十六日制度の改革に伴いて小田県より神勳を廢せらる。ここに於て明治六年より同八年に至るまで、人は皆教導職を志願せられん事を切に勉むるも頑として動かせられずして、曰わく、「今の世は外見の美をのみ飾るを以て得たりとすれども、赤誠以て神明に奉仕する者に於ては何ぞ其の名の要を知らんや」と一意神を信するの念は益々深かりき。(略)

又是より先、慶応三年二月金乃神社神主金光河内と進められし時、今一応折返し上京せよ、然れば河内守とし位階をも授けらるべし、との御内旨ありしも、夫れにては国の領主と同じ位になるとして之を謙遜せられて受けられざりし事など、寔にそれ教祖性行の慎直にして不衒不飾の質以て見るべきなり。是即ち教祖の教祖たる所なり。

此に於てか明治九年十月二十六日岡山県令は左の旨意を以て許さる。衆人の帰依厚く誠に道義の師表たり、依りて特に參詣の徒に信仰崇敬の旨を説諭するも苦しからずと。實に教祖の赤誠もここに至りて空しからざりきと謂うべし。(略)

斯く斯道に献身従事せられてより茲に三十余年の久しき間一室に端座せられて他に出でられず。誠意一貫以て神明に奉仕し、日夜詣で来る徒を諄々説示し懇々教導し、已に数百の門弟四方に在りて又斯道の伝教に補力す。此に至りて信仰の徒漸く増加して其數幾万なるかを知らざるに至りしに、明治十六年十月十日年七十にして帰幽せらる。備中国浅口郡吉備村大字大谷木綿崎山上に葬

りて教祖金光大神人力威乃命之奥城と号し、是れが碑の周囲に真道の心得即ち十二か条を刻す(此れは信仰の徒が建設せし所なり)。斯くの如く教祖が此十月十日即ち旧曆九月十日と言つ日に帰幽せられし所以のものは存生中常に教えられけらく、九月十日は吾祭りなりと。果して改曆と共に月こそ異なれ天日と同じうして当に其符節を合するが如き妙理を見るに至る。此れ已に帰幽の当日を予言せられしものにして至誠の徳は寔に幽顕出入自在なりしならん。ここに至りて脱俗非凡の象は又大に現れぬと言うべし。尚教祖の言行を挙げんとすれば限りなく多かれども茲には略伝を挙ぐるに止めて余は省けるなり。

今其信条として遺されしもの「真道の心得・信心の心得・道教の大綱」等主なるものとす。而して其未だ世に顕されざるもの亦これ有り。

明治三十二年一月 調

「教祖之履歴略書」

『大阪教会所蔵資料』(金570)

六八 (事一一四三)

一、金光教祖御歳三拾九之時 則ち嘉永五年より一念を凝らし信心を為し乍三か年を経 則ち安政二卯年九月十日に忌由敷神宣に随い 他念なく農業を廢して斯之教諭を為すの初めなり

一、備中国浅口郡大谷村鎮座
金乃神社神拜式許状を請く
元治元年四月九日

神祇官統領神祇伯王殿

一、神拜之節冠齋服浅黄差貫着用之許状を請く
慶応二年十月二日

神祇官統領神祇伯王殿

一、備中国浅口郡大谷村鎮座

金神社 神主 金光河内

神拜之節冠齋服浅黄差貫着用之補任状を請く
慶応三年二月二十二日

神祇官統領神祇伯王殿

一、永代苗字帯刀を許され
慶応三年三月十一日

領主蒔田相模守

一、御紋付上下 拝領
領主蒔田相模守

一、大谷村須恵村鎮座神社神職被仰付
明治二年四月

浅尾藩社寺司局

一、大谷須恵両村鎮座神社神体改め委員被仰付
明治二年六月十五日

浅尾藩社寺司局

一、準七等官御扱被仰付
明治二年十二月

領主蒔田相模守

一、今般藩制菱革被仰出候に付自今等級廢候
明治三年十一月

浅尾藩

一、先般等級被廢候に付家族一同村方へ帰籍被仰付
明治四年正月二十四日

浅尾藩勤農課

一、領主蒔田相模守東上送別に付御酒料として金四百足下給う
明治四年八月十九日

一、神職を廢候
但し神勤之義は是迄之通りたるべし
明治四年十月十五日

浅尾藩庁

一、自今家族一同帯刀不相成御沙汰
明治四年十二月二十三日

浅尾藩勤農課

一、神勤を被廢
明治五年十一月二十六日

小田原

一、訪人に対し信仰崇敬之旨意説諭するを許され
明治九年十月二十六日

浅尾藩勤農課

明治九年十月二十六日

岡山県令高崎五六

一、神去

明治十六年十月十日（旧九月九日早天）

一、夙に敬神崇道の志篤く布教に従事し信徒数万を教化し、終に各地に分教会を設置し孜々汲々斯道之隆盛を計画す 生前之
功勞顕著に付贈級候事

贈 中教正

明治十九年七月二十三日

神道管長従四位子爵稲葉正邦

右教祖之略履歴通にて生前刑罰小過無之候

金光教祖正統

金光教祖雄

明治二十二年五月一日輯之

昭和五十八年度研究論文概要

五十八年度に提出された研究報告のうち、この号に論文として掲載した以外の、各所員、助手の研究論文の概要等をここに掲げる。

天地・自然と人間

——その課題の課題性について——

福嶋 義次(所員)

本教教義上の基本概念の一つである「天地」を課題化するうえで、無視できない人間と自然との関係の問題を、「お知らせ事覚帳」に記されたお知らせの視座から考察した。視座としたお知らせは、①「覚帳」二四・五・3～4、②「覚帳」二四・20・3、③「覚帳」二四・25・1～3である。

一章 人間による自然支配の伝統

この章では、ヘブライ世界に発する、人間は神から自然の統治をゆだねられているという、人間優位の思想・信仰が、キリスト教

に受け継がれ、中世神学によって体系化されていく経緯、さらに、近代科学思想の中核にそれが据えられていく歴史過程を概括的に論述した。さらに加えて、自然に対する人間の一方的な権利主張のこの足跡は、今日では、キリスト教世界だけでなく全世界的に見られるようになったことを示した。

二章 人間中心主義のもたらしつづつあるもの

この章では、幕末、明治を通して、急速に受容することとなった科学技術が、日本の自然と人間にもたらしたものは何かを示すと共に、自然に対する人間中心主義への問題指摘が現代ではどのような視点からなされているか、エコロジー、哲学思想の両領域にたずね、人間優位の思想の逆倒が急を要して求められてきていることを示した。

三章 「お知らせ事覚帳」明治十三年の三つのお知らせから描

かれる天地・自然と人間の構図
さきを示した三つのお知らせの相互関係を、その現代語訳を試みることで明らかにし、人間優位の思想の逆倒を示唆しうる教義的、信仰的立脚点を模索すると共に、前章で示した他領域思想との構図上の対比を行った。

『此方』考

—お知らせにおける—

人称性の問題を視点に—

早川公明(著)

『覚』『覚帳』が、エクリチュールとして与えられてきている言語テキストであることに注目し、それ自体が総体として一つの信仰世界を明かす書物であると捉えて、テキストの構造や、その送り手からのメッセージを解説・解釈する、というテキスト分析作業にとりかかるにあたって、両テキストにしばしば表現される「此方」という言葉の指し示す意味を問おうとした。

第I章では、メッセージの送受関係から割出された四種の基本型と、各事例場面で「此方」が指し示すと考えられる対象についての五種類の区別とに注意しながら、テキスト中の各用例における「此方」の分類を試みた。

第II章では、「此方」の類義語・対立語として、テキスト中に現れる神・教祖の呼称表現、又、「此方」の対立表現などを抽出して、それらと「此方」との用法上の比較検討を行った。

第III章では、西欧諸語との比較における、日本語の人称代名詞にみられる特有の自・対・他の関係のあり様、あるいは内・外の

分割の仕方に照らして、「此方」という表現のもつ意味合いを分析しつつ、お知らせ中における人称的世界の問題を捉えようとした。

高橋正雄における

信仰的自覚の確立と展開・稿(三)

—信念確立期を中心として—

佐藤光俊(著)

高橋正雄における信仰的自覚の確立過程を究明しつつ、そこにみられる特質が、後に示される立教神伝解釈を基礎とした彼の教団論生成にどのような必然性をもたらすものであったのかを明らかにするといふ意図の下に、本稿では、その信念確立期とも称すべき大正五年から昭和四、五年にかけての彼の精神経過を辿り、信仰的自覚確立過程の追究を試みた。

一、二章では、大正五年春からの自我の破局の渦中で、内観的自己凝視による「めぐり」としての自己の実体把握と、その自己に対する行為的呵責が、やがて我執の放棄の必然性の自覚へと結果する経緯を辿り、そこに無我の立場の実践的確立を念願とする

新たな生の基軸が発現されることを確認した。次いで、三章では、同六年以降の述作から、自らの救いの消息を初めて著わし、その経験を土台として教祖への言及が始められる経緯とその特質の把握を試み、その教祖理解が、「我」を中心とした自己の生への反芻を通じてなされる教祖への体験的親和を基調とするものであり、また、自らの生活実践上の立場を「無物の境涯」へと立脚せしめるところに初めて可能となった「無我」と「無慾」の教義化でもあったとの結論を得た。

神誠、神訓の作成過程についての分析

藤井喜代秀(所員)

『金光教教典』の公刊にともない、従来、本教信仰の規範として機能してきた旧教典、とりわけ「神誠」「神訓」の、今日における教団の意味ないし位置を明らかにすることは、必要性を増してきている。

そこで右の課題追究の前段階として、本稿では、明治三十五年十月の教祖二十年大祭時に下付された『神誠、神訓』と、「高橋博志筆写資料」(昭和初年に、高橋が神誠、神訓の原資料を筆写したと思われ

るもの)を中心に、明治二、三十年代に作成された「畑徳三郎本」「片山弥助本」「松井一貞本」「谷村卯三郎本」「中谷富隆本」「松井巳之助本」の各筆写本を加えて「神誠、神訓、旧教典・原資料対照資料集」を作成し、「神誠」「神訓」の具体的な作成・伝承過程を分析することを試みた。

作業は、「神誠」「神訓」のそれぞれの箇条を逐一明示した上で、その変容・流布過程を検討するとともに、作成段階での旧教典との差異を浮かびあがらせることに主眼を置いた。その結果、①「信心乃心得」は、明治十六年末旧九月二十七日の段階で、五十か条の教え中、九〇パーセント以上の箇条が旧教典と全く同一のものであった。②「神誠」十二か条(当時は「日々信者心得」)は、「信心の心得」「道教の主旨」の書き取り後の明治十六年七月頃に佐藤範雄が書き取った。③「道教乃大綱」は、明治十六年旧九月十六日に作成された原資料から、旧教典の形に落ち着くまで、成文化の過程で著しい変容があった、ということを明らかにすることができた。

生神金光大神取次としての手續

— 昭和二十九年教規前文における

— 手續の意味 —

西川 太(所員)

昭和二十一年教規において、教会の設立の由緒に基づいて、教会間の親子関係であると制度的に規定されていた手續関係は、昭和二十九年教規ではその考え方が改められ、制度的な側面が否定されて、信念的な関係として規定された。本稿では、この変化の理由と信念化された手續関係の信念の内実を、教制審議会での審議内容の検討を通して究明しようとした。

教制審議会が終始一貫担わされた課題は、教主の教団統理を制度的にどのように実現するかであった。この課題追究の過程で教制審議会は、教会間の親子関係であると制度的に規定されていた手續関係、及び、人と人との関係としての師弟関係と信念化されていた手續関係を、両者共に手續関係ではないと否定し、手續関係とは、取次を仰ぐ者と生神金光大神取次との関係であると結論したのである。

昭和二十九年教規前文の手續規定は、教制審議会における右の結論を表現しようとしたものである。

以上の論究の後、新たに課題となるべき点を考察した。

「天に一家」考

— 「金光家」成立の過程を追って —

松 沢 光 明(助手)

安政五年九月に下った「…此方には、天に一家をこしらえてやるぞ」という神伝は、従来、神が金光大神に天気の予知が可能となることを保証したものととして解されてきている。しかしながら、それ以後の「覚」の記述全体から察すると、それは後年「神の一家」といわれてくる、そうした「神の家」の内実を備えていく歴史を遠望した含みある言葉であるとみることも可能であり、その意味で金光大神のところで「天に一家」と「神の一家」とが一連のつながりをもって観念されていたと思われる。

本稿では、右のような問題意識のもとに、「天に一家をこしらえてやるぞ」という神の言表が神の家としての「金光家」を誕生させることを意味していた、という仮説に立って、明治二年三月十五日の神伝をもって先祖の祭りが金光大神の祭り日に併祀されるように指示されるまでの歩みを、農業を家業とする家が神を現

す「神の一家」へと変貌していく過程として位置づけることを試みた。

そこから導き出された主な論点は、①慶応二年に金光という神の名が姓に用いられたことの意味が、世間に対して天 \parallel 神の一家を顕現する具体的方策であり、同時にそれはここから神の一家として永続することが願われた結果であると思われること、②新たに提示された先祖祭祀においては、「神の一家」の創始者である金光大神が、これまでの世間的な家の先祖達と、ここから神を現していくことが願われる子孫達をつなぐパイプとして位置していることなどである。

自分史への問いとしての布教史研究

——研究視座確立を求めて——

渡 辺 順 一（助手）

今年度は、主に自叙伝的方法を用いつつ、布教史研究を自らの研究課題として選択する実存の意味を確認し、そこから布教史の教学的課題性を追究することを試みた。第一章では、教団的秩序の下で形成されている現在の人間関係の相を、教団意識に依拠し

た安易な相互了解による個の隷属状態にすぎないものとしてとらえ、自らもまた内在化せしめられている、こうした信仰状況を自己批判的に抽出して、その対象化を試み、第二章では、自らの問いが根づくべき固有の生活体験を歴史（ストーリー）として構成、記述することを実験的に行い、布教史を問う研究的原視座の模索を試みた。

金光大神の健康状態に関する資料集

青 木 豊（助手）

『お知らせ事覚帳』の金光大神晩年の記述には、金光大神の身体の状態を示すものが数多くみられ、それは金光大神の死の直前にまで及んでいる。そこで、当時の民間医療のあり様や人々の病気に対する考え方などを浮かび上がらせ、金光大神の病氣観について究明していくための予備作業として、次の資料集を作成した。

- (1) 『金光大神御覚書』・『お知らせ事覚帳』から金光大神の身体の状態を示す記述をはじめ、病氣に関わる記述を拾い出し年譜にした。

- (2) 『研究資料 金光大神事蹟集』等の金光大神に関する資料から病氣

の事蹟をぬき出し、また、『日本疾病史』（富土川游著）等から金光大神の生きた時代の流行病や、それに対する人々の動きを示す記述を拾いあげ(1)の年譜と対照できるようにした。(3)『覚』・『覚帳』の記述のうち金光大神の健康状態に関するものについて医師六人の診断を求め、参考資料も付してその成果をまとめた。

近世後期大谷村農民の御上観について

岡 成 敏 正(助手)

幕藩体制という統治機構のなかに生きた金光大神が、支配権力をどのようなものとして意識していたのか、という問題を考える手掛りを得るため、今回は、大谷村農民に焦点をあて、当時、彼等が支配権力に対してどのような関係意識を有していたのかを究明しようとした。方法としては、小野家文書中の『永代御用記』(安政五ノ恩恵三)を中心資料に据え、支配権力が農民を対象に施行した政策の具体的な諸相と、そうした諸政策のなかで農民が支配権力にどのように対応していたのかを検討することによって、当時の大谷村農民の御上観に迫ろうとした。

その結果、当時の農民が献金や出役により浅尾藩の非常事態に対処することを通して、支配権力と密接な関係を取り結ぼうとしていた、という点を確認し得た。これは、封建的身分秩序という枠組のなかで、実質的にも観念的にも劣等者と自己認識していた農民が、その劣等意識を克服する過程であったと解することができる。しかし、資料の性格上、表面的な農民の御上観を究明するにとどまった。

○金光和道(所員)

五十八年四月以降、左記の業務に従事した。

記

一、小野家資料の整理

(1)目録作成

分類目録を作成し、約二四〇〇点の資料について、コンピュータへの入力を行なった。

(2)資料の複写及び製本

二、「お知らせ事覚帳」便覧第四回増補分の作成

○堤 光 昭(所員)

五十八年四月以降、左記の業務に従事した。

記

- 一、コンピュータによる情報検索技術の開発・修得
- 二、コンピュータへの入力（資料登録）

(1) 布教史資料目録（北海道教区・北九州教区・他）

(2) 神徳書院資料目録（一部）

○岡 千 秋（助手）

五十八年四月以降、左記の業務に従事した。

記

- 一、『紀要掲載論文資料索引3』の作成
- 二、本所保管録音テープ目録の作成
- 三、図書 of 整理・保管
- 四、教団史資料の整理

紀要掲載論文検討会記録要旨

本所では、その研究内容、方法および成果などについて、所からの批判・検討を受けるため、紀要掲載論文検討会を開催してきた。今年（昭和五十八年十一月二十九日）に、第十五回の検討会を開催した。

取り上げた論文は、紀要第二十三号掲載の全論文および研究ノート、すなわち、荒木美智雄「宗教的自叙伝としての『金光大神御覚書』と『お知らせ事覚帳』——その宗教学的意味について——」、金光和道「幕末から明治十年代にかけての貨幣制度及び物価について」、佐藤光俊「高橋正雄における信仰的自覚確立への過程について——信念摸索期を中心として——」、藤井喜代秀「教典編纂委員会における教祖伝の編纂過程について」、高橋行地郎「神徳考——伝承資料を主とした事例研究——」である。以下にその検討の概要を掲げる。

なお、出席者は、所外からは荒木美智雄（論文執筆者）（舞鶴・東京理科大学助教授）、坂本忠次（岡東・岡山大学教授）、松本真弘（浦和）、鈴木甫（築地）、松村真治（鹿ヶ谷）、荻原優（岡知）の各氏、所内からは各論文執筆者（欠席 高橋行地郎）と福嶋義次、藤尾節昭、早川公明、西川太（司会）、青木豊（記録）であった。

荒木論文

○ 宗教が教団として組織化されたときに必然的にかかえこむ問題を、「周縁」と「構造」を対峙させて論じてゆく方法はおもしろい。しかし、この方法では、現代の「構造」の中に生きている教団が「周縁」に立ち続けることが可能であるのかどうか、また、教団として「周縁性」を回復することとはどうすればいいのか等の疑問が起きてくる。「構造」の中で起きてくる問題を「構造」の中で解決できるという視座、即ち「構造」の外はありえないという方法論があり得るのではないか。

○ 金光教学と宗教学の両方を満足させようとした論文として評価できるが、それ故「共同体」・「周縁」・「境界性」・「神話の歴史化」等の概念規定を、よりはっきりさせておくことが必要ではないか。また、伝統的な習俗や慣習とそれを越えたものとの対比を表現しようとする「構造」・「周縁」・「境界性」という言葉と、歴史的な分析等に用いる「底辺」という言葉を同列に用いるのは問題ではないか。

○ 自叙伝は他人を意識して書かれるものであるが、『金光大神御覚書』・『お知らせ事覚帳』はそういうものとして記されたものとはいえないのではないか。また、前者は体系的にまとめられた書、後者は記録的な書といわれ、両書の性格の違いが考えられるが、両書とも「宗教的自叙伝」という言葉でまとめるこ

とができるものなのか。

金光論文

○ 他領の藩札は九割の価値しかないこと、同じ一朱でも「白金」「徳川金」等でそれぞれ価値が異なる上に、金銀の相場の変動ということもあって、一般的な貨幣単位の解説だけでは足りないということは理解できるが、まず金・銀・銭等の基本的な換算表を付し、更にこれらのことを加えて解説すればよりわかりやすくなったのではないか。また、当時の物価について論じるときにも、それを現在の物価に換算するほどの程度の価値になるのか、ということにも言及する努力が望まれる。

○ 『お知らせ事覚帳』には米・麦・小豆等の相場が記されており、また、当時、大谷村の米価が日々変動していたことが、小野家資料からうかがわれる。それらの相場はどのようにして定められていたのか。また大阪の堂島、岡山の京橋等でたてられた相場との関係はどうなっていたのかなど相場についての研究も必要なのではないか。また、金光大神は最晩年まで相場のことを『お知らせ事覚帳』に記しているが、これほど迄経済の動きに対して関心を持っているのは何故なのかも明らかにされたい。

佐藤論文

○ 高橋正雄研究に手がつけられたということは意義深いことである。しかし、論文の目的である、高橋正雄によってなされた立教神伝の教団論的展開の意味の解明ということについては、研究途中ということで触れられていない。高橋が明治末年から大正にかけての種々の時代風潮、例えば自然主義と関係を持ったということは理解できるが、それが教政者としての高橋にどのようなものか、また、求道的な高橋が、教務・教政の担当者になってゆく、その関係はどうなっているのか等が明らかでない。研究ノートという形か、もう少し研究が進んだ段階で発表してもよかったのではないか。

○ 「宗教への先験的確信」という言葉は、未だ経験的な基礎を持たない確信ということであろうが、高橋自身の考え方が整合的・論理的に段階をおって展開しているのではなく、肯定したものをまた否定するということがある学生時代の彼に、「確信」というものがどれだけ内実を持っていたのか問題がある。

○ 自我の確立・崩壊・再確立という個人的な信仰のレベルと、教団論というレベルでの問題は、次元が違うのではないか。また、精神的の方法によって明らかにしたものが、直接的に教団論への展開の内容に結びつくことはないであろうから、精神史という視点・視座が、どこまでこの研究にとって有効であるかということを押えておく必要があるのではないか。

藤井論文

○ 教祖の教えが限定され、教祖像が固定化される動きが、大正二年（教祖三十年祭）を頂点としてなされたという仮説から、その固定化の構造や諸条件を問おうとした研究として、見るべきものがある。

○ 教団が「教祖御手記」を秘匿した理由は、(1) 国家との関係で教団が維持できなくなること、(2) 管長家の家庭内の問題が明るみに出ることへの困惑、という二面が考えられるが、どちらに重点があるのか。また、後者については、教団二世がとりあげようとして、できなかった、ということを実証することがいるのではないか。

○ 資料は、必ずある意図をもって成立し伝えられるものであるから、その意図を読み取らねば十分な分析はできない。また、ここで引用されている「神徳書院資料」の内容が、委員会の決定事項なのか佐藤範雄の私的なメモなのか、判明できない場合がある。出典の書き方に工夫がいるのではないか。

○ 「『教祖の事蹟がそのまま教義である』という教団二世の教祖観が次第に教内へ浸透」していくのは、どの時点を境とするのかについて、あるいは和泉乙三が当時の教団の国家主義的教義観を取り除き、教祖の生涯が教義であるところをえようとしていた、という点については、論拠を示す必要がある。また、「金神と天照

皇大神との問答」の露見を避けることが「教祖手記」秘匿の要因の一つであるという点についても、更に検証をすすめることが望まれる。

高橋研究ノート

○ 戦後の教団の動きの中で、「見抜き見通し」等の神秘的な要素が次第に影をひそめ、あまり見直されなくなってきた今日、「神徳」ということをテーマにした研究がなされることは意義深いことである。その際、戦前にあったものが、なぜ戦後に影をひそめていったかが問われることが必要であろう。

○ 神徳という多岐にわたる事例を分類して論述してあるが、分類する以前に、「神徳」という言葉が実際にどう用いられているのか、という使用例を抜き出し、仮説的に「神徳」の定義をすることが必要だったのでないか。

○ 『金光大神御覚書』・「お知らせ事覚帳」には、「手にお知らせ」、「口でお言わせなされ」、「心にお知らせ」等、種々なお知らせの形が記されている。また、教典には夢のお知らせもあるが、金光教にとって「お知らせ」とは何なのか。また「神徳」と「教え」の関係等についての研究もすすめる必要がある。

全体に関わって

○ 新教典が刊行された今日、それに関わる地道な研究の成果が現われてきていることは評価できる。その点に今後也大いに期待したいが、同時に、共同研究の成果等を『教学叢書』の形で発表することなども考えられないだろうか。

○ 他の学問からも注目される興味深い教学論文であり、専門的な分野を明らかにしているためでもあるが、言葉、文章等が難解である。わかり易い叙述の工夫をしてほしい。

教学研究會記録要旨

昭和五十八年十二月十六・十七日の二日間、本部教庁会議室を主会場として、「『お知らせ事覚帳』をどう読むか」という統一テーマのもとに、第二十四回教学研究會を開催した。

前回の研究会は、『お知らせ事覚帳』（以下『覚帳』と略記する）研究が漸次要請される段階にあつて、その研究方法を模索するとともに、課題の発掘・明確化を願つて開催したが、今回の研究会においても、教祖百年大祭の年柄、とりわけ『金光教教典』（以下『教典』と略記する）公刊直後の状況を踏まえて、そうした前回の願いを一層確かなものとすべく、引き続き『覚帳』を対象にとりあげた。

特に今回は、『覚帳』研究の可能性をより広い視野で捉え、もつて今後の『覚帳』研究、さらには『教典』から浮上する教義的諸課題探究の上を示唆を得ることを願ひとした。同時に、本教史上初めて『覚帳』が公表されたという教団状況を受けとめるべく、教内各位の参加を求め、「『覚帳』をどう読むか」についての、自由な意見交換の場という性格も併せ持たせ、統一テーマに基づく発表、分団討議、パネル討議、全体討議、総括発表を行った。

以下に記す要旨は、課題発表、及び討議内容を要約したもので

ある。

なお、出席者は次のとおりであった。

所外——北林宣彦、田中元雄、和泉正一、宮川宜信、鈴木甫、橋本真雄、吉房信夫、藤原隆夫、瀬戸美喜雄、山根清志、井手美知雄、三矢田守秋（教務部長）、藤村真佐伎（布教部長）、藤井記念雄（布教部次長）、川上功績（東京布教センター所長）、内田守昌（学院長）、高橋行地郎（学院学監）
所内——本所職員、囑託、研究員、評議員

△課題発表▽

井手美知雄

『覚帳』は、読者に対して、いかに自分の神を生きるべきか、という問いかけをする不思議な書物である。私は、金光大神とは何であり、私の金光大神をどう生きるのかという、その問いかけの延長線上に『覚帳』が出現したという感じを抱いている。また、『覚帳』は、あくまで金光大神と神との書であつて、当座の我々の私的な精神を満たすためのものではなく、それが届けられる先は天地であろう、と思う。その意味で、そこにある神からのメッセージを理解することが、『覚帳』を読む時には大切なこととなる。従つて、『覚帳』に対するには、謙虚に、禁欲的に、しかも

牽強付会でなく、その世界とメッセージに弾き返され、逆に抱き留められていく、という態度が要求される。

『覚帳』の描く世界は、金光大神の信仰者、生活者としての苦悩・苦悶を横軸に、峻厳なまでの神の意図・意志を縦軸とする原初的な救済の世界の提示、すなわち道の胎動と、それへの参画の在り方及びその可能性をイメージさせる図式を示すものである。

そこで、右の両軸を視点として『覚帳』をみると、金光大神の人間確認・人間存在成立の根拠を問う書とも読み得るし、この世にもたらされるべき至福の世界設計の青写真、あるいは方向指示を明示し、それへの実践を自らと周囲に課すものとも読める。

そのような救いの構図・世界を顕していくについては、金光大神がどういう世界への到達をイメージしたかが一つのポイントとなる。そして、金光大神が、いかなる道程を経て神と共に歩み、そのイメージを把握したかが明らかにされねばならないし、救いへ向けてのイメージが、何を教義上の問題として問いかけてくるかが問われねばならない。その際、金神社建立にまつわる家族や直信及び周囲の人たちの動きが、金光大神の信仰のイメージ形成にどう関係したのか、ということが好例となる。今、そこにみられる教義上問題となる諸点を列挙すると、(1)金光大神の「世」の認識の問題、(2)「世」に對置される世界に至る方法と精神、(3)救済世界の構図・救済世界の真中に何がすわるのかということ、

(4)信仰の本源というのは何であるのか、(5)金光大神と随伴者たちの関わり、つまり救済主体の拡大に伴う問題、等があげられる。

また、現代的な課題に関わっては、神と教祖との主体間の問題を、我々と同時代人との間にどう開き得るかという問題について、『覚帳』の意図するところを、『御理解集』との対比の中で汲みとっていかねばならないだろう。

△課題発表▽

田 中 元 雄

テーマに則して、(1)金光大神の人間の側面と神的側面の関わり、(2)教祖性と信仰の創造性の問題、(3)「神代」に繋がる信仰実践について、(4)使命共同体としての生神金光大神社、以上四点についての問題提起をしたい。

(1)『覚帳』により、血潮の通った人間教祖と、神の受肉者としての生神金光大神という矛盾する二つの教祖像が浮き彫りにされている。神的な相と、人間的な相との接点の見いだし方如何によつては、金光大神像は随分と変わってくる。この両極分化された教祖像をどのように再統合していくのか、という問題が先ず指摘できる。

(2)『教典』には、教祖の信仰が全て網羅されていると言われて

いる。そうであれば、今日の我々の信仰は、『教典』の何処に依拠しているのか、絶えず問われよう。教祖以後、各時代状況に対応して取次奉仕した四神、三代教主、あるいは、直信・先覚先師の教えは、『教典』との関係でどのような位置を与えられるのかという問題がある。すなわち、今日以後生み出される教えと『教典』の教えは、どういう関係になるのか。つまり、本教信仰の創造性と教祖性との関連の問題をどのように考えるかということである。

(3)『覚帳』では、人間中心の知恵の世を「人代」と捉え、これに対し、実現すべき宗教的理想世界を「神代」と明確に規定している。このような「神代」を、信仰主体の社会的実践によって実現・形成する場合、今日の歴史的現実に対してどう実現すべきかということが課題となろう。すなわち「神代」の実現・形成を担う信仰主体の社会实践は、どのように位置付けられるのか、とくに、「神代」の建設に関わって、社会変革志向ないし歴史形成志向というものがどのような相をとればよいのかという問題である。

(4)神の願いを共有し、「神代」を実現していく使命共同体を生神金光大神社と捉えた時、その使命共同体としての生神金光大神社を、どこに、どのように打ち立てようとするればよいのか。その際、教祖が人民、大願の氏子のために「身代わり」となったこと、それを受けての宗教集団である教団としては、如何なる理念に立

った集団形成をなすべきなのか。

△課題発表▽

山根 清志

今日まで、『金光大神御覚書』（以下『御覚書』と略記する）における言葉を読み進めた経験から、『御覚書』に記された言葉が一つの世界を持ち、そこに教祖なりの意味が与えられていることを感じ取った。そのような経験に基づき、『覚帳』における言葉から全体を見るというアプローチを試みているが、それは、『覚帳』を文学作品として読み進めるといふ手法に負っている。

文学作品では、一般に、言葉を文字として表現することによって、著者が一つの世界を読者に訴えていく。従って、言葉が一つの理想世界を表現する象徴言語であると規定すれば、文学作品には幾つかの象徴により組み合わされた構造が暗示されているといえる。そこで、象徴は構造を反映しているのであるから、一部分を取り上げる事で全体が読み取れるし、その意味で全体は部分に現れていると考えることもできる。

具体的なケース・スタディとして、「今日今日で頼めい」という「で」の使われ方に注目してみた。「今日今日」という言葉は、この時間、只今、というよりも、民俗用語として神に捧げられた

日を指す場合があり、従って神聖な日をお迎えする心持ちで神に頼め、というのが教祖本来の意味合いであることが分かる。これは既に『御理解集』の中でも示されているので、そこから『御理解集』の言葉との対比の中で、上記の問題を考えてみることにした。

この他、『御理解集』と『覚帳』との関連の中でとりあげたのは、「金神」に関する神名の問題である。「金神」について、従来「御理解」によって教祖が終生その名称を用いていたことを知ってはいたが、それは自らの信仰対象である神を、氏子に分かりやすく説明する方便的な表現であると理解してきた。しかし、『覚帳』に「金神」が神の名称として一貫して用いられていることや、『覚帳』を読むことによって、実体として絶えず教祖に迫っていったのは「金神様」であるということが感じられる。その点で、今までの神名の発展段階説という教義的問題が、『御理解集』『覚帳』の両方から問い直されねばならないと気付くことができた。その他、「天地」という用語例の分析からは、キリスト教的「自然」の概念では表現しえない世界が、この言葉に込められていることを知った。

以上のようなケース・スタディの作業を通じて、種々の言葉の意味解明に成果を得た。しかし、このような方法は、部分をつかまえて全体構造を捉えようとするものであるから、つかまえた部

分が、次の瞬間には死んだものになるという、方法自体の中にかえ持つ問題を見落とさないようにしたいと思う。

〔課題発表〕

藤原 隆夫

『覚帳』を読んで、以下の五点を感想としてもった。(1)個人が社会に埋没せざるを得ぬ生活環境の中であって、極めて主体的に生きた教祖の生活史に感動した。(2)伝統的・世俗的信仰の呪縛からの解放の精神史として受け取った。(3)人間味溢れる歴史的存在としての教祖を思った。(4)教祖にお知らせをする神の實在をまざまざと感じた。(5)人間教祖とは矛盾するが、救済者＝神になった教祖に触れた気がした。

次に、『覚帳』の性格について、以下の四点を挙げたい。(1)特殊な宗教体験を経る事なく、日常と連続する、いわば在家性とも呼ぶべき在り方の中で、人間が神になる道程を記述した書である。(2)祈念祈祷の救済形式から、理解を主とした取次による救済へと移行し、教祖自身も救済者へと転身する道程が明らかに読みとれる。その意味で、取次による救済が、道の本来の働きである事を鮮明にした書である。(3)従来、教祖の信仰体系の独自性は、合理性・開明性と捉えられていたが、桜丸の夭折の際に見られる簡素

な葬送儀礼の奨励からは、むしろ革新的という表現がふさわしい。その点で、教祖の革新性を証左する書と言えよう。(4)『覚帳』は、全体的に日記風に書かれ、しかし表現は直截的であり、内容的には教祖と神の受容・応答の書と読める。その点で、教祖の信仰思想を明示する書と位置付けられる。

最後に、教義に関わる関心を、四点にわたって述べておきたい。(1)難儀の原因を、「わが力で何事もやり」と「神への無礼」という視点から押さえると、個々の人間の難儀の原因と人間全体、世の難儀性に共通の視点が見いだせる。そこから、個人の難儀性と社会的構造的難儀性の両面の究明が可能になるのではないか。(2)教祖の信心の究極の目的を明らかにするために、「神代」の意味の解明が要る。(3)『覚帳』における時間の記述からは、教祖の、時間に対する強い信頼に基づき、いわば時間信仰ともいふべきものが窺われる。教祖における時間と救済との関係性が追究される必要がある。(4)教祖の家庭を、人を助ける聖なる使命共同体として位置付ける事により、本教における家庭論が成立し得るのではないか。

△課題発表▽

和泉正一

『覚帳』を通読して、数多くの人々が登場すること、及び金銭に関する記述の多いことを感じた。前者を通じては教祖の生活者としての側面が知られ、色々な人々との関係の中で教祖の信仰が深化していったことが窺われるとともに、時代社会の動向が、そうした人々を通して教祖のもとにもたらされたことが分かった。後者からは、財の問題を考えるについで、財が教祖のところまでという意味を持っていたのか、を考えさせられた。

次に、『覚帳』に一貫して流れる「先を楽しむ」という在り方と生神化の問題について、今日的観点から思うところを述べてみたい。

『覚帳』に記述されている「先を楽しむ」という姿勢は、人間の歴史を神の歴史の前に相対化させる視点に立つものであり、教祖独自の信仰的歴史観を窺わせるとともに、我々の信仰にとっても極めて大きな位置を占めている。それは、その信仰姿勢が、もともと神の救済の歴史に属するものであり、たとえ現実には生起する事態が困難な形をとろうとも、我々が、信仰を契機として、先で神の救済にあずかる対象であることを示唆しているからである。その点で「先を楽しむ」という姿勢は、神の救済を自覚的に

現代化しようとする時に可能となる姿勢と受け取りたい。

その際、神の救済を自覚的に現代化する主体としての「生神」の問題が考えられねばならない。「生神」については、個人的精神の救済に止まらず、社会的救済を担う主体、すなわち人間の歴史を担いつつ、神の救済を現代化し、歴史を展開させるというところに、「生神」の持つダイナミックな働きが生まれるものと思われる。「覚帳」には、経験を生かせない異質な社会に遭遇し、予期せぬ出来事が起きてきた時などに、先を楽しみ、社会に目を向けて神の救済を社会に現していく「生神」の働きが示されている。「神代」へ返るといふ問題も含めて、そのような、先を楽しみ、社会に神の救済を実現せしめていくことを、我々の生神化の問題として考える要がある。

△課題発表▽

北 林 宣 彦

『覚帳』を概観して、あらためて教祖が神命のままに生神金光大神社を立て抜くために、如何に苦勞されたかが窺われた。さらに、教祖が、生神金光大神社をねじ曲げたり、押し潰そうとする内外の迫りの厳しい時ほど、それに立ち向かって自らの課題として取り組み、その迫りを通して信仰内実を整え、思想を深め、一

層の普遍性・世界性を生み出し、次の展開を図っていったことを、理解することができた。

それは具体的には、明治五・六年の神職の喪失、神前撤去等、布教活動を停止せざるを得ぬ問題状況の迫りの中で、教祖が、自らの変革を促されることにより、金光大神社の信仰的意義を捉え直していく、天地金乃神の道を教える所として、生神金光大神社を明確にしていくところに窺われる。

明治維新の激しく激しい社会変化の迫りに対する神と教祖の姿勢は、明治五年二月十四日の神伝に端的に示されているように、「神が変革にいたさず」という、教祖を取り巻く社会状況の変革に対し、積極果敢に、自らの信仰なり金光大神社の内実なりを形成して、変革を進めるものであった。その変革の姿勢は、一時的な切り抜け策や自己保全的な在り方を基本とする、いわゆる社会対応のための内部改革ではなく、そうした社会的な迫りに対して神と教祖が立ち向かい、新たな信仰を創造していくものであった。例えば、「天地書附」の創出・配布には、迫り来る時代状況の中で、精一杯自分の信じている信仰を、信者や世に対して現していることとする教祖（神）の姿勢が如実に示されている。

このような問題状況の迫りに対する教祖の姿勢は、明治五・六年の時期に限らず、家庭的に重要な問題であった金光正神のこと、同九・十年の段階における官憲による干渉、宮普請に関わる問題

等においても窺うことができる。そこで、今日我々が教祖の信仰として注目させられる思想的にも濃密な種々なる教義が、この頃の状況の迫りを受けて創造されているということが思われるのである。

迫り来る問題状況に積極果敢に立ち向かう教祖の姿勢は、今日に生きる我々が、どのような変革の視点・姿勢を持つべきかという点で、大きな示唆を与えるものであるといえよう。

△課題発表▽

金光和道

私は、『覚帳』の訓話注釈に関わる研究をすすめ、今日までに時刻制度、貨幣制度、物価について、その成果を発表してきた。今回はその内容をかみくだいて紹介したい。

○時刻制度

明治十一年、金光桜丸が出生したことに『覚帳』に「七月七日明け六つ二分生まれ、男」(二二一頁)と記されている。この時刻について述べておきたい。橋本万平著『日本の時刻制度』によると、旧七月七日は「大暑」にあたるので、明け六つは四時五分、暮れ六つは七時二十九分となる。そうすれば昼間は十五時間二十四分、夜間は八時間三十六分となる。一辰刻を○分〃九分

まで十等分したのが分であるから、明け六つ二分はだいたい四時五十一分から五時六分までの約十五分間ということになる。但し、これは東京の中央標準時である。もっとも金光大神は、六つを十等分した二つ目から三つ目の間ということとして明け六つ二分という時刻を用いたと考えられる。

○貨幣制度

『覚帳』には種々の貨幣単位が記されているが、その関係を示すと次のようになる。

一貫目〃千匁、一匁〃十分〃百厘

一両〃四分〃四朱〃永千文〃錢一萬文〃一円

備前札とは岡山藩の藩札のことで、大谷村では九割で通用していたらしい。

さて、明治政府は統一した貨幣制度を確立させるため、種々の貨幣制度の改革を断行した。その時一両〃一円と定められた。大谷村では明治六年から円の単位が用いられるようになり、同八年以降円が定着してくる。

○物価

紀要論文(「幕末から明治十年代にかけての貨幣制度及び物価について」)でも発表したとおり、小野家で売買した米価を調べてみると、明治二年に一石五円台であったものが年末には十円台にはねあがり、明治三年には十一円台にまでなっている。以後下落をはじめ明治

『金之神社考』（紀要第二十二号所載）を發表した当時においては、

早川公明

△課題発表△

種類	昔の物価	今の物価	昔の百円は今の何円か
金光—玉島（人力車）	6 銭	1,050円	175万円
金光—岡山（タクシー）	35銭	6,000円	171万円
うどん大盛	1 銭	400円	400万円
旅館代	12銭	6,000円	500万円
戸長給（金光町長給）	7 円	53.5万円	3,967万円

五年には二円台という時もある。この後も大幅な変動があり、平均米価を定めがたいが、今仮に六、七円とすると昔の百円は現在の約百万円となる。その他の物価についてみると表のようになる。以上によってだいたいの物価が分かるであろう。

教祖時代になされた一連の宮普請の動きの経緯を制度史的観点から位置づけるために、私は『覚帳』を、当時の状況を詳らかにし得る歴史上の一資料として活用していた。しかし、その後紀要論文検討会で指摘され、自らも気づかせられてきたことは、宮建築をめぐる全体史的構図を描くためには、その一方で教祖の信仰内実の側から逆照射的な考察が必要がある、ということであった。そこで、翌年の研究報告では、元治元年正月朔日の神伝の宮、金光大神社、教祖晩年の神伝に現れる宮の三つに焦点をあて、それらの宮の相互関連性を辿ることによって、教祖自身による信仰的な共同体構想が、そこにどの様に反映されているかを考察した。この研究を通して、『覚帳』への接し方について次の様な点の確認を迫られた。(1)『覚帳』は、『御覚書』とともに、教祖の、生涯にわたる神との交渉の歷程を語り明かした、いわば新しい信仰世界の表明の書であり、他の歴史資料とは同等に對比して取扱い得ない性質のそれであること、(2)『覚帳』には、『御覚書』よりも更に明確な形で、「人代」が批判的に説かれ、それに対して「神代」がグローバルに説かれており、その意味で、それは現実世界と理想世界が対比的に描かれている書物として、もっとテキストを構造的に把握する要のあること、(3)明治六年に「生まれかわり」と表現された信仰の再生の意味を、教祖の信仰上の一大転機として捉え直し、それを、『御覚書』『覚帳』をつなぐ

視点、あるいは両書執筆の動機と関連づけて考えてみる要のあること。

ところで、現在は、以上の様な、これまでの『御覚書』『覚帳』との接し方についての反省を踏まえて、『御覚書』『覚帳』のテキスト分析―それらが私達にエクリチュール（文字言語）として与えられてきている言語テキストであることに注目し、それ自体が完結した一つの作品世界であると捉え、その構造や送り手からのメッセージを分析・解釈しようとする試み―の手法を習得することに努めている。「お知らせ」や教祖の生涯の信仰的出来事は、言葉にもたらされて初めて私達に送り届けられるのであり、『御覚書』『覚帳』をもとにして、研究を進めるためには、もっとその基礎において言葉の持つ意味合い、性質が見据えられる必要があると思われるからである。その際、教祖によって、言葉にもたらされた「お知らせ」は、三つの次元を経てきていることが確認される。第一は、教祖が潜在的に備えていた、当時の大谷地方における日本語としての言語体系のレベル、即ちラングの次元（言語コードの次元）、第二は、その言語体系の中から言葉を選びとり、「お知らせ」を特定の時代、状況のもとで言葉として顕在化する次元、即ちパロールの次元（発語行為の次元）、第三は、それが『御覚書』『覚帳』の様なテキスト上に、文字言語として書き留められ、当初の特定の状況を脱落させ、もしくは時空を超えて直接私

達のところまで届けられる次元、即ちエクリチュールの次元（書記行為の次元）、以上の三つである。こうして、教祖によって言葉化された「お知らせ」は、三つの次元を経由してエクリチュールの次元にまでひきあげられ、テキストとして現前化して私達のもとに送り届けられている。従って、私達は、以上の様な三つの次元のそれぞれにおける言葉の意味合いに充分な注意を払いながら解釈を進めることができる。具体的には、テキストを構成する言語レベルでの意味の検討作業として、神と教祖とが、どういう呼称をもって現れてきているか、その呼称表現の違いによって、それぞれがいかなる意味を担わされているかということ、特に両テキストに頻出する「此方」という表現に着目し、それを、人称の世界の問題、場・方向の問題と関わらせながら、先の三つの次元に照らしつつ考えている。

△課題発表▽

荒木美智雄

『覚帳』をどう読むかという問題を結論的にいえば、それは教祖にどのように回帰するかという問題であり、その意味では、どう読むかではなく、信仰的にどう頂くかという問題になる。しかし、『覚帳』を信仰的に頂くだけでは、宗教学や教学の立場を満

たさないとところから、我々には、学問的批判を抜きにして読むということは考えられない。その時に、どう読むかを決定するのは、テキストの持つ意図性・志向性であるといえる。これまで、教祖が書いたものは純粹無目的で、意図性・志向性はないとされてきたが、『覚帳』は、そこに描かれた教祖の一生と同様に、神の壮大な計画を体した教祖の強い使命によって書かれた宗教的自叙伝である、ということが出来る。

宗教学的には、『覚帳』のように、教祖や聖者自身が書いた宗教的自叙伝が存在することは今まで考えられたことがなく、従って『覚帳』の存在は、今日までの聖伝の通念を崩すことになり、我々には、それが教祖自身が書いたことの証明、あるいは教祖がそれを書くことの意味が問われてくる。それ故私は、宗教学的立場から本教を題材とする論文を執筆するに当たって、聖伝はその聖者を頂く教団が作るものであり、宗教的自叙伝は、聖者や教祖が書くものとして類型化し、そこから生まれる問いに「周縁」という概念を用いて、この問題に取り組んだ。この「周縁」とは、人間と神、あるいは社会構造を越えた神との間の境界を意味し、古い文化とそれを超える地平との境界を規定しうるものである。多くの場合、聖伝・聖書・仏典等のもとなる神話やその類の話は、周縁において作られる。なぜなら、宗教者、特に創唱宗教の教祖たちは、宗教的体験を契機にして、構造つまり社会を成立

させる意味世界の周縁に立つことで、構造の中と外を仲介するようになるからである。そういう観点から本教の教祖の場合を見てみると、この仲介の作業こそが取次の意味するところであり、取次をすることによって周縁にいる教祖の周囲に集団―それは聖なる共同体としての生神金光大神社を指す―ができたということを見いだせる。けれども、教祖が亡くなると、直信たちは教祖が退いてきた構造の中に教団を打ち立てることになった。そして、そこでの教団は、逆に、教祖が退いたところの構造を支える宗教になり、聖伝も同様に、社会の価値体系を支える向きで編纂されるようになった。

ところで、『覚帳』は、未だ少しも粉飾されておらず、当然そこには構造の価値とは逆転した価値が認められる。しかも、先の類型からいっても、聖伝とは書き方のスタイルも異なり、この書がきわめて周縁的な書であることは明らかである。さらに『覚帳』には、神が教祖を通して顕われてくるプロセスが具体的に描かれており、まさに宗教的自叙伝、神の自叙伝と呼び得る、大きく重い意味と位置が含まれているといえる。その点で、『覚帳』をどう読むかということとは、そこにある志向性なり意志性を捉え、『覚帳』が誰に何を伝えるために書かれたものであるかということとを、明確にする営みを伴うものでなければならぬ。

『覚帳』は、教祖の子供や子孫のためのみに止まらず、絶対の

読者、すなわち未来に出現してくる万国の金光大神に向けて書かれたものではないかと思われる。その意味でも、「人民のため、大願の氏子助けるため、身代わりに神がさする、金光大神ひれいのため書きとめ」という最後の記述に象徴されるような、壮大なスケールと重い使命感をもって『覚帳』が書かれたということをも銘記しておきたい。

△課題発表▽

姫野 教 善

明治新政府の神道国教政策推進に伴う、強権的・外的弾圧は、神、金光大神に、従来からの信仰対象・信仰形態・信仰内実の上に変革を余儀なくさせる決定的な歴史的契機となった。その理由は、以下の諸点に求めることができる。第一は、明治六年旧二月の神前撤去の際に、それまでの祈念形態が禁止され、理解を中心とした救済が確立されたという、信仰形態上の変化があった。第二点として、明治五年旧十二月の改曆に伴う金神の廃止が、金光大神の信仰対象に変化をもたらし、金神から、内在的かつ普遍的な神である天地金乃神へ、その信仰対象が明確に変化したこと。そして第三点は宮普請の中止の事蹟があげられる。

普請の中止は、棟梁の在り方が理由の一つではあるが、「お上

変わり……神も変革にいたす」等の『覚帳』の記述が物語るように、有教弾圧という外的要因が作用している。また、普請を契機として、金光大神の神は、他の神々とは異質の神であることが主張されている。このように明治新政府による強権的宗教政策は、金光大神の信仰形態の変化を惹起せしめたばかりでなく、信仰内実をより一層明確に展開させる外的要因ともなった。例えば、金神を祟り障りの神として遠ざけてきた人々の信心姿勢を百八十度逆転せしめ、「神と仲良うする」信仰へと導く、金光大神の教説上の変化と発展の過程がここには認められる。

第四の問題としては、神そのものの転態ということがある。神前撤去や普請中止という事態において共通している核心的な視座は、木札の廃止や後年の大阪神道分局員の来訪という事態に対応した金光大神の教示にも窺うことができる。従って、この天地金乃神への転態は、人々にとって祟り障りの金神から、人の難儀を救い助ける福神の誕生という逆転的転態の事態を内包せしめるものであり、明治維新という歴史的要因を契機とする、神自身のコペルニクスの転回ないしは転態が実現したことを意味するものである。

以上のように、明治維新に伴う外的な歴史的要因が、金光大神及び神自身に決定的な転換点を与えたという事実は、金光大神の信仰と神そのものの理解、並びにその相互関係の理解のために重

要な問題となることは明らかである。その意味で明治維新は、金光大神における一大信仰的転機として理解されねばならない。

今後の課題としては、維新期の社会変動との対応、とりわけ国家権力との対応の中にみられる、金光大神の根本的な信仰姿勢や信仰内実の在り方について、金光大神その人の信仰的・人格的資質という観点から、追究がなされねばならない。さらには、客観的・歴史的要因と、他方の主観的・信仰的対応の在り方との相互間の関係究明が問題にされねばならない。なぜなら、明治維新による強権的弾圧を直接的契機として、金光大神の信仰が内的に深まり、質的に高度な展開を遂げたということは既に述べたが、それとは逆の関係として、金光大神その人の原初的信仰姿勢そのものの中にある、外的で敵対的な諸要因を包摂し、高度な信仰形態に発展せしめる信仰展開動力が、信仰資質として包含されている点を押さえないからである。そしてそこに、今回は問い残したが、金光大神の信仰の本質的部分をなすものとしての「わが心」の問題究明の糸口があると思うからでもある。

△討議▽

以下は、分団討議、パネル討議、全体討議、総括発表で出された意見の要旨を、内容別に整理して取りまとめたものである。

『覚帳』の読み方に関わって

○ 『覚帳』は、金光大神の信心の原点であり、その一語一語に信心が表されている立体的なジグソーパズルのようなものであると言ってよいだろう。従って、それらをどう構成し、体系化していくかが今後の課題である。それには、今までの教祖の信心の立体的な組み立てを崩して再編成し、組み立て直し、捉え直すという作業が欠かせない。その捉え直す視点を『覚帳』から読みとらねばならない。

○ 『覚帳』には、種々な面で教祖の苦悩が描かれているが、これについては、人間の見方と、神の眼を挿入し、救済というものをそこに入れて考えてみる見方が生じよう。その際、前者からは教祖の苦しみを露にしていけないという方に考えが傾きがちになるが、むしろ我々は、教祖百年という時点での『覚帳』公刊という神意を頂き、後者の見方に立って、そこにある神の人間救済の意志を『覚帳』から積極的に読みとることがいえる。

○ 『覚帳』の読み方は様々にできようが、それを決定するのは書かれた意図であり、今日的に言えば教団がどういう読み方を必要とするのか、あるいは信奉者がどのような頂き方をすれば助かるのかという問題の担い方いかんであるだろう。けれども、現段階では、こちらの価値判断を先に立てて読むのではなく、教祖の

生涯を通じて迫ってくるものが、私達の存在をいかに突き崩してくるかという方向で読まれることが望ましいのではないか。

○ 『覚帳』をどう読むかという問題は、『教典』としてどう読むかという問題と、必ずしも『教典』として限定せずに広くどう読むかという二つの問題に分けられるが、教学的に読む場合には、その両方が求められねばならない。そういう問題も含めて、我々が『覚帳』にアプローチする時には、先ず共通の土俵の確認が必要がある。

○ どう読むかという問題は、後々、受け止めたものをどう表現するのかという問題を必ず伴ってくる。例えば、教祖の信仰の独自性を主体的とか革新的とか表現しても、このような思想的表現では、教祖の信仰内実の重要な部分を欠落せしめることは否めない。『覚帳』の出現により、広くそして一般的な形で、しかも教祖の大切な信仰内実を漏らさず表現する、金光教的思想の創出を図ることの重要性が増してきていると受け止めたい。

『覚帳』の果たす役割について

○ 『覚帳』によって、今まで推測にすぎなかったことが証明され、確信をもって事実認識ができるようになった。その一つは、明治五〜六年にかけての教祖の金神社神主という身分がなくなり、

取次の場であった金神社が消滅したという事態についてである。これの原因は、以前は分からなかった。そこで、どうしてそうだったかを他の資料で明らかに推測していた。その点が『覚帳』の公刊によって事実として裏付けられた。もう一つは金神社の存置に関わる問題である。この件もまた、『御覚書』でも御伝記

『金光大神』でも一切触れられていなかった。『覚帳』が出たことでこの点も明らかになり、周囲の人たちの金神社復興の動きと、金光大神の信心を基本としたそれへの願いが、段々ズレて齟齬をきたすようになっていく様子が具体的に克明に知り得るようになった。

○ 「生神」の観念について、これまでは神の媒介者として光り輝くものとのイメージがあったが、『覚帳』によって、泥をかぶり全てを引き受け、自身は苦難の只中に座りきるという、「生神」の側面が浮かび上ってきたように思う。そして、その「生神」の出現と救済の目的は、人間の「生神」化によってもたらされる「神代」の顕現という人類レベルでのものであるということが明らかになってきた。

○ 『覚帳』の出現は、金光教百年の歴史において培われてきた金光教の通念の再点検の契機が与えられたということになるだろう。教祖の信仰が広がり百年の時間を経ると、世俗的な世界と融和し、我々が使用している言葉も世俗的な傾向を帯びてくるとこ

ろがある。特に、普段布教の現場で使われている言葉の中には、このような傾向が認められ、中には生命力を失っている言葉もある。しかも、それさえ使用しておけば話が通ずるという傾向すらみられる。そうしたことは、教祖の信仰内実に通う領域というもの益々狭められていく危険性がある。通念の再点検を通して、日常性の中に埋没してしまっている現在の状況を活性化し、そこに新たな信仰の生命を吹き込む、そういう役割を『覚帳』に期待したい。

○ 『覚帳』が教団に受け止められ、『教典』に収められたからには、何らかの意味において、それが我々の信仰の究極的な拠りどころとなったことになる。その点で、従来は『教典』よりも取次が中心であったが、今後本教信仰の中で『教典』の占める位置が大きくなり、その果たす役割が次第に横索されねばならないことになるであろう。

『覚帳』が問いかけてくるものについて

○ 『覚帳』から、人間の助かり、難儀の深さなどについて問いかけられてくる。人が助からないという紛れもない現実の中で、「人が助かりさえすれば」という意味の重さを感じる。そういう点から、今まで受け止めてきた難儀がなくなつて助かりへという

信仰の構図と、「あいよかけよ」で立ち行くという意味内容が、『覚帳』に触れて改めて問われてきた。また、「末を樂しみ」「辛抱」という言葉についても、一般的倫理や道徳の次元ではなく、新たな信仰の意味がそこに求められねばならないと思われた。

○ 明治九年五月末頃より『覚帳』のみの記述となるが、『御覚書』にない部分を読むと、『覚帳』には具体的な神の姿がみられる。それは、人間の生の有意味・無意味さを同時につかんで歴史性の中に捉えるような神の出現を窺わせるものである。また「心」についても、「安心になるも我が心」と言われ、「安心」という世界が心に立ち現れ、しかもそれが単に実意という範囲にとどまるのでなく、世界を貫いていく「道理」が心に現れてくるというように言われている。以上の点と関わって、神・人の関係及び神名の変遷・確立という点についても見直しが必要となってくる。

○ 『覚帳』の公刊によって、神・教祖・人の三者の関連が混沌としてきた。私の頂いていた神は、自分にとって内在的な神であり、その点で自分とのつながりを持っていた。しかし、『覚帳』によって、その連続性がうばわれ、隔絶した、超越的な神がイメージされてきた。また、教祖像については、これまでとはひとつの人間の範型としてあったが故に、実意丁寧神信心の実践によって、教祖に自分を近づけるという考え方がとれた。ところが、

『覚帳』の出現によって、救済者・神としての教祖が色濃くなつた場合そこにどういふ信仰が出てくるのだろうか。また、「万国に金光大神でき」といふ金光大神と、救済者である生神金光大神とは、どのような関係でとり結ばれるのであろうか、という問題が出てきた。

○ 『覚帳』表現の基軸になっているのは神様である。すなわち『覚帳』は、神的な側面と人間的な側面が並行して出ているのではなく、神の共同体を志向するが故に人間的側面が浮かび上つてくるという構造になっている。その意味で、人間・神・難儀・救済等の個別な問題は、神の共同体の構築という使命の中で考えていくべきである。その点で、これまでの金光大神論、取次論の中で捉えられていたものを吟味検討し、新しい見方を打ち立てていくためにも、神論の中からそれらの問題の問い直しが要求されてくる。

『覚帳』が『教典』の中身として位置付けられたことをめぐって

○ 『覚帳』は、現実に『教典』の中に含まれたが、『教典』としての働きができるような形では十分に咀嚼されていないという意味で特異なものであり、問題性を孕んでいる。しかも研究の歴史が浅く、教祖が『覚帳』を執筆した動機、記そうとした内容、

その居け先等の諸課題が問い切れていない。その『覚帳』を『教典』とすることはどういふことなのか。金光教の発展に寄与するという大きな可能性も秘められていようが、同時に信仰の混乱をもたらすという危険性を感じざるを得ない。

○ 天地金乃神にすがって助かりを求め多くの人々に対して、『覚帳』が救済原理を導き出すことを可能ならしめるものであるならば、『教典』に入れて、多くの人の眼に触れるべく公刊されたことは意義深い。教学研究は、『覚帳』から救済原理を導くための在り方を目指すべきであり、そのためにも、様々な方法や手段を講じて、この問題に取り組まねばならない。

○ 旧教典で問題になったのは、神と皇上との関係であった。また、御伝記『金光大神』が刊行された時、金光様と言うが金神じゃないか、という問題があった。同様に神名についての問題がはっきりしないままに『金光大神覚』が公刊された。そしてやはり今回もその問題についての十分な研究がなされないままに『覚帳』が出された。確かに『御覚書』にない事実が『覚帳』にはある。だが、それら新しいことを教義的に抽象化した場合に、どれ程『御覚書』以上の内容が出てくるのだろうか。『教典』として位置付ける以前に、そうした根本的な問いが落とされている。

○ 『覚帳』を、『教典』の内容として読むことと、それ自体として読むこととは余り違いがないのではないか。なぜなら、『覚

帳」が書物である以上、読み手の関心によって様々な受け取り方が可能であるからである。例えば、『覚帳』のプライベート性の問題は、教内だけが問題にしており、教外では問題にならないのではないかと、と見ることもできる。『覚帳』は、そのプライベート性ゆえに教祖の香り高い人間の味が出ており、そのプライベートな部分にこそ神が出現してくると言ってもいい。また、教祖は紛れもなく世に向かって出たのであり、その意味でも我々は『覚帳』を世に対して閉ざしてはならない。『教典』として『覚帳』が出されたことは、教祖が世に出たこととして捉えればよいのではないかと。

○ 『覚帳』だけが『教典』になったのではなく、『御理解』、『御覚書』、旧教典の内容までを含め、その全てが『教典』として位置付けられたという認識が要る。そうした中で『覚帳』の位置及び役割の究明、さらには『覚帳』の内容を追究することにより、そこから旧教典がどのように批判の対象となり、いかにその問題性を浮上させ得るかという課題も見えてくるのではないかと。○ 旧教典は布教用教典であり、教祖の信心を教条化したものである。従って教祖の信心の、いわば「いいとこ取り」であって、信心を教え中心にした。しかし、果たして教祖の信心に教えと異なるのだろうか。教えを花にたとえると、今度の『教典』の注目すべきところは、その花を咲かせている根の部分である。信仰と

は、手っ取り早い簡便なもののみを求めるのではなく、それが生まれてくる過程の苦勞をも受け取り求めていくものである。そうした課題を担う『教典』として、『覚帳』がそこに収められていると受け取ることがいえるのではないかと。

「お知らせ」の受け取り方をめぐって

○ 『覚帳』では、ふと思うこともすべて「お知らせ」とされているのではないかと。我々もふと思うことはいろいろあるが、それが教祖のところまで、なぜ「お知らせ」とされるのか。この書を通して、我々も始終「お知らせ」を受けているにも拘らず、それを受け取り得ていないのではないかと考えさせられるようになった。○ 『覚帳』には、「お知らせ」がいろいろな形で書かれている。それが、次第に複雑になり、明治六年の布教差し止めのところなどは、何回も書かれている。教祖のところでは、書くという信仰的営為によって問題を捉え直し、そしてまた書くという繰り返しの中で、神様の中身自体が分かってくるということがあったのではないかと。それも、「お知らせ」を頂くことに関係あるのではないかと。

○ 神様の意志が、教祖を通して現れるのが「お知らせ」と言えるが、それは、教祖一人のところまで止めるものなのか、あるいは、

我々のところでも頂げるものなのか。たとえば我々が「お知らせ」を頂げるとしても、『覚帳』に見られるような、教祖が頂いた体系的構造的な「お知らせ」は頂げないと思う。私は、そうした「お知らせ」は、教祖一人のところ止めておきたい。そして、私自身はそこからの信仰の創出を願いたい。

『覚帳』と『御覚書』『御理解集』との関係について

○ 『覚帳』は、教祖の手記の中でも、その占める位置が、極めて重大なものである。教祖の生の姿や、神人の凝縮した信心体験の世界がそこに描かれているからである。『御理解集』や『御覚書』との関係から考えてみるに、「御理解」としての種々な言葉の出所が、『覚帳』の世界に負っていると云っていいように思う。『御覚書』についても同様である。『覚帳』にみられる教祖の神認識、それは非常に混沌としていてわけの分からないうちにも多くあるが、そういうものの中からこそ、本当の言葉が「御理解」として生まれてきているという印象を受ける。

○ 教祖が『覚帳』を書かれたことを神はご存じであった筈であるのに、その上なお、『御覚書』を書くよう命じられたのはなぜか。『御覚書』に記述された「お知らせ」を考えてみる時、神願成就の条件として「承服いたせば」ということがポイントとなっ

ていると思われる。「承服」とは、従うか否かの選択ではない。だから、『覚帳』は決断の書であると位置付け得る。『覚帳』が書かれた本当の意味は、なぜ神が『御覚書』を書かせられたかが分かれば逆照射されてくるのではないか。

○ 『御理解集』は人々に語り示されたものであるが、「お知らせ」と無関係ではない。「お知らせ」が、それを聞き受けるものに受けとられた時、それが「御理解」となるのではないか。その意味で、『御理解集』は、「お知らせ」が何であるかを見極める入口である。

教学研究に関わって

○ 『覚帳』に対する態度は、結局『覚帳』の性格をどのように受けとめるかに関わる問題である。そして『覚帳』が教学に馴染むか否かの問題は、教学として馴染む方法論の確立が見いだせるかどうか大きな鍵となる。その間、例えば構造主義、現象学、文献学等、様々な方法を用いて『覚帳』を読むという営みが進められていくであろう。しかし、教学研究は、自分の信仰を問うという信仰的営みを離れては成り立たないものである。一般諸学問の方法を援用する時、信仰的教學主体の実存が、今まで以上に問われることになろう。

○ 研究者が『覚帳』に向かう態度として、『覚帳』の一語一語から神・金光大神の火花を感じる必要がある。しかし、そうはいながらその火花というのはあくまで火花であって、それが神そのもの、金光大神そのものというわけではない。神・金光大神は、永遠に姿を現されないといいだろ。そういう矛盾をかかえながら研究者は、神や金光大神が書いたものから火花を感じ、そのことを通じて神や金光大神の願いを感じていくという努力を続けていかねばならない。

○ 『覚帳』は、教祖の周辺者研究という課題から、広い意味で教団史研究に結びつく。その点で、周辺者によって認識されていた教祖が何であったのかが明確になれば、教団史及び教師論に衝撃を与えることができると思う。また、初代白神師等の名前が具体的に記述されているなど、今日まで知られなかった原始教団形成期の実態を追究することを可能にしてくれている。

○ 神と教祖は二つにして一つであり、そこから教祖が神の「身代わり」に立たれるということになる。このような神と教祖との関係には、神秘主義的なものを感じられる。そういうところからみると、『覚帳』は密教的なるものへの促しの書と読めなくもない。研究的にも今後そのような面への踏み込みが望まれる。

○ 以上、発表・討議内容についての要旨を記した。最後に今回の

研究会の意味を明確にするために、本会の成果と今後に残された課題の整理をしておく。

先にも記したように、本会は教祖百年を期して公刊された『教典』所収の『覚帳』を対象に、「『覚帳』をどう読むか」というテーマをめぐる発表・討議を主な内容として開催した。『覚帳』については、昭和五十一年十一月、本所が本部当局から解読作業を委託され、作業の必要上においての調査研究を進めてきたという経緯はあるが、未だ本所として『覚帳』研究を本格的に可能ならしめる明確な視点及び課題を見いだし得ていない。また、『覚帳』が『教典』として位置付けられたことが教学研究にどのような意味を与え、働きをもたらすかという点についても十分に問われていない。そこで本会においては、教内の各面各層から『覚帳』の読み方に関わる多種多様な意見を求めつつ、そうした本所の現状を確認し、今後の『覚帳』研究の可能性を探るとともに、教義的諸課題探究の上に示唆を得るといった願いに基づいて開催し、この点で少なからぬ成果を収めることができた。とりわけ、公開間もない段階にもかかわらず、所外出席者から様々な問題提起を受け、今後の研究の方向性を見定める上で大いに刺激を与えられたことは意義深い。それだけに、『覚帳』研究推進にとって果たすべき本所の責務の重大性が痛感させられた。発表・討議を通じて教学研究に求められた意見は、救済原理の創出、生

神金光大神社を基とする共同体論の構築、「神代」の意味解明と社会変革の視点の模索、「お知らせ」の構造解明、さらには、『覚帳』が『教典』に収められた意味の探究等多岐にわたるものであった。どれ一つとっても大きく重い課題ではあるが、先ず何よりも、あらゆる角度からの『覚帳』の性格解明のための試みと、それを可能ならしめるための方法論の模索、基礎的作業の蓄積への努力が求められることになる。そして、どこまで本所がこれらの課題を引き受けることができるかという問題は、一にかかって我々研究者がこれらの課題への教学的視座・視点を持ち得るか否かに負っていると確認したい。その意味で、『覚帳』研究の基本的な態度として、『覚帳』の一語一語から火花を感じよとの厳しい指摘を忘れないようにしたいと思うのである。

彙報

— 昭和五八・一・一〜昭和五八・一二・三一 —

昭和五十八年度の業務概要……………	一九七頁
研究題目の認定……………	一九八頁
研究講座……………	一九八頁
資料の収集・整理……………	二〇〇頁
研究発表会……………	二〇二頁
教学研究会……………	二〇二頁
『教学叢書』の編集……………	二〇三頁
教学に関する懇談会……………	二〇三頁
各種会合への出席……………	二〇四頁
研究生……………	二〇四頁
評議員……………	二〇五頁
『お知らせ事覚帳』を読む会……………	二〇六頁
嘱託・研究員……………	二〇六頁
人事異動……………	二〇六頁
学院生の研修・その他……………	二〇七頁

昭和五十八年度の業務概要

本所は、本教研究機関としての諸般の業務の円滑な遂行を願ひ、研究・運営両面にわたつて、より本来的な在り方を求めつつ、その歩みを進めてきている。そうした中で、昭和五十七年度から、新たに研究講座体制をしき、併せて所員の研究題目認定を実施して、共同研究の態勢を整え、研究活動の拡充を図ってきた。昭和五十八年度は、五十七年度にとり進めてきたところを、さらに充実させるべく次の三点を運営上の方針として、諸般の業務を行った。

- (1) 研究講座の充実と、講座間の有機的関連の確立をはかる。
- (2) 研究講座における、助手・研究生の育成方途を明らかにし、所員・助手・研究生の研究関係を明確にする。
- (3) 全所的観点からの資料の管理・検索システムの検討を行い、講座制にふさわしいその在り方を求める。

(1)・(2)については、第Ⅰ講座に新たに金光大神関係資料講読、哲学文献講読を設けて、助手を中心に自主的に実施し、第ⅢⅤ講座においては、新たに認定された研究題目を追究して行くにふさわしい講座メンバーへの編成替えを行い、その実が挙がるよう態勢を整えた。また、研究生実習カリキュラムの構想を通して、研究者育成の方途をより明らかにすることに努めた。

(3)については、資料委員会を中心に、資料の管理・運用のより本来的な在り方を求めて審議を重ねつつ、資料目録の作成・コンピュータへの入力、資料の複写・整理等の業務を進めている。また、本部総合庁舎の完成に伴い、本所資料の一部を教団書庫（仮称）本所所蔵コーナーへ移動した。

このほか、教祖百年大祭時に刊行された新教典をめぐる、「お知らせ事覚帳」をどう読むか」をテーマに教学研究会を開催し、広く教内に意見を求めると共に、教学に関する懇談会を開催して、本所教学の現状を確認し、今後向かうべき方向と役割を問うた。

研究題目の認定

本年度は、八名の所員による認定願提出に基づいて、四月十五日、以下の研究題目が認定された。

・ 神道金光教会時代に布教を開始した先覚諸師について

藤尾節昭

・ 小野家文書の目録作成

金光和道

・ 『金光大神覚』『お知らせ事覚帳』のテキスト研究

早川公明

・ 「立教神伝」解釈の教団論的展開について

——高橋正雄における信仰的自覚の確立と展開(三)——

佐藤光俊

・ 金光大神理解研究——「食」に関する教義——

岩本徳雄

・ 教典の成立に伴う伝承上の諸問題とその意味についての研究

——「神誠」「神訓」を素材に——

藤井喜代秀

・ 手続関係と教団体制

——昭和二十九年教規にみられる教団体制について——

西川太

・ 資料検索の技術開発(二)

堤光昭

研究講座

四月二十日をもって、本年度の研究講座を発足せしめ、以下の通り実施した。

一、第I講座

(1) 教学論総論——担当者、所長・部長・嘱託

(2) 嘱託小集会に際して、以下の講義を実施した。

・ 「日本における陰陽道の歴史と金光大神」荒木美智雄

(7・20)

・ 「教学研究の社会性について」山崎達彦(7・21)

(2) 研究生を対象として、本所の機構や活動内容に関する講義、

資料概論、新教典編纂に関わった講義を各一回、教学研究

究の概論的講義を二回実施した。

(2) 教学論各論

(イ) 原典講読——担当者、所長

「金光大神御理解集」をテキストとして、助手相互の通読を主とした講読会を一五回実施した。

(ロ) 資料解読——担当者、金光

毛筆によるくずし字の解読を旨指して、「お知らせ事覚帳」、小野家資料等をテキストとし、七回実施した。なお、所外実習として中嶋家・小幡家の墓地調査を行った。

(ハ) 原書ゼミ——担当者、所長

英訳『金光大神』をテキストとして、講読会を五回実施した。

(ニ) 金光大神関係資料講読——担当者、藤井潔

『永代御用記』（安政五年～元治元年）をテキストとして、講読会を二〇回実施した。

(3) 文献講読

(イ) 坂本ゼミ——担当者、西川・坂本（囑託）

松沢弘陽著「キリスト教と知識人」（『岩波講座 日本歴史』第十六巻）、色川大吉著「日本ナショナリズム論」（『岩波講座 日本歴史』第十七巻）、および有賀喜左衛門著「同族団と親族の理論」

をテキストとして、講読会を三回実施した。

(ロ) 哲学文献講読——担当者、藤井潔

フッサール著『現象学の理念』をテキストとして、助手相互の通読を主とした講読会を四回実施した。なお、講読会に先立って、現象学の基礎的概念についての学習会を二回実施した。

二、第Ⅱ講座

(1) 原典ゼミ——担当者、早川

『金光大神覚』に関する従来の研究成果を整理し、関係資料の確認作業を行うとともに、討議を通して新たな問題点の発掘究明を行っていく、との趣旨のもとに九回実施した。その内容を収録し、漸次文字化をとりすすめている。なお、囑託高橋一邦・竹部教雄が本講座に出席し、討議に加わった。

(2) 原典ゼミ2——担当者、金光

『お知らせ事覚帳』の通読を主たる願いとして、一〇回実施し、本年度をもって読了した。諸資料と対照させながら内容的な検討を行い、問題点を抽出して記録に留めた。なお、囑託高橋一邦・竹部教雄・畑愷が本講座に出席し、討議に加わった。

(3) 教団史資料ゼミ——担当者、藤尾

戦後の教団史の課題を明らかにするについては、その基礎的な資料が余りにも少ないとの確認に立ち、来年度の「教団史

に関する懇談会」の資料作成もかねて、戦後資料の所在確認・収集・整理を中心に九回行った。また、前年度に引き続き教団史関係資料（大正期資料）の項目別分類を五回行った。

三、第Ⅲ講座（教養部門）

(1) 早川講座

研究題目を追究すべく、五回開設した。また、助手松沢光明の研究課題の明確化をはかって、三回の講座を開設した。

(2) 岩本講座

研究題目を追究すべく、六回開設した。

四、第Ⅳ講座（歴史部門）

(1) 藤尾講座

研究題目を追究すべく、八回開設した。

(2) 佐藤講座

研究題目を追究すべく、関係資料の講読・整理を進めた。

(3) 藤井喜講座

研究題目を追究すべく、五回開設した。

(4) 西川講座

研究題目を追究すべく、六回開催し、教制審議会関係資料の整理・解題を行った。

五、第Ⅴ講座（資料部門）

(1) 金光講座

小野家資料の整理・分類・目録作成を目指して、コンピュータに当該資料約二五〇〇点の入力を行った。

(2) 堤講座

研究題目を追究すべく、六回開設した。

資料の収集・整理

資料室を中心として、左の業務を行った。

一、資料調査・収集

(1) 教制審議会関係資料の収集（6・1）二名 本部教庁

(2) 近畿布教史編集室からの資料収集（7・20、12・6）三名 近畿布教史編集室

(3) 本部教庁保管資料に関する調査（8・2）七名 本部教庁

(4) 「舛屋弥吉」に関する資料調査（9・12）三名 芸備教会・土肥家

(5) 教務所長会議関係資料並びに東京出張所関係資料の収集（9

・20）二名 本部教庁

(6) 寛場松一氏所蔵「神号御書附」に関する資料収集（9・29）三名 本所

(7) 『お知らせ事覚帳』人物・地名に関する資料調査（11・10）二名 岡山県立図書館、岡山市立中央図書館

二、資料管理

(1)資料の管理

(イ)諸資料の効果的な処理・検索をはかるため、次の資料をコンピュータに入力した。

。奉修所資料

。布教史関係資料（北海道教区・中国教区）

(ロ)資料原簿作成

本所全資料についての資料原簿を作成するべく、その記載

事項の検討を行った。

(2)資料の複写

(イ)儀式服制等審議会資料

(ロ)教制審議会関係資料

(ハ)教内図書類

(ニ)各講座関係資料

(ホ)各主査関係資料

(ヘ)研究上必要となった資料

(ト)典籍編修室関係資料

(3)資料の整理

(イ)金光大神関係資料

。新たに追加された資料一六点をカード化し、撮影した写真を整理した。

。紀要「金光教学」に使用された資料の索引を作成した。

(ロ)小野家資料

。『永世御用記』（明治四年八月～明治五年六月）を紀要に掲載した。なお、小野家文書の紀要掲載は、本号をもって打ち切った。

(ハ)教団史関係資料

。布教史資料の項目別分類を囑託山田実雄を中心として行った。

。儀式服制等審議会関係資料、所長会議記録の整理および教団史関係資料（天正期資料）の項目別分類を教団史資料ゼミにおいて行った。

。高橋正雄師関係資料（書類関係）の整理および目録作成を行った。

(ニ)録音テープ

。本所所蔵テープの整理を行い、目録を作成した。

(4)図書の整理・保管

(イ)図書のパンチカード作業

(ロ)所在不明図書の確認

(ハ)教内図書（五〇頁以下）のファイル保管

(ニ)破損図書の複写・補修

なお、図書室を効果的に利用するため、手動式移動書架を

設置した。

(5) 雑誌の整理

雑誌の存廃基準に基づき、雑誌処分目録を作成の上、④五十四年から五十六年のもの、⑤五十四年以前の未整理分について処分した。

(6) 資料の整理・保管

本部総合庁舎完成に伴い本所所蔵資料の一部並びに祭場資料庫保管資料を教団書庫(仮称)の本所所蔵コーナーへ移動した。

三、資料委員会

講座制の下での資料室の在り方を求めて、現状の問題、および対策について検討を行うため、委員会を七回開いた。審議の結果、確認された内容の主なもの、次のとおりである。

(1) 本所資料の目録化

本所全資料を掌握し、研究に供し得るために、全資料の目録を早急に完備する。

(2) コンピュータへの入力

未入力資料の入力を急ぐとともに、有効な入力形態の検討を行い、今後漢字処理システムの導入をはかる。

(3) 資料の複写

年間計画に基づいて複写を行い、製本作業の合理化をはかる。

研究発表会

研究活動の過程で、他の立場からの示唆、批判をうけて、研究の関連を相互に確かめあい、各自の研究が充実し促進することを願って、以下の通りに実施した。

○『お知らせ事覚帳』の起筆時点に関する考察

藤井 潔 7・26

○佐藤範雄における、「昭和九・十年事件」の意味の解明を目指して

上坂隆雄 9・14

○公認教団設立の布教史的意味を求めて(一)

——金神の布教と世話方の役割——

渡辺順一 9・17

○今後の研究方向を模索して

岡成敏正 9・17

○「先祖まつり」の意味をたずねて

松沢光明 12・6

教 学 研 究 会

第二十四回教学研究会 (S 58・12・16) 17

日程

第一日

(1) 発表Ⅰ 井手美知雄、田中元雄、山根清志、藤原隆夫

(2) 発表Ⅱ 和泉正一、北林宣彦

(3) 分団討議

(4) 分団討議についての報告 藤井潔、松沢光明、渡辺順一

第二日

(1) 発表Ⅲ 早川公明、金光和道

(2) 発表Ⅳ 荒木美智雄、姫野教善

(3) パネル討議Ⅰ

発題者 山崎達彦

パネラー 山根清志、和泉正一、井手美知雄、荒木美智雄、

山崎達彦、早川公明

(4) パネル討議Ⅱ (全体討議)

(5) 総括発表 瀬戸美喜雄

『教学叢書』の編集

本叢書は、紀要論文以外の形で教学の営みの内容を発表し、より積極的に教内外の批判、指教を受けることを願いとされている。

本年度は、昨年度に引き続いて、その第三巻を刊行するべく、

企画・立案を進めた。

教学に関する懇談会

本所では、機関としての基本的性格をはじめとして、今日の教団状況とのかかわりで教学研究のかかえている諸問題を検討していくことを願いとして、教学に関する懇談会を時々開催している。第六回教学に関する懇談会は七月十三日、「教学の現在を語る」というテーマのもとに、かつての教学研究所職員の参加を得て開催した。午前中は早川公明部長が「現在の教学研究所について」と題して、現在までの本所の研究・運営体制の経緯、現在の研究活動、今後の計画等についての発表を行った。続いての懇談では、現在の教団における教学の役割とその本来的な在り方、教学研究所と他機関との関係、今日教内で手がけられている地方布教史編纂活動とそれに対する教学研究所の関わり方等について活発な意見が出された。

午後は、まず浅野善雄氏が「新教典刊行後の諸課題について」と題して発表を行い、新教典刊行後に予想される教团的・教義的課題、今後の教学研究所に期待される役割・業務等について問題提起を行った。続いての懇談も、「教学研究に望むもの」をテーマとして進め、新教典の刊行と内容がもたらす信仰上・布教上の

意義・問題、今後の取り組みが期待される研究課題等について話し合った。

なお、出席者は、橋本真雄、藤井記念雄、米本鎮雄、和田威智雄、岡勝繁、西村文敏、寺本二千昭、真鍋司郎、浅野善雄、本所職員であった。

各種会合への出席

(1)学会

- 岡山民俗学会(2・20)三名
- 歴史学研究会(5・21~22)三名
- 日本民俗学会(10・1~3)二名
- 日本宗教学会(10・8~10)二名
- 日本史研究会(11・19~20)二名

(2)教内会合

- 金光教講演集会(丸亀会場2・20、大阪会場2・27、名古屋会場3・6、香吉・甘木会場3・13、彦根会場3・27)各二名、(霊地会場3・4)全職員
- 金光教平和祈願広島集会(7・24)一名
- 布教史研究連絡協議会(12・5~6)三名

(3)その他

- 国学院大学創立百年記念公開講演会(1・9)二名

- 南山宗教学文化研究所シンポジウム(3・16~18)二名
- 山陽オフィスオートメーション機器展(6・2)二名
- 宗教対話のつどい(10・16)二名
- NCC(日本キリスト教協議会)夏期研修ゼミナール(11・14~16)二名

現代における宗教の役割研究会(12・26~27)一名

研 究 生

本年度は、一般公募の研究生については、応募者がなかった。また、「金光教研修生」課程終了後の研究生(職員待遇)については、左記の三名が十一月から三月末日までの五か月間委嘱され、実習を行った。

橋本美智子(伏見教念、小関照雄(新田教念)、竹部弘(姫路西教念)実習の概要(年度を跨るが、併せてここに掲載する。)

(1) レポート

(イ)文献解題

研究生の問題関心に応じて文献を選択し、文献解題レポートを四回提出した。

(ロ)実習報告

実習期間を総括して左記のような内容の実習報告レポート

を五十九年三月に提出した。

○橋本美智子

これまでの自己の関心を振り返る中で浮上した、集団と個との問題性を問うことを通して、自らの研究関心の闡明に努めた。

○小関照雄

「主体性をめぐって」をテーマとして、自己のこれまでの問題関心を吟味・検討し、今後の研究のあり方を模索した。

○竹部 弘

自己の問題関心を明確にする為に、金光大神における「めぐり」の観念を諸種の資料の中に探り、問題点の抽出を試みた。

(2) 講座実習

教学研究の基礎的素養を培うために、第1講座「教学論総論」「教学論各論」「文献講読」の各講座に参画した。

(3) 資料実習

資料の意味を把握し本所における資料の収集・整理・保管の技術および取り扱い方法について理解を深めるべく、作業実習を行った。

(4) その他

所内各種会合、ならびに儀式事務御用奉仕、所内各種行事の

運営事務に従事した。

評 員

本所の運営は、本教の総合的な教学研究機関としての性格上、教務教政から直接の影響を受けてはならない。しかし、またその半面、教団の機関である以上、教務教政の立場から、全教に対して十分に責任を負い得るものでなくてはならない。

評議員制度は、このような特質を持つ本所の運営が、適切に進められるために、重要事項を全教的視点から評議し、吟味検討することを目的として設置されているものである。

本年度は、評議員会を二回、以下の如く開催した。

(1)第三十五回 (S.58・3・17/18)

議題 (イ)昭和五十七年度研究報告について

(ロ)新教典刊行と本所の体制について

(2)第三十六回 (S.58・9・27/3)

議題 (イ)昭和五十九年度の方針並びに計画案及び経費予定に

ついて

(ロ)その他

○

第三十五回では、昭和五十七年度の研究報告の概要について報

告を行ったのち、以下の諸点について審議を行った。(1)教団史研究における研究者の歴史観の不鮮明さからくる問題性について(2)研究論文が一つの仮説に基づいて展開される場合の問題性について(3)研究者育成の方途と新たな研究課題発掘の問題性について(4)『お知らせ事覚帳』に関する研究の今後について(5)新教典刊行と本所の体制について(1)『覚帳』を読む会』の開催を通して、新教典に関する幅広い問題点の発掘と研究内容の蓄積に専念することについて(2)新教典刊行に伴う出講要請と本所の対応について。

なお出席者は、竹部教雄、田淵徳行、大久保義隆、森定斎（欠席 知斎、高阪松太郎）の各評議員と、所長以下七名の職員であった。

○

第三十六回の審議の主な点は、(1)昭和五十九年度における本所諸般の営みを進める上での三本の柱、(イ)研究講座の充実と研究構想の明確化(ロ)教典に関する基礎資料の編纂(ハ)研究者の育成方途の明確化と充実について(2)本所資料保管の現状と今後及びその公開性について(3)講座体制にふさわしい嘱託・研究員制度の在り方について(4)研究生制度の現状と今後の在り方について(5)本所施設の将来構想について、等であった。これらの諸点に併せ、経費についても質疑が交わされ、昭和五十九年度の方針並びに計画案及び経費予定案について了承を得た。

なお、出席者は、竹部教雄、田淵徳行、大久保義隆、森定斎、高阪松太郎（欠席 知斎）の各評議員と、所長以下七名の職員であった。

『お知らせ事覚帳』を読む会

『覚帳』について、様々な立場から多角的な読み方がなされ、幅広い視点からの問題提起を得ることを願って、霊地機関職員等約五〇名による輪読会を、三月から九月までの間一二回開催した。

嘱託・研究員

嘱託・研究員は、紀要論文の執筆、各研究講座及び第二十四回教学研究会、第六回教学に関する懇談会、第十五回紀要掲載論文検討会への出席を通じて、本所の業務に参画した。また、学界関係の嘱託の出席を求めて嘱託小集会（7・20）を開催し、研究講座への嘱託の参画方、教学研究の課題等について協議した。

人事異動

職員

	任部長	佐藤 光俊 (11・1)
	助手	青木 豊 (4・1)
	同	岡成 敏正 (4・1)
	幹事	岩本 徳雄 (11・1)
	事務長	下沢 吉彦 (12・21)
	書記	宮崎美代子 (5・1)
	同	荒谷真知子 (5・1)
免	部長	高橋行地郎 (4・15)
	幹事	佐藤 光俊 (10・31)
	事務長	佐藤 豊 (12・20)
	書記	井村美津子 (4・20)
	同	加藤 美景 (8・31)

研究生

委	橋本美智子 (11・1)
	小関 照雄 (11・1)
	竹部 弘 (11・1)

評議員

任	森定 斎 (11・1) 再任
	田淵 德行 (11・20) 再任
免	竹部 教雄 (10・30) 任期満了

本所関係者 (昭58・12・31現在)

職員二〇名 (所長1部長3幹事1所員4助手7事務長1主事1書記2)
 研究生三名 嘱託一名 研究員五名 評議員五名

学院生の研修・その他

昭和五十一年度以来、学院後期研修実習科目の一つとして教学コースが設定され、本所において研修がなされてきたが、本年度より、コース別研修の見直しが行われ、教学コースの研修は学院において行われることとなった。学院からの協力方要請に従い、本所からは、以下の職員がその任にあたった。(年度を跨るが、併せてここに掲載する。s.59・1・23~2・8)

(1) 講話「信心と教学」

福嶋義次、金光和道、藤井喜代秀、西川太

(2) 資料実習 (本所において実施)

堤 光昭

(3) 輪読会

早川公明、佐藤光俊、金光和道、岩本徳雄、藤井潔、上坂隆雄、松沢光明、渡辺順一、青木豊、岡成敏正

(4) レポート検討

藤尾節昭、早川公明、佐藤光俊、岩本徳雄、金光和道、藤井喜

代秀、西川太、藤井潔、上坂隆雄、松沢光明、渡辺順一、青木豊、岡成敏正

昭和五十六年度以来、教監通牒をもって本部教庁に金光教研修生制度が設置され、このことに伴って本部各機関に対して、講師、指導員及び幹事としての協力方の要請があり、本所からは研修期間中（S 58・5・7、S 58・10・31）以下の職員がその任にあたった。

(1) 講師

藤井喜代秀 総論「教学研究所」（S 58・5・11）

岩本 徳雄 各論「教学の歴史」（S 58・5・23）

(2) 指導員

金光和道、岩本徳雄、藤井喜代秀、堤光昭、西川太、藤井潔、

上坂隆雄

(3) 幹事

佐藤豊、松沢光明

○ なお、八月十八日から三十日まで本所において機関研修が行われた。（詳細は教報S 58・12月号に掲載）

○ 海外研修生松井シル奈津子（サンフランシスコ教会在籍教徒）は、九月八日から十二月十日まで、本所において研修を行った。同リチャード・グレンジは、十一月一日から、五十九年三月三十日まで

の予定で、本部教庁・学院での研修に併せて、本所において新教典の翻訳を主にした研修を行っている。

○ 本年度中に本所を訪れた学界関係者は、以下のとおりである。

○ 稲田博己（倫理研究所研究部長） 4・18

○ 安西邦夫（早稲田大学助教授） 5・2

○ ウイリス・ステイス（北米オハイオ州立ライトステイト大学準教授・岡山理科大学特別研究員） 6・10、7・5、7・26

○ 大月史嗣（岡山理科大学国際交流局） 6・10

○ 広田昌希（岡山大学文学部助教授） 8・9

○ ゴールドン・コーフマン（ハーバード大学神学部教授・同志社大学客員教授） 夫妻、竹中正夫（同志社大学神学部教授） 10・16

○ 小沢浩（富山医科薬科大学助教授） 10・26

金光教学第二十三号正誤表

207	194	107	45	22	21	頁
下 上					上	段
3	8	8	8	△ 5	△ 2	行
表・書付・ 白		教祖及びその近親者		Scriber's 明治五年旧五月 が高額であるか		誤
告。書体。 発。		親者 教祖及びその家族の近		Scriber's 明治五年五月 がいかに高額であるか		正

昭和59年 9月20日印刷

昭和59年 9月25日発行

金光教学第24号

編集・金光教教学研究 所

印刷・(株)玉島活版 所

発行・金光教教学研究 所

岡山県浅口郡金光町

落丁・乱丁本はお取替致しますので、金光教教学研究 所
までお送り下さい。

発刊に当って

このたび、当研究所紀要「金光教学」を刊行して、毎年一回、当所における研究の内容及び行事の概要を発表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによって広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のごきを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光教学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、撰取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととて、い多少しく陣容もとのい、内容も充実するをまって実施するを可として、こんにちに至った。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の蒐集、研究者の養成等、総してなお準備的段階にあるのであって、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいへないが、こんにちはこんにちとして現況を報告することも、決して意義なしとしない。否、むしろこの段階においてこそ、一入肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりをもち、絶えず当所のごきに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髄を組織的体系的に把握しゆくことを、念願するが故である。

由来、一般に宗教にあつては、教学研究と信仰の実践とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互に他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時ややその感なしとしないのではあるまいか。もし然りとすれば、それは、教学的研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、教学的研究が、現実の信仰体験から浮き上って、いたずらに抽象的論議に走っているからであろうか、それとも、信仰の実践が、現代の切実困難な問題に取組む勇気を失って、単なる気分的神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるがためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の教学的研究が陥り易い弊を見て、直に本教教学もまたしかりときめつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならぬところである。

教学は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基盤は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、教学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な教学体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教学たるの意義を失るものである。他面また、なんらの教学的反省、整理をともしない信仰は、如何ほど熱烈であろうとも単に偏狭な独善の信念であるにとどまり、その信心生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してさようなものではなかった。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわれはそこに、烈烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともに、つねにそれが反省吟味せられつつ、不斷に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教学を追求し、もって道理に合うた信心の展開に資するところあらんことを願いとする。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの念願実現の上に役立つであろうことを、期待するものである。

幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に「金光教学」の名を冠するゆえんは、かつて、金光教学院研究部の編集にかかる教学雑誌「金光教学」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教学の振興に貢献するところ、多大であったことを思うてのこともであることを、附記しておく。（昭和33年3月1日・金光教学研究所所长 大淵 千 仞）

JOURNAL OF THE KONKOKYO RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by
Konkokyo Research Institute
Konko, Okayama, Japan
1984
No. 24

CONTENTS

SETSUAKI FUJIO

- A Preliminary Essay on Propagation History (3)
— On Propagation and Teritorial Rivalry..... 1

TOKUO IWAMOTO

- Konko Daijin's Teachings on Food and Diet.....30

KIYOSHI FUJII

- A Reflection on the Time of the Beginning of the
Writing of Konko Daijin's "Oshirase-Goto Oboe-Cho"
(A Research Note)62

TAKAO UESAKA

- The "Showa 9-10" Affair and Norio Sato — Issues
Observed in the Diary of Norio Sato
(A Research Note)95

- Collected Materials: Facts of Konko Daijin's Life and Events (1)... 145
A Brief Outline of Research Papers Submitted by the Staff of
Konkokyo Research Institute for the Year 1983167
The Summary of the Records of the Meeting for the Critique of
Papers Contributed to the Previous Edition.....174
The Summarized Record of the 24th Research Seminar178
A List of Activities of the Konkokyo Research Institute
in the year 1983.....197